

第五章 近世の芦屋

第一節 近世芦屋の成立と幕藩体制下の領主

織田信長と摂津

永祿三年（一五六〇）、芦屋庄の百姓がことごとく逃散して抵抗した山論は、全面的勝利となつて終結した（三〇八頁）。この年、東海地方では、尾張の織田信長が駿河・遠江・三河に威をふるう今川義元を桶狭間に奇襲し、一躍勇名を天下にとどろかしていた。以来、信長の天下統一へのあゆみは急速に進みはじめた。ついに永祿十一年九月、信長は足利義昭を奉じて京都に入り、畿内征圧に乗りだした。

このころ畿内では、三好長慶の部将であつた阿波の三好三人衆（三好長逸・三好政康・岩成友通）が、松永久秀を抑えて摂津・河内をにぎり、各地に進出して勢力をはつていた。長慶の権臣松永久秀は奈良に豪華な多聞城をきずき、京都をもにぎつていたが、いまや三人衆は久秀と京都を奪いあつていたのである。三人衆はこの二月に足利義栄を將軍に擁立し、これを摂津の富田城におき、山城の勝竜寺城に岩成友通、摂津の芥川城に三好長逸と同じく越水城・滝山城に篠原長房が拠り、河内の飯盛城・高屋城などもみな三人衆たちの支配下にあつた。信長が入京すると、久秀はただちに質を送つて帰順したが、三人衆たちは信長に対抗しようとした。しかし、信長の敏速な行動は、たちまちのうちにこれら諸城を攻め落として三人衆らを阿波に追い、義昭を將軍に押し立てた。

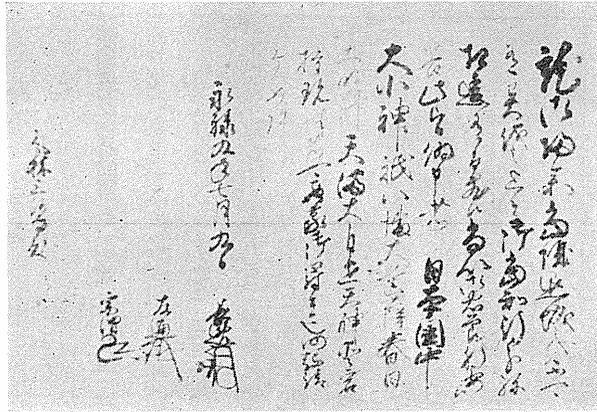


図158 三好三人衆誓約状（豊中市今西春定文書）

摂津の国衆、伊丹の伊丹親興、池田の池田勝正かつまさらも降伏・帰順し、芥川城に入った和田惟政これまさとともに、摂津三守護に取り立てられた。信長は入京後一か月にも足りない間に、山城・摂津・河内・大和のいちおうの平定に成功したのである。

しかし、信長は京都で安穩の目を過すわけにはいかなかった。東奔西走、各地に転戦して、なお統一の歩を進めなければならなかった。その虚をついて、三好三人衆がしばしば巻きかえしをはかり、摂津を騒がせている。三人衆は石山本願寺と手をむすんで信長に敵対したのである。信長の敵は戦国大名ではなかった。石山本願寺や、その指導下にある各地の一向一揆勢力との戦いは、天正八年（一五八〇）まで一一年間もつづき、信長の天下統一をさまたげるものとなるのである。

この間、西摂では、国衆池田勝正の家臣であった荒木村重むらじけが、池田氏一族の内紛とともに抬頭してきた。信長と三好三人衆とがほぼ互角の勢いであったため、その間にはさまざまに分裂したのである。元龜二年（一五七二）、荒木村重らは、勝正を助ける和田惟政を攻め、これを敗死させた。天正元年（一五七三）、將軍義昭が本願寺や三好三人衆らと通謀して信長に反する

と、村重は今度は信長に味方して、摂津の守護に起用された。村重は摂津一円を支配する大名に一躍成り上がったのである。翌二年には信長の命をうけて伊丹城を攻め、伊丹親興や池田勝正を征服し、伊丹城を有岡城と改めて居城とした。

かくて村重は、信長の本願寺攻めに活躍していたが、天正六年十一月、ついに信長に反旗をひるがえして本願寺と手をにぎるにいたった。その布陣は、茨木城に從弟中川清秀きよひで、兵庫花隈城に從兄荒木村正、有馬郡三田城に荒木重堅、能勢郡能勢に能勢十郎、西成郡大和田城に阿部仁右衛門、尼崎城に嫡子村次むらじを配し、本願寺や毛利氏の支援を頼んで信長に対抗したのである。この反乱は信長にとって大きな危機であった。信長は十一月九日、みずから追討軍をひきいて山崎に出陣し、まず村里に通じた高槻城の高山右近うこんを説得して帰順させた。ついで有岡城の攻撃をはじめたが、その二十四目には茨木城の中川清秀を説いて帰順させた。二十七日には、兵庫花隈城の攻撃のため滝川一益・丹羽長秀にわながひでらの信長軍が進出した。このとき「西宮・いはら住吉・あしやの里・雀松原・ミかけの宿・滝山辺、所々放火候て生田森に陣取」(原本信長記)し、兵庫へ進んだという。十二月二日、大和田城の阿部



図159 荒木村重花押

仁右衛門が寝返つて城がおちた。四日には信長は塚口に陣し、八日にはみずから有岡城を攻めている。激戦がくりかえされたが、有岡城は落ちなかった。信長もついに包圍持久戦法をとることにした。

村重の籠城は年を越えて七年九月まで一〇か月もつづいた。九月二日村重はわずか数人をつれて囲みを脱し、尼崎城へ入った。十一月有岡城



図160 有岡城跡（伊丹市）

は落ち、十二月村重は尼崎からのがれて花隈城に入った。しかし、池田信輝のぶてる父子の軍勢に攻められ、ついに村重は海上にのがれ、毛利氏のもとに走った。八年七月、花隈城も陥落し、村重の乱も終結するにいたった。

村重の乱の終息とともに、信長と石山本願寺との講和も進んだ。八年四月には顕如けんじよが石山を退去して紀州雑賀さいがに移り、新門しんもん教如きょうじよらがなお石山にとどまって信長との戦いをつづけたが、八月ついに和して退城するにいたった。一〇年もつづいた本願寺の抵抗も終結し、畿内はすっかり信長に服したのである。

かくて八月、信長は戦功あつた池田信輝父子に摂津国の大半約一二万石を与えた。池田信輝は、摂津の国衆の池田氏ではなく、信長の乳兄弟であり、のちの備前岡山藩祖である。信輝は大阪石山城を預つて居城し、嫡子ちやくし之助むすけ（元助もとすけ）は伊丹に、その弟輝政は尼崎あまがさきに居城して、父子三人で摂津を支配することとなった。芦屋地方もその支配下となったのである。天正十年六月本能寺の変ほんのうじがおこり信長が死んだのちも変動なく、池田氏の摂津領有は十一年五月までひきつづいたのである。

芦屋地方では、このころ芦屋庄と本庄との山論が再燃している。信長没後の政情不安を機としておこったものであろう。くわしい内容はわからないが、天正十年十二月十二日付の池田紀伊守忠勝たなかの裁許状写しが残っている（吉田善人文書。紀伊守忠勝は之助をさすのであろう。）。先の弘治三年（一五五七）の三好長康の裁許に従って、本庄の押領をとどめ、芦屋庄が前々のごとく進退すべき旨の裁許状を芦屋庄の名主・百姓中に与えているのである。

豊臣秀吉と摂津・芦屋地方

天正十年（一五八二）六月二日、本能寺の変がおこって信長が明智光秀に殺さ

れたとき、秀吉は中国平定の軍をすすめて毛利輝元てるもとの属城備中高松城びつちゅうたかまつを攻撃中であつた。秀吉は、その変報を受けると、ただちに輝元と和を講じて居城の姫路にもどり、さらにいそいで兵を進めて、十三日には山崎の合戦で光秀を破つた。信長の諸将の間にあつて、秀吉は天下統一の後継者としてたちまち優位を占めた。翌十一年四月、秀吉は賤しんが岳たけの戦いに柴田勝家かたいえを破り、北陸を平定すると、いよいよ統一者としての体制づくりを進めることとなつた。その拠点として大阪を選び、摂津の直領化をはかつて、五月二十五日、大阪城を預かる池田信輝を美濃大垣に、伊丹城の之助を同岐阜に、尼崎城の輝政を同安人郡池尻に移封を命じた（信輝・之助父子は、翌十二年の小牧・長久手の戦いで戦死した。）。六月二日、秀吉はみずから大阪城に入り、ここを居城とした。尼崎城には、秀吉の甥の三好秀次（のち天正十九年秀吉の配して、大阪城の守りとした。このとき、芦屋地方も池田信輝父子の支配下から、秀吉の直轄地（蔵入地）となつたと思われる。）。

八月二十九日、秀吉は摂州本庄・芦屋郷・山路庄に対して次のような禁制を与えている（西宮市吉井良尚文書）。このうち山路庄は神戸市東灘区の旧本山村に属する地域である。

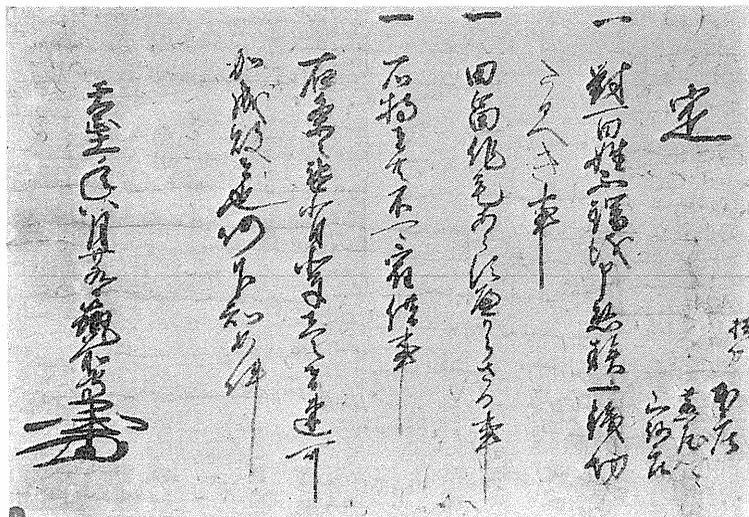


図161 豊臣秀吉禁制（西宮市吉井良尚文書）

撰州 本 庄
 定 蘆 屋 郷
 山 路 庄

- 一 对三百姓「不_レ謂儀申懸族、一銭切たるへき事
- 一 田島作毛あらずへからさる事
- 一 石持者共不_レ可_二宿借_一事

右条々違背輩在_レ之者、速_レ加_二成敗_一者也、仍下
 知_レ件

天正十一年八月廿九日筑前守（秀吉花押）

この禁制は秀吉の大阪築城工事に関するものである。秀吉は大阪を天下統一の拠点と定めると、それにふさわしい豪壮な大阪城の築城を計画したが、その普請はこの禁制の前日から本格化したのであった。八月二十八日、普請石持^{おきて}について掟を定め、これをその部将前野長泰に与えている（奈良県桜井市 廊坊大典文書）。石材の採取および運搬に関する条規で、長泰だけでなくその他の諸大名へも令達されたのである。大阪城の石材は讃岐小豆島をはじめ河内方面からも採取した

が、摂津灘地方の御影石もその主要なものであった。秀吉の禁制は、芦屋の山々からの石材切り出しに際し、これに従事する者たちが、芦屋郷の百姓に対し築城工事を名に不法行為をなすことを戒め、もし犯すものがあれば一銭切の刑に処することを厳命している。一銭切というのは、たとえ一銭に相当するものでも人民の財物を掠奪すれば、軍規の厳正を保つため斬罪に処するという意味である。さらに、田畑の農作物を荒らし、耕作の妨げをなすことや、石持の者たちが民家に宿泊することも禁じている。これらは禁制として通例のことではあるが、とにかく貢租を負担する農民の保護に深い注意が払われていることが認められるのである。

天正十二年は秀吉が徳川家康と小牧・長久手に戦った^{ながくて}労苦の年であったし、翌十三年も秀吉は三月に紀州根来寺を攻め、六月四国の長宗我部元親を討ち、七月関白に任せられたものの、八月には越中で^{さつさなりまゑ}佐々成政を降すなど、四方へ転戦がつづけられていた。その間にも、大阪城の築城はなお進められていた。十三年十月二十三日、秀吉は加藤嘉明に、船を集めて尼崎・西宮・芦屋からくり石を大阪に運送するように命じている。

〔包紙〕 小出甚左衛門
加藤孫六殿 森 三右衛門 渡口

徳永 石見

其方知行船有次第召連相越、尼崎・西之宮・盧^(屋脱)より、十日之間、くり石至三千大坂、可相届候、何も摂州なだめに在^レ之くり石届候間、可^レ得^二其意^一候也

(天正十三年) (豊臣秀吉)
十月廿三日 (朱印)

加藤孫六とのへ^(嘉明)

このように、秀吉の大阪築城に芦屋地方の石材が大いに利用されたことは間違いないが、現在では秀吉の大阪城の実体が意外なほどに明らかでないのである。約百万個の巨石をもって築かれている現在の石垣も、すべて秀吉時代のものではなく、大阪城落城後に徳川氏によって修築されたものなのである。いまも芦屋市内には、大阪築城用の石材と考えられる刻印のある巨石が散在することや、大阪城の西外濠の石垣にみられる「あしや」の刻印などから、おびただしい石材が芦屋地方から切り出されたことがわかる。もちろん秀吉のときにも芦屋地方の石材がおびただしく切り出されたのであった。このような秀吉の大阪城、徳川氏修築の大阪城と芦屋地方の関係については、第二節に改めて詳しく述べることにしたい。

天正十三年閏八月二十二日、秀吉は尼崎の三好秀次に四三万石を与えて近江国に移封し、尼崎も直轄地（蔵入地）としている。そこで尼崎には代官として建部高光（寿徳）を置いた。建部高光は近江国神崎郡建部（滋賀県八日市市）を本貫（出身地）とし、織田信長に仕えて同国守山五〇〇石を領したが、信長の死後は秀吉に属し、若狭一国の郡代として小浜城に居住していた。小浜は北海方面から搬入される物資を取り扱う要港である。秀吉は尼崎を西海から輸送されてくる物資の受け入れ拠点として使用する考えであったから、すでに小浜において経験を積んでいる高光の手腕を認めて起用したのである。高光が尼崎郡代に任命された日時は明らかでないが、十四年十二月、秀吉が九州征伐を決意し檄を三七か国に飛ばして、翌十五年二月を期して兵を大阪に集結するよう命じたとき、高光は莫大な兵糧米・馬糧を集めて尼崎を軍需補給基地としている。

ところで、建部氏の尼崎郡代は、徳川氏の時代になってもひきつづき、高光から子孫光重・政長へ受けつが

れ、慶長・元和に及んでいる。従来、当芦屋地方はこの時代、尼崎郡代建部氏の支配下にあつたかに考えられていたが、その点は疑わしい。というのは、秀吉が高光に尼崎郡代として預けたのは、尼崎およびその近辺の蔵入地三万石余であつた。三万石余の村々の明細が明らかでないのであるが、三万石余という石高では、この場合、尼崎を中心として菟原郡に及ぶまでの広範囲を考えにくいし、またこれを受けついだ子孫たちの支配村々などからみても、芦屋地方までは及んでいなかったからである。芦屋地方が尼崎城主の支配下となるのは、後述のように、豊臣体制にかわる徳川体制の確立にともなつて、元和三年（一六一七）七月、戸田氏鉄が尼崎五万石に封ぜられてからのことである。

統一の完成と太閤検地

天正十五年（一五八七）九州を平定すると、秀吉の天下統一の大業はほぼ完成したといつてよい。残るところは、関東の小田原の北条氏や、東北の仙台の伊達氏などであるが、これも十八年にゆうゆうと平定してしまつた。秀吉は九州平定の翌十六年、京都東山方広寺の大仏建立の資材とするという名目で、刀狩令を全支配圏に発布した。さらに十八年関東・東北を従えんと、この令を全国におよぶものとした。この政策は、寺社や土豪・有力名主百姓の武力的抵抗を封じ、かれらを被支配者の地位に固定せしめるものであり、兵農を分離して支配権の確立をめざしたものであつた。さらに十九年には、人掃令を發して武士・百姓・町人の三身分を区別して台帳に記載せしめ、また詳細な封建的身分規定に関する法令を發して、三身分間の身分轉換と百姓の転業とを禁止した。

芦屋地方は、戦国時代以来、戦塵に見舞われたり、殺氣立つた兵馬の往来がたえず、人々は不安な生活をつづ

けていたのであるが、このころにはようやく平和をとりもどして、村落生活の秩序も回復しだすようになっていた。天正十七年五月十七日に芦屋村で定められた芦屋川用水の日数定^{ひかずぎだめ}は、これを物語るものである。

今度芦屋川水出入候処、山路庄中御年寄衆為^二御扱^一、川西・川東之水之日数相定申事

- 一 川西市之井手へ三十日に付て拾三日に参申、
- 一 川東二之井手、三之井手へ三十日に付て十七日に参申、
- 一 右三ヶ井手の中よりほうぞ井手へ一日に付て二反水づつ上申、同一日に付二反水づつ年寄に給水に入申候、同二の井手の下水も同水に相究申事

右、是は芦屋之年寄、同下百姓迄、相談仕候て指定申、此上は少もいらん有間敷候、為^二後目^一状如^レ件、

天正拾七年五月十七日 芦屋村年寄中

左京介 花押

猿丸太夫 花押

山路庄御年寄
烟弥右衛門殿

太郎右衛門

横田又左衛門殿

与左衛門

畑 市太夫殿

源左衛門 花押

住吉藤次介殿

(猿丸吉左エ門文書)

農業生産にとって大切な灌漑用水としての芦屋川用水をめぐる争論がおこり、容易に解決をみなかったところ、山路庄の年寄が仲に入って、その取り扱いで、芦屋村の年寄から下百姓にいたるまで惣百姓が相談して、引

水の方法を決定するにいたったのである。その方法は、芦屋川の西岸にある市の井手（一の井手）からは三〇日のうち一三日間、東岸にある二の井手、三の井手からは三〇日のうち一七日間、引水させることなどであった。その結果、芦屋村年寄中が連名で山路庄年寄中にさし入れた一札の写しが、右の文書である。

これとともに、同年五月二十七日にこの取りきめにもついで芦屋川用水のくわしい番割ばんわりを規定した芦屋庄年寄中の「蘆屋川水之割事」も残っている。いずれも後世の書写にかかると、傍証とすべき他の史料はないが、とにかく村民の意識に地域的な共同生活についての関心が急激に高まって、近世的な新しい村づくりが進展しつつあることをうかがわせるものである（四九一ペ）（一七ジ参照）。

近世的な村づくりといえば、それに決定的な影響を与えた秀吉の検地について述べなければならぬ。秀吉は、天正十年山崎の合戦のあと、七月に山城国の検地をおこなってから、各地の平定を進めるにしたがつて検地を実施している。ことに摂津は秀吉が根拠としたところであるので、十一年六月大阪城に入つて、この地域の直領化をはかるとともに検地がおこなわれたと推定され、また全国の平定が完了した十九年にも検地がおこなわれているが、それらの詳細はわからない。つづいて文祿三年（一五九四）には全国的に統一した基準をもつて徹底した太閤検地がおこなわれた。摂津一円、芦屋地方でももちろん実施されている。

太閤検地では、従来まちまちであった面積の単位を方六尺三寸一歩に統一し、従来の三六〇歩一反を三〇〇歩一反に改め、新しく三〇歩一畝の単位を設け、ます樹も京樹に統一した。そのうえで、土地を一筆ことに調査し、田畑・屋敷等の種別、土地の等級、面積、分米（公定收穫石高）、高請たかひ百姓を定めて、これらを検地帳に

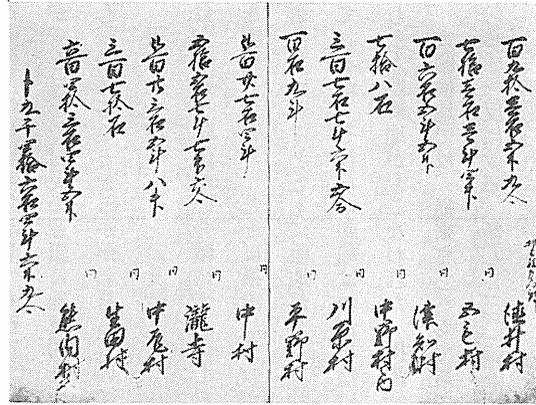


図162 天正19年撰津一国高御改帳(西宮市吉井良尚文書)

登録したのである。この結果、一村・一国・全国の石高が算出・決定され、全国的に土地は石高で表示されることとなった。

このとき検地帳に登録された高請百姓は、一地一人、つまり田畑一筆ごとに現に耕作している農民が一人ずつ登録された。そのなかには、多数の零細な小農民が含まれていた。かれらは長年の労苦を積んで成長し、検地帳に登録されるほどにその耕作権を強めてきていたのである。太閤検地がかれらの耕作権を確認する役割を果たしたことの意義が高く評価されているが、支配者側の意図は、中世以来の土豪・有力名主百姓の勢力をそぎ、広範な年貢負担者を確保することにあつた。高請百姓は、土地の耕作権を確認し保護してもらうかわりに、貢租納入の負担者と定められ、法制的にはその土地から移動することも、農民身分を離脱することも許されなくなり、

土地に緊縛されるにいたつたのである。かくて、中世における土地に対する重層的な権利関係、中間搾取は一切否定され、領主が耕作農民から貢租を直接収奪する近世的封建体制ができたのである。

太閤検地は近世村落成立の画期といえるものであり、このとき定まった村高をもって徳川幕藩体制が成立してくる。したがって、江戸時代にも検地がたびたびおこなわれたが、太閤検地帳は土地台帳の原典として後々まで

も尊重された。しかし、芦屋地方ではこれはかなり早くから亡失したようで、残念ながら現在まったく見あたらない。ただ、文祿検地の村高として参照すべきものに、「天正拾九年辛卯十一月 摂津一国高御改帳」という史料がある（西宮市吉井良尚文書）。この史料は天正十九年のものというより元和二年ごろのものであり、その村高は太閤検地の村高ではなかるうかと推定されているが、これによると、

芦屋村高四九二石九斗五升

打出村高五四八石一斗七升

三条村高一九三石八斗三升

津知村高一〇六石五斗五升

とある。江戸前期の検地・村高記載史料から推して、この数字は太閤検地の村高として誤りないであろう。

江戸幕府の成立と芦屋地方

秀吉がわずか六歳の秀頼の将来を案じて、家康はじめ諸大名にくれぐれも依頼しつつ死んだのは、慶長三年（一五九八）八月のことであった。その二年後、慶長五年九月に関が原の戦いがおこなわれている。その結果、家康が覇権をにぎったのに対して、秀頼は摂・河・泉六万石の一大名に格下げされてしまった。敗北した西軍の大名九〇家の没収・削減された所領は六二二万石におよんだ。これらは徳川氏直轄領に編入されたり、東軍諸大名に増封されたが、とくに徳川一門・譜代家臣の大名への新規取立てにあてられた。徳川氏は直轄領だけでも三〇〇万石となり、その権力は圧倒的に高まった。しかも、尼崎・堺・大津・奈良の支配を豊臣氏から受けつぎ、伏見を拠点として畿内へ進出してきたのである。

大阪城防衛の重要拠点である尼崎は、ついに徳川氏の直轄地となった。その郡代には、秀吉以来の尼崎郡代であった建部高光が、そのまま認められて徳川氏の尼崎郡代となっている。高光は慶長十二年に尼崎で死に、その



図163 大阪夏の陣図屏風部分（天満川）（大阪城天守閣所蔵）

子光重があとを継いだが、光重ももと秀吉・秀頼に近習として仕えていたものであった。光重は徳川氏の尼崎郡代をつとめることわずか三年、慶長十五年に死んでいる。このように尼崎が徳川氏の直轄地となり、建部氏がその郡代になったが、芦屋地方はいぜん豊臣氏の直轄領であったと思われる。

慶長八年、家康は右大臣・征夷大將軍に補任されて、名実ともに武家の棟梁とうりょうとなつて江戸に幕府を開いた。しかも二年後には將軍職を秀忠にゆづつている。徳川氏の政權世襲を表明し、豊臣方に政權回復を断念させるねらいからであつた。もちろん家康自身はこれで隠退したのではなく、大御所として徳川永統政權の確立にまことに巧妙な政略を推進するのである。永統政權確立のためには、どうしても畿内を完全に掌握せねばならなかつたし、徳川政權下の一大名としての地位を豊臣氏が肯定しないかぎり、その討滅は果たさねばならないことであつ

た。

慶長十九年（一六一四）、家康は京都東山方広寺の鐘銘問題をきつかけに、無理難題を吹きかけて大阪側を挑発し、ついに十一月半ば二〇万の大軍で大阪城を包囲し、じりじりと攻撃をはじめた。大阪冬の陣である。家康は天下の名城大阪城が難攻不落、無理攻めはいたずらに犠牲を多くするだけであることをよく承知していた。だから、攻撃をはじめるとともに和平工作を進めている。十二月二十日和議が成立した。条件は、本丸を除いて惣構がまはもちろん、二の丸、三の丸の濠まですべて埋めるといのである。家康方は強引に一月ほどでこれらを徹底的に埋めてしまった。さすがの大阪城も、これで羽翼をもぎとられた鳥同然となった。慶長二十年（元和元年）四月二十九日、大阪夏の陣の戦闘が開始されたが、五月八日、大阪城は猛火のうちに落城し、秀頼・淀君らも自害して豊臣氏は滅亡したのである。翌元和二年四月十七日、家康は大阪の陣のあと始末を終え、徳川永久政権の地固めをすませて、その生涯を閉じたのであった。

このころ芦屋地方では、その持出をめぐって西宮との間に次のような内容の二つの事件がおこっている。いずれも従来、本庄との山論かといわれているが、西宮との山論と解すべきものである。

慶長十七年（一六一二）、芦屋庄の持出から銀子が出てきたので、西宮からほしいままなことを申しかけてきた。そのとき、西宮の御代官である片桐主膳正かたてのしむねのまさが検使を遣わし、閏十月十四日に現場検分があり、銀子の出た地は芦屋庄の特出であることが確認された。

元和元年（一六一五）春、高野山悉地院が芦屋庄の持出から石塔を切り出したときにも、西宮からほしいまま

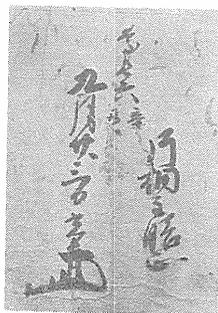


図164 貞隆正膳主桐片
花押

なことを申しかけてきた。そのとき、西宮の御代官は大野修理しゆりが持つていたが、前々どおり芦屋庄の持山であることが確認され、芦屋庄のほうから道を造り石塔を出したのである。

この事件は「元和二年丙辰九月十一日」に「蘆屋庄打出村宗運」が記した文書によっている。ただし、その原本はすでに散逸しており、二五〇年ほど後の元治元年（一八六四）に打出村の西田花居がその原文を書き留めていたのを、さらに吉井良秀が『武庫の川千鳥』（大正十年刊）に引用紹介して今日に伝えてくれているのである。このような場合、史料としての信頼性については慎重な検討を必要とするが、現在疑うべき問題はない。

この事件の内容よりも、ここでは西宮の御代官について述べねばならない。片桐主膳正しゆぜんのかみというのは、片桐東市いとう正且元ただかつもとの弟の貞隆さだたかである。且元は秀吉の死後、豊臣家の一般政務、ことに財政関係の責任者として大阪城中の頭人となったが、慶長十九年方広寺鐘銘事件では、釈明のため駿府におもむき、家康の内意としてたいへんな難題を吹きかけられた。秀頼が江戸に参勤するか、淀君を人質として江戸に出すか、国替えをするか、というのである。且元の報告は、淀君・秀頼や城内の実力者大野治長はるながらの強硬派を激怒させた。且元は関東の廻し者、裏切者とときめつけられ、その身辺も危険になった。十月一日、且元・貞隆兄弟は、悲壮な覚悟で大阪城中の屋敷をすて、貞隆の居城茨本城に立ち退いた。貞隆は、慶長十三年秀頼が痲瘡にかかったとき看病につとめて殉死を決意したほどであるから、裏切者の汚名をきせられては、我慢できなかつたであろう。片桐兄弟はこれではつきり家

康方につくこととなったのである。

茨木城は貞隆の本領ではない。関が原合戦の翌年、慶長六年、且元は大和竜田二万八〇〇〇石の領主となり、貞隆は同じく添下郡小泉（大和郡山市）一万石の大名に取り立てられた。だから大和のほう为本領であるが、貞隆は同年以来、摂津国の所々を預かる代官として茨木城を居城にしていたのである。大阪の陣後も元和八年まで茨木の代官をしている。

ところで、「天正拾九年辛卯十一月撰津一国高御改帳」に記された村高が太閤検地の村高と推定されていることは前に述べたが、その村々に付された領生名は、元和二年ごろのものであると考えられている。これによると、西宮市に属する西宮村・越水村・広田村・中村・芝村などは「片桐主膳預り」とあり、芦屋村・打出村・三条村・津知村はいずれも「村上孫左衛門預り」となっている。このころには村上孫左衛門が代官として芦屋近辺をも管轄していたのである。しかし、西宮はこの付近ではやく都市化の進んだ要衝である。代官所も設けられていたのであろう。先述の史料で慶長十七年の場合に、片桐主膳正良隆が「西宮の御代官」と呼ばれているのもつともである。

元和元年春には、西宮の御代官は貞隆ではなく、大野修理が持っていたといっている。片桐兄弟はこの前年十月一日大阪城を退去して家康方だったので、豊臣側としては直轄地のこの地方の支配を貞隆から取りあげ、城内第一の実力者、大野修理亮治長しゆりがこれを管轄したことを正しく語っている。ちょうど冬の陣と夏の陣の間のことである。

片桐貞隆が慶長十七年以前のいつから代官として西宮地方を管轄していたかはわからない。慶長六年以来かも知れないが、それはなんともいえない。その点については、村上孫左衛門の場合もまったく同様に明らかでない。ただ先述の史料の慶長十七年・元和元年ともに、西宮の御代官が芦屋庄の持山であることを確認している。その場合に、芦屋地方を預かる代官が立ち会ったというようなことが一切みえないのは、書き落としたものかとも考えられるが、通常そのような重要なことを逸するはずはないから、元和以前は芦屋地方も西宮と同様に片桐貞隆が代官として管轄していたのではないかと思われる。そして大阪の陣後は、この地方は徳川氏の直轄地となり、村上孫左衛門が代官として管轄するようになったと解するのがよいかも知れない。とにかくこれで、従来明らかでなかったこの時代の芦屋地方の支配関係が、多少知られてくるのである。なお、小泉藩主の貞隆の子孫はいっついで小泉蒲生として明治に及んでいる。

幕藩体制下の領主たち

大阪の陣で豊臣氏を滅亡させると、徳川氏の天下はもはや不動のものとなった。幕府はすみやかに豊臣体制を除去し、徳川幕藩体制を推進し、名実ともに永久政権たる地位を確立していった。大阪の陣直後の元和期はそのため全国的な領知変動のピークとなった。豊臣氏の地盤であった摂津は、当然ながら徳川化が激しく進められた。

元和元年（一六一五）六月八日、伊勢亀山五万石の松平忠明が拔擢され、摂・河両国のうち一〇万石を領する新領主として大阪城に入った。忠明は奥平信昌の四男であるが、母は家康の長女亀姫である。忠明は大阪の復興、とくに新しい町づくりに大きな業績をあげ、元和五年七月、二万石の加増をうけて大和郡山一二万石に移封

された。それ以来幕末にいたるまで、大阪は幕府の直轄地として大阪城代の支配するところとなったのである。忠明によつて大阪の市街地の復興が終わると、元和六年から寛永六年（一六二九）まで前後一〇年、秀忠・家光二代にわたり、西国六四家の大名を動員して、旧に三倍するといわれた大阪城の大修築がおこなわれた。この修築と芦屋の石材などについては、第二節に改めて詳述する。

大阪城の守りとして重要な尼崎には、先述のように郡代建部氏がいた。慶長十九年冬の陣のとき、光重のあとをついだ政長はまだ一二歳の若年であつたので、家康は尼崎の経済的・軍事的重要性に鑑みて、陣前の五月に政長の叔父池田重利に加勢させ、重利を尼崎代官とした。一族の建部与十郎らの加勢もあつて、冬・夏の陣を通じて、建部氏は豊臣方の働きかけをしりぞけ、徳川方として活躍した。その功によつて、元和元年七月二十一日、建部政長は一三歳ながら川辺・西成郡で一万石の所領を与えられ、大名に取り立てられた。また川辺郡で七八〇〇有余の直轄地の代官をも兼ねることになつた。同時に池田重利も川辺・西成郡で一萬石を与えられて大名に取り立てられ、政長とともに尼崎に在城した。元和三年七月、政長・重利はともに播磨国揖東郡に移封された。建部与十郎も元和二年ころ川辺・武庫郡二万石の直轄地を預かる代官に任じられ、伊丹に在勤している。

芦屋地方が大阪の陣後は徳川氏の直轄地で、村上孫左衛門が代官として預つていたことは先に述べた。もとよりこの付近は、多くの旗本の小知行地もいりまじつて複雑であるが、芦屋市城はいずれも代官支配地であつた。市域が幕藩体制下の大名領となるのは、元和三年、戸田氏鉄が尼崎藩主となつたときからである。

《尼崎藩主戸田氏鉄》 外様大名である尼崎郡代建部氏が播磨へ移封のあとをうけて尼崎に入部してきたのが

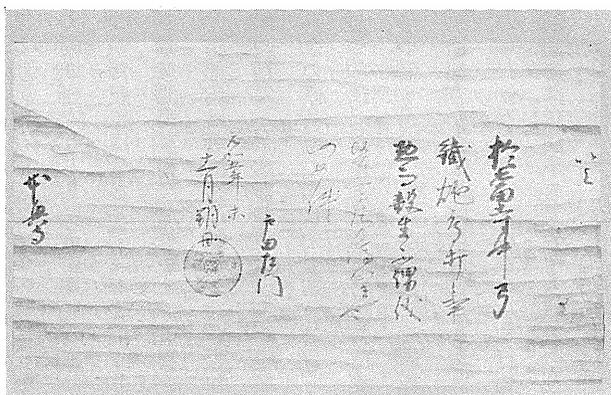


図165 戸田氏鉄禁制（尼崎市本興寺文書）

べて尼崎藩領となったのである。

氏鉄は就封後まもない十月に、尼崎城の築城を命ぜられた。中世以来、城砦として存在していた尼崎城は、氏鉄によって平城と水城を兼ねた本格的な近世城郭となり、同時に城下町も整備されたのである。後世修築もおこ

譜代大名の戸田左門氏鉄さもんじつかねである。戸田氏は、はやくから徳川氏に帰属したいわゆる三河以来の譜代である。氏鉄の父一西かずのきは、天正十八年（一五九〇）家康が関東へ転封し江戸に入府すると、武蔵国高麗郡（埼玉県川越市）で五〇〇〇石の所領を与えられた。関が原合戦の翌慶長六年（一六〇一）二月、近江で二万五〇〇〇石の加増を受け、計三万石の大名に取り立てられ、大津に移り、翌年膳所が崎に居城を築いた。膳所は京の守りとして重視されたところである。一西は同八年に没し、氏鉄がそのあとをついだのである。

大阪の陣後の徳川体制化政策の一環として、元和三年（一六一七）七月二十五日、氏鉄は二万石の加増をうけて膳所から尼崎に移封となった。このとき、旧領にかわって摂津国川辺・武庫・菟原・八部四郡のうちで五万石を領することとなり、荻屋市域もす

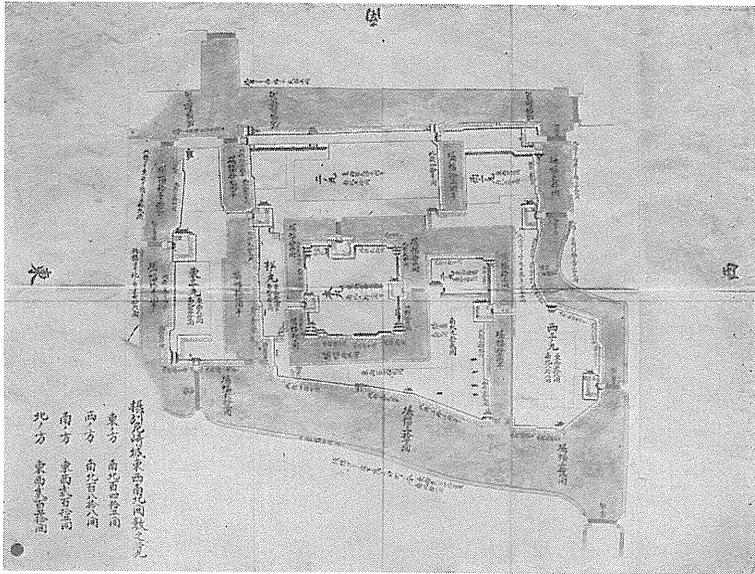


図166 尼崎城絵図（宝塚市加藤省吾文書）

なわれているが、明治維新によつて廢城となるまでの尼崎城の繩張りとは、城下町造成の功は、氏鉄の業績として高く評価される。氏鉄は城郭建築だけでなく、土木工事・治水事業にもすぐれた業績をのこした大名である。現に尼崎市内には、氏鉄築造と伝える万丈堤防という防潮堤や、氏鉄の遺功をたたえる左門殿川がのこり、また用水樋などにもすぐれた成果をあげている。のちに移封された美濃大垣でも、同様の治績をのこしている。

この氏鉄の才能と技術をみとめたのが將軍秀忠であつた。元和五年九月、秀忠は大坂城へ来たついでに、築城中の尼崎城を視察した。この結果、氏鉄は元和六年から前後三回、一〇年におよんだ大坂城修築工事の總奉行を担当することになった。同時に、いまや尼崎領内となつた芦屋地方は、領主が總奉行になつた大坂城修業工事に石材供給地としての役割

表10 尼崎藩主一覧

藩主	襲封年月日	没年月日	享年
戸田 氏鉄	元和 3(1617)・7・25	承応 4(1655)・2・14	80歳
青山 幸成	寛永12(1635)・7・28	寛永20(1643)・2・16	58
幸利	寛永20(1643)・3・26	貞享元(1684)・8・2	69
幸督	貞享元(1684)・9・29	宝永 7(1710)・8・18	46
幸秀	宝永 7(1710)・10・16	延享元(1744)・9・8	49
松平 忠喬	宝永 8(1711)・2・11	宝暦 6(1756)・2・5	74
忠名	寛延 4(1751)・3・20	明和 3(1766)・12・26	53
忠告	明和 4(1767)・2・20	文化 2(1805)・12・10	64
忠宝	文化 3(1806)・2・10	文政12(1829)・4・14	60
忠誨	文政10(1827)・4・14	文政12(1829)・8・27	27
忠栄	文政12(1829)・10・2	明治 2(1869)・9・7	66
忠興	文久元(1861)・8・6	明治28(1895)・4・29	49

をになうことになったのである。これらについては第二節に詳述する。

氏鉄は尼崎にいたること一八年、寛永十二年（一六三五）七月二十八日、美濃大垣へ転封となり、功を賞して五万石の加増をうけ、美濃六郡のうちで一〇万石を与えられた。氏鉄はまた学を好み、藤原惺窩や林羅山を招いて教えを聞き、晩年には『志学文集』や『八道集』の著作もある。戸田氏は以後、大垣藩主として明治にいたった。

《尼崎藩主青山氏》 戸田氏にかわって、寛永十二年、遠江国掛川藩主青山大藏少輔幸成（七が）が尼崎に移封されてきた。青山氏も三河以来の徳川氏の譜代である。幸成の父忠成は、家康が関東に入部すると、相模国高座郡（神奈川県座間町）で五〇〇〇石を与えられた。関が原合戦のあと、慶長六年（一六〇一）二月、上総・下総で加増をうけ、計一万六〇〇〇石の大名に取り立てられた。同十八年忠成が没し、そのあとを忠俊が継いだ。弟の幸成は一五〇〇〇石の分与をうけ、下総国の旧領と合わ

せて三〇〇〇石を領した。大阪の陣の功により、幸成は常陸で一萬石の加増をうけ、計一萬三〇〇〇石の大名に取り立てられた。元和九年遠江で三〇〇〇石、ついで寛永十年一萬石の加増をうけ、計二萬六〇〇〇石となって遠江国掛川藩主となった。十一年遠江で七〇〇〇石加増。翌寛永十二年（一六三五）七月二十八日、一萬七〇〇〇石の加増をうけ、戸田氏にかわって尼崎藩五萬石の領主となったのである。

兔原郡之目録

戸拾五箇村

笠田村	鷲内村	瀧手村	中尾村	中村
岩屋村	原田村	上野村	五毛村	畑原村
銀堂村	奥森村	味泥村	大石村	河原村
皮多村	八幡村	篠原村	高相村	平野村
石屋村	住石村	藤家村	御勤村	極産村
魚河村	幸泉村	西宮村	野守村	谷本村
田中村	田邊村	北畑村	中野村	小路村
本林村	三條村	藤原村	津知村	深江村
打出村				

高九千八百三十九石貳分二厘

八部郡之目録

拾八箇村

本浪倉村 西浪倉村 大平村 板泊村 長西村

図167 青山氏知行目録写し（宝塚市加藤省吾文書）

青山氏は、寛永十二年から宝永八年（正徳元年、一七一二）移封までの七六年間、幸成・幸利・幸督・幸秀と四代にわたって尼崎藩主となった。

幸成は治政わずかに八年であつたが、その間多くの新田を開き、藩政の向上に尽くした。名儒を招き、文武の修学にもつとめている。幸成は寛永二十年臨終にあたって、異例の願いを將軍の上聞に達するよう遺言した。藩領新田高のうち四〇〇〇石を本高に組み入れ、所領を五万四〇〇〇石とし、そのうち六〇〇〇石を、二男幸通に三〇〇〇石、三男幸正に二〇〇〇石、四男幸高に一〇〇〇石下付し、分知を認めてほしいといふのである。京成の忠勤を賞し特例としてこの願いは

認められた。この結果、嗣子幸利以後、尼崎藩の領知高は二〇〇〇石減少して、四万八〇〇〇石となったのである。芦屋市域はこの分知とは関係がなく、いぜん尼崎藩の本領であった。

寛永二十年三月、大膳亮幸利が襲封し、貞享元年（一六八四）まで四二年の長きにわたり藩政をとった。幸利は幸成時代にまして大いに新田開発につとめるなど、藩財政の確立に功をあげた。幸利が襲封のはじめ、城中御用金は永楽銀錢一袋しかないという状態であったが、のちには不時の急用にそなえて千両箱を玄関先にすえるほどの余裕を生じたという逸話も伝えられている。幸利の嘉言善行を集録したものに、桑原重英の『青大録』（享保十七年）があり、よくその人柄をしのばせている。幸利が御相伴衆を活用し、世上に名ある浪人その他を召しかかえ、朝・夕・夜食のさい、つねに五、六人に相伴させ、知識をひろめ、政務に役立たせようとしたことなども、知られるところである。

貞享元年九月、播磨守幸督が封をついだ。幸督は元祿七年（一六九四）八月に、その弟兵部幸澄に藩領のうち武庫・菟原両郡で新田二〇〇〇石を分知した。この分知は、幕府の正式の許可をえない内々の分知である。この内分知がどの村々の新田であるか明確ではないが、当市域の浜芦屋新田がその中に含まれていた。もともと、内分知であるから、その施政はすべて尼崎藩が取りおこない、藩領と変わるところはほとんどない。年貢徴収も芦屋村庄屋が代行し、ただ諸帳面を別にし、上納米も「兵部様米」と記して藩納米と区別する程度であった。

宝永七年（一七二〇）十月、大膳亮幸秀がついだが、その翌年二月十一日、信濃国水内郡飯山（長野県飯山市）へ転封となった。幸澄の知行所も同国同郡内に移され、浜芦屋新田は尼崎藩の本領に復することとなった。なお

青山氏は、のち享保二年（一七一七）飯山から丹後国宮津へ転封し、さらに宝暦八年（一七五八）美濃国郡上郡（岐阜県郡上郡八幡町）へ移り、郡上藩主として明治にいたっている。

《尼崎藩主松平氏》 青山氏にかわって宝永八年（正徳元年、一七一二）二月十一日、尼崎藩主となったのは遠江国掛川藩主松平遠江守忠喬ただたかである。この松平氏は三河国碧海郡の矢作川やはぎにそう桜井郷（愛知県安城市）に発したので桜井松平といわれ、徳川家康四代の組長親の三男信定を祖としている。

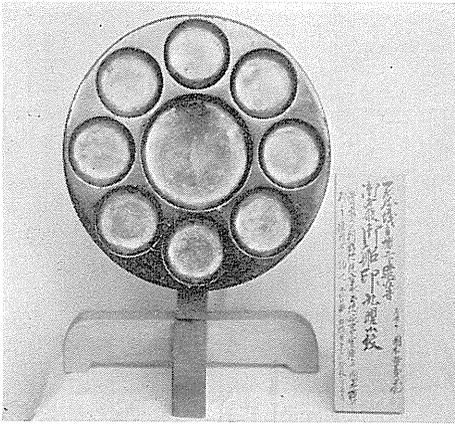


図168 松平氏の九曜紋(尼崎市岡本浩義所蔵)

た。その家をついだ甥忠頼は、慶長五年の関が原の戦いのあと、美濃国金山二万五〇〇〇石の大名となり、ついで翌六年には遠江国浜松五万石に移封された。しかし同十四年、忠頼は口論の仲裁で横死したため、所領は没収されてしまった。嗣子忠重は、十五年武蔵国深谷ふかやで八〇〇〇石を与えられ、元和八年上総国佐貫一万五〇〇〇石、寛永十年駿河国田中二万五〇〇〇石、十二年遠江国掛川四万石に累進・転封した。その後、忠俱ただとものとき、寛永十六年信濃国飯山四万石に移り、さらに忠喬のとき、宝永三年正月ふたび掛川四万石にもどった。その五年後、今度は尼崎に転封し、川辺・武庫・菟原・八部四郡のうちで、青山氏の旧領にほぼ近い

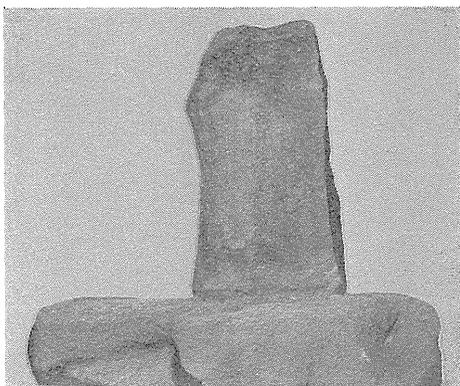


図169 天満宮（大阪市）にある西山宗因の句碑
松平忠告（亀文）建立

四万石を領することとなったのである。忠喬以後、忠名・忠告・忠宝・忠誨・忠栄・忠興と、桜井松平氏は七代一八〇年の長きにわたって尼崎藩主となり、明治維新を迎えるのである。

寛延四年（宝暦元年、一七五一）三月、忠喬の子忠名が襲封し、明和三年（一七六六）十二月江戸で没した。翌四年二月に忠告があとをついだ。この忠告の襲封に先立って、尼崎領村々の大庄屋・庄屋・年寄・百姓代が連名で、松平忠喬以来の仁政を唱えて、忠名の嫡子大膳亮忠告のすみやかな襲封を願い出ようとしたことが伝えられている。

忠告の治政中、明和六年に尼崎藩の灘筋村々の上知合が発せられ、このとき以来、芦屋・打出両村は幕府直轄領（天領）となった。当市域にとつても、江戸時代の支配関係で最も大きな変動で

あるので、これについては次に項を改めて述べることにしよう。忠告はまた、談林七世の谷素外を師として俳諧をよくした。俳名を亀文きぶんといい、一桜井いちおうせいと号した。その句集『一桜井発句集』は、一七回忌の文政五年（一八二二）に、嗣子忠宝によって刊行されている。忠宝は文化三年（一八〇六）に襲封したが、寛政の改革を担当した松平定信と親交があり、また亀幸と号して俳諧をよくした。

忠宝は文政十二年四月江戸で没し、次の忠誨も同年八月尼崎で没した。忠誨には嗣子がなかったため、忠告の九男（忠宝の弟）であり、上臈格の沢田寿免に生まれた忠栄が、あとをついだ。忠栄も好学の藩主で、大阪に泊園書院を開いて著名な藤沢東咳とうがを賓師とし、東咳はまたその高弟中谷雲漢を儒官に推挙している。雲漢のちに藩校正業館の初代督学（校長）となった。忠栄は文武の道を盛んにし、藩風を正して、家臣からは畏敬せられるとともに慈父のごとく慕われ、尼崎藩主随一の名君と賞賛された。しかしその反面、忠栄の治政二三年間は藩財政の慢性的窮乏がいよいよ深刻化し、まことに苦悩の多い時代であった。文久元年（一八六一）八月、家督を忠興に譲り、明治二年（一八六九）九月尼崎において没した。

異国船渡来によって世情騒然たるとき、忠興は一五歳の若年で尼崎藩最後の藩主となった。以来、親藩として行動し、ことに慶応元年（一八六五）幕府の長州再征にあたっては、卒先して將軍家茂いよもちに供奉くぶを願っている。しかし、慶応三年十月將軍慶喜うらなが大政を奉還し、十二月王政復古となつて幕府が廃止され、翌四年（明治元年）正月鳥羽・伏見の戦いがおこると、すみやかに朝廷に恭順を誓った。二月には徳川氏の家門である松平の姓をも改めて、先祖の地の三河国桜井郷の名をとつて桜井と称するにいたつた。明治二年版籍奉還にさいしては尼崎知藩事に任命され、同四年の廢藩置県に及んだ。

明和六年灘筋村々の上知 松平忠告の襲封後まもなく、明和六年（一七六九）二月十三日、幕府は尼崎藩領灘筋村々の上知を命じた。菟原郡打出・芦屋など一七か村をはじめ、東は武家郡西宮など三か村から、西は兵庫津にいたるまで八部郡四か村、計二四か村、およそ一万四〇〇〇石の地を公収し、そのかわりに播磨国多可郡九

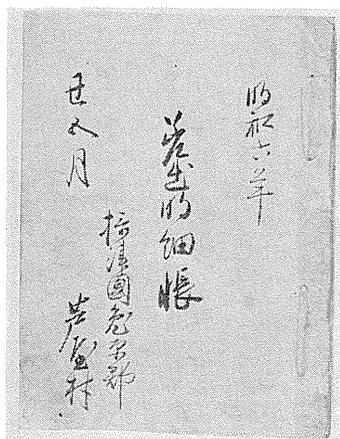


図170 明和6年芦屋村差出明細帳
上知後すぐ提出した村勢報告

か村、宍粟郡三か村、赤穂郡三か村、計七一か村、一万九〇〇石余を与えるというのである。尼崎藩ではこの上知令により、四月六日には兵庫津・西宮をのぞく二二か村を大阪に在勤する幕府の代官辻六郎左衛門に引き渡し、兵庫津・西宮も六月二十一日には引き渡しを終わっている。このとき以来、打出・芦屋の両村は、幕府の直轄領（天領）として代官の支配下に入り、三条・津知の両村は従来どおり尼崎藩領として、明治にいたることとなったのである。

灘筋村々の上知は、尼崎藩領だけではなかった。この地域に散在する他の大名や旗本領も同様に公収されている。丹波国篠山藩青山氏領の武庫郡一村、大和国小泉藩片桐氏領の菟原郡四村・八部郡一村、下総国古河藩土井氏領の菟原郡二村、旗本領では青山氏知行の菟原郡二村、青木氏の菟原郡一村、船越氏の菟原郡一村・八部郡一村がそれである。尼崎藩領村々を主とし、その他の大名・旗本領村々を加えたこの上知令は、従来から幕府の直轄領であった村々をもあわせて考えると、武庫川以西兵庫津にいたる灘筋の浜手一帯の直轄領化をはかったものであることが明白に知られるのである。

この上知令について、三三年後の享和二年（一八〇二）八月、幕府の小普請組に属する御家人植崎九八郎がしたためた「乍恐御仕法」という上書がある。この意見書によると、長崎奉行の石谷清昌が江戸・長崎間の往復の

表11 幕府代官一覽

代	官	
辻 六郎	左衛門	明和 6(1769)
万年七郎	右衛門	安永 7(1778)・11
青 木 楠五郎		天明 4(1784)・7
竹垣 三右衛門		天明 8(1788)
岩 佐 郷 藏		寛政 5(1793)・11
石原 清左衛門		寛政 6(1794)・8
池 田 仙九郎		享和 3(1803)・3
辻 甚太郎		文化 7(1810)・3
辻 六郎	左衛門	文政 6(1823)・5
石原 清左衛門		文政 8(1825)・6
辻 富次郎		天保 2(1831)・10
添 田 一郎次		天保 4(1833)・5
池 田 岩之丞		天保 7(1836)・7
竹垣 三右衛門		天保11(1840)
川 上 金吾助		嘉永 2(1849)
羽田 十左衛門		万延元(1860)
斎 藤 六 藏		元治元(1864)

みはらせるものがあつたのである。幕府はこのような灘地方に發展した經濟力を掌握しようとして、上知令を發したのであつた。

植崎九八郎はさらに、この公収の結果、尼崎藩の財政は弱体化し、大阪警衛の重任にある尼崎城をまるで裸城とするものであるから、英断によつて旧領に復するよう命ずべきであると痛論している。尼崎藩はこの上知で、一万四〇〇〇石の地を公収され、かわりに播磨で一万九〇〇〇石余をえたのであるから、差引五〇〇〇石を増したわけである。しかもくわしい計算によると、尼崎藩の表高おもひか四万石に対し、これで四万七六二五石余となつてゐる。この表高を越える七六二五石余は物成詰ものなりつめふだか達高と呼ばれ、公称の表高には加えられなかつた。そこで一見尼崎

途、兵庫津や西宮地方の豊かな有様をみて、灘地方を幕府の直轄領とし府庫の収入を増そうと建議した。その結果、この上知令が發せられたといつてゐる。灘地方は新興の酒造地帯としてめざましく發展してきており、しかもこのころには、芦屋川や住吉川などの水車を利用した絞り油業が急激に成長し、それは幕政上の重大関心事となりつつあつた。これらについては後に詳述するが、とにかくこの地方の豊かさは目を

藩は大增収になったかと思われるが、実情は反対であった。兵庫や西宮をはじめ豊かな土地を失い、不便で生産力も劣った土地を与えられたので、実収は激減し、藩財政は窮乏化の一途をたどることとなったのである。

なお、尼崎藩は文政十一年（一八二八）十月、播磨国宍粟郡の二一か村、五八九〇石余を公収され、そのかわりに摂津国川辺郡五か村、武庫郡六か村、有馬郡二か村、計一三か村、五五七四石余を与えられている。尼崎藩領はこれ以外にほとんど変化なく明治の廢藩にいたるのである。

第二節 大阪城と芦屋

織田信長と石山本願寺

戦国大名の一人としてまず全国制覇の名乗りをあげた織田信長は、安土あすちに天主閣をもつ大城郭を建設したが、大阪の重要性は充分に認識していた。『信長公記』によると、

そもそも大坂はおよそ日本一の境地なり。其子細は奈良・京都程近く、ことさら淀よど・鳥羽とばより大坂城戸口まで舟の運び直にして、四方に節所をかかへ、北は賀茂川……白川・桂川・淀・宇治の大河の流幾重ともなく、二里三里の内、中津川・吹田川・江口川・神崎川引廻し、東南は二上たけが嵩・立田山・生駒山・飯盛山の遠山の景色を見送り、麓は道明寺川・大和川の流に、新ひらき淵・立田の谷水流合い、大坂の腰まで三里四里の間、江と川とつづいて渺々と引まはし、西は滄海漫々として、日本の地は申すに及ず、唐土・高麗・南蛮の舟海上に出入、五畿七道これに集り、売買和利潤富貴の湊なり。（原文和漢混合体）

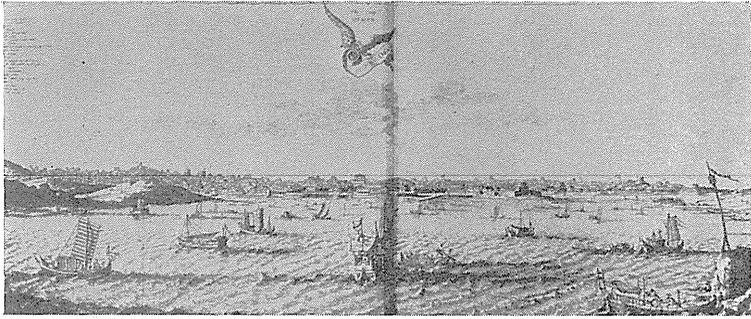


図171 モンタヌス『日本誌』（1669年刊）にみえる海から見た大阪の町

とあつて、その商業的・軍事的価値を明確に把握し、大阪の地を営しようとする意欲さえ感ぜられるのである。

しかし、当時は、この地に石山本願寺があつた。明応五年（一四九六）、蓮如上人が大阪に石山別院を創設したが、その後、天文元年（一五三二）法華一揆および六角定頼の軍によつて、浄土真宗の本拠、山科本願寺が攻略されたため、證如上人は石山別院を本願寺本山とし、方八町といわれる一犬寺内町を形成した。

室町時代以来、社会秩序の混乱の中から、農村では団結の力をもつて、生命・財産の保全、ひいては農村の自治をまもる惣そうの結合がおこなわれ、惣村・惣郷・惣郡・惣国と規模も大きくなり、時には徳政一揆（土一揆）をおこしたり、時には領主支配権と対立する国一揆をおこし、団結の力を発揮した時代である。これが宗教的に団結すると、法華一揆や一向一揆という宗教一揆になるわけである。なかでも、一向一揆の活動はさかんで、長享元年（一四八七）加賀国で起つた一向一揆は、翌年、守護の富樫政親とがしまさちかを滅ぼし、以後一世紀の間、本願寺門徒による加賀一國の支配権を樹立している。このように強大な一向一揆の団結力と戦力は、時を得て、全国支

配に乗り出した織田信長にとつても脅威であった。

元亀元年（一五七〇）信長は、ついに石山本願寺の攻略に着手し、約一〇年の石山合戦を経て、天正八年（一五八〇）本願寺の頭如・教如上人は信長の圧力に屈し、石山城を出て紀州に移った。これにより、大阪の地は信長の有に帰したが、石山城は教如上人退去の際に火を失して満城烏有に帰してしまった。しかし、信長は石山城址に番衆をおいて、この要衝を掌握した。ところが、畿内の平定にほぼ成功した信長は、天正十年六月本能寺の変で、明智光秀のために討たれ、四九歳で没することとなった。

豊臣秀吉と大阪城

ここに、中国路より引き返して山崎の戦いで光秀を討った羽柴秀吉が、主導権を握って登場してくる。天正十一年（一五八三）四月賤が岳しづがぶの戦いで柴田勝家を滅ぼした秀吉は、同年五月城主池田信輝を大垣に移して大阪の地を直領とし、全国制覇の拠点として大阪城の築城をはじめ、三〇余か国に課して、大石小石を集め、まず天守の建築に着手することとなった。

このころの城は、軍事・交通・政治・経済の中心的要地に築かれ、領主はここに常住して、領国支配をおこなう、戦鬪の規模の拡大とともに、鉄砲その他の武器を蓄積し、常時家臣団を近辺に住まわす必要が生じ、これら武士の消費生活をまかなう商人・職人も集まり城下町を構成していく。

したがって、城郭は軍事的要害でもあり、また領主の威厳を示すものでもあった。天守の名がはじめてみえるのは、『細川両家記』の永正十七年（一五二〇）撰津伊丹城落城の記事であるが、その詳細は全くわからない。しかし、天守を中心に本丸がおかれ、これに二ノ丸、三ノ丸といった墨壁がまわり、長屋（多間）たま・狭間（銃眼）はざま・

石落し・井戸などが設けられ、海・川・湖などの地形を利用し、建物は防火壁とする構造の城郭が、このころからしだいに出現する。秀吉の大坂城も、これらの条件を満足させるものであったはずである。

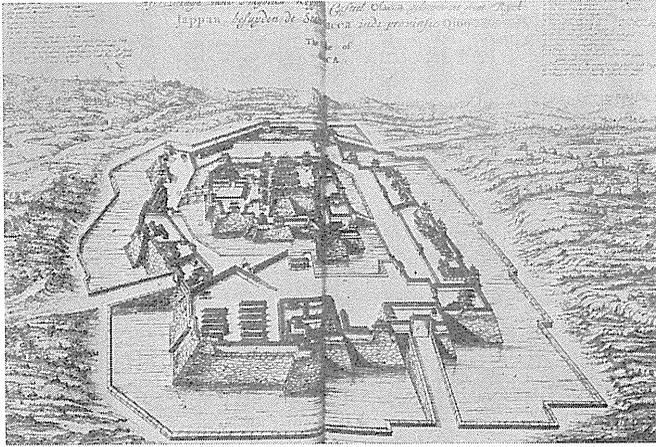


図172 大坂城（モンタヌス『日本誌』、1669年刊）

『公卿補任』の天正十一年五月二十一日の項には、「左近衛少将羽柴秀吉、為_二参議従四位下_一、修_二築大坂城_二」とあって、同年五月以降に秀吉の大坂城築城がはじまったことを記している。諸大名に石材の採取運搬に関する条規が下付され、浅野長政・増田長盛が采配となり、大工には山村大隅掾正清（法隆寺の寺身の出）が任せられた。
大工多開家

前掲の天正十一年八月廿九日付、秀吉の本庄・蘆屋郷・山路庄にあてた禁制（三三〇ノイ）（シ参照）も秀吉の大坂城着工を物語っている。石材は小豆島・家島など瀬戸内海の諸島および石切・西宮・芦屋・御影などから切り出されたく、このため石持人足などが不法行為をしないように掟を定めているのである。

このようにして着手された大坂城の規模はどのようなものであったらうか。諸説を総合すると、本丸・二ノ丸・三ノ丸に分かれ、本丸のほとんど中央に天守があり、天守は八層ともい

われ、城の周囲は合計三里八町で、東は大和川、北は大川を境とし、南は空堀、西は東横堀川となっている。本丸の北に山里曲輪まがらがあり、これから極楽橋を経て二ノ丸に通じ、二ノ丸の西に西ノ丸があり、その外側に三ノ丸がある。二ノ丸の堀は幅四〇〜六〇間、水面以下の深さ二〜四間といわれている。当時においては世人を驚倒させるに充分なほどの壮麗きわまりないものであったらしい。

『柴田退治記』によると、

秀吉は摂津国大坂に於て城郭を定む。彼の地は五畿内の中央にて、東は大和、西は摂津、南は和泉、北は山城、四方広大にて、中は巍然たる山岳也。麓を廻る大河は淀川の末、大和川流れ合して其水即ち海に入る。大船小船日々岸に著く事幾千万艘を知らず。平安城へは十余里、南方は平陸にて天王寺、住吉、堺津へ三墨余、皆町店屋辻小路を立続け、大坂の山下と為す也。五畿内を以て、外構と為し、彼の地の城主を以て、警固とする者也。故に大和には筒井順慶、和泉には中村弥平次、摂州には三好孫七郎秀次、茨木には中川藤兵衛尉秀政、山城槇島には一柳市助直末、唯今成す所の大坂の普請は、先ず天守の土台也。其高さ莫大にて、四方八角、白壁翠屏の如し。良匠繩墨を以て斧斤を運すと雖も、焉に過ぎず。三十余箇国の人数、近国遠郷に打散、陸地舟路より大石小石集来者、群蟻の埒に入るに似たり。寔に古今奇絶の大功也。皆人耳目を驚かすのみ。諸国城持之衆大名小名悉く大坂に在り、人々築地を構え、簷を連ね、門戸を双う事、奇麗莊嚴を尽す者也。此先権を争い威を妬む輩、意の如く退治せしめ、秀吉一人之天下と為る事快哉。是れ併せ武智勇計の致す所なり。寔に国家太平此時也。仍て忝くも今上皇帝叡感斜めならず、之が為に早からざる朝日な

し。撰家清華を始め、諸卿百官并に三管領四職、其外所々の国司各来往して、逐げ随はざるの人無し。風雅の興、茶湯之会、日々の楽遊、枚挙に遑あらず。弥政道を専らにし、人民を撫育するに於ては、千秋長久の濫觴に非づや。至祝万幸。于時天正十一年十一月吉辰、大村由己謹誌之。(原文漢文体)

と記されている。このようにして大阪築城が成つたらしい。

諸大名が大阪に邸を構え、日夜三万人の人力を使い、工事の進行に伴つて七万〜一〇万の人を投じて三年以上を費やして完成したことは、諸家譜や耶蘇会宣教師の報告などにもみられるところである。

たとえば天正十一年八月の黒田家譜には、「扱秀吉大坂に城築て住れたれば、諸国の大名聚来りて、各屋宅を営みしに、孝高は天満の長柄に邸を構えたり」とあり、同じく天正十一年の中川家史料には、「羽柴殿大坂の城御普請に付、御手伝として中川平右衛門人数召連れ罷出づ。然るに右御用向平右衛門下知諸人に勝れ、宜しく思召しの旨、羽柴殿より御賞誉の上、御刀銘大道長さ一尺九寸四歩、御鞍楓の模様、拝領す」とあつて、大名たちが、秀吉への忠節の証としても工役に勤めたことが推測される。

さらに、パードレ・ルイス・フロイスが一五八四年一月二日付で、耶蘇会の総長に送つた書状では、「羽柴は、己が光榮また己が名声頭揚のため安土よりも遙かに大にして華麗なる城市を建設せんと決意し、これが実現のため、諸侯および配下の諸生に、同処に移住し、その邸宅を造営せんことを命じたり。同処にては、現在三万人以上絶えず労働し、驚くばかりの速度をもつて工事を進行せりという。思うにこの新市は、広さ三里に達し、堺の町に接続する計画なるべし。しかして家屋はすでに約二里程の天王寺辺まで達せる由なり」と報告し、また別の

書状では、「城壁はすこぶる高大にして、ことごとく石をもつて畳めり、就役の人夫多数なるをもつて、組頭は各々担任の部分を決め、多数の人夫は夜間溝渠に涌出する水を汲むに勞せり。大阪には石なし。何所よりかかる大小各種の石を運び来るにや驚くべし。大阪より二十リーグ乃至三十リーグの距離にある近隣諸侯は、秀吉の命により、石塊を満載せる船舶を送り、堺一市すらこれがために毎日二百艘の石船を出帆せしめざるべからず。したがって吾人はまま千艘以上の石船が順序を正して入陸するを家内より目撃せり」、さらに、「矢倉および城壁はその高大なると瓦に金箔を施せるとにより、遠距離より望見し得べく、このほか城内に著名の建築物多し」と書かれている。あるいは誇張もあるかもしれないが、当時の人々の耳目を驚かすに足る規模のものであったことはうかがえよう。たしかに、発掘された瓦には金箔を施した瓦も各種検出されていて、この記事の裏付けともなっているのである。

豊臣氏の滅亡と大阪落城

天正十三年、秀吉は摂津の大部分を蔵入地（直轄地）とし、尼崎の三好秀次を近江へ、高槻の高山右近を播磨明石へ、茨木の中川秀政を播磨三木へ移している。この当時、中川秀政は菟原郡にも所領をもつていたらしい。芦屋の地域の領主であったかどうかはわからないが、中川家史料には、「摂州大坂秀吉公御居城たるに依つて、御当家同国島下・能勢・豊島・川辺の四郡を召上げられ、茨木より播州三木へ御所替仰せ蒙られ、一万石御増加あり、摂州の内、武庫・菟原・矢田部の三郡又播州の内にて三郡下し置かる」と記している。天正十四年、秀吉は太政大臣となり、豊臣の姓を賜わっている。大阪城を本拠とする豊臣政権が名実ともに誕生したのである。



図173 大阪夏の陣図屏風（大阪城天守閣所蔵）

しかし、慶長三年（一五九八）八月秀吉が六三歳で死亡すると、天下の権は、徳川家康の掌握継承するところとなった。豊臣恩顧の大名たちによっておこされた慶長五年の関が原の戦い、また慶長十九年十月大阪冬の陣、つづいて翌年の元和元年（一六一五）四月の大阪夏の陣によって、同年五月八日、秀吉の遺子秀頼は自害し、豊臣氏は滅亡した。

大阪城落城については、大阪冬の陣の和議の一条件として、二ノ丸・三ノ丸の濠が埋められ、この結果、夏の陣では容易に落城することになったとされている。『東照宮御実記』付録卷一四の武功雑記には、「豊臣太閤はじめて城作り出られし比、前田・蒲生らの人々をあつめ、こたびの新城は実に金城湯池というべし。たとひ何万の大兵もて攻るとも、たやすく落ることはあらじ。人々いかが思わるといはるれば、いづれも仰のごとしと申す。太閤又この城攻むには二つの術あり。大軍にて年月かさねて困守し、城

中の糧食の尽るをまつか、さらずば一旦和を入れ、陸を埋め、塀を毀ち、かさねて責れば落べしといはる」と記されていて、大阪城の堅固さを示すとともに、秀吉自らが、大阪城攻略の戦法を示したことを伝えている。

徳川氏の大坂城修築

元和元年（一六一五）五月八日大坂城落城にともない、將軍秀忠は、松平忠明を大坂城主とし、一〇万石を与えた。六月八日のことである。やがて、元和五年七月松平忠明は一二万石に増加されて大和郡山に去り、代わって八月、内藤信正が大坂城代として赴任し、大阪は幕府の直轄領となった。

この年の九月八日、徳川秀忠は藤堂高虎とともに大坂城内を巡視し、高虎に命じて、濠・石垣・櫓形などの縄張りを改め、普請総指図役に任じた。この結果、元和六年正月十八日伊勢・越中以西三〇余国の諸大名に対し、大坂城修築の命令が発せられ、以後、家光の寛永五年（一六二八）まで、前後三回、一〇年にちかい大工事の着工となった。

《第一回工役》 第一回の工役は元和六年正月から三ノ丸、二ノ丸西・北・東の三面、および北の外曲輪、元和八年六月から本丸の天守台に着手し、藤堂高虎が普請総指図役となり、普請奉行には尼崎藩主戸田氏鉄はじめ、村田権右衛門・日下部宗好・渡辺勝・花房正成・長谷川守知が任ぜられた。戸田氏鉄は、尼崎城築城で、秀忠にその手腕を買われていたのである（三四五頁^一参照）。工役には三一か国・四八家の大名が参加した。このための石材は、加茂・御影・小豆島・西国・北国・九州の各地から切り出され、徳川氏の手で破壊された伏見城の石材も用いられた。

《第二回工役》

第二回工役は寛永元年（一六二四）正月から始められた。本丸・出里丸を中心に工事がおこ

なわれ、戸田氏鉄が総奉行に、加々爪忠澄・日下部宗好・堀直之が普請奉行に任せられ、藤堂高虎の計画に基づいて着工された。

工役は三二か国・五七家の大名に課せられた。寛永二年二月本丸石垣の修築がほぼ完成したので、家光は安藤重長を、秀志は青山幸成（掛川藩主、ち尼崎藩主）を派遣して、これを検している。

《第三回工役》 第三回工役は、家光の命で、寛永五年二月二日に発せられた。戸田氏鉄・加々爪忠澄・堀直之が奉行となり、三二か国・五四家の大名に課せられた。二の丸南の外濠の修築が主であったが、この第三回工役によって、廢墟と化していた大阪城は完成することになった。幕府自身のほかに三五か国・六四家の大名たちを動員し、前後一〇年の日時を費やして再建されたのが、現存する大阪城なのである。

現存大阪城の石垣調査 現存大阪城の石垣調査は、豊臣秀吉の大阪城・徳川氏修築の大阪城を区別することと、大阪城石垣の個々の石に打たれた刻印の種類を集成し、その意義を考察することなどを目的としておこなわれた。

個々の石垣石を一つ一つ数えた結果、水面上の石垣は約五〇万個であることが判明した。水面下にもだいたい同量が存在すると考えられるので、大阪城全石垣の個数は約一〇〇万個と推定されている。地上露出部の約五〇万個の石垣の長さは、外濠六・一キロ、中仕切一・四キロ、天守周辺〇・八キロ、内濠二・九キロ、計一一・二キロメートルの長さである。さらにこれら石垣の壁面は、外濠九九壁・中仕切七八壁・天守周辺五四壁・内濠五二壁で、計二八三壁面を数えることができた。石坂の外見は著しく急傾斜しているが、個々の石垣は隙間が多

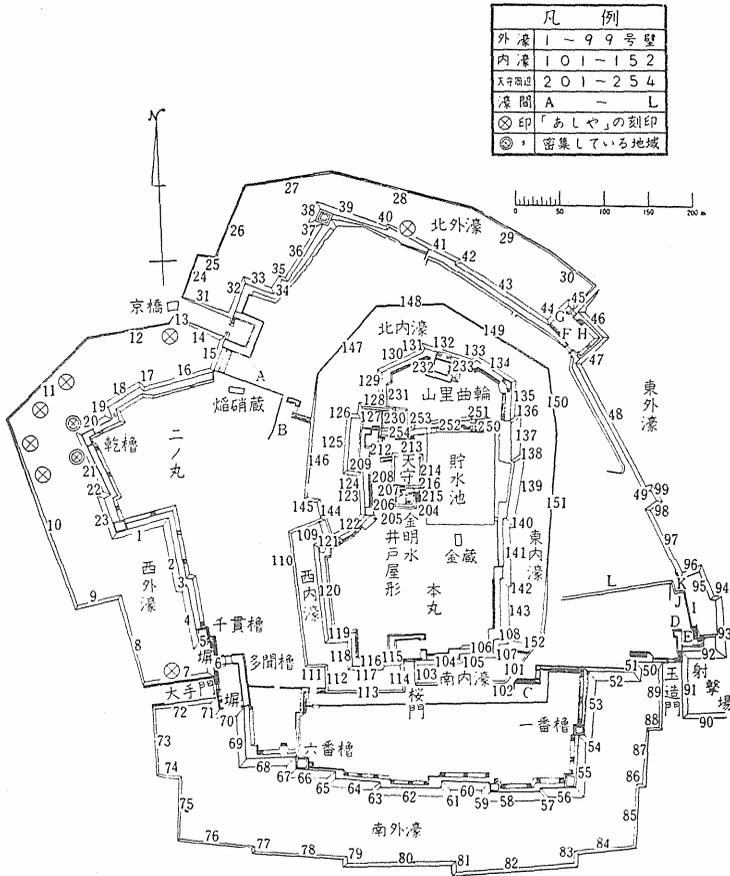


図174 現在の大坂城平面図と壁面番号

「あしや」の刻印は、文字刻印では最多量のものである。西外濠の7号壁（7個）、10号壁（4個）、11号壁（17個）、12号壁（1個）、20号壁（50個）、21号壁（31個）、および北外濠の41号壁（1個）、総計111個を数えることができる。この刻印の所在する丁場は、細川越中守忠興が元和6年（1620）に築造した場所に限られている。

く、素手で石垣を上ることは容易であり、人を驚かすにたる巨石を使用しているものの、あまり精密な構築法ではないことなども判明した。



図175 西外濠20号壁の「あしや」刻印

石垣刻印の調査は、西外濠・北外濠・南外濠・東外濠・京橋口・中仕切・天守閣周辺・山里曲輪・内濠という順でおこない、地上露出の全石垣が調査の対象とされた。

石垣の個々に打たれた刻印は、とくに外濠に密集している点が特色であり、その種類は一二七種類に細別することができる。しかし、これらは約二〇〇種の基本形式より派生したものばかりである。刻印は石切場で打たれたものもあるが、築城後に打たれたものもある。とくに大名の紋所や家印は石垣築造後に大きく打込んだものがある。普通の刻印は、大名の紋所・家印、家臣の家印、石持の符牒、大名の特殊な符牒などに大別することができる。

石垣によって、これらの刻印が明確に異なるのは、各地区を分担させられた大名の持場を示しているからであり、分担地区の境界を示すのに、とくに大名の紋所を上から下

まで並べて示したところもあれば、直線で境刻線を引いて明示した場所もあり、境刻線は七三本発見されている。境刻線は明らかに築城後に引かれたもので、他の刻印の上を切って刻されているので、検閲をうけるための分担地区明示線と推定されている。

刻印のなかには、「あしや」・「くさか」・「日下」・「小豆島」など石材の産地を示すもの、「大村」・「越前」・「木下」・「田筑後守」・「京極丹後守」・「加藤肥後守」など大名を示すもの、「こん太夫」(加藤忠広の家臣)・「新平」(藤室高虎の家臣)など家来の名を示すもの、「三尺三寸」・「二間」・「二間」などと石垣の間数を示すもの、「二千之内」・「千之内」など割り当てられた採石の個数を示すもの、「一」・「二」・「三」・「十六」・「十七」・「六ツ目」・「七ツ目」など石垣積石の順を示すものなど、文字を用いたものも多い。

また、『金城聞見録』には、「空濠の底は平石にて敷きつめたり」とあって、濠底総石張りの伝承が残されているが、ボーリング調査の結果では、濠底は粘土の盛土で、石畳にはなっていないことが明らかにされた。

個々の刻印の調査においても、秀吉時代の遺構を検出することができず、徳川修築の丁場通りの石垣築造であることが確認された。

さらに現在の天守閣の南で、地下約一〇メートルの深さに、古い形式の「野づら積み」の石垣列が発見され、金粉や焼土や桃山時代の瓦などが発見された。少なくとも現存する徳川氏修築の大坂城よりは古い遺構である。これが秀吉の大坂城か、石山本願寺の遺構であるかについては明らかではない。

要するに現存大坂城は、古い城郭遺構の上に一〇メートルの盛土をして構築されているのである。豊臣氏の滅

亡とともに、豊臣秀吉の墳墓である豊国廟を破壊し、さらに秀吉の履歴さえも抹殺してしまった徳川氏が、秀吉の根拠地の大阪城をそのままにしておいたどうか、ということも考えてみる必要がある。

秀吉の統制力・経済力に比して、徳川氏の統制力は比較にならないほど強大である。秀吉の根拠地大阪において、諸大名に命じ、秀吉の大阪城の残骸を破壊埋没し、その上に一〇メートルの盛上をして、秀吉の城に何倍かする巨大な大城郭を新築させたとしても不思議ではない実力をもっている。

この大工事に四苦八苦しながら協力した大名の気持は、杜撰な石垣の構築法からも推測は可能である。もちろん、石垣構築は、穴太衆あつゝを代表とする石工たちの指導によったと考えられているが、念を入れたものではない。

西国・北陸の諸大名の経済力を弱体化させ、同時に秀吉の根拠地において、徳川氏の実力の程をみせつけるためには絶好の場でもあった。修築とはいいながら、その実は新構築と同じであったと推定されているのである。これが現存大阪城の調査成果であった。

探石地芦屋と市内の刻印石

大阪城築城にあたり、芦屋から石材が切り出されたことは、すでに天正十一年八月二十九日の羽柴秀吉の禁制によっても知られるところである。また、阪神間から石材が切り出されたことも、天正十二年に秀吉から加藤嘉明に対して、尼崎・西宮・芦屋から石材を搬入することが命ぜられており、また、京都の加茂川の橋台用に天正十七年に御影から石材が納入された例もある。このように阪神間の各地、とくに六甲山系には、大阪城築城の石材を切り出したという伝承と記録が散見しているのである。

芦屋市内に遺存する「天正十七年」銘の石材(三三四頁参照)も、秀吉の時代のことであるし、朝日ヶ丘から六麓荘に

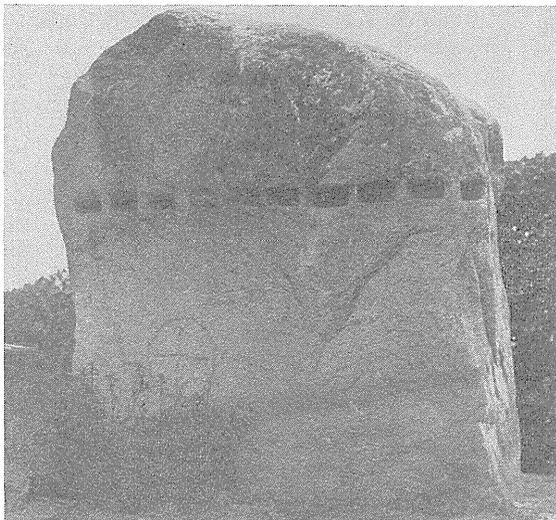


図176 西山町にあった刻印石（現在市民会館庭に移管）



図177 黒川古文化研究所内の刻印石

かけての地域には、大阪城築城に際しての大きな石切場があったという伝承が残されている。これらのことを裏付けるように、朝日ヶ丘古墳群にも、八十塚古墳群にも、調査された古墳については、採石・割石のための「くさび」の跡が明瞭にのこされている天井石を検出している。近年の芋屋市霊園の造成工事においても、石割り用の「ノミ」が出土したり、石矢（くさび）を入れられた巨石が発見されて、この付近に採石

場があったことが推測されている。

したがって、芦屋市内には大阪城石垣の遺材と伝えられる刻印を打った石がかなり残されている。

西山町芦屋廃寺址内

⊕三石

月若町猿丸吉左エ門邸・芦屋廃寺塔心礎

⊕一石

三条町八幡神社・手洗鉢

⊕一石

宮塚町宇賀邸

⊕

六麓荘町藤永邸

⊕

岩園町岩ヶ平神社

⊕一石

六麓荘町芦屋学園

⊕一石

岩園町岩園神社

⊕一石

岩園町ドンドン川

爪一石

六麓荘町福田眉仙邸

◇

打出春日町黒川古文化研究所

△
⊕
⊕
⊕
⊕

芦屋市霊園内

大村

などがその例であり、これだけでも次に述べるとおり、一〇家の大名の採石があったことを推測することができるのである。

古来、芦屋の地域は花崗岩の石材を多量に産出しており、三条・城山・剣谷・八十塚・朝日ヶ丘古墳群という阪神間でも注目される多量の横穴式石室墳が築かれ、いずれも巨石を用いている。これは、石材に恵まれていたことにも関係があると考えられている。地名をみても、岩北・岩宮・岩ヶ平・岩下・角石・赤石ノ場・石仏谷・岩ノ国・石宝殿など石にちなんだ地名が散見するのも石材の多いことを示すものであろう。

明和六年（一七六九）五月の「芦屋村差出明細帳」にも、

一、稼小百姓、農業手透^{てすき}は、油屋稼^{ひせき}、酒造持^{かせ}、或は石掘持、野山にて柴蒭是を売代、日雇持仕渡世仕候、女は着用木綿等仕持に候

とあって、このころでも石掘り、すなわち石材の切り出しをしていたことがわかる。御影石^{みかげいし}として著名な花崗岩は、神戸市の御影だけの産物ではないのである。

大阪城石材採石場の発見 大阪城の石垣調査で、石材の産地を示す「あしや」という刻印が一一一個発見された。文字ある刻印では最多量のものであり、すべて細川越中守忠興の元和六年（一六二〇）の丁場に限ってみられたのである。いわば、「あしや」という文字刻印は細川氏を代表する符牒でもあるわけである。

もちろん、福岡県の「あしや」を調査するとともに、「日下」・「くさか」についても高知県の「くさか」を調査し、いずれもが福岡県・高知県を示すものではないことを確かめた上でのことであるが、「昔の芽グループ」の文化財パトロール委員会を中心として、六甲山系全域にわたる大阪城石垣石材の採石地探査をはじめた。この結果、市内の各所はもとより、阪神間の採石地をかなり確認できることになり、大阪城との密接な関係が改めて認



図180 奥山ゴロゴロ岳C地区の刻印石

西宮市目神山A地区 巨石群と石矢群のみで刻印はない。

〃 目神山B地区 □

〃 目神山C地区 ○

〃 目神山D地区 ○

〃 山王町地区 □

〃 上ヶ原浄水場北地区 ○ □ □ ○

〃 甲山町地区 □ □

〃 分銅町地区 □ □

〃 甌岩町(越木岩神社) □ □

神戸市東灘区荒神山地区

津国御影といわれた採石場は此所で、無数の巨石群と石矢を打った石が遺存し、江戸時代の絵図にも石切場の図が描かれている。現在は □ △ の刻印が検出されている。

このように次々と六甲山系の各所から採石場が発見



図181 奥山ゴロゴロ岳周辺の刻印石分布図

(●印 市内および市外遺存刻印)
(A~M 奥山刻印群)

されたので、念のために大阪城石垣に打たれた刻印と照合してみると、全く同一のものもあれば、大阪城には一例もみられないもの、大阪城には少量しかないのに採石地には多量に存在するものなどがあることがわかってきた。㊦などは大阪城には一刻もない。㊧は大阪城には数個しかない。㊨も例は少ない。この点、これらの採石場と刻印は大阪城石垣だけのものではないことが考えられるが、同時に大半は徳川修築大阪城の石材供給地であったことをも示している。

芦屋からの採石大名 芦屋市内にのこる刻印の例や、芦屋市内および周辺の地域で発見された採石場と、そこに遺存する刻印の例をみてきたが、しからば、これらの刻印によって、採石した大名は誰であったかを示しておこう。

ゴロゴロ岳A地区

京極若狭守忠高（若狭小浜九万二千石） 元和六年三ノ丸五六間一尺・二ノ丸五七間六尺、寛永元年本丸四〇間、寛永五年二ノ丸南面一〇間二尺九寸六分、計一六三間二尺九寸六分を担当。

越前宰相忠直（越前福井六七万石） 元和六年三ノ丸六五間・二ノ丸三三〇間一六尺三寸、計三九五間一六尺三寸を担当。

細川越中守忠興（豊前小倉三九万九千石） 元和六年二ノ丸一三〇間六尺三寸、寛永元年本丸四一間、寛永五年二ノ丸南面三八間七尺三寸五分、計二〇九間一三尺六尺五寸を担当。

松平筑前守利常（加賀金沢一一九万三千石） 元和六年三ノ丸三五七間・二ノ丸六八五間一二尺六寸、寛永元

年本丸一〇二間四尺七寸一分・山里丸四五八間一〇尺五寸、寛永五年二ノ丸南面三〇二間一六尺二寸九分七厘、計一九〇四間四尺一寸七厘を担当。

ゴロゴロ岳B地区 越前宰相忠直 京極若狭守忠高 松平筑前守利常。

ゴロゴロ岳C地区 越前宰相忠直 京極若狭守忠高 松平筑前守利常。

ゴロゴロ岳D地区 越前宰相忠直 松平筑前守利常。

ゴロゴロ岳E地区 越前宰相忠直

松平宮内少輔忠雄（備前岡山三二万五千石） 元利六年二ノ丸一六四間四尺、寛永元年本丸九三間四尺、寛永

五年二ノ丸南面一〇二間一尺六寸二分、計三五九間九尺六寸二分を担当。

ゴロゴロ岳F地区 越前宰相忠直。

ゴロゴロ岳G地区 越前宰相忠直。

ゴロゴロ岳H地区 越前宰相忠直 京極若狭守忠高

松平長門守秀就（長門萩三六万九千石） 元和六年二ノ丸一一三間九尺四寸、寛永元年本丸六三間一尺、寛永

五年二ノ丸南面五一間七尺八寸九分五厘、計二二七間一八尺二寸九分五厘を担当。

高座川上流城山地区

島津右馬頭忠興（日向土原三万石） 元和六年二ノ丸一九間六寸、寛永元年本丸一〇間三尺五寸四分、寛永

五年二ノ丸南面一一間五尺九寸五分、計三三間一〇尺九分を担当。

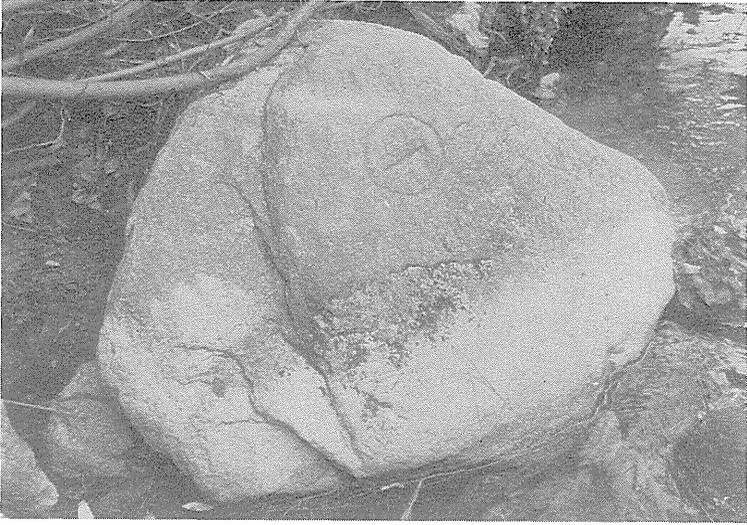


図182 岩ヶ平神社内の刻印石（現在岩園小学校へ移管）

松平土佐守忠義（土佐高知二〇万二千石） 元和六年

二ノ丸六七間三尺六寸を担当。

六麓荘町水源池の南地区 大阪城にこの刻印はないので不明である。

芦屋市壺園の北斜面地区 松平長門守秀就。

高座川左岸地区 島津右馬頭忠興。

さらに芦屋市内に残存する刻印から、これらのほかにも、若干の大名の採石のあったことを推測することができる。

西山町・月若町・三条町・吉塚町の⊕は、島津右馬頭忠興である。

岩園町・六麓荘町の⊖は、松倉豊後守重政（肥前島原五万石）か、松平筑前守利常である。

岩園町の⊖は、松平新太郎光政（因幡鳥取三三万石）である。元和六年二ノ丸一五八間一三尺五寸、寛永元年本丸五九間、寛永五年二ノ丸南面三五間七尺六寸三分、



図183 六麓荘町福田氏邸内の刻印石

玉造内二間、計二五四間二一尺一寸三分を担当。

六麓荘町の \diamond は、有馬玄蕃頭豊氏（筑後久留米二二万石）

である。元和六年二ノ丸二九間七尺二寸、寛永五年二

ノ丸南面八七間三寸、計一一六間七尺五寸を担当。

打出春日町の黒川古文化研究所の刻印は、細川越中守忠

興・京極若狭守忠高、他の \square は明確でない。

芦屋霊園内の大村は、大村民部大輔純頼（肥前大村二万

七千九百石）と考えられる。

一方、近辺の神戸市東灘区荒神山地区は、細川越中守

忠興、西宮市の目神山地区は、松浦肥前守隆信（肥前平

戸六万三千石）が主となっているが、 \circ と \square は明確でな

い。上ヶ原地区・甲山町地区も同様で、分銅町地区は堀

尾山城守忠清（出雲松江二二万五千石）と松平右京大夫

政綱（播磨赤穂三万五千石）と認定される。甕岩町地区

は池田備中守長幸（備前松山六万五千石）の採石地であ

る。そのほか、生駒老岐守高俊（讃岐高松一七万石）や

秋月長門守種春（日向高鍋三万石）、鍋島信濃守勝茂（肥前佐賀三五万七千石）などが芦屋近辺から採石した可能性が考えられているが、現状では明瞭ではない。神戸市東灘区野寄の高井宗官邸にある㊦の刻印は、堀尾山城守忠清のものである。また尼崎市の如来院には㊧の刻印をもった墓石があり、これは稲葉彦六典通（豊後臼杵五万石）である。このような大名たちが六甲山系周辺の採石大名を代表するものと考えられている。刻印の分類をした場合、大阪城築城分担大名六四家のうち、二七家以上が芦屋・西宮の地域で採石していることが推定できる。約三分の一の大名たちが石切りのために、当地域へやってきたことになる。

大阪城の石垣築造は、採石と石垣築造が一連の作業でおこなわれたわけではない。まず石材の採取の割当てがなされ、ついで、一万石につき五二坪五歩（のち二坪二歩五厘増し）の普請場が割り当てられ、穴太衆ら石垣職人の作業場へ人数を派遣し、費用を分担したものと考えられている。

したがって、石切場（採石地）では大名の採石場を示す紋所・家印のほか、石工たちが自己の割当て分を果たしたことを、または請負い分を示すための符牒類が刻印として打たれ、集石場では、検閲に備えて、大名の家印や、「二千ノ内」（採石場で打たれた割当て数）などという刻印を明示し、検閲をうけたのちは、集石場の石が他の大名によって使用されることもあったはずである。そこで、石垣築造後は、あらためて各大名が自己の丁場を示すための紋所や家印を打ち込むこともあり、南外濠などでは各大名の紋所が大々的に打たれて、まさにデモンストラーションの場となった感がするほどの壮観さを出現させている。

大阪城石垣の石材は巨大なものであるが、平均すると、タテ、ヨコ八〇センチ、奥行二メートルが普通のもの

ということになる。これでも平均一・二八トンはある。そのうちの少なくとも三分の一は、芦屋を中心とする六甲山系から切り出されたことが推測されるのである。百万個の石垣石のうち三分の一となると、約四〇万トンの石材が切り出されたことになる。大名たちが石工や人夫に支払った賃銀だけでも、莫大な金額になるはずである。

芦屋廃寺の礎石や三条町八幡神社の手洗鉢にまで刻印が打たれているのは、石材採取にやってきた大名や石工たちが、手当り次第に石材を採取しようとした一面もあつたことの名残りをとどめている。乱掘の激しさがうかがわれるであろう。現在発見された六甲山系の採石場は、いずれも普請奉行戸田氏鉄の所領であることも注目しておきたい。戸田氏鉄は当代一の築城家・土木技術家であつたが、大阪城築城の功によって尼崎五万石から大垣一〇万石に転出する大名である。しかし、領民たちは巨石の乱掘によって山を荒らされ、以後現代に至るまで山津波・洪水の災をうけているのである。

第三節 幕藩制支配機構と租税制度

一 支配機構

將軍・大名と農民政策

慶長八年（一六〇三）徳川家康が征夷大將軍に任ぜられ幕府を開いて以来、徳川將

軍は名実ともに天下の土地と人民を支配することとなつた。將軍は全国を統轄し、政治・經濟上重要な土地を直

轄領（天領・御料）として領有するとともに、それ以外の土地を家臣である大名・旗本などに知行地（私領）として給与した。しかも將軍はあくまでも全国の土地・人民の支配者であり、特別の御恩によって知行地（封土）を大名・旗本個人に分け与えたのであって、それは將軍や大名・旗本の代替わりのたびごとに改めて給与し直されるものであった。大名・旗本たちは、その御恩にたいして將軍に忠誠を誓い、参勤交代その他の奉公をささげることが義務としていた。將軍と大名・旗本たちは、このような御恩と奉公とを主軸とする封建的主従関係にあったのである。

江戸時代に大名というのは、一万石以上の知行地を將軍から給与されたものをいう。同じく將軍直属の家臣でも一万石以下、御目見おめみえ以上（五百石以上）で將軍に拜謁する格式のあるものが旗本であり、それ以下は御家人とよばれた。大名は、徳川氏との親疎の関係によって親藩しんぱん・譜代ふだい・外様とさまの三つに分けられる。親藩は將軍家と近い親類の大名である。譜代は、徳川氏がまだ三河国の一大名にすぎなかった当時から家臣となつて忠誠をつくし、徳川氏が金国を支配するようになっていくにつれて、つぎつぎに大名に取り立てられたもので、ふつう関が原の戦い以前からの家臣をいう。外様は、関が原の戦いまでは徳川氏と同僚であったが、戦後徳川氏に臣従した大名である。このうち最も多かったのは譜代大名であるが、その石高は五万石以下が大半を占めていた。先述のように、当市域を支配した尼崎藩戸田氏五万石、青山氏四万八千石、松平氏四万石の代々は、典型的な譜代大名であり、しかも尼崎・西宮・兵庫をはじめ摂海沿岸という要地を支配する重要な大名であった。

大名が封土として給与された土地にたいする領知権の主体は、その土地の人民から一定の率をもつて徴収する

ことかできる租税徴収権であり、付随してその土地の人民にたいする司法・行政権が含まれていた。大名は領内において独裁的な支配をおこなうことができた。すなわち、大名は將軍にたいして忠誠であり、幕府から出される政令に服従することが要求されたのであるが、その要求に従うかぎりにおいて、領内の統治は大名の自治にゆだねられたのであった。

大名とその家臣である藩士とのあいだにも、將軍と大名とのあいだにみられたのと同様な封建的主従関係が貫徹していた。大名は家臣へ知行地を給与する。しかし下級の家臣には現実の土地を与えず、現物の米を与えた。前者は知行取り、後者は蔵米取りとよばれたものである。もともと、家臣がそれぞれに知行することは、領内一円にたいする大名の直接支配を不徹底にすることであるので、江戸初期において、大名は家所の現実の知行権が多少手中におさめ一元的な直接支配を推進させている。尼崎藩でも、戸田氏時代には家臣の現実の知行地支配が多少みられたが、青山氏時代以降は解消している。かくて江戸初期において、ほぼ幕府―藩―農民の直接支配の系列機構が確立して行き、強力な支配権をもつて農民統制を一股と強化することとなつていったのである。

天領や諸藩の領内にあつてその土地を耕作する農民は、幕府や藩の政令には絶対的服従を強いられた。その耕作地はいわゆる公田であり、大切な「御田地」であると考えられたのであつて、結局耕作地は御恩として貸与されたものにすぎなかつたのである。農民の場合も、このような御恩と奉公の意識によつて強固な封建的統制が確立され、これに基づいて社会秩序が維持されたのである。

近世封建制は土地に立脚して樹立されたものであつた。幕府・諸藩・武士階級一般の財政収入は、土地から徴

収する租税、年貢米に基づいていた。ことに、近世封建制下の武士階級は、中世封建制下の武士階級とは異なつて、城下町に生活する純然たる消費者階級であり、たんに封土にたいして領知権を行使するだけであつたから、かれらにとつて土地から徴収する租税はいよいよ重要となつた。かれら武士階級の存立の基礎は土地にあり、さらに土地を耕作する農民であつたのである。したがつて、武士階級にとつては土地政策および農民政策は、その存立の恒久性のためにも、またその依拠する封建制を維持するためにも、もつとも重要な基本政策であつたのである。

土地および農民にたいしてこのような關係に立つ武士階級は、どのような土地政策、また農民政策をおこなつたか。そしてその治政下に農民はいかなる生活を営んでいったか。以下本節においては、具体的にまず、当市域村々の尼崎藩を主とする支配のあり方から考察してゆくことにする。

尼崎藩の地方支配機構じかた

江戸時代における当市域村々は、先に述べたとおり、明和六年（一七六九）まではすべて尼崎藩戸田氏・青山氏・松平氏の代々の支配に属した。明和六年灘筋上知令以後は、芹屋・打出両村は幕府の直轄領（天領）となつて幕府の代官の支配地にかわつたが、三条・津知両村はいぜんとして明治まで尼崎藩松平氏領であつた。ところで、江戸時代には一般に、当市域村々のような農村部は町方まちかたにたいして地方じかたとよばれていた。そこで、尼崎藩はいかなる機構をもつて地方支配をおこなつたかをみてみよう。

尼崎藩戸田氏・青山氏・松平氏の代々の地方支配の機構としては、いずれの時代にも郡奉行（郡代）・代官が設けられ、地方の諸般の民政にあたつていた。郡奉行（郡代）は代官役を統括し、その職務を監督する。代官は

直接管内の支配にあたり、たとえば戸口調査、貢租収納、治水、風俗取締り、治安維持などを任とし、ときどき廻村して農業の状況や百姓の生活状態などを視察・監督した。

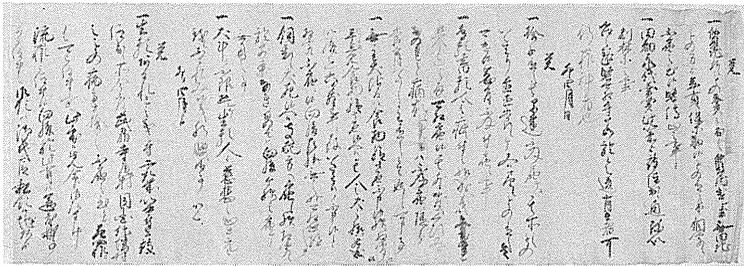
もちろん郡奉行（郡代）・代官のほかにも、地方支配に直接関係する役職があった。たとえば、戸田氏時代には免相奉行・小物成奉行などがあったと思われる、青山氏時代には宗門奉行・山奉行など、松平氏時代には宗門奉行・土砂方奉行・樋方奉行・山方奉行・浦方奉行などもあつて、それぞれの職務を担当していた。

しかし、これらの地方支配機構は、尼崎藩三氏を通じてあまり大きな差異もなく、また諸藩ともにあい通じるものであつたといえる。郡奉行（郡代）・代官の下には、その命をうけて村落支配にあたる農民の機構として、郡右衛門（大庄屋）や、さらにその下に庄屋・年寄・百姓代の村方三役とよばれる村役人が組織されていた。

郡右衛門・大庄屋 青山氏時代には、村々の庄屋を統轄する支配機構として、郡右衛門の制を設けた。この制は戸田氏時代にすでに用いられていたものであるかも知れない。しかし、松平氏時代には郡右衛門の称を改めて大庄屋と

図184-1 貞享4年御触書（首部）（五味嘉兵衛文書）

幕府の田畑代売買の禁令と生類憐みの令。（次図参照）

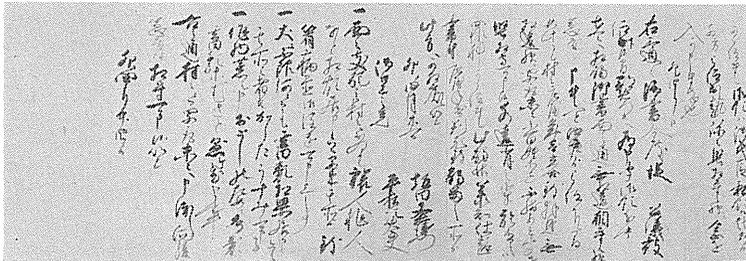


し、以来明治にいたっている。

郡右衛門・大庄屋は、代官から施行を命ぜられた法令などを所管の村々の庄屋に伝え、また村々の所務勘定を見届けるとともに、百姓の訴訟を吟味・解決し、重要な事件を代官に上申する。さらに、他国他領からきた者や縁組の願書を庄屋から受理して吟味のうえ奥印を加え、他国他領へ行く場合についても同様の手続きをおこない、また家人届けや印形紛失届けにも奥印を加えるなどのことをした。これらの職務を通じて郡右衛門・大庄屋は管内の村勢一般の動向を把握し、またその動向をも左右するとともに、支配権力との連絡を密にするものであった。したがって藩は、かれらに一般に苗字帯刀を許し、給分を与え、身分は農民であるがその地位は支配者側の完全な出先機関として掌握し、もって地方支配を強固ならしめたのであった。

青山氏時代の郡右衛門は、数か村から二〇数か村の庄屋を統轄して組を構成する。その編成は、原則として郡単位であるが、川辺郡は三組、武庫郡二級、菟原郡二組、八部郡一組にわけられ、計八組の郡右衛門組があった。この郡右衛門組は、郡右衛門が居住している村の名を冠して、たとえば打出組・味泥組などとよばれた。郡右衛門がかわれば、組名もたとえば打出組から森組にかわ

図184-2 貞享4年御触書（中部） 幕令(前図)に尼崎藩が遵守を命じて書き加えた部分。以上を郡右衛門を経て村々に達する。(次図参照)



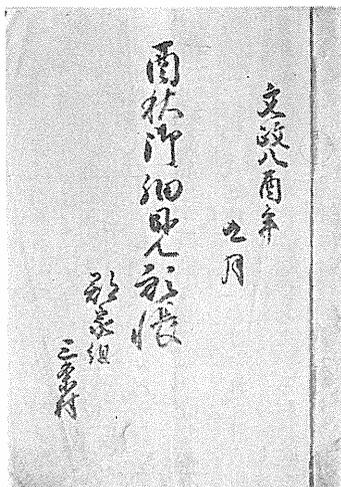


図185 郡家組三条村と記す文書
(五味六兵衛文書)

る。しかし組内村々の編成は、青山氏時代を通じて原則としてかわらなかつた。菟原郡の二組の郡右衛門組の組下村々は、次のとおりで、当市域の村々はいずれも打出組に所属していた。

打出組 打出・芹屋・津知・三条・森・中野一部・北畑・田辺・小路・

岡本・深江・東青木一部・西青木・野寄・田中・横屋・魚崎の諸村。

味泥組 郡家一部・住吉・平野一部・御影一部・高羽・八幡一部・石屋

・徳井・東明・篠原一部・都賀・五毛・畑原・河原・森・大石・味泥・

上野・鍛冶屋・原田・岩屋一部・滝寺・中尾・熊内・中・生田・小野新

田の諸村。のち熊内組となる。

松平氏時代の太庄屋組の編成も同様であるが、ただ右の味泥組と八部郡の一組の村々のうち松平氏領とならなかつた村を除いて残りを合わせて一組とした

図184-3 貞享4年御触書(尾部)

以上の幕令・藩令を庄屋が村内に伝達し、遵守を誓って全員の請印を取る。

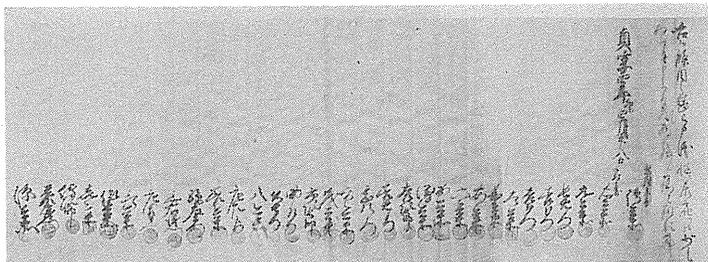


表12 市域村々を含む郡右衛門組・大庄屋組の変遷

藩主	年 代	組の名称	組 下 の 村 々
戸田氏	元和 3(1617) 寛永12(1635)	(不 明)	
青山氏	寛永12(1635) 寛文11(1671) 元禄12(1699) 元禄14(1701) 宝永 8(1711)	郡右衛門 打出組 郡右衛門 森 組	〔菟原郡〕 打出・芦屋・津知・三条・森・中野一部・北畑・田辺・小路・岡本・深江・東青木一部・西青木・野寄・田中・横屋・魚崎 (灘筋上知) 〔菟原郡〕 津知・三条・森・中野一部・北畑・田辺・小路・岡本・野寄・郡家一部・平野一部・高羽・八幡一部・都賀・五毛・森・上野・原田・中〔八部郡〕 生田宮・坂本
松平氏	宝永 8(1711) 享保元(1716)	大庄屋* 森 組	
	享保 2(1717) 享保14(1729)	大庄屋 深江組	
	享保15(1730) 寛保 2(1742)	大庄屋 横屋組	
	寛保 2(1742) 寛延 2(1749)	大庄屋 野寄組	
	寛延 3(1750) 明和 6(1769)	大庄屋 横屋組	
	明和 6(1769) 寛政11(1799)	大庄屋 野寄組	
寛政11(1799) 明治 4(1871)	大庄屋 郡家組		

(注) 各組の年代は史料に現われた上限・下限を示す。

* 正徳2年(1712)になって郡右衛門を大庄屋と改めた。

ので、計七組の大庄屋組となった。当市域村々を含か組は、明和六年灘筋上知まではあいかわらず同じ村々で編成され、大庄屋の交代にともない組名は森組・深江組・横屋組・野寄組・横屋組とかわっている。明和六年の上知で大庄屋組は再編成されて五組となり、当市域の三条・津句村のほか森・中野一部・北畑・田辺・小路・岡本・野寄・郡家一部・平野一部・高羽・八幡一部・都賀・五毛・森・上野・原田・中野・坂本・生田宮・坂本で一組となり、野寄組といで郡家組と称され明治に及んでいる。これらの変遷は表12のとおりである。

庄屋 代官や大庄屋の監督のもとに村政を実際に管理したのが、庄屋・年

寄・百姓代の村方三役とよばれた村役人であった。その名称は地方によつて多少の違いもあるが、天領・藩領を問わず全国いずれの村にも設けられていた。この村役人の最上位の者が庄屋である。庄屋は一村一人制で、当市域村々も江戸時代を通じていずれも一人制であった。しかし、一村が二人以上の領主に分割統治されているような場合、たとえば近隣の中野村のように一村のうちが天領・尼崎領にわかれているときなどは、ふつうそれぞれの支配領域ごとに一人の庄屋を置くので、一村に二人以上の庄屋があることになる。つまり、同一領主支配下では庄屋は一村一人制であったのである。ところで、江戸時代二六〇年の長い間には、ときには適当な人材に恵まれないで専任の庄屋を欠き、他村の庄屋が一時兼帯するような場合もみられた。当市域でも、たとえば天明三〇六年（一七八三〇六）ごろ津知村の庄屋を森村庄屋利兵衛が兼帯し、文政十〇十二年（一八二七〇九）ごろ三条村庄屋を原田村庄屋重左衛門が兼帯し、天保十五年（一八四四）ごろ津知村庄屋を三条村庄屋八郎兵衛が兼帯した例がある。また、文政二年（一八一九）ごろ芦屋村では年寄が庄屋を兼帯していたような例もあった。

庄屋の選定は村の自治にまかされていた。もともと、その結果は支配者側に届け出て許可してもらわれればならず、支配者は任免についての最終的で絶対的な権限を握っていた。村民のあいだで庄屋を選定する方法にも、いろいろな例があった。しかし一般には、人柄・年齢・石高などにより村民が推挙する場合が多く、当市域村々でもだいたいその方法によつていた^{（三条村「寛政十一年諸願控」等）}。中には文化年間の芦屋村のように、村民の入札すなわち投票によつた例もあった^{（芦屋村百姓「百九軒願書」）}。このように庄屋は、村民が選んで立てたものであり、村を代表するものであったが、その反面では幕府や藩の意志を代行する立場にあり、領主支配の最下級の代理人でもあった。身分は一般農

民より高いものと考えられ、実際上村内の富農で名望ある者がこれに当たった。

庄屋の職務は、まず、幕府や藩の命令を村民に周知徹底させることであった。また村内の耕作・風俗・治安など、生活全体について注意監督をおこたらず、年貢・労役の収納を確実にすることにとめ、さらに宗門改め・

鉄砲改めその他臨時の調査などの責任者となり、諸種の願書に奥印を加え、あ

るいは村から領主、または他村への願書や書類などの代表者となった。庄屋は

庄屋給を手当として受けていた。その額は、芦屋村では、領主から毎年五斗五

升七合、村方から三石を給せられ、ほかに一五石高の諸掛りを免除されており

〔明和六年差
出明細帳〕、三条村の場合には、庄屋給として毎年一石九斗が給せられており

〔各年一免
割目録〕、それぞれ村高に応じて高低があった。この庄屋給は、いうまでもな

く生活給ではなく、役勤めに必要な費用を意味するものであった。

年寄 庄屋の下にあつて庄屋の補助役をつとめるものが年寄である。年

寄の選出毛村方一統の相談でえらぶのがふつうであったが、ときには選挙でえ

らばれたこともある。一名ないし二名が置かれたが、重大事件のあるときには

増員されたようである。寛延三年（一七五〇）の山論裁定の場合などはその例

であり、芦屋村では三名、打出村では四名が置かれていた。一般には庄屋につ

ぐ家柄の高持百姓からえらばれ、筆算に長じた者がこれに当たるのが通例であ

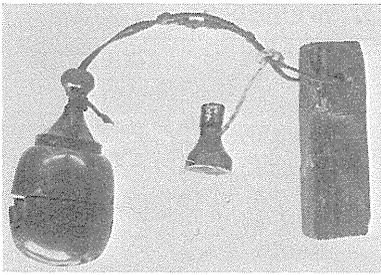


図186 三条村庄屋印（五味六兵衛所蔵）



表13 庄屋・年寄一覧表（小文字は年寄名）

年号 西暦	芦屋村	打出村	三条村	津知村
寛文11(1671)	太郎右衛門	善兵衛		
天和 3(1683)			佐次兵衛 忠兵衛	
貞享 2(1685)			次兵衛 同上2名	
4(1687)			治兵衛 同上2名	次左衛門 弥右衛門
元禄 3(1690)			次兵衛	
4(1691)			佐治兵衛 伝兵衛	
5(1692)	太郎右衛門 八左衛門		次兵衛 忠兵衛	
6(1693)			次兵衛 伝兵衛	
12(1699)		善吉		
正徳 2(1712)			作兵衛 五兵衛	半四郎 九郎右衛門
享保 5(1720)	太郎右衛門 平助八左衛門		源五久兵衛	半四郎 丈兵衛
11(1726)				半四郎 太兵衛
20(1735)		善八		
元文 4(1739)		善八		
寛保元(1741)				半六九兵衛
寛延 3(1750)	金兵衛 } 七郎右衛門	善八) 平四郎		
4(1751)	金兵衛 } 忠右衛門	善八) 彦右衛門		
宝暦 3(1753)	伊左衛門	善八) 善吉・善藏		
明和 2(1765)	伊左衛門		治兵衛 長兵衛	弥右衛門 弥兵衛
4(1767)	伊左衛門		治兵衛 長兵衛	
6(1769)	伊左衛門 七郎右衛門		長兵衛 忠兵衛	
7(1770)	伊左衛門 十左衛門			
8(1771)	伊左衛門 同上2名			
安永 2(1773)			長兵衛 仁兵衛	弥右衛門
3(1774)	市郎右衛門 庄三郎		長兵衛	
4(1775)			長兵衛 仁兵衛	
5(1776)	市郎右衛門 庄三郎		長兵衛 同上2名	弥右衛門
6(1777)			長兵衛 同上2名	弥右衛門
7(1778)			長兵衛 同上2名	弥右衛門
9(1780)			長兵衛 同上2名	弥右衛門
天明 3(1783)			八郎兵衛	利兵衛 ¹
6(1786)			八郎兵衛	利兵衛 与兵衛
8(1788)			八郎兵衛	
寛政元(1789)			伊作	
2(1790)			伊作 宇兵衛	
3(1791)			伊作 宇兵衛	
4(1792)			伊作 宇兵衛	
5(1793)			伊作 宇兵衛	

6(1794)	九左衛門	惣左衛門		伊作	五郎兵衛
7(1795)					
11(1799)	九左衛門	惣左衛門 庄左衛門		伊作七郎兵衛	五郎兵衛 与兵衛
12(1800)	九左衛門	同上2名		伊作七郎兵衛	五郎兵衛 与兵衛
享和元(1801)	惣左衛門	庄左衛門		伊作六兵衛	五郎兵衛 市左衛門
文化元(1804)				作兵衛六兵衛	五郎兵衛
2(1805)	惣左衛門	庄左衛門	佐太郎	作兵衛六兵衛	五郎兵衛
3(1806)	惣左衛門			作兵衛六兵衛	五郎兵衛 四郎左衛門
4(1807)	惣左衛門			作兵衛六兵衛	五郎兵衛
5(1808)			佐太郎	作兵衛六兵衛	五郎兵衛
6(1809)				作兵衛六兵衛	五郎兵衛
7(1810)	九	平			
8(1811)	九	平仁兵衛	治郎左衛門 ²	作兵衛六兵衛	五郎兵衛 四郎左衛門
9(1812)	九	平仁兵衛	治郎左衛門 ³	作兵衛六兵衛	五郎兵衛 四郎左衛門
10(1813)				作兵衛六兵衛	
11(1814)				作兵衛六兵衛	
文政元(1818)	惣左衛門				
2(1819)		⁴ 九左衛門 伝九郎		作兵衛	
3(1820)				作兵衛	
4(1821)				作兵衛	
6(1823)			佐太郎	六兵衛	
8(1825)	九左衛門		佐太郎	六兵衛	八郎兵衛
9(1826)				六兵衛	八郎兵衛
10(1827)	九左衛門	庄左衛門	佐太郎 清右衛門	重左衛門 ⁵	
11(1828)				重左衛門	八郎兵衛
12(1829)		庄左衛門		重左衛門	八郎兵衛
天保 5(1834)		庄左衛門		八郎兵衛	
6(1835)		仁兵衛 善右衛門	善吉	八郎兵衛	
12(1841)		又左衛門		八郎兵衛	六兵衛
13(1842)		善右衛門		八郎兵衛	
15(1844)				八郎兵衛 ⁶	八郎兵衛 五郎兵衛
弘化 4(1847)				八郎兵衛	六兵衛
嘉永元(1848)				左八郎兵衛	六兵衛
2(1849)				左八郎兵衛	
3(1850)				左八郎兵衛	
6(1853)				左八郎兵衛	
安政 5(1858)			善藏	左八郎兵衛	
文久 3(1863)					
元治 2(1865)	又左衛門	清兵衛	善藏 小平治	宇兵衛 茂兵衛	五郎兵衛 新兵衛

(注) 現存文書に現われたものだけを記している。

1の利兵衛は森村庄屋で津知村庄屋を兼帯。2の年寄は吉蔵・十右衛門・孫左衛門。3の年寄は吉右衛門。4の年寄は庄屋兼帯。5の重左衛門は原田村庄屋で三条村庄屋を兼帯。6の八郎兵衛は津知村庄屋を兼帯。

った、年寄は庄屋が病氣など事故あるときには、その職務を代行した。年寄の役料として芦屋村の場合は、年寄二人に米四斗（一俵）ずつ、ほかに二石高の諸掛りが免除されている（「明和六年差」）（出明細帳）。

庄屋と同様に、年寄も村で選定してから大庄屋の奥印をもらい、代官へ届け出て認めてもらわねばならなかった。いづれも任免権は領主に属していた。その任期は終身を原則とするが、病氣その他事務にたえないような事情がおこって退役する場合、願い出て代官の承認を求め、許可があれば後任をえらぶ手続がすすめられたのである。市域村々の庄屋・年寄を現存史料の中から拾い集めて一覧表としたのが表13である。

百姓代 年寄について百姓代があつたが、村によつては頭百姓、ときには中老などということもあつた。高持百姓の中からえらばれ、一、二名が通例で、無給を原則とした。村役人中の最下位にあつたが、最も村民の利益を代表する立場にあり、庄屋・年寄の村政運営を監視し、下意上達の促進などを担当した。いわば村民選出の目付役で、村入用その他諸負担の割付けなどには必ず立ち会い、惣百姓にかわつて目付の役を果たしたものであつた。なお、村落自治の面における村役人などについては、第六節の一の村落自治の展開に述べている。

一 租悦制度

検地 検地とは、一筆ごとに田畑の広狭を測量して面積を定め、それぞれに上・中・下・下々の品位を正し、石盛（こくもり）（次述）を付け、石高を決定することをいう。検地によつて百姓の田畑所持面積や石高が定まり、これを集めて一村の田畑面積や石高（村高）が定まり、さらに村々の高を集めて領主の全領知石高も確定されるのであ

る。また検地によって決定された石高を標準にして貢租の量も決定される。すなわち領主の財政収入と農民の租税負担は、検地によって基本的に決定されるのである。

江戸時代の検地の方法は、ほぼ秀吉の時代に決定されたものをさらに整備したものである。すでに記したところであるが、秀吉の太閤検地では検地尺の方六尺三寸を一步、三〇〇歩を一反として従来の三六〇歩一反の制を廃したが、江戸幕府では慶安二年（一六四九）二月の検地条令や、延宝五年（一六七七）三月の検地条目で、方

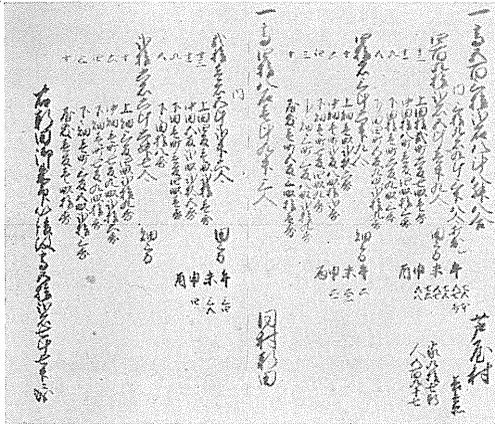


図187 寛文9年頃の芦屋村石高(宝塚市加藤省吾文書)

六尺二分をもって一步と規定した。しかし、藩によっては必ずしもこれにならっておらず、方六尺三寸を一步としたり、あるいは方六尺五寸を一步としたところもあった。

尼崎藩戸田氏時代の検地については、寛永八年（一六三一）におこなった武庫郡越水村（西宮市）の検地の一例が知られるだけで、詳しいことは全くわからない。ついで寛永十二年戸田氏にかわって青山氏が尼崎藩主となると、まもなく領内の検地に着手している。ところで、八部郡東尻池村（神戸市）の寛政十一年（一七九九）の明細帳には、万治三年（一六六〇）に青山大膳亮（幸利）の検地がおこなわれたとき六尺三寸竿さおが用いられたことが明記されている。また、正徳元年（一七一）青山氏にかわった松

表14 寛文検地による村高の増加（打出し）

年 代	芦屋村	打出村	三条村	津知村	出 典
慶長10 (1605) ?		石 合 548.170	石 合 193.830	石 合 106.550	摂津国全図
元和 2 (1616) 頃	石 492.950	548.170	193.830	106.550	天正19年摂津一国高御改帳
寛文 1 (1661)	532.888				明和 6年芦屋村差出明細帳 } 寛文 3年三条村御検地帳
3 (1663)			197.490 内、打出し 3.660		
9 (1669) 頃	532.888	674.967	197.490	106.550	} 青山大膳亮様領知調
内、打出し 39.938 外、新田 48.193*		126.797 81.079**	3.660	0	

* この新田の項末に「右新田御朱印以後改高五拾貳石七斗七升二成」とある。

** この新田の項末に「新田之わけ」として105.374新田、12.682中新田、18.598岩ヶ平新田をあげ、実際にはこれに年貢がかかる示し方をしている。これを合計すると136.654で、81.079と全く合致しないが、81.079の方の内わけ計算にも誤りはない。

平氏も、ひきつづき六尺三寸竿をもって検地をおこなったことは、三条村の新田畑検地帳のうち、享保五年（一七二〇）・同九年・寛延二年（一七四九）・嘉永五年（一八五二）のいずれにも「右者、六尺三寸竿を以令検地、壹反三百歩ニ相究者也」とあり、享保六年の新畑検地帳にも「右者、六尺三寸竿ヲ以令検地者也」と記されていることから知られる。したがって、尼崎藩では青山氏・松平氏を通じて、一貫して六尺三寸竿をもって検地がおこなわれていたと考えてさしつかえないようである。

青山氏は、寛永末年から寛文初年へかけての約二〇年間で、領内一帯の検地をおこなっている。当市域村々では、芦屋村が寛文元年（一六六一）に、三条村が同三年にそれぞれ検地を受けている。打出村と津知村については史料欠除のためその年次が明らかではないが、おそらく芦屋村・三条村とそれぞれ同時か、少なくとも同四年までに検地を受けたと考えてほぼ誤りないであろう。青山氏のこの寛文検地の村高などについては、さいわいに「青山大膳亮様領知調（宝塚市・加藤信吾文書）」という史料が残っている。寛文六、七、八年の記事を含み、同九年ごろに

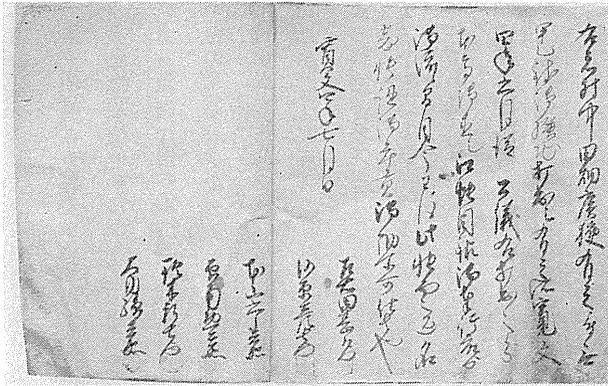


図188 寛文検地帳奥書写し（小阪作兵衛文書）

書かれたものと思われる。そこでいま、これらの史料によつて寛文検地で定められた村高、および従来の村高からの増減をあげると、表14のとおりになる。従来の村高については、先述のとおり、史料に表示されている年代と実年代とにいささか違いがあるが、いずれにしても戸田氏以前の村高であることは確実である。結局、芦屋村

は三九石九斗三升八合増、打出村は一二六石七斗九升七合増、三条村は三石六斗六升増、津知村は増減なし、となつたのである。ただ芦屋村・打出村の新田については、難解な点があるが、とにかく打出し分（増分）はなかつた。

この検地について、寛文三年の三条村検地帳の末尾には、翌四年七月の次のとおりの付け加えがみえる。

右者、村中畑広狭有之ニ付、無甲乙致御検地、打出シ有之所、寛文四年六月、従 公儀、右打出之分、本高御直シ、郷帳目録御奉行衆より御渡候間、自今已後此帳面之通り名寄帳認、御年貢御納所可仕者也

寛文四年七月 日

左右田 甚左衛門
河原 彦右衛門
本山 六郎兵衛
印南 惣兵衛
鈴木 新右衛門
大内 孫兵衛

この文は三条村の検地帳だけでなく、当時の青山氏領のいずれの検地帳にも付け加えられたものであった。いうところは、今度の検地で打出し（増分）があったが、寛文四年六月に幕府からその打出し分を本高にくり入れることを認められたから、今後は新しい本高で年貢を納めよ、というのである。このことはまず第一に、青山氏による領内一円の本格的な検地が、寛文四年には完了したことを物語っている。それはどのような意味をもっていたのであろうか。

青山氏の寛文検地は、尼崎藩が成立してからの最初の本格的な検地であったといえる。太閤検地以来、生息力は上昇し、新田畑も増加してきた。これらを確実に掌握し直し、年貢の増徴、領主財政の発展を期したものが、この検地であった。寛永末年から二〇年もかけて藩内一円におこなった検地によって、領主側は領内のすみずみまでを改めて確実に握ったのである。このころには尼崎藩だけではなく、全国詰藩においても同様な検地が実施されている。幕府でも延宝五年から七年にかけて、大規模な天領の検地を実施している。寛文・延宝期が幕藩体制の確立期であるとされるのは、これらの検地が大きな理由として考えられるのである。尼崎藩でも天領でも、この寛文・延宝期の検地で定まった村高が、江戸時代を通じて明治初年までの基本的な村高として継承されているのである。

ところで、尼崎藩青山氏の寛文検地にはもう一つ特殊な事情が含まれていた。先に述べたとおり、青山幸成は寛永十九年（一六四二）十二月病が重くなるにおよんで遺言をしたため、ついで翌二十年二月に没した。その遺言は、尼崎藩領には本高五万石のほかに実際には新田や打出しによる増収が四千石あり、実質的には計五万四千

石になるので、嫡子幸利の領知高を四万八千石とし、六千石を二男以下に分知させてほしいというのであった。三月、この異例の願いは幕府によつて認められた。差引四千石は当然検地によつて捻出しなければならぬ。寛永二十年、つまり寛永末年から青山氏の検地が本格化したのは、けつして偶然ではなかった。しかも寛文検地の結果、村々から打ち出された石高を集計すると三九一三石一斗三升三合となり、四千石には八七石ほど足りないが、ほぼ一致する。したがつて青山氏の検地は極端に言えば、この分知措置の処理のためにおこなつたともいえるのである（『尾崎中史』第二巻参照）。もちろん、この検地の本質は右に述べた藩体制の確立にあつたことにはかわりがない。寛文以後の検地については、主として新田畑の検地が問題であるが、後述第四節でふれよう。

石盛 検地においてはまず田畑一筆ごとの面積を測量し、ついで一筆ごとに地味をみて上・中・下・下々の品位をつけ、さらに石盛を定める。石盛というのは、一反から米が何斗とれるかという平均収穫率で、また斗代ともよばれる。石盛を決めるには、本来は上田の坪刈りつぼかをおこなつて一反の平均収穫量を定め、これを一斗で除して一反当たりの収穫率を算出する。たとえば、坪刈りで上田一步の平均収穫が粍一升であると、三〇〇歩一反で三石とれることになる。この粍を五合摺すりにして米一石五斗となり、これを一斗で除して石盛十五という収穫率を得るのである。江戸時代における標準は、上田は十五、中田は十三、下田は十一、下々田は九、畑の石盛は上畑が下田と等しく、上畑は十一、中畑は九、下畑は七、下々畑は五といずれも二つ下がりになる。屋敷地は上畑並みである。田・畑・屋敷地ともに米に換算して算出しているのである。石盛は実際には坪刈りだけで決めるのではなく、地味の差違、二毛作の有無、年貢運搬の距離など、いろいろの事情を考慮して検地奉行が見計ら

いで決めることが多かった。石盛が決まると、一筆ごとの田畑・屋敷地の石高も定まり、それらを総計して村高も算出される。さらに一国一藩の石高も示されることになるのである。したがって、江戸時代に一般に使われている石高というものは、米の実収高をあらわしているのではない。石高は、これだけの米の収穫があるはずだとみなして公定した見積り収穫高なのである。

芦屋地域の村々の石盛は、青山氏の寛文検地のさいに定められたものが江戸時代を通じて用いられている。その石盛は次のとおりで、諸史料とも異同がない。

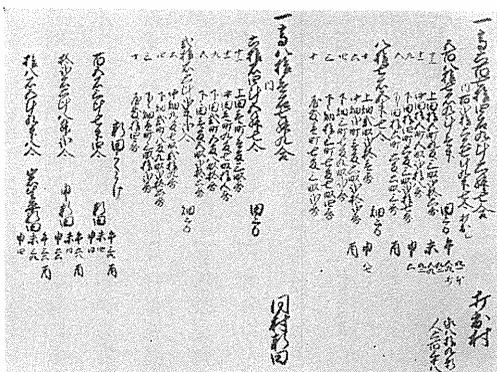


図189 寛文9年頃の打出村高(宝塚市加藤省吾文書)

本田畑屋敷石盛表

村名	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	屋敷
芦屋村	十三	十一	九	五	十	六	四	三	十
同新田	十三	十一	九	五	十	六	四	三	十
打出村	十三	十一	九	五	十	六	四	三	十
同新田	十三	十一	九	五	十	六	四	三	十
三条村	十五	十三	十一	八	十三	十一	八	六	十三
津知村	十五	十三	十一	八	十三	十一	八	六	十三

芦屋・打出両村と三条・津知両村の二つのグループにわかれ、それぞれは同じ石盛であるが、江戸時代における標準にくらべると、芦屋・打出はかなり低く、三条・津知はやや高い。その理由は明らかでないが、たとえば明和六年(一七六九)「芦屋村差出明細帳」にする

すように、芦屋村や打出村は地性が砂地で、さほどよくなかったためであろう。新田や新畑についても、寛文以降の芦屋村・三条村の例をみれば、ともに本田畑とほとんど変わりはない。ただ、三条村において元祿以降成立の下畑が六、下々畑が四と各二の減少をみとめるのと、屋敷について芦屋村の元祿以降成立が六と少なくなり、三条村で享保六年成立の十が一例あるだけである。したがって、青山氏の寛文検地で定められた村高が江戸時代を通じての基準となっただけでなく、石盛もまた、ほとんどそのままに踏襲されたとみなすことができる。

免 以上のように、田畑の面積に石盛を掛けるとそれぞれの石高が算出され、個大の持高も、村高も、大名の領知高も出てくるのである。江戸時代には、あらゆる場合に、この公定の石高が基準として用いられたのである。ところで、くりかえしているが、石高は公定の見積り収獲高である。たとえば、尼崎藩松平氏四万石というのは、四万石の公定見積り収獲高の地を領知しているということなのである。実際には尼崎藩のように実収獲高が四万石をこえている藩もあれば、反対に実収獲高が幕府公認の石高以下の藩もあるわけである。公定の石高を表高おもたかというのにたいして、実収獲高は裏高とか草高ともよばれていた。まして、しばしば誤解されているが、尼崎藩四万石は四万石の年貢収入があるという意味ではけつしてないのである。年貢の額は村高を基準にして、これに租率を掛けて算出される。この租率のことを免めんといったのである。

村高を基準にして免を掛けて貢租額を算出するといつても、その場合に二種類の免があった。村高に直接適用する高免たかめん（高厘）と、村高から耕作不能地や凶年の検見引けみびきなど高内引たかうちびきをした残り高（毛付高けつただか）に適用する毛付免

(毛付厘)とてある。領主側の同一取米の点からいえば、高免の方がとうぜん低率(下免)で、毛付免の方が高率(高免)になる。したがって高免か毛付免かを確かめないで、ただ免の数字をみただけで、年貢負担の軽重を速断してはならないのである。ところで、市域村々の免が江戸時代を通じていずれの免であったかは明らかでない。しかし、尼崎藩松平氏時代の三条村では、少なくとも安永二年(一七七三)から嘉永三年(一八五〇)までの免は毛付免である。おそらく毛付免が一般的であったと思われる。

江戸時代のはじめから、一般に毎年検見がおこなわれ、作柄に応じてその年の免が決定された。年ごとに、また村ごとに、免は違っているのである。もつとも、毎年検見をして免を決定するには多くの手数を要し、また種々の弊害をも生じたため、享保六年(一七二一)以降、幕府も定免法を奨励するにいたった。すなわち、過去数年間の租額の平均値について免を算定し、それによって以後の一定年限にわたり豊凶にかかわらず定額を徴収する法である。これは領主財政の安定化をはかる方法でもあった。当市域村々における定免法の施行についてもあまり明らかでないが、先にあげた三条村では、寛政五年(一七九三)から五年間と、嘉永元年(一八四八)から五年間の二例だけ、定免法がおこなわれたことが知られる。もちろん、定免期間中でも不作のはなほだしといきには、臨時に検見がおこなわれて、破免が認められることもあった。三条村でも寛政六年千損三分(三〇パーセント)以上のため検見引がおこなわれている。

免は「いくつ」「いくつ何厘何毛」というふうによばれ、免一つは石高一石にたいする租米一斗を意味した。たとえば、高一〇〇石にたいして免八つ一分ならば、徴収される貢租の額は石高の八割一分の八一石となる

わけである。天領では免五つ（五公五民）が標準となっていたが、諸藩では一般にそれよりも高率であった。尼崎藩では、天領並みの免五つ前後の村もないではないが、一般に免は天領にくらべてかなり高かった。しかし、だからといって、尼崎藩の年貢が実質的に天領よりも重かったと速断することはできない。たとえば、先述のように、尼崎藩は六尺三寸竿で検地をしており、六尺一分竿で検地した天領にくらべて一反の両積が大きかったから、その点を割り引いて考えなければならぬ。免には複雑な要素・条件が含まれていたのである。諸藩の免はもちろん大名の自由裁量であり、しかも年ごとに、村ごとに、田畑ごとに免が違うのであるから、まさに高低区々たるありさまであった。当市域村々の免を示す史料は乏しいが、次に多少とも具体的に取りあげてみよう。

青山氏の寛文検地直後の村々の免をあげたのが表15である。いま本田（本田畑の田方）だけについてみると、打出村の九つ二分、九つ一分を筆頭に、芦屋村の七つ六分、七つ半、津知村の六つ九分、三条村の六つ七分の順になる。打出村の九つ二分はすばぬけて高率であるが、近隣の中野村の九つ四分よりは、まだわずかであるが低い。しかも、現尼崎地域の時友村の九つ八分、武庫庄・両昆陽・尾浜村の九つ七分などの例もみられるから、打出村だけの特異な高免とはいえないのである。芦屋村と津知村の免はかなり接近しているが、ここでも打出・芦屋両村と津知・三条両村の二つにわけることができよう。先述のように、石盛においては打出・芦屋両村の方が三条・津知両村よりも低かった。石盛が低かったから免を両くして村々間の不均衡を修正するという意味が、打出・芦屋両村の高免には含まれていたと考えられる。このように、免を決定するにあたっては、検地のさいに生じた各種の評両の差を調整し、村々の負担の均衡をはかることにも考慮がはらわれたのである。それにしても打

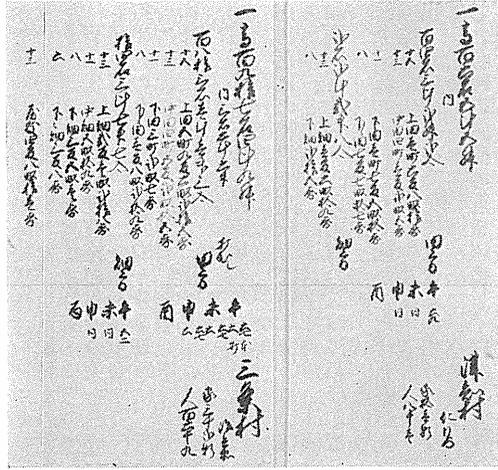


図190 寛文9年頃の津知村・三条村高
(宝塚市加藤省吾文書)

村のその後の免をみると、この説が一応妥当なものと思われる。すなわち、尾崎藩松平氏領時代の打出村の享保―延享期の免をあげたものが表16で、寛文期の九つ二分、九つ一分から、ここでは八つ八分、八つ七分に下がっているのである。もつとも、八つ八分といっても、農民の実際の負担は、後に説明するようにこれに付加税的なの加わるので、おそらく本田については

出村の免九つ二分は高免である。

尾崎藩における免の一般的傾向も明らかでないが、江戸初期からしだいに免が高くなってゆき、寛文―延宝期はそのピークであり、その後やや下がってほ安定するとみる説もある。確かに打出

表15 寛文期の免(租率)

	芹屋村		打出村			三条村	津知村	中野村田方	味泥村田方 東青木村田方
	本田	畑	本田	畑	新田				
	畑方	打出方	畑方	打出方	岩ヶ平 中新田				
寛文 6(1666)	75	57 60	34	91 59	39 68 36	67 60 52	69	94 78 84	
7(1667)	75	57 63	35	92 59	40 68 39	67 60 52	69	94 79 84	
8(1668)	76	58 61	40	92 60 87	40 66 40	67 60 52	69	93 79 83	

たとえば、75は「免七つ五分」、すなわち村高の7割5分(75%)を示す。

表16 打出村の近世中期の免(租率)

	本郷	本郷	古新	酉新	丑新	巳新	辰新	申新	新屋	岩ヶ	正徳	切添	享保	元文	元文
	田方	畑方	田	田	田	田	田	田	地子	平新	三巳新	新田	十巳外	武巳新	午新
享保20 (1735)	88	49	67	47	44	33	33	26	60	40	22	40	12		
元文4 (1739)	87	50	66	47	44	33	33	26	60	40	22	40	12	32	10
寛保3 (1743)	88	50	67	48	45	35	34	25	60	40	23	40	15	32	10
延享4 (1747)	87	51	67	48	45	35	34	25	60	40	23	40	15	32	11

表17 三条村の免と免合(安永~嘉永)

	本 田 方		本 畑 方	
	免	免合	免	免合
安永 2 (1773)	81	92.5	54	65.0
5 (1776)	80	92.7	53	64.7
7 (1778)	80	91.6	53	62.7
寛政 元 (1789)	78	92.8	51	61.0
☆6 (1794)	75	87.2	51	61.7
12 (1800)	78	89.4	51	60.9
文化 4 (1806)	78	89.72	52	61.3
6 (1809)	79		52	
文政 2 (1819)	80	94.51	52	61.3
5 (1822)	79	91.31	53	62.3
天保 12 (1841)	77	85.12	53	61.12
嘉永 ☆2 (1849)	74	81.735	53	61.3
☆3 (1850)	74	81.735	53	61.3

免合とは、領主から命ぜられた免に、さらに諸掛り物や延口米の負担を加えた負担率である。

本田畑以外の新田については、	免
同村新田(元禄5・宝永元改め)	43
正徳3巳改め新畑*	22
享保5子・6丑改め新畑	20
享保9辰改め新田	19
寛延2巳改め山新畑*	10

このうち*印の2件が、文政以降それぞれ25に引き上げられているだけで、他は変化がない。これらも実際の免合になるとその率が大きく上昇している。

☆ 寛政5~11年、嘉永元~5年の各5か年は定免である。

十、つまり十割全部かそれ以上を負担することになったであろう。三条村の免については、安永—嘉永期のものが知られる(表17)。打出村とは反対に、ピークといわれる寛文期に六七分であったものが、八つ一分—七つ四分に上昇している。しかもそのうち七つ四分、七つ五分は、それぞれ五か年間の定免法を施行したため下免げめんとなつていたのであつて、これを除

くとだいたい七つ九分前後となっているのである。三条村の場合は、これに付加税的なものを加えた負担率（免合）^{あひ}がわかるので、表中に並記しておいた。九つ四分五厘一毛一八つ一分七厘三毛五であるが、定免期間を除くと、だいたい九つ一分強前後となっているのである。なお、芦屋村・津知村については寛文以後の免は明らかになっていないので、総体的な考察はさておきたい。ただ、しばしば誤解されているのでくりかえしているが、免はあくまで村高を基準にした年貢率にすぎず、実収糧高にたいする年貢率ではない。したがって、免によって農民の実質的な年貢負担の重さを知ることができないのである。

免定・免割^{めんざめ めんわり}

以上のように、石高に免を掛けて年貢の額を決定する方法を免定（免極）^{めんさだめ めんきょく}といったが、また領主から村単位に発せられるいわば徴税令書を免定（免状・年貢割付状）とよんでいる。尼崎藩でも毎年十一月十五日ごろ「尼崎領何歳免定」を村々に通達し、十二月十日までに年貢を皆済するように命じている。もちろん、これ以前に検見をして豊凶の作柄を調べ、免を決めているのである。ときには、干水害や虫害などによる被害の大きい場合、全百姓で減免を願ひ出る。庄屋が代表で、大庄屋は奥印をして提出する。藩からは御細見と称して実地検分に出かけてくる。このさいに要する一切の費用は、村中で高割りによって負担され、必ずしも結果において有利とはなっていないような場合もあった。また被害が甚大であり領内一円に及ぶようなときには、領主から御手当米が下付されたこともあった。寛政十一年（一七九九）の干虫害の場合などがそれであるが、このときには「中分以下之難渋之者」にたいし瓦木・大物・塚口・三反田・郡家の各大庄屋組で合計二三〇〇俵が与えられ、三条村に一五俵、俳句村に四俵が割り当てられている。とにかく、こうして検見や細見がおこなわれた結果

に基づいて、最終的な免定が下達されるのである。免定が下達されると、村では村役人以下全百姓が集まって免割をおこない、その目録を作製する。免割目録は惣百姓の名儀で作製されて庄屋に手渡され、大庄屋を経て藩側に報告される。これで各人の持高に応じた負担納入高も割り付けられ、年貢の納入皆済となっていくのである。いま寛政元年（一七八九）の三条村の「西歳免割目録」を例として、簡単に説明を加えてみよう。

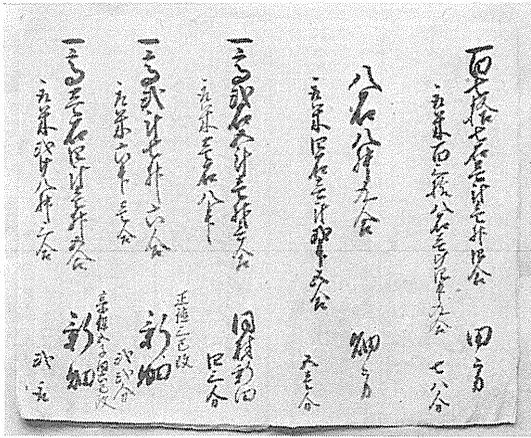


図191-1 寛政元年三条村西歳免割目録
(小阪作兵衛文書)

一高百九拾七石四斗九舛	内拾貳石貳斗八舛七合	本田方之内西検見引	毛附高
残百八拾五石貳斗三合			
分			
一高百七拾七石壹斗壹舛四合		田方	
取米百三拾八石壹斗四舛九合		七八分	
一高八石八舛九合		畑方	
取米四石壹斗貳舛五合		五壹分	
一高貳石五斗壹舛壹合		同村新田	
取米壹石八舛		四三分	
一高貳斗七舛六合		新畑	
取米六舛壹合		貳貳分	

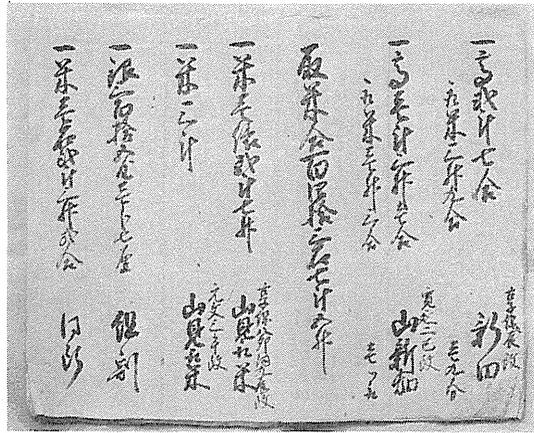


図191-2 寛政元年三條村西歳免割目録
(前図のつづき)

年は不作で拾式石…が検見引され、残りの百八拾五石…が毛付高となる。この毛付高を田方と畑方にわけ、それぞれ免を掛けて、領主の取米（年貢米）をしるす。七八分・五壱分とあるのが免で、しかも毛付免である。次の高式石…からは新田で、新田のことは後に述べるが、正徳三巳改などあるのは、正徳三年（一七一三）巳年みに検地を受けて正式に新田高として登録されたことを示しているのである。本田同様、それぞれ免を掛けて取米が

一高老石四斗老舂五合	享保五子同六巳改	新	畑
取米斗八舂三合		式	取
一高式斗七合	享保九辰改	新	田
取米三舂九合			
一高老斗三舂老合	寛延二巳改	山	新畑
取米老舂三合		老	少取
取米合百四拾三石七斗五舂			
一米老俵式斗七舂	享保八卯同九辰改	山	見取米
一米三斗	元文三年改	山	見取米

以上が免割目録の冒頭で、領主から下達された免定をそのまま写して記載したものである。最初の高百九拾七石…は三条村の村高で、いわゆる本高である。そのうち、この

しるされる。本田・新田の取米の総計が、取米合百四拾三石…となるわけである。最後の二行の山見取米は百性請山の年貢で、山間地味劣悪のため收穫も少なく高付けもおこなえない地に課したものである。

免定には本来これにつづいて「右之通、当免相定之条、庄屋年寄小百姓立会致免割、年貢米極月十日以前急度皆済可仕者也」の語があり、さらに大庄屋全員が「前書之通、当立毛御役人中立会見分免相定り申候、以上」と奥書をそえて村々に渡すのである。しかし、農民の負担は免定にしろされたものだけではなかった。免割目録には前掲にすぐつづいて、次のような雑多な負担が出ている。

一 銀三百拾五匁七厘	組 割	一式匁分五厘	茶船ちん
一 米壹石式斗三舛式合	同 断	一 銀貳拾匁	送り物入用
一 銀六拾匁八分七厘	巡見入用	一 米壹石式斗	船 賃
一 銀四拾八匁三分六厘	狩人割	一 米貳舛五合	大学寺御供米 ^(寛)
一 銀貳拾三匁	大廻り様入用	一 米貳斗五舛	今日造用
一 米五舛	伊勢初穂	飯 ^ノ 五百四拾五匁六分五厘	
一 九匁	米入雑用	此米五拾五匁がへ	九五九斗式舛
一 銀六拾七匁	国役銀	米 ^ノ 五石五舛七合	
一 米壹石九斗	庄屋給	惣米合拾四石九斗七舛七合	
一 米四斗	尼宿米	此割七歩六厘	

組割以下、村全体として負担すべき恒常あるいは臨時の経費があげられている。それらの内容については後にふれるとして、ここでは最後の方の銀 \times 以下の計算について説明しよう。右の諸経費のうち、銀であらわされているものの合計が五百四拾五匁である。これを当時の米一石の時価五五匁で換算すると、米九石九斗二升になる。また諸経費のうち米であらわされているものの合計は五石五升七合で、この両者の米の惣米が拾四石九斗七升七合というわけである。最後の「此割七步六厘」というのは、これらの経費を村中に高割たかわで割り付けるための配賦率で、惣米拾四石 \dots を村高百九拾七石 \dots で除したものである。精算すれば七分五厘八毛強であるが、四捨五入もしくは略算で七分六厘としているのである。ところで、諸経費はこれだけではなかった。さらに次のような記載がつづいている。

米九石八斗三舛六合

田方 延口米

米式斗九舛四合

延口米

此割七步式厘

此割三步七厘

御免七ツ八步

御免五ツ壹步

此懸り物七步六厘

此掛り物五步七厘

田方免合九ツ式步八厘

畑方免合六ツ壹步

一高八石八舛九合

畑方

(中略—新田延日米省略)

取米四石壹斗式舛五合

延口米のことは後に説明するが、年貢米の上納にあたり必ず付加せしめた付加税である。一石につき七升一合

二勺の割合となっていたから、先に掲げた田方の取米百三拾八石：にたいしては九石八斗三舛六合となる。この負担分を田方の毛付高で除すると五分五厘五毛になるが、この年は他に明示していない何か加わり、この割合を七分二厘と計算しているのである。もともと本年の田方の御免は七ツ八分であるが、実際には延口米の七分二厘と、さらに前記の諸経費の懸り物の配賦率七分六厘が加わるから、田方の免は合わせて九割二分八厘という高率に達するのである。畑方もほぼ同様である。取米四石壹斗弍舛五合にたいする延口米は弍斗九舛四合である。これを高八石八舛九合で除して三分七厘（精算は三分六厘三毛強）とする。また懸り物は七分六厘であるべきだろうが、畑方についてはこのころには通例五分七厘としているのである。本年の御免五ツ壹歩に、三分七厘と五分七厘を加えると、畑方免合六割〇分四厘となる。これを六ツ壹歩としているのは、端数を切り上げたものであるのかも知れない。新田にも延口米はかかり、ほぼ同様に算出されるが、省略しておく。免割目録の主文はそれで終わり、末尾に、

右之通、村中致立会、免割算用仕候、若相違御座候ハ、重て算用可仕候、

三条村

惣 百姓

寛政元酉年十一月

同村庄屋
伊 作 殿

とあつて、惣百姓から庄屋にあててさし出す形式となつてゐる。右にもいうとおり、免割目録にもときには計算違いがあり、後に訂正を加えたり、また翌年の免割にくり越して修正しているような場合もみられる。かくて、免割が終わると、その配賦率に応じて各個人の内納額も決まり、年貢の内納となるのである。

本途物成と延口米

江戸時代の租税の主体をなすものは田畑にかけられる本組で、これを本途物成とか、またはたんに物成・年貢などともいった。その納入にあたっては、租米はすべて俵入りとした。一俵の米の量は全国画一であつたのではない。たとえば幕府の定めでは三斗五升であり、関東は多く三斗五升であつたが、その他では三斗数升から四斗・五斗など、地方によつてまちまちであつた。当市域村々の尼崎藩松平氏領時代には四斗俵が用いられ、また天領時代の芦屋村では五斗俵（欠差米とも実容量五斗三升）も用いられている。

ところで、関東の一俵は三斗五升であるが、その実容量は三斗七升であつた。というのは、元和二年（一六一六）幕府は令して、三斗五升のほかに延米（出目米）二升を付加して俵詰めをおこなわせたからである。その他の地方においても、種々の慣例の違いはあるが、だいたい一俵の中に二升の延米が加入されている。この延米は租米のうちに算入されるものではなく、百姓が租米にそえて出さねばならないまつたくの付加税であつた。

租米納入にもなう付加税には、延米のほかにも口米・欠米・込米などがあつた。口米は、豊臣秀吉の時代に従来の雑多な付加税をまとめて年貢米一石につき二升の口米を課することになつたが、江戸幕府もこの制を踏襲し、元和二年貢米一俵につき口米一升、すなわち一石につき二升八合五勺七才を徴収することを定め、ついで正保元年（一六四四）関東は年貢米一俵につき口米一升、関西は一石につき三升と定めている。口米は本来、代官に給与し、諸雑用や下役人の給料などにあてるものであつたが、実際にはその収納高が代官所の諸経費を差し引いてあまりがあつたので、享保十年（一七二五）口米を代官に給与することをやめ、これを幕府の収入とし、代官には別に幕府から諸費用を支給することに改めている。欠米は、租米を遠隔地に運送・納入するとき途中で

欠損を生じることがあるため、その予備として一俵につき三升の余米を租米とともに運送するものである。込米は、一俵の中に米を正しく量って入れただけでは納入のさいに不足を生じる恐れがあるため、一俵につき米一升余を余分に俵に入れたものをいう。年貢を納めるには、これらの付加税のほかにも、米選別の費用、俵代、運賃などの納入諸経費が必要であり、農民の負担は容易なものではなかった。

尼崎藩松平氏時代には、先に述べたとおり、これらの租米にともなう付加税が延口米とよばれ、年貢米一石につき七升一合二勺に達していたのである。打出村の場合はこれを「延口米七二打、八勺過小入用へ出ス」という慣習があった。すなわち、延口米として七分二厘（一石につき七升二合）を徴収し、過徴の一石につき八勺は村の小入用に使用するというのである。また天領時代の芦屋村では、口米は一石につき三升の規定どおりであったが、口米その他の付加税をあわせて「御年貢附役米」とも称し、時代により相違があるが一石につき約五升をさし出していたようである。

郷払いと石代納（ついでに）

年貢は村において取りまとめて領主に納められるのであるが、天領ならば代官の手を通じて幕府に、私領ならばその藩に納められるわけである。その納入場所は、尼崎藩の場合、尼崎城下または領内にある藩の米蔵に納められた。もともと、尼崎藩は次に述べるような郷払い制度がおこなわれていた。天領時代には、村の郷蔵やまたは庄屋の蔵に一時保管され、その後京都二条御給米、大阪御蔵納米、江戸御廻米としてそれぞれへ運送・納入されている。この場合、江戸浅草の御蔵に納入するものを御廻米といい、その他の米蔵に納入するものを御詰米（つめま）とよんだ。廻米は、芦屋村では浜から船で積み出して兵庫津へ運送し、兵庫で廻船に積み込

む。この芹屋村から兵庫津への運賃だけでも、年貢米一石につき一升を徴収せねばならなかったのである。

年貢はもとより米納が原則であった。しかし江戸時代には、その一部を米のかわりに貨幣で納める方法もおこなわれた。これを石代納こくだいのうという。石代納には地方によって種々の名称があり、またその方法も種々であるが、なかでも顕著なものが関西地方でおこなわれた三分一銀綿である。三分一銀納というのは、田畑の年貢の三分の二を米納とし、残り三分の一を銀納とする方法である。この比率が生まれた理由は明らかでないが、関西では田畑の比率が田方三分の二、畑方三分の一であり、畑には米を産しないから、田畑年貢の三分の一を石代納にしたという説明もおこなわれている。その石代値段け、はじめは米一石につき銀四八匁替であったが、延宝年間（一六七三〜八〇）からすでに、上納時のその地の相場に、なにがしかの割増しをつけてきめることになっている。割増しをつける理由の一つには、石代納であれば米納に要する手数と費用をはずくことができ、農民に利益があったからである。当市域でも、天領時代には三分一銀納が実施されている。もともと、芹屋村では文化十年（一八一三）ごろから天保四年（一八三三）までの間、三分二米納・三分一銀納とわけながらも、村内では現実には両者ともに銀納で徴収していたこともある。三分一銀納とならんで、年貢の十分一大豆銀納というのもおこなわれている。大豆は畑作物であるため、銀納がまた適当と考えられたのであろう。この場合、米納はその分だけへって、三〇分の一七米納となるのである。

このように石代納がおこなわれているのにたいして、尼崎藩では江戸時代を通じて米納が守られていた。その理由は、特殊な郷払い米制度が実施されていたからである。もともと、摂津では天領以外の大名領・旗本領でも

郷払いが、近世後期には一般的におこなわれていたようである。郷払いというのは、年貢米の一部または大部を蔵納めの手続をふまないで、領主のおこなう入札によつて、直桜村々から近隣の商人に手渡し売却する方法である。諸藩でも、収納した年貢米を城下町などで地売りすることは普通にみられたが、それとはかなり意味の違つたものである。もともと、年貢米を貨幣にかえるためには、尼崎藩でも諸藩と同様に、年貢米を大阪に輸送して販売する方法をとっていた。しかし、元祿ごろから、しだいに郷払いの例がみられるようになり、享保九年（一七二四）には、法令の上にも郷払いのことがあらわれ、その制度も軌道に乗りだしたと思われる。当時は、郷払い米の値段は藩が定め、この値段で買うことを希望する者に、何俵買うかを入札させたのであった。それもやがて、値段も入札して競売されるようになっていた。通例、年貢の納入期以前に入札がおこなわれ、落札者が決定する。藩では、落札者のだれに何俵を渡せとするした郷払い米切手を発行し、大庄屋へ手渡す。大庄屋は、これにもとづいて組内村々あてに、だれに何俵渡せとするした落札者各人についての郷払い米配符状をつくり、庄屋に手渡す。庄屋は村内の百姓一人一人について、その納めた米がだれに何俵渡されたかをいちいち帳面につけ、これを集計して大庄屋に報告し、代官の認印をもらう。現実の米は、村から直接落札者へ手渡されることになるわけである。

同じ尼崎藩領の村々でも、年貢米の蔵納め分と郷払い分の比率は違っていたが、一般に寛政以降は郷払いの比率はきわめて大きなものであった。いまこれを三条村の文政二年（一八一九）の場合についてみてみよう。この年の年貢は計四二三俵八升三合であった。そのうち郷払い米は三六九俵三斗三升二合で、実に八七・四パーセン

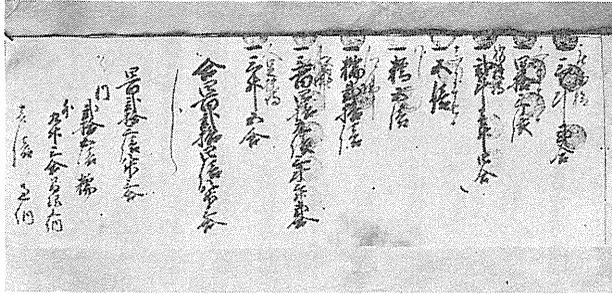


図192 文政2年三條村御年貢米納帳（小阪作兵衛文書）
多量の郷払いを示している。

トに達している。これにたいして蔵納めは五三俵で、一二・五パーセントにすぎない。そのほかは庄屋給・賄扶持・人足扶持で計五斗五升一合がある。この計算には一俵の過納があり、後に返却されているが、それが郷払い・蔵納めのいずれに該当するとしても〇・二パーセントほどの違いで問題とするに足りない。郷払い先については、この年の分はわからないが、翌々四年の例では、同村内の仁右衛門、同六兵衛、同なだや喜平次のほか、今津村米屋善四郎、八幡村惣右衛門、田辺村作右衛門、森村安兵衛などが知られる。もともと郷払い米が成立するためには、これを買取ることのような在郷商人の成長が必要であったし、また郷払い米の増大には、この地域が全国有数の大酒造地帯を形成して米の需要をいちじるしく増大したことが、大きな理由として考えられるのである。

小物成 こものぢ

本途物成にたいして、江戸時代の雑税を総称して小物成または小年貢などとよんでいた。全国的にみると、その種類ははなはだ雑多であつて、たとえば明治維新後の地租改正のさいに整理された雑税種目では二〇〇〇金種をかぞえている。大別すると二つの系列にわけられる。その一つは、山林原野・池沼河海など検地帳に記載されない土地の用益または産物に課せられる税である。たとえば山年貢・林年貢・野年貢・草年貢・茶年貢・漆年貢・蘆年貢・蘆年貢や、山

役・野役・草役・池役・川役・河岸役・海役・池魚役・網役・網代役・山手米・野手米等々がそれである。何年貢というのは多くは土地の反別をきめて課税したものの、何役・何手というのは高反別外の土地に課したものである。これにたいして他の一つは、市場・問屋・製造業など商工業その他の營業に従事する者に課した税である。たとえば水車運上・池運上・河岸運上・市場運上・問屋運上・酒造冥加・醬油屋冥加・油絞冥加・質屋冥加・旅籠冥加等々がそれである。運上というのは定率で納税させるもので、冥加は定率はなく、免許をえて營業するの

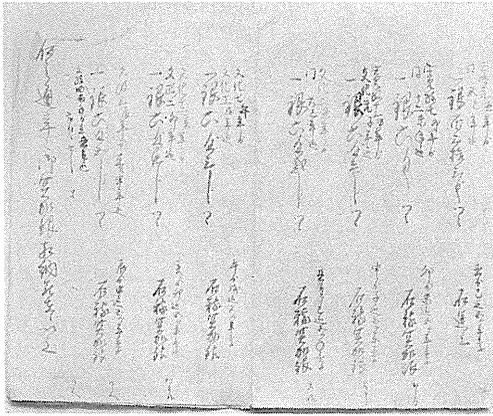


図193 芦屋村石塚冥加銀納帳（井床利兵衛文書）

で金銀を上納させるというもので、運上は租税であり、冥加は税金に類する。しかし実際には、両者ともに同意義に混用している場合が多い。運上や冥加の賦課はともに年期を限り、またその額は年々増減があつたから、これらは浮役に属する。一般に小物成は年々一定額の現物あるいは米・貨幣を納めるものであつたが、なかには臨時の課役や年々不定のものもあり、これを浮役とよんだのである。

尼崎藩でも戸田・青山氏時代にはさまざま小物成が課せられていた。たとえば石切運上、鷹の餌、麻がら、柿渋、畳こも、すさわら、山かや、椿の実、あるいは正月の飾り藁、五月のまこも等々である。しかしこれらは青山氏時代を通じて、しだいに免除

・軽減されていた。松平氏時代の市域村々の小物成の詳細は明らかでないが、三条村の山見取米や田中出口井戸年貢米、高嶋池川年貢米などもその例である。天領時代の芦屋村では、水車運上、鍛冶一人役銀のほか、年々増減する水車運上、水車大工一人役銀、小船運上、素麴屋七人組銀、石稼^{いしかせ}冥加銀の浮役が挙げられる。これらは酒造冥加などとともに、市域村々に多く共通してみられる小物成であったといえよう。

高掛物^{たかかけもの}

高掛物^{たかかけもの}というのは、田畑の石高(村高)にたいしてかけられる付加税の総称で、その税目もまた種々雑多であった。そのなかで最も著名なものは、天領において毎年定例として課せられた御伝馬宿人用米・御蔵前人用米・六尺給米の高掛三役であった。御伝馬宿人用米は、五街道筋の間屋・本陣の給米や宿場人用にあてるために徴収したもので、はじめは高一〇〇石につき米六升であったが、宝暦八年(一七五八)石代納に改正されている。御蔵米人用金は、江戸浅草御蔵の諸入用にあてるため課したもので、高一〇〇石につき関東は金一分、関西は銀一五匁であった。六尺給米は、江戸城の台所で使用する六尺とよばれた人夫の給米にあてるために徴収するもので、はじめは高一〇〇石につき米二斗であったが、宝暦八年に石代納に改められている。天領時代の芦屋村・打出村にも当然これらは課せられたわけで、たとえば、天保六年(一八三五)の文書にみえる芦屋村の御伝馬宿入用は米三斗六升七合、六尺給米は米一百二斗二升五合、御蔵前入用は銀九一匁八分五厘で、米の表記ももちろん実際には石代銀納しているのである。

国役^{くにやく}

国役^{くにやく}というのは、大規模な河川の普請や、朝鮮来聘使・日光法会・禁裏造宮などの費用にあてるため、幕府がある国(ときには全国)を指定し、天領・私領を問わず高一〇〇石につき貨幣でいくらとして臨時に

課した税である。御国役金・御国役銀などとよばれたものがそれである。たとえば文化五年（一八〇八）朝鮮人來聘のため、幕府は全国六四州の天領・私領ともに高一〇〇石につき金一両を課し、これを五か年賦として上納せしめた。当市域村々でも、もちろんこれを分担したわけである。

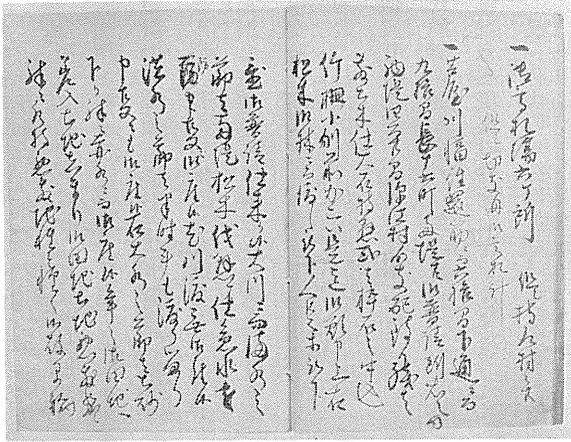


図194 明和6年芦屋村差出明細帳の芦屋川御普請記事
(猿丸吉左エ門文書)

国役のなかで最も重要なものは、河川修築のために国役金を課しておこなう同役普請であった。通常、普請入用の十分の一を幕府が支出し、残りを国役で徴収してまかなうのである。これを御普請ともよんだ。これにたいして、国役普請の河川でも平常的な小普請や、また国役普請以外の小河川の普請などは、藩の御入用普請^{ごいりよう}としておこなわれた。また、田畑灌漑のための用水路・井堰・溜池などの普請は、原則として百姓が負担し、これを自普請といったのである。

西摂地方では、尼崎藩松平氏が享保十一年（一七二六）有馬・武庫・川辺三郡、さらに寛延三年（一七五〇）菟原郡を加えて、土砂留事業を担当する土砂留大名に命じられている。尼崎藩領だけでなく、他領を加えて、西摂一帯の土砂留普請を担当することとなったのである。もちろんこれは国役

普請であつて、尼崎藩の御入用普請の意味ではない。また、国役普請以外の領内小河川の普請が、尼崎藩御入用普請としておこなわれることが多かったこともいうまでもない。当市域では、明和六年（一七六九）の「芦屋村差出明細帳」によると、芦屋川は福が往還筋では六〇間、下通りで九〇間あり、長さは一六町で、両堤とも御普請所である云々といい、また奥山土砂留御普請所を見分のため、尼崎藩から毎年春秋二度、大阪の幕府代官所からも年々役人が現地へ来るとも記している。芦屋村・打出村立会川である大溝川は幅一間、長さ一五〇六町、片田川（傍示川）は幅五尺、長さ八町余の小河川で、これらはともに御普請所ではなかった。

夫役・助郷ひやく すけごう

江戸時代の農民には、以上のように米または現物や貨幣で納める税のほか、労力を提供する夫役の負担があつた。戸田氏や青山氏の時代には、大名の軍役にともなう陣夫や普請その他の諸人足が村々から徴発されたが、これらは現実に夫役を必要とすることが少なくなるにつれて減少し、また夫米や夫銭の名で米銭代納制が進んでいった（四三八頁）（一七ジ参照）。しかし、どうしても労力そのものが必要な場合、たとえば河川の普請人夫や助郷役など現実の労役も存していた。

江戸時代の夫役のなかで最も大きな負担になつたものが助郷役であつた。幕府ははやくからその重要な交通政策として駅伝の制を確立し、諸街道に宿駅を定め、人馬を常備させて公用人馬の継ぎ立てにあたらせた。しかし定数の人馬だけでは年々増大する交通の発達に応ずることができなかつたから、これを助けるために宿駅付近の郷村から石高に応じて一定数の人馬を徴発する制度を設けた。この課役を負担させられた郷村を助郷といい、課役そのものを助郷役またはたんに助郷とよんだ。当市域は街道筋であるが、もともと幸い駅所ではなく、また助

郷でもなかった。近隣の駅所は、東に西宮、西に兵庫津があった。いずれもはやくから宿立人馬二五人・二五匹と定められた正規の宿場であった。西宮が尼崎藩領であった明和六年（一七六九）以前には、西宮駅所の常備人馬の不足を尼崎藩から手当銀を出して補っていた。ときには近隣の村々から適宜助人足を出させ、そのかわり助人足には藩から手当米を支給したこともあり、当市域村々からもこの助人足を出したことはあった。

ところが、明和六年西宮町は天領となり、尼崎藩からの助成をうしなつたので、西宮駅の助郷を設けてくれるよう幕府に願ひ出た。その結果、翌年四月、武庫郡一六か村、菟原郡一七か村、計三三か村が助郷に指定され、当市域村々四か村とも、このとき以来助郷となつたのである。西宮駅所側のはじめの説明では、助郷人足の必要数は年間二四〇〇人から三〇〇〇人ですむはずであった。ところが実際には、明和七年三二二〇人、八年三三七〇人、安永元年二八八〇人、二年五一九〇人、三年五三八〇人、四年には七四二〇人と増大していった。そのため安永五年になって、助郷村々から助郷人足難渋の嘆願がくりかえし展開されることとなった。安永九年には、兵庫津の助郷五八か村が人馬をさし出すかわりに高一〇〇石につき銀一四匁六分五厘五毛ずつを出している例をあげて、兵庫津助郷同様にしてほしいと願っている。さらに翌天明元年（二七八一）には、「人足二〇〇〇人の雇い賃、一人一〇〇文として銀二貫匁を年々さし出す。それ以上は不可能である。これで不足なら助郷村のほかに加助郷を定めてほしい」と願っている。このような助郷村々の連年の嘆願運動の結果、天明三年幕府の裁許がくだり、助郷三三か村の負担は最初に助郷役を命じたときの二八〇〇人（高一〇〇石につき人足二四人）を履行すること、それ以上必要と考えられる約一〇〇〇人の人足については加助郷を指定して負担させることとなった。

この加助郷には武庫川より東の武庫郡および川辺郡の六九か村が指定されたが、西宮からかなり距離があるので人足一人賃銀二匁五分として計二貫五〇〇匁の代銀納が認められた。この嘆願運動を通じて、助郷三三か村の惣代六名のうちに津知村庄屋弥右衛門があつて活躍している。助郷問題はこれで解決したのではない。村々にとつて重い負担であつたから、幕末にいたるまでしばしば事件がおこっているのである。

村入用

以上のように、江戸時代の農民から徴収する租税の主体をなすものは本途物成であるが、その納入にともなう種々の付加税もあつた。しかも本途物成以外に農民に課せられる税に小物成・高掛物・国役・夫役などがあつて、農民の負担は複雑かつ過重なものであつた。

農民の公的な負担は、定められた租税だけではなかつた。これらのほかに、村として村民全体として負担すべきものがあるいろいろあつた。それらを総称して村入用とよんでいる。たとえば、近世後期の三条村の免割目録に記載されているところでは、まず大庄屋組の組割の経費負担がある。また先に述べた庄屋給もあれば、そのほか幕末には庄屋紙筆代も加算せねばならなくなる。ありき（歩）とよばれた村の使い走り役や、山番への手当も必要であるし、ときには山番小屋の修理代もある。年貢納人のための船賃や、尼崎へ公用でおもむいたときの宿米、いろいろな贈り物の入用もある。宿駅西宮の助郷役が課せられてからは助郷人足宿米も加わる。ときには当市域を含む大灘おおたなを郡奉行や代官が廻村するときに要した費用である大廻り様入用や、尼崎城南浜の普請入用、藩に納める薪の浜出し人足賃などもある。この種のものはまだまだあるが省略しておこう。これらの経費は、村中の高割たかわり、つまり百姓持高に応じて割り当てられるものであつた。ところが、これらのほかに種類によつては高割

と家割いわりが併用される場合も多かった(四三八べ)。たとえば、文化十四年(一八一七) 尼崎藩主松平忠宝が領内を順見したときの三条村の「殿様御順見諸人用割賦帳」では、総計銀三〇三匁八分六厘の経費を一五一匁九分三厘ずつに二分し、それぞれを家割・高割として、一軒につき三匁八分、一石につき七分五厘六毛をもって村中に割り当てている。いま寛政二年(一七九〇)の「三条村勘定帳」によると、よろず万月役高六九八匁四分四厘、助郷賃銀八六匁九分五厘、その他をあわせて総計八四九匁一分三厘、これを右同様に割って一軒につき一匁一分八厘、一石につき二匁三分二厘の割合で抛出させている。このような場合、高割よりも家割りにされることは、小高持百姓にとつては非常な苦痛となったのである。

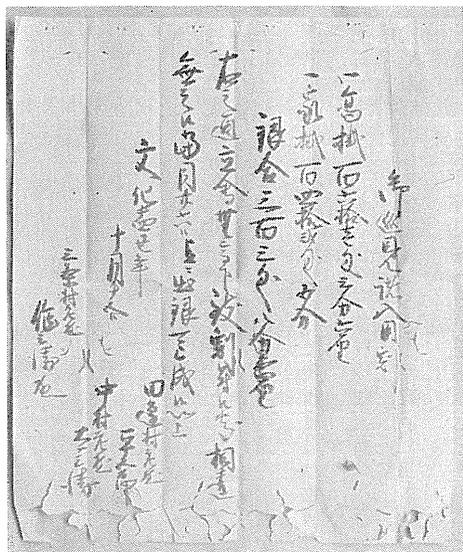


図195 文化14年殿様御巡見諸入用割り
(小阪作兵衛文書)

村内では合計高を二等分し高割・家割としている。

たとえば、同年同村における最高の高持一六石余の八郎兵衛も、一石以下飯高に近い下層のものたちも同額が課せられているのであって、大高持と小高持とでうける経済的圧力に大きな差の生ずることは否定できない。これらのことは、後に述べる身分構成・階層分化などの問題にも関連してくるところであった。

第四節 村落構造の変遷

一 村高の変遷と新田開発

村高の変遷

近世初期の村高、とくに尼崎藩青山氏の寛文検地による村高の増加については、すでに詳述した^(三九四ページ)。ここではさらに近世全般の村高の変遷を概観してみたい。

近世村高の基本は、まず第一に太閤検地の数字を伝えていると考えられる村高で、芦屋村四九二石九五〇合、打出村五四八石一七〇合、三条村一九三石八三〇合、津知村一〇六石五五〇合である。ついで、尼崎藩による寛文検地の打出し分を加えたところの数字、つまり芦屋村五三二石八八合、打出村六七四石九六七合、三条村一九七石四九〇合、津知村一〇六石五五〇合が基本となっていることは、表18の「村高の変遷」を一見して知られるところである。ところで、寛文以降の村高については、記載史料の性質により種々の表現があり、中には理解し難い点や、誤りもあると思われる。しかし大観して、元禄・享保期まで、すなわち近世前期の変動が大きく、それ以後の近世後期にはほとんど変化がなく、幕末にごくわずかの変化がみられる程度である。元禄・享保期までの変動は、主として新田の開発による増加が原因している。それについては、のちに項を改めて述べる。次に村々の状況について簡単に説明をつけ加えておこう。

《芦屋村》 寛文検地で三九石九三八合の打出しがあり、村高は五三二石八八合となったが、このほかに後

表18 村高の変遷

年 代	芦屋村	打出村	三条村	津知村	出 典
慶長10(1605)?		石 合 548.170	石 合 193.830	石 合 106.550	摂津国全図
元和2(1616)頃	石 492.950	548.170	193.830	106.550	天正19年摂津一國高御改帳
寛文元(1661)	532.888				明和6年芦屋村差出明細帳
3(1663)			197.490		} 寛文3年三条村御検地帳
		内、打出し	3.660		
9(1669)頃	532.888	674.967	197.490	106.550	} 青山大膳亮様領知調
内、打出し	39.938	126.797	3.660	0	
外、新田	48.193*	81.079*			
延宝4(1676)	492.950	548.170	193.830	106.550	} 延宝4年摂州村々高書写
外、新田	78.100	181.144	30.189	0	
貞享4(1687)頃	532.888	674.967	197.490		尼領村々調書
元禄13(1700)	532.888	656.767	197.490	106.550	} 元禄13年摂州4郡村々役高役引高帳
外、新田高役引	8.955	外 18.200			
外、青山兵部知行	新田高 91.263				} 元禄15年摂津国郷帳
15(1702)	532.888	674.967	197,490	106.550	
青山兵部知行					
芦屋村枝郷浜					
芦屋新田村	91.263				
享保12(1727)	636.618	926.924	201.899	106.550	享保12年菟原郡村々高附帳
寛延2(1749)			202.030		寛延2年三条村新畑検地帳
明和6(1769)	639.127				明和6年芦屋村差出明細帳
寛政10(1798)	611.909	944.069	202.030	106.550	御料私領菟原郡村々高附帳
文化2(1805)	611.771	944.069	202.030	106.550	三条村御手当米配賦帳等
天保5(1834)	650.286	945.839	202.030	106.585	天保郷帳
6(1835)	612.311				} 天保6年芦屋村出作古出作并本高斗高控帳
外、二重高免除	36.101				
弘化3(1846)	622.029	951.836	202.030	106.585	弘化3年菟原郡高附扣帳
嘉永5(1852)			202.338		嘉永5年三条村新畑検地帳
文久元(1861)	648.412				猿丸吉左エ門文書

(注) *印については、394ページの表の注を参照のこと。

慶長・元和の数字は、太閤検地の石高と考えられる。

寛文の数字は、尼崎藩青山氏の寛文検地の石高である。

延宝以後の数字は、史料の性質により種々の表現をとっており、細かい点ではやや疑点のあるものも含まれている。

に古新田と呼ばれる約五〇石の新田があり、さらにこのころから年々新田などと呼ばれる小規模の新田が、文字どおり年々に開かれ、新田高をしないで増加している。延宝の村高四九二石余は、太閤検地の数字で、外に新田高七八石一〇〇合とあるが、この新田高はいささか疑わしいものがある。

元祿の記載にみえる青山兵部知行新田は、先述^(三四八)のように尼崎藩主青山幸督が元祿七年八月弟の兵部幸澄に二〇〇〇石を内分知したとき、その知行地となったものである。この九一石余は、芦屋村枝郷の浜芦屋新田村とあるが、これは当時の芦屋村の新田高のほとんどすべてを占めるものではなかったかと考えられる。兵部の知行は、正徳元年（一七一）青山氏の移封とともに解消し、松平氏の入部以来、芦屋村の本高にくり入れられた享保の六三六石余は、その合計にさらに多少の新田増加分を加えた数字である。明和六年、灘筋上知令で天領となつた時の六三九石一二七合は、またその後の新田増加分を加えたものである。太閤検地より二九・七パーセント、寛文検地より二〇パーセントの増加である。以後の数字は、種々の高引を控除したもので、幕末の天保期以降の表高は^{おもたか}ほぼ六五〇石に達していた。太閤検地高に比べれば、約三二パーセントの増加をみたのである。

《打出村》 寛文検地で一二六石七七七合の打出しがあり、村高は六七四石九六七合となつた。そのほかに、八一石余の新田があつた。これは後に古新田と呼ばれるもののうちであろう。延宝の石高は、太閤検地高をあげ、ほかに新田高として八一石余をあげるが、芦屋村の場合と同様に、この数字については不詳である。元祿十三年の数字は一見他と異なるが、合計すれば六七四石九六七合で、寛文の検地高に一致する。一八石二〇〇合は、このときの新田高役引を示しているのである。享保年間で一躍九二六石九二四合と、寛文以来の村高から

二五一石九五七合（三七・三パーセント）も増加しているのは、芦屋村同様に、藩主が青山氏から松平氏にかわつてから、新田高が本高にくり入れられたためである。打出村の村高は四か村のなかで最も大きいが、新田の増加もまた最も大きなものであつた。その後も多少増加し、明和六年灘筋上知令で天領となつて以後、寛政・文化期で九四四石余、幕末の天保期以後はほぼ九五〇石であつた。太閤検地高にくらべると、約七四パーセントといふ大きな増加をみたのである。

《三条村》 寛文検地で三石六六〇合の打出しがあり、村高は一九七石四九〇合となつた。延宝四年の新田高三〇石一八九合は、芦屋・打出村の場合と同様に不詳である。なんらかの根拠があつたとは思われるが、いささか信じ難いものがある。後述のとおり、三条村の新田の増加については、かなり詳細に知られるが、該当するものを全く知りえないのである。三条村でも藩主が青山氏から松平氏にかわると、新田高は本高にくり入れられ、享保期の二〇一石八九九合、その後わずかに新田が増加し、寛延二年以後は二〇二石〇三〇合（一九七石四九〇合ほか新田畑四石五四〇合の合計）となり幕末に及んでいる。幕末の嘉永五年にわずか〇石三〇八合だけ新畑がふえている。太閤検地高にくらべて、わずかに四・四パーセントを増加しただけである。

《津知村》 津知村は、太閤検地の数字と考えられる村高が一〇六石五五〇合で、寛文検地でも打出し分がなく、幕末まで全く村高の変動がみられない。その地域的環境からみておそらく新田開発の余地がなかったであろう。幕末の天保期以後に、ごくわずか〇石〇三五合増加して一〇六石五八五合となっているだけである。

新田の開発

近世初頭には全国を通じて一八〇〇万石といわれる石高が、ほぼ一世紀の間に二六〇〇万石に

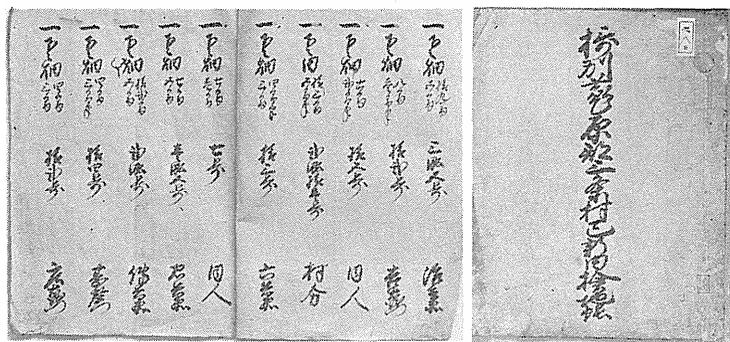


図196 元禄5年三條村新田検地帳（旧三條村共有文書）

激増をみたことは、また新田開発の盛行を物語るものといえよう。たしかにこの一世紀は、全国的に新田開発が進められ、飛躍的な生産の上昇発展をみた時代であった。当地方でも、太閤検地から寛文検地まで約七〇年間に、前述のようにかなりの村高の増加がみられた。すなわち、寛文九年ごろの「青山大膳亮様領地調」では、芦屋村の打出し分が三九石九三八合で、そのほかに新田八一石〇七九合、打出村の打出し分が一二六石七九七合で、そのほかに新田八一石〇七九合、三条村の打出し分が三石六六〇合、津知村は変化なしであった。

寛文期以後も、芦屋村・打出村では新開がひき続いて盛行をみ、村高をいちじるしく増加させたことは、前表でも一応知られるところである。三条村でも石高はわずかであるが、開発は進められた。ただ津知村だけは、おそらく開拓の余地がなく、幕末まで村高に変化のなかったことは前述のとおりである。芦屋川西側山手の三条村は、地域が狭少でしかも山地で占められるといった自然条件から、新田の開発も零細小規模にとどまらねばならなかった。これにたいして、芦屋川の東側に位置する芦屋村・打出村では、近世初頭以来、新田開発が各所で展開され、結果として大福な村高

の増加がもたらされ、生産の上昇発展がみられたのである。これらの新田開発の状況を大観すると、時期的に大きな特徴がみとめられる。寛文以後の約半世紀、つまり元祿・享保期までに圧倒的多数が開発され、それ以後の新田開発はいちじるしく小規模になっているのである。このような傾向は、広くみれば全国的な傾向でもあり、また尼崎藩領内でも特に顕著な現象であった。寛文・元祿期の尼崎藩主は青山氏で、領内に新田開発を大いに奨励したことは知られている。一方、農民の側でも、この時期の急速な生産力の発展を背景に、新田開発に積極的な意欲をもやしたのであった。およそ開拓しうる土地はほとんどすべてこの時期に開拓され、その後は開拓の余地がなくなつたともいえるのである。津知村を除く他の三か村について、以下いまいし具体的にその状況をたどつてみよう。

《芦屋村》 太閤検地の村高四九二石九五〇合が、寛文元年の検地によつて三九石九三八合打ち出され、五三二石八八八合となつた。このころ、寛文九年ごろの「青山大膳亮様領知調」によると、そのほかに新田が四八石一九三合あり、しかもこの新田は御朱印以後改高五二石七七二合となつたと付記されている。ところが、明和六年（一七六九）、灘筋上知令によつて天領となつたとき代官所に提出した「芦屋村差出明細帳」によると、古新田と呼ぶ新田が寛文五年に新たに検地を受けており、その石高は五一石二四七合であつたと記されている。ごくわずかの違いはあるが、寛文初年までには、打出し分を別にして、五〇石前後の新田がすでに開拓されており、寛文五年になつて検地を受けるに至つたことが知られる。太閤検地以後、約半世紀間で開拓された新田が五〇石前後というのは、芦屋村で寛文以後幕末まで二〇〇年間に開拓された新田高にほぼ等しいもので、近世初頭の開

拓の盛行がしのばれる。

寛文以後の芦屋村の新田開発の進展状況を表示したものが表19である。これは、前記の「明細帳」によつて作成したもので、石高表記で石以下の微少な誤算はあるかも知れないが、おそらく明和以前の
新田畑をすべて遺漏なく網羅しているはずである。検地年次というのは、その新田畑がはじめて検地をうけて新田高を登録された年

表19 芦屋村の新田開発

	検地年次	名称	面積	石高
			町反畝歩	石合
青 山 氏 時 代	寛文 5 (1665)	古 新 田	7.5.9.23	51.247
	9 (1669)	年々新田内	5.8.04	2.081
	10(1670)	年々新田内	7.9.11	3.440
		申新田(屋敷)	1.3.28	1.393
	11(1671)	年々新田内	4.0.17	1.217
	延宝 2 (1674)	新屋地子(屋敷)*	1.9.06	1.290
		年々新田内	3.3.16	1.006
	6 (1678)	年々新田内	7.14	0.299
		樋口屋新田内	1.8.0.22	6.918
		“(屋敷)	6.17	0.657
	天和 2 (1682)	樋口屋新田内	3.2.15	1.300
	貞享元(1684)	樋口屋新田内	5.4.05	1.973
	2 (1685)	樋口屋新田内	8.2.11	2.880
		“(屋敷)	1.00	0.100
		年々新田内	9.7.10	2.934
		年々新田合計	3.1.7.02	11.067
	元禄 4 (1691)	辰 新 田	7.0.10	1.110
		新屋地子(屋敷)	2.5.04	1.508
		新屋地子合計	4.4.10	3.428
	5 (1692)	樋口屋新田内	7.8.27	2.367
	丑 新 田内	1.8.0.14	5.414	
6 (1693)	丑 新 田内	2.6.28	0.808	
	樋口屋新田内	1.0.7.14	3.224	
	樋口屋新田合計	5.4.3.21	19.414	
	13(1700)	丑 新 田内	1.5.7.09	5.205
	“(屋敷)	2.06	0.132	
	丑新田合計	3.6.6.26	11.559	
	宝永 5 (1708)	山 新 田	6.7.13	2.203
松 平 氏 時 代	正徳 3 (1713)	新 畑 内	3.5.15	1.065
	享保 5 (1720)	新 畑 内	2.20	0.080
	11(1726)	新 畑 内	1.1.14	0.344
		新 畑合計	4.9.19	1.484
	19(1734)	新畑内屋敷ニ成	9.23	0.586
	20(1735)	古新田内起返り		0.323
	元文 2 (1737)	山坂新田内	1.3.04	0.394
	4 (1739)	石取跡新田	5.12	0.162
	寛保 3 (1743)	山坂新田内	1.24	0.054
		山坂新田合計	1.4.28	0.448
	寛延 4 (1751)	新 田 内	1.7.09	0.524*
		“(屋敷)	5.12	0.324
	宝暦 2 (1752)	“(屋敷)	0.06	0.012
	3 (1753)	“(屋敷)	1.02	0.064
	新 田合計	2.4.09	0.929*	
	新 田 畑 合 計	30.9.6.02	103.729	

(注) 明和6年(1769)芦屋村差出明細帳による。*古新田の内かと考えられる。**5合の誤算がある。

で、通常実際の開拓は、その数年前からはじめられているものである。たとえば、申新田は寛文十年成年に検地をうけているが、寛文八年申年か、またはそれ以前の申年に開拓されたものである。

この表によって、新田の開発面積や石高をみると、元禄期を境として、前代と後代とで大きな差異のあることが知られるであろう。藩主青山氏と松平氏が交替したのが正徳元年（一七一）であるから、青山氏時代と松平氏時代とで、その差異をみてもよい。青山氏時代の寛文五年の古新田五一石余は、先述のとおりで、これを別にして、それ以後の開拓をみると、寛文九年の年々新田から宝永五年の山新田まで、四〇年間に開拓された新田の総石高は、実に四九石四五九合に達しているのである。これに対して、正徳三年以後宝暦三年までの四〇年間に開拓された新田は、その一割にも足りないはずか三石余にすぎない。寛文く宝永期の四九石余は、寛文五年以前の古新田五一石余とほぼ匹敵するもので、この時代の新田開発が、いかに盛行をきわめていたかを示している。

芦屋村における開拓のピークは、元禄年間で終わり、それ以後はまったく零細なものとなった。このことはまた、開発可能な適地が元禄年間ころには開拓しつくされて、ほぼ限界に達したことを物語っている。事実、本郷芦屋とともに同村発展の基盤となった枝郷である浜芦屋新田・茶屋新田・樋口屋新田・山新田は、寛文く元禄期に開拓されて発展した新田村落であった。文敬二年（一八一）の「芦屋村宮講七十二軒返答書」にも、次のようにその由来を指摘している。

一、枝郷浜新田……寛文五巳年御検地奉請候

一、枝郷茶屋新田……寛文十未年居屋敷御検地奉請候

一、枝郷樋口新田之義ハ、同州尼ヶ崎樋口屋九平と申者開發仕候、御檢地奉請候

一、山新田……元祿四未年居屋敷御檢地奉請候

浜新田は、寛文五年に檢地をうけたというのであるから、前表にみえる古新田に該当する。茶屋新田は、寛文十年に居屋敷の檢地をうけたというから、前表の申新田（屋敷）が該当する。樋口屋新田は延宝六年から元祿六年まで六回にわたって檢地をうけている。山新田は元祿四年に居屋敷の檢地をうけたというのは、前表の新屋地子が該当する。ただ山新田という名称は、前表ではその後の宝永五年にみえるが、もちろんこれ以前に開拓された新田のどれかであった。右のように、「居屋敷」の檢地が行われたということは、村民の定住が確認でき、枝郷村落創設の時期が明らかにされる。前表でも、屋敷の檢地を一々明示しておいたのはそのためである。

これらの新田の開發は、本郷芦屋村の住民のたえまない努力によってなしとげられていった。ところが、ここで注目すべきことは、他村住民の関与による樋口屋新田の形成である。樋口屋新田は、面積五町四反三畝二一歩、石高にして一九石四一四合という最大規模の新田である。その開發は、尼崎の町人樋口屋九平によってなされたのであった。樋口屋については詳しいことはわからないが、早く寛永十四年（一六三七）に東新田村（尼崎市）に開かれた樋口屋新田や、寛文三年（一六六三）ごろに上瓦林村（西宮市）に開かれた樋口新田の開拓者樋口屋と同一人か、あるいは親子であったと思われるのである。樋口屋のように町人⇨商人が資本を投下して新田の開發を行なうことは、当地方に限らず、このころ広くみられた開發形態の一つであった。樋口屋新田もその例で、樋口屋九平が資本を投じて実現をみたのである。この新田の名称が「樋口屋新田」と称されることになった

のは、そのような開発の事情を明示している。樋口屋の新田開発は、藩主青山氏の奨励に応ずるものであったが、また資本の投人による利潤の確保という純経済的行為の所産でもあった。近世前期に盛行した芦屋村の新田開発には、農民の立場からみれば、異質的な要素をもったこうした開拓もみられたのである。このような新田開発の在り方は、全体としては村落の農業生産を發展上昇せしめたのであるが、また一面においては村落社会の諸方面に多様な影響を及ぼすことともなった。

元禄期をピークとする新田開発は、前述のようにそれ以後は、まったく小規模なものとなった。しかも、新開地における生産性の指標ともいべき石盛（こくもり）（公定反当収穫量）も三斗平均にすぎず、これは前期の平均五斗にくらべていちじるしく低いものであった。このことは、後期の新開地が生産性の低い劣悪地であったことを如実に示すものとみられ、かつては、田畑となり得なかつた山地の一部や荒地などが開拓されたものに違いない。正徳・享保の新畑、元文・寛保の山坂新田、元文の石取跡新田等、いずれもその事情を物語っている。したがって、このような地域の開拓を進めた人々は、前代にみられた人々と異なり、むしろ村落内でも下層に位置した農民とみられ、かれらのたゆまざる努力の集積が、元禄以降にみられる新田開発の実相であったのであろう。明和以後、幕末までにも、ごくわずかな新畑・林畑などの開拓がみられる。

《打出村》 太閤検地の村高五四八石一七〇合が、寛文の検地によって一二六石七九七合打ち出され、六七四石九六七合となった。寛文九年ごろの「青山大膳亮様領知調」によると、そのほかに新田が八一石〇七九合あるとし、しかも別にまた新田の内わけとして、新田一〇五石三七四合、中新田一二石六八二合、岩ヶ平新田一八石

五九八合をあげている。内わけの合計は一三六石六五四合となり、八一石〇七九合とは全く合致しない。八一石余の方が誤りかといえ、そこに示された計算根拠からすると正確な合計数である。内わけの方の新田一〇五石余は、寛文検地の打出し分一二六石余の中にある新田高を加えて表現しているのかと考えるほかはなさそうであるが、現在のところ適当な解釈がつかねる。とにかく、太閤検地以後約半世紀間で、八一石余（約一五パーセント）にしる、一三六石余（約二五パーセント）にしる、新田開発が大規模に進展したことがうかがわれるであろう。しかも、新田一〇五石余はおそらく後に古新田と呼ばれるものの大部分であり、中新田一二石余は該当不詳であるが、岩ヶ平新田一八石余は、もちろん後世の岩ヶ平新田の根本である。これらがまだ正式の検地をうけてはいないが、すでに寛文期に成立していたことが知られるのである。

寛文検地以後における打出村の新田の増加は、芦屋村のそれを大幅に上まわり、四か村中の最高であった。しかし、史料がはなはだ欠除しているため、残念ながらその進展状況の詳細は芦屋村のように知ることはできない。そこで、元文四年（一七三九）の「打出村御年貢米取立算用帳」によって、二〇〇名を越える高持一人一人の持高明細から各新田高を集計してみた。もともとこの帳面は、実際に年貢を納めたときの算用帳であるから、正式の持高とは違うところがあるかもしれないが、この史料で本田・新田その他金持高を集計して算出した九二〇石八七七合という数字が、このころの打出村の村高とほとんど違わないから、個別新田高の集計数字もほとんど違いないものと理解されるであろう。いまその結果を示すと表20のとおりである。

この表の新田名の配列は、各新田が検地をうけた年代順としてほぼ誤りないと思われる。ただしその石高は、

表20 打出村の新田

	名 称	石 高
		石 合
青 山 氏 時 代	古 新 田	114.091
	西 新 田	41.968
	丑 新 田	23.384
	巳 新 田	22.927
	辰 新 田	3.591
	申 新 田	5.131
	新 屋 地 子 岩ケ平新田	3.869
	小 計	244.629
松 平 氏 時 代	正 徳 三 巳 新 田	2.358
	切 添 新 田	3.223
	享 保 十 巳 外 浜 新 田	852
	元 文 二 巳 新 田	655
	元 文 三 午 新 田	1.200
	小 計	8.288
	合 計	252.917

元文4年(1739)打出村御年貢米取立算用帳により算出。配列順は検地をうけた年代順としてほぼ誤りないとして作成。個人別持高明細は表30にある。

表でよくうかがえる。打出村でも芦屋村と同様に、青山氏時代の新田開発が圧倒的多数を占め、松平氏時代に入るといちじるしく零細化してしまうのである。元文四年以後、幕末までの新田開発も二〇石程度にすぎない。

このうち岩ケ平新田については、寛延三年(一七五〇)の「山論裁許状」に「岩ケ平新田ハ延宝之検地にし」とみえ、先述のように寛文九年ごろにはすでに成立していた岩ケ平新田が、延宝年間になって正式に検地をうけたことが知られる。この岩ケ平新田の開拓は、また現在の岩ケ平の集落の創設でもあったが、それは地域の立地から知られるように、丘陵山地の開拓からもたらされたものであった。さらに、開拓の地域は、海岸ぞいの低地へも進められて、享保十年(一七二五)には、外浜新田の検地をみることになった。打出村における新田の開発もまた、生産条件や生活の面で必ずしも恵まれた適地だけを対象としたものではなかった。かつては山地丘陵として、あるいは海浜としてかえりみられなかった地域への開拓なども、長年にわたって進められていったのであった。

元文四年の帳面で集計したのであるから、各新田がはじめて検地をうけたときの石高ではない。おそらくは、いよいよ新田がはじめて検地をうけて以後もさらにこれを増加し、再三検地をうけて高を増しているであろう。しかし、大勢はこの

《三条村》 太閤検地の村高一九三石八三〇合が、寛文三年の検地によつて三石六六〇合打ち出され、一九七石四九〇合となった。芦屋村・打出村とちがつて、このほかに新田はなかった。近世初頭の新しい開墾の盛行的間にあつても、ほとんど開墾が行なわれていなかったようである。寛文検地以後の新田開墾の状況は表21のとおりで、幕末にいたるまでのすべてを掲げたものである。全部で四石八八八合という零細なものであるが、ここでも青山氏時代の元禄・宝永期の一〇数年で二石五二一合が開墾され、正徳三年以後嘉永五年までの一四〇年ほどで、ようやく二石三三七合が開墾されているのである。しかも開墾形態は、元禄・宝永期は惣村的であり、正徳

表21 三条村の新田開墾

検地年次	名称・種別	面積	
		反敷	石合
元禄5(1692)	元禄巴新田	2.9.23	1.353
宝永元(1704)	山新開	1.9.09	1.158
小計		4.9.02	2.511
正徳3(1713)	新畑 <small>(岡ノ山)</small>	6.27	276
享保5(1720)	山新畑	2.4.09	972
6(1721)	山新畑	6.00	240
	〃 屋敷	2.01	203
9(1724)	新田 <small>(松本)</small>	26	69
	〃 車屋敷 <small>(高座)</small>	1.02	138
寛延2(1749)	山新畑 <small>(はげ山)</small>	3.08	131
嘉永5(1852)	新畑 <small>(宗円寺)</small>	3.25.5	308
小計		4.8.08.5	2.337
合計		9.7.10.5	4.848

三条村各年新田畑検地帳により作成。

開拓者名は次のとおりである。

元禄5年、安兵衛、徳右衛門、六兵衛、治兵衛、吉右衛門、村分、忠兵衛、伝兵衛、甚左衛門、庄右衛門、市兵衛、伝三郎、甚兵衛、八兵衛、長左衛門。以上15名。

宝永元年、八兵衛、理兵衛、六兵衛、五兵衛、四郎兵衛、久右衛門、次郎兵衛、善右衛門、太郎兵衛、源兵衛、徳左衛門、長右衛門、善兵衛、吉左衛門、茂兵衛、庄左衛門、三右衛門、吉右衛門、伝兵衛、忠兵衛、太兵衛、安兵衛、半三郎、甚左衛門、伊右衛門、治兵衛、十右衛門、孫左衛門、加右衛門。以上29名。

正徳3年、善兵衛、忠兵衛、加右衛門、次兵衛、照樂寺。以上5名。

享保5年、四郎兵衛、照樂寺、久兵衛、宗右衛門、久兵衛。以上5名。

享保6年、茂兵衛、四郎兵衛、伊右衛門、与兵衛。以上4名。

享保9年、佐次兵衛、茂兵衛。以上2名。

寛政2年、源五。以上1名。

嘉永5年、村持。

以後はほとんど中農層以上の個人的な開拓になっている。

三条村の新田開発は、このようにきわめて小規模なものであって、芦屋村や打出村の盛行と比較すべくもないほど低調であった。その開拓地域も、三条村の立地条件に災いされて、山地や川筋ばかりであった。その耕地は下々田・下畑・下々畑で、生産性のきわめて低い劣悪地であったのである。しかしこれらのことをもって、当時の三条村民の開拓意識が低調であり、農業生産の進展が僅少であったとみることはできない。

新田開発が低調なのは、三条村が負う立地的自然条件にもつばら起因するものであった。そのため、村民の中には、早くから隣接の芦屋村に土地を持ち、（出作分だけ記載。神戸市左博文書） 出作するものがみられた。寛文元年の「芦屋村丑ノ年御検地帳写」には、早くから隣接の芦屋村に土地を持ち、（出作分だけ記載。神戸市左博文書） 出作するものがみられた。寛文元年の「芦屋村丑ノ年御検地帳写」

表22 寛文元年芦屋村への出作

出作人	面積		石合	三条村内高持	
	反	歩		石	合
仁右衛門	1.7	10	1.550	5.680	
六兵衛	9.20		1.063	9.512	
五兵衛	8.10		720	6.131	
治兵衛	7.15		675	11.830	
加兵衛	3.13		446		
計	4.6	08	4.454		

寛文元年芦屋村検地帳写（出作分だけ）による。
三条村内での持高は寛文3年検地帳による。加兵衛は該当者不詳である。

へ出作している。治兵衛は、すこし後の史料に三条村庄屋としてあらわれるものであり、他もほとんど三条村ではいわば中農層である。かれらの出作高は表22のとおりである。その合計四石四五四合は、三条村民が元祿以降幕末にわたる長期において開拓しえた新田高四石八四八合に匹敵するものであった。三条村では、村民の耕地保有意欲は、新田開発の形をとり難いため、出作の形をとって満たされるといふ道を進めたようである。幕末、天保六年（一八三五）の芦屋村出作一件の史料（神戸市左博文書）によると、表23のように、このころには三条村から芦屋村への出作人は一名を数え、そ

表23 天保6年芦屋村への出作

出作人	石高
八郎兵衛	7.762
七郎兵衛	2.334
五兵衛 (古畑)	1.783 1.768 15)
太兵衛 (古畑)	1.733 446) 1.287)
吉右衛門	1.582
利右衛門 (古畑)	1.550 1.542 8)
喜兵衛	1.287
伊左衛門	870
忠右衛門 (古畑)	675 675)
四郎兵衛	298
弥三右衛門	114
合計	19.988

出作人の年貢通等による。多少の異同・誤算はある。内訳の古出作田は計4.431。

八郎兵衛は開発名代人となつて、尼崎城の西南二キロ、蓬川流末の葭床場（尼崎市）を開発する計画に乗り出した。ほかに、この開発人に加したものは、尼崎藩の家中の林幸太夫・武田国助、および尼崎中在家町の生瀬屋辰蔵の三人であつた。ところが、蓬川ぞいの村々の中には、故障を申し立て開発に同意しないものが少なくなく、この了解を取りつけるだけで一〇余年もかかった。その間、開発加入人中の林・武田は脱落し、かわつて高木村（西宮市）の古塚直左衛門が加入し、嘉永七年（一八五四）ごろからようやく開発が進められた。そしてついに文久元年（一八六一）、八郎兵衛を開発人として尼崎藩から検地をうけ、西御見立新田一町五反九畝一〇歩余、高一〇石七六一合が成立したのであつた。

二 一身分構成

本役・半役 江戸時代の農民は、検地によつて検地帳に登録され、その耕作権を公認されるとともに、これに^{たがうけ}応ずる年貢を納める義務を負わされた。このような高請百姓が、幕藩体制の経済的基盤として、各領主に把握

の合計石高も二〇石前後に増大していたようである。しかも出作人中の筆頭の八郎兵衛はまた、当時の三条村庄屋であつた。さらに注目すべきことは、この庄屋八郎兵衛の他村への進出開発である。天保十三年、

されたものであることは、先に述べたとおりである。江戸時代には、いわゆる一人前の農民を本百姓と呼んだ。しかし、検地帳に登録された高請百姓が、すべて本百姓であったのではない。そのなかには、有力な大百姓もあれば、小百姓や下人などもあり、また、屋敷を登録されているものもあれば、登録されていないようなものも少なくなかった。領主は、これらの高請百姓に年貢を負担させただけでなく、そのほかにも負担可能な農民には家役として夫役を負担させ、これを役家とした。高請百姓でしかもこのような夫役を負担する役家が、本百姓なのである。この本百姓こそが、領主経済の基礎とされたものであり、村落共同体の有力な構成員とされたのである。

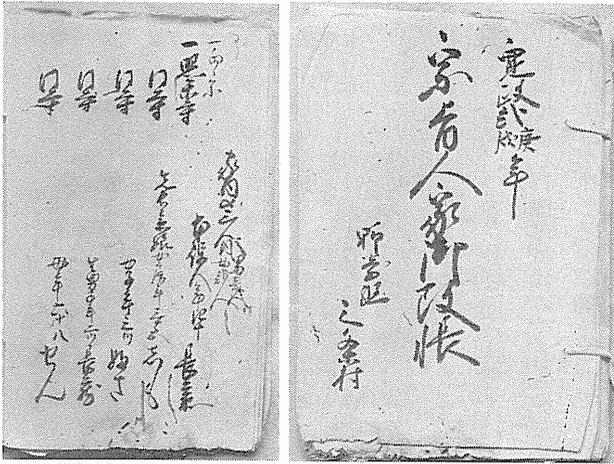


図197 本役人の身分を示す三條村宗旨人家御改帳
(小阪作兵衛文書)

役家は本投家・本役・役人・役前・役軒など、地方によっていろいろな呼び方があるが、当地方では、本役人・半役人などの呼び方が用いられている。もともとは、公事役家という課役負担の単位であった。おそらく戦国時代、大名たちが軍事上の直接・間接の要員を多く必要としたため役夫を徴集したが、その徴用単位として役家を設定するにいたったこと

に基づいていると考えられる。その場合、田畑や家屋敷を持ち、夫役を負担するだけの条件を備えた農民が、いわゆる一人前の本役家とみなされたのである。江戸時代に入っても、大名は幕府に対する軍役奉仕のために領内の農民に夫役を課したが、やはり役家の制を採用した。もちろん、軍役的な夫役負担は、江戸初期にその必要が減じて、いちじるしく軽減されていった。しかも、夫役としての労役奉仕も、実際にはしだいに銀納となったことについては先にも述べたところである（四一八）（ページ）。江戸時代には、農民に課役を賦課する方法が整備されて、二つの基準が立てられた。一つは高割注たかわりで、農民各自の持っている石高を基準にして割り当てるもの、他の一つは家割法わりで、居住屋敷を基準にして割り当てるものである。高割や家割については先にも少し触れたが、この家割で課せられる一軒分の夫役その他の課役を負担する農民が、当地方で本役人と呼ばれるものであり、一軒分の半分を負担するのが半役人なのである。個々の役家の持高は小さくまぎまぎであっても、一律に本役人は一軒分、半役人は半軒分を均等に負担するものである。したがって、役人は課役の基準となるべき屋敷を持つていることが必要条件であり、つまり屋敷持百姓であったのである。

尼崎藩では、戸田氏時代の役人制については不詳である。寛永十二年（一六三五）、青山大膳亮幸成が遠江国掛川から移封されて尼崎藩主となつてから、本役人・半役人そのほか柄在家かまがけなどという身分制が行なわれたと考えられる。柄在家などのことは後に述べるが、掛川でも同様の身分制が行なわれていたと考えられるし、これ以後の史料にその名称がみえだすからである。ただ、当地方では、これまでのところ青山氏時代の身分制を示す史料は皆無に近く、わずかに寛文三年（一六六三）の三条村の検地帳などがその手がかりを与えてくれるだけ

表24 寛文3年(1663)三条村百姓持高表

	田		畑		屋敷		計		持高
	畝歩	石	畝歩	石	畝歩	石	畝歩	石	合
善兵衛	118.16	2.14	2.17	123.17					15.306
二郎兵衛	105.02	0.28	4.04	110.04					14.538
源次郎	103.10	3.12	2.00	108.22					14.487
源一兵衛	95.28	2.02	1.25	99.25					13.512
長左衛門	94.27	5.19	2.04	102.20					13.456
善一郎	94.14	3.03	1.00	98.17					12.793
次兵衛	78.29	11.15	2.25	93.09					11.830
吉右衛門	74.04	2.19	1.03	77.26					10.716
九左衛門	71.00	1.23	2.20	75.13					10.337
六兵衛	65.22	6.00	2.09	74.01					9.512
源兵衛	58.11	3.04	1.23	63.08					8.349
市郎右衛門	45.14	6.16		52.00					6.900
五郎右衛門	46.11	4.06	1.13	52.00					6.481
五兵衛	40.02	3.22	1.12	45.06					6.131
市十郎	37.22	1.15	1.06	40.13					5.905
仁右衛門	42.11	0.22	1.09	44.12					5.680
与一郎	38.23	0.14	2.03	41.10					5.252
宗円寺	24.20	26.28	3.06	54.24					4.750
平三郎	30.23		0.27	31.20					4.651
弥二兵衛	31.26	1.03	1.12	34.11					4.469
ありき	27.23	1.21		29.14					4.081
惣左衛門	14.20			14.20					2.200
久兵衛	11.08		3.23	15.01					2.153
清次郎	11.11		0.27	12.08					1.822
市郎兵衛	2.15	3.02		5.17					774
吉兵衛	0.29	0.08	0.24	2.01					251
村分	2.00			2.00					220
惣三郎			1.15	1.15					195
加左衛門			1.12	1.12					182
道場			1.12	1.12					182
後家			1.10	1.10					173
五郎	1.08			1.08					165
清右衛門	0.07			0.07					30
計	1370.16	92.26	48.11	1511.23					197.483 197.490

検地帳により算出。総計で検地帳記載の197.490より少ないのは四捨五入のため。

である。三条村以外の村々については、その実情はまったく確かめられない。したがって、以下の記述では主として三条村の状態を記すことになるが、他村の場合も大綱においてそう大きな差異はないはずである。

屋敷持百姓 役人になりうる百姓、つまり屋敷持百姓について検討してみよう。三条村の寛文三年の検地帳を整理して、各人ごとの持高を集計したものが表24である。検地帳に登録されたものは三三三であるが、そのうち(宗円寺(この後一一年、延宝二年廢絶。))・村分(八幡田)・道場(照楽寺)を除くと、登録百姓の数は三〇名で、屋敷地を持つてい

るものは二四名、八〇パーセントである。そのほかの六名は、田畑は所有しているが屋敷地はもっていない。

そこで、屋敷地を持っている百姓と、持たない百姓について、その持高をみてみよう。屋敷持百姓のうち一〇石以上の持主は九名で、全体の三〇パーセントを占めている。五石以上なら一六名で、五三・三パーセントにあたる。屋敷地を持たない百姓六名は、六石九斗が一名、四石六五一合が一名、二石二斗が一名で、そのほかの三名はいずれも一石以下の零細な百姓である。これらの田畑を所持しているが屋敷地を持たない六名については、高割の課役は当然負担するが、家割の課役は免除され、他の二四名の屋敷持百姓が両方の課役を負担したわけである。もともと、屋敷持百姓がすべて両方の課役を負担した役人であったとはいきれないが、少なくともそのほとんどが役人とされたのである。なお、先の表で、田畑を持たず屋敷地だけを持つている惣三郎・加左衛門・後家（誰の後家かは不詳）の三名については、いろいろな解釈が成り立つけれども、傍証する史料が一切ないので、いかなる身分のものか断定することは困難である。

寛文九年ごろの「青山大膳亮様領地調」によると、三条村の家数は三二好（寺を含む軒数と考えられる）、人口は一六九名であ

り、貞享四年（一六八七）ごろの「尼領村々調書」では家数三四軒（寺を含む軒数と考えられる）、人口二二一名と増加している。

三条村には、元禄三年（一六九〇）のまことに興味深い「三条村絵図」が残っている（巻頭写、真参照）。村の地図に村中の家屋敷を具体的に描き示しているのである。いまこの絵図に記された家の持主と建物の大きさを挙げると表25のとおりである。建物の数は全部で四三軒であるが、そのうち作兵衛家の蔵二つと隠居（後述）は、作兵衛の屋敷地で、総括して一つに数えるべきものであり、また寺も除くと、百姓の居住屋敷は三九軒である。その持主

表25 元禄3年三条村の家屋（順不同）

持主	建物間数	
	間	間
次兵衛	3.5	4.5
吉右衛門	3.0	4.0
長右衛門	3.0	4.0
五源兵衛	3.0	4.0
六兵衛	3.0	4.0
加兵衛	2.0	3.0
吉兵衛	2.0	3.0
善右衛門	2.5	4.0
甚左衛門	3.0	4.0
市兵衛	2.0	3.0
徳兵衛	2.0	3.5
吉左衛門	3.0	4.0
茂兵衛	3.5	4.5
久二郎	2.0	3.0
助左衛門	3.0	4.0
庄左衛門	3.0	4.5
八兵衛	3.0	4.0
□右衛門	□	×4.0
勘右衛門	3.0	4.0
徳右衛門	2.0	4.0
甚兵衛	2.5	4.0
太郎兵衛	2.0	4.0
善左衛門	1.5	2.0
伝兵衛	4.5	3.0
善兵衛	3.0	4.0
孫左衛門	4.0	3.0
三右衛門	4.0	3.0
庄右衛門	4.0	3.0
三郎兵衛	3.5	5.0
作兵衛	3.0	5.0
作兵衛藏	2.0	4.0
作兵衛酒藏	2.5	4.0
作兵衛隠居	1.5	2.0
喜兵衛	2.0	3.0
忠兵衛	5.0	3.0
安兵衛	4.0	3.0
伝二郎	2.5	3.0
市右衛門	2.5	4.0
長左衛門	2.5	4.0
照楽	3.0	5.5
ある	1.5	2.0
めし	1.5	2.0

元禄3年三条村絵図による。

は、いずれも先に述べたような屋敷持百姓とみなしてよいかもしれない。もつともこの中には、寛文の検地帳では石高四石〇八一合の田畑を持っていたが屋敷は登録されていない「あるき」（後述）の家一軒があり、これは後の史料では「歩屋敷」（名寄帳では上畑となつてゐる。）と記されるもので、いわば村から支給したものである。「めしい」も寛文検地帳その他の史料に全く出てこないが、歩屋敷同様いわば村から支給したものではなからうかと考えられる。この二軒を引くと、三七軒となる。とにかく、寛文―元禄期の数字には不確定の要素が多分に含まれているが、三条村の屋敷持百姓の数は、寛文三年（二六六三）二四軒（寺二軒を加え）、寛文九年（三〇三三）一三軒（寺一軒を含むと考へられる。）、貞享四年（一六八七）（ころ三四軒（寺一軒を含むと考へられる。）、元禄三年（一六九〇）三七軒（寺一軒を加えると三八軒。）と、二七年間にほぼ一三軒を増加するという急連な発展を示したことになるのである。この時代は生産力の発展のめざましいときであり、また後世の三条村の家数を考えると、元禄三年の三七軒、照楽寺を加えて三八軒という数字はかなり妥当性があるように思われる。しかし、これも傍証をみい出すことができないので、断言しがたいものがある。

なお、ここに掲げた寛文・元禄の両表をくらべると、記載された百姓名の一致するものが九軒しかみあたらない

い。このことは、大幅な移動があったことを意味するのではなく、江戸時代の慣習である改名によるのである。ただ、その一人一人の改名が具体的にわからないので、両者を比定できないのである。それにしても寛文期にはなかった新しい家が多数増加したことはまた事実である。それにともなうて、役家の数もまた増加したであろうことはいうまでもない。領主の政策としても、役家の増設をはかった時期であった。しかも、このころには、年貢・諸役の賦課基準はしだいに持高に移っていき、従来の役家はその実質を失って、本百姓に吸収されていくこととなるのである。

柄在家からざいけ

尼崎藩青山氏が本役人・半役人の制を施行したとき、同時に柄在家という身分が設定されている。柄在家というのは、要するに役人としての条件に欠け、役人本来の夫役などの課役を負担する能力がないとみなされたものである。したがって、持高があったとしてもその所持高は当然いたって零細なものであったし、その人数もまたすくないものであった。柄在家に関する史料も、当地方では、三条村の近世後期のものにわずかにみられるだけで、その具体的な姿を示すことはできない。いま寛制二年（一七九〇）の「三条村宗旨人家御改帳」によると、総軒数四四軒のうち、本役人一五軒、半役人二四軒、寺一軒に対して、柄在家はわずか四軒にすぎず、しかもそのうち二軒は次に述べるように新規のものであった。

柄在家について他村の一般例をみると、かつて役家であったものが、貧窮化して年貢米に困り、または持高を減じて役儀を勤めがたくなり、ついに役家本来の夫役の負担からはずされて柄在家となったものが非常に多いのである。三条村では、たとえば天和三年（一六八三）十月、加兵衛（四五二一三）が年貢米に困って石高一石三斗九

升七合の田地を売り渡した「永代売渡証文」に、わざわざ但し書きをして「加兵衛身躰つむれ御役義相勤不罷成候ハ、此田地に相応之役義、御勤可有候」と記している。この役義は、田地に相応の役義というから、高割の課役の意になるが、実際上はこのような形で財産を失い、役家が柄在家に転落して行く過程をうかがわせるものといえよう。これらについては後述に譲っておく。

これらのほかに、たとえば他領からなんらかの理由で移住してきた者が、高請百姓となった場合に柄在家となった例がみられる。天明三年（一七八三）の「三条村人別増減差引点合帳」に、

一入 半役人七郎兵衛方え

とし五十一 長五郎

御願申上、播州清水御領分繁昌村より加り来り

男子とし十五 久蔵

一入 半役人嘉兵衛方へ加り

年四十市兵衛事 伊助

御願申上、播州清水御領分竜野村太右衛門弟

という記載がある。長五郎・久蔵父子や伊助は、いずれも播州から三条村の半役人の家へ来たものであるが、七年後の寛政二年（一七九〇）の「三条村宗旨人家御改帳」では、長五郎も伊助も、それぞれ独立した一軒となり「柄在家」と明記されている。その石高は、一一年後の享和元年（一八〇一）の場合が知られるが、長五郎は高二斗三升、伊助は高一斗四升五合という零細な田を所持していたにすぎない。

役人本来の夫役などの課役を負担できなかった柄在家は、そのかわりに具体的にどのような役割を果たしたのであろうか。安永九年（一七八〇）菟原郡小路村の文書に、本役人九人・半役人七人が柄在家一二人を訴えた訴

状があるが、その中には、川堤が切れて普請をするとき「往古より柄在家之内耆人宛、寄人足有之間、茶わかしの勤来り候」とか、「柄在家之者、只今ニてハ一向夜番之外何事も勤不申候」という記述がある。川普請の期間中の茶わかし、あるいは夜番などが柄在家の勤めの一部とされていたことが知られるが、これらは当地域村々の場合においても同様であつたであらう。柄在家は村公事の手伝役・雑役を勤めとしていたのである。

隠居・下人 本役人・半役人・柄在家の身分別にともなつて、なおつけ加えるべきものに、隠居や下人の身分がある。まず隠居は、現在のように隠居者が自由意志で家名や財産・家支配権を譲渡することは同様であるが、また種々の異なつた慣行や意味があつた。

近世初期には、子供が二人以上ある場合、普通長男が一人立ちできるようにすると、親は長男に跡を譲つて、二男以下をつれて別家することが多かつた。その場合、親が本役人であれば、跡をついだ長男も本役人となり、親が半役人であれば長男も半役人となり、親は「隠居」の身分となるわけである。この隠居は、別に世帯をかまえるのであるから、ある程度の田畑などを保有し、したがつて高持となるが多かつた。しかし、別家といつても、新しく屋敷地を求めて移り住むのではなく、従来の屋敷地の内に隠居室をつくつて住むのが普通であつた。もちろんこのようなことは、たとえば一〇石以上の相当な高持百姓でなければできないことで、零細な小百姓は不可能なことであつた。前にあげた元禄三年の「三条村絵図」をみると、作兵衛の家の屋敷地内には蔵や酒蔵のほかに、別棟の「同人隠居」の家が描かれている。もちろん母屋の三間×五回よりは小さく、隠居は一間半×二間であるが、このころの隠居のあり方をよく示している。このような場合、隠居が高持として検地帳に

登録されても、屋敷地の登録はないわけである。この屋敷地は、もちろん跡をついだ長男〓本家の名前で登録されるからである。したがって、夫役などの課役も本家が負担し、隠居は高や家を持つていてもその義務を負わない無役百姓なのであった。前に述べた寛文三年の三条村の検地帳の例で、田畑は持つてゐるが屋敷地を持たないものが六名あったが、その中にはこのような隠居ではないかと考えられるものも含まれているのである。

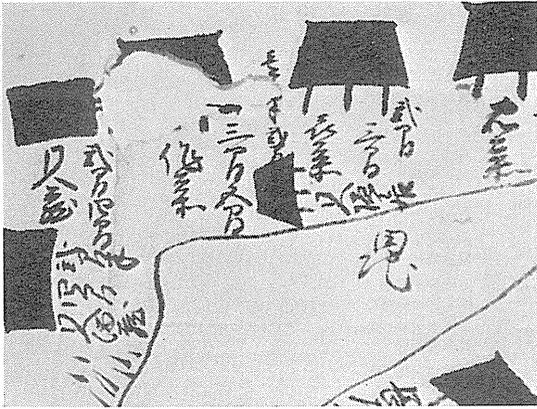


図198 元禄3年(1690)三条村絵図にみえる隠居
図では喜兵衛家の隠居のようにみえるが、作兵衛家の隠居と解せらる。

隠居が死亡したり、あるいは二男以下が一人立ちできるようなになると、隠居の名儀や持高は二男以下に切りかえられる。したがって、長男の家とはいわゆる本家・分家の関係になるのである。このような形の財産相続は、いわゆる分割相続である。近世初期は、新田開発その他生産力のいちじるしい発展の時期であったから、生長する農民の間には、このような分家創出や分割相続も可能であった。前述のように、三条村の高持百姓がこの時期に急激にふえていったのもその反映である。ところが尼崎藩領の他村の例によると、寛文・延宝期になると、高を持つ隠居が一斉に本役人・半役人に取り立てられてゐる。また分割相続もしだいに減少し、もし行なわれた場合には、分割をうけた分家は隠居の身分を経ないでただちに役人に取り立てられ

表26 年季奉公人

雇主	年季奉公人	年	季	年齢
芦屋村 吉左衛門	播州揖東郡天満村 平治郎女子	さん	4年季	明和5年2月 14歳 同9年2月 18歳
三条村 太兵衛	丹州天田郡日尾村 元次郎娘	つる	6年季	寛政元年2月 14歳 同7年2月 20歳
伊左衛門	同上 娘	そよ	7年季	寛政元年2月 13歳 同8年2月 20歳
八郎兵衛	丹波天田郡行積村 善兵衛侍	伊之助	7年季	寛政10年2月 13歳 文化2年2月 20歳
作兵衛	但州朝来郡末歳村 政七侍万吉事	万助	6年季	享和2年2月 15歳 文化5年2月 21歳
嘉藏	丹波天田郡田和村 五左衛門侍	源藏	6年季	文化9年2月 17歳 同15年2月 23歳
作兵衛	丹波天田郡大呂村 与市郎侍	亀松	6年季	文化14年2月 15歳 同6年2月 21歳
八郎兵衛	丹波天田郡長尾村 喜平次侍	権藏	9年半季	文政元年9月 10歳 同11年2月 20歳
茂兵衛	同上村 清右衛門侍	長吉	7年季	文政元年9月 13歳 同8年9月 20歳

「年季改」「奉公人請証文」により作成。

るようになってきた。このことは、先にも記したように、従来の夫役負担の役家体制が変質・解体し、年貢・諸役の賦課基準が持高に移っていったことと結びついている。つまり、高を持つているものを重視し、高持に諸役を負担させるとともに、そのような役人の増設をはかったのであった。このころ以後にだいに、隠居は家名・財産や家支配権のすべてを長男にゆずり、その他の子供とともに長男の扶養をうけてその家に同居する形となっていたのである。

下人についても、述べるべき史料がはなはだ乏しい。下人はもともと一種の隷属民で、近世初期には、近隣他村の例でも、前代以来の譜代の奉公人である譜代下人がまだ存在していた。しかし生産力の向上を背景として、だいに家持下人も多くみられるようになっていく。家持下人は、譜代下人がその努力を積みかさねた結果、主家から屋敷をもらい家持ちを許されて成立したものである。しかし、なお主家の隷属者として、夫役を負担する直接的責任を負わない無役百姓とみなされていた。先にあげた寛文三年三条村持高表中の零細な農民のうちには、このような家持下人的なものも含まれていたかも知れない。なお、この後、

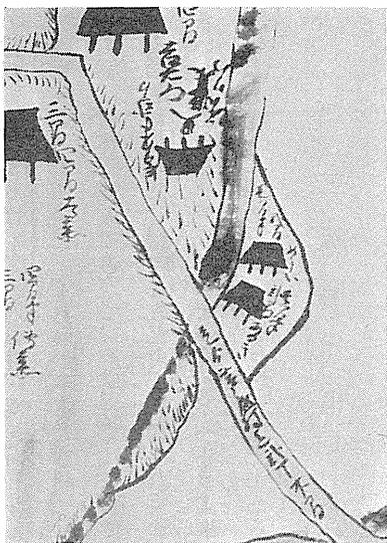


図199 元禄3年三条村絵図にみえる「ありき」屋敷
村の東の出入口際に位置している。

年季奉公人がしだいにあらわれてくるが、江戸時代に下人という場合、多くは年季奉公人をさすようになるのである。たとえば芦屋村や三条村では、近世後期に具体的には表26のような年季奉公人が知られる。

ありき・山番・樋守

以上のほかに身分上やや特殊なものに宮守・神主・往持などがあるが、ここに改めて述べるまでもないであろう。ここでは、「ありき」・「山番」・「樋守」について簡単に説明を加えておこう。

「ありき」は、「あるき」・「歩」・「小走り」・「歩行役」とも記されるが、村の使い走り役を勤めた者である。

芦屋村・打出村では、生活に困窮している者を「村方歩行役」として、村方の用向き召使いとして使い、用向きのない場合には、「床髪結」をさせていた。しかし、これは近世後期のことであって、近世初期にはかなり重要

な村方の職務であった。三条村では、寛文三年の

検地帳では「ありき」は四石八升一合の田畑を登

録されており、その後の史料では歩屋敷七升（名番は屋敷地ではなく上畑拾六歩となっている。）

が与えられていたことが知られる。元禄三年の「三条村絵図」では、村の東出入

口際にその家一間半×二間が描かれている。その

役料は、近世後期では、近隣の他村の例では秋の

取入れのさいに藁わらを少々与えた程度であるという

ところもあるが、芦屋村では明和六年（一七六九）

の村明細帳によれば、米一石五斗・麦二石五斗となっている。三条村では各年の免割目録によると、二斗ないし一斗が支給されていた。これらの「ありき給」は、村費として村中から高割で徴収されていた。

山番は山林管理人であつて、芦屋村では二人で、四斗入二俵ずつ、三条村では同じく二人で、三斗九升九合ずつ支給されていた。樋守もまた山番に劣らぬ要職であり、特に砂まじりの多い当地方としては、おろそかにできないものである。芦屋村では一人で、一斗が支給されていた。これらはいずれも相当に重要な役職で、地域によつては村役人類似の身分とされているほどである。

三 階層分化

近世前期の階層構成

近世初頭以来の芦屋地方は、中世的村落から脱却して近世的な村として成立した芦屋村・打出村・三条村・津知村の四か村によつて構成されてきた。しかし、その村落構造を明示する史料は、現在ではほとんどみいだされていない。現存する史料としては、先述のように、芦屋・打出・津知の三か村に関するものはまったくなく、ただ三条村における寛文三年（一六六三）の検地帳と、元祿三年（一六九〇）に村中の居室を具体的に描いた一枚の村絵図（巻頭写 眞参照）がのこされているにすぎないのである。

三条村における寛文三年の検地帳（四三九ページ）には、名請人として三〇名（宗円寺・道場・村分を除く）の高持百姓が登録されている。持高の最高は善兵衛の一五石三〇六合、最低は清右衛門でわずか三升を数えるだけである。ところで、このうち、持高一〇石以上の者は九名で全体の三〇パーセントを占め、また一〇石未満で五石以上の者は八名で二

六・六六パーセント、五石未満で一石以上の者は六名で二〇パーセント、それ以下の者は二三・三パーセントと、それぞれの割合を占める。これを村高全体に比較すれば、一〇石以上の者の持高の総計は一一一石九七五合で、村高全体の半分以上を占めていたことになる。そして、一人あたりの持高平均が六石三八三合であることからみれば、平均以上の石高を保有している百姓は一三人で、全体の四三・三パーセントにあたるのである。もちろん、一〇石以上を有した九名の一部には、おそらく慶長以来の近世村落の形成期から、村落内において優位を保ち、村落の祭礼儀式その他の行事においても常に指導的役割を果たしてきた者たちが含まれていることは充分考えられるであろう。しかし、その持高だけについていえば、当時の近隣諸村においては、ゆうに三〇〜四〇石以上を保有する農民が存在していたのであるから、三条村の場合は、そう多い持高であったとはいえない。むしろ少ないぐらいであったといえるであろう。当地域における村々でも、先に述べたように、芦屋村・打出村は村高で五〜六〇〇石もの規模をもつのに対して、三条村はわずかに一九〇石ほどしか比較的小規模なものであったのである。

さて、寛文三年の検地帳にみえた三条村は、その後どのように移り変わっていったのであろうか。二七年後の元禄三年の村絵図に示されているその姿は、一見以前の検地帳の面影をとどめてはいるものの、また少なからぬ異同をもはらんでいるようにみうけられる。検地帳に登録されていた三〇名のうちには、二四名の屋敷持百姓が数えられたが、この村絵図に記された人名と一致するのは、わずか善兵衛・長左衛門・次兵衛・吉右衛門・六兵衛・源兵衛・市郎右衛門・五兵衛・吉兵衛の九名にすぎないのである。はたしてこの二七年間に三条村では多く

の没落者を出すなど大きな変動があったのであろうか。しかしこのことは、むしろこの時代を通じて慣習であった「改名」の結果であると考えるのが妥当であろう。

寛文・元祿期の三条村の階層構成について、史料の制約もあつて、ここではごく簡単に述べておいた。しかし、以下これらを手がかりとして、このころ以降の階層分化を検討して行くこととしよう。

階層分化の原因

村落構造がどのように変化していったかは、あとで農民一人一人の持高の変化ともからみあわせて述べることとし、まずここでは、村落構造の変化を生む階層分化のさまざまな原因について簡単にふれてみよう。

近世前期の階層分化をもたらした基本的な原因は、なによりもまず農業生産力の発展と小農層の成長であり、同時にそれにもなう領主による小・中農層の保護・育成にかかわっていた。生産力の発展については、先にもふれておいたように、近世初頭につづいて元祿期にはしきりに新田が開発され、村々の村高が上昇した。ことに打出村・芦屋村の増加は、まさにめざましいものであった。また、一七世紀後半ごろからの都市商業の発展にもない、天下の台所大阪に近接する当地方としては、その直接の影響をうけ、農村内部に商品貨幣経済が浸透した。そのため農業経済あるいは経営も大きく変化したのである。つまり、綿や菜種のような換金性物の栽培、さらには酒造業や水車業による農業経営の商業化、経営の変化がみられた。たとえば、元祿三年の三条村絵図には作兵衛家に酒造蔵が描かれており(四四五頁)、また元祿六年の史料では三条村の三郎兵衛は綿糸の取引を業とするかせ総屋と記されているような例もある。一方、農業技術の面においても、千齒せんはこぎ、千石ちやくとおし、犁すき・鋤くわなどの改

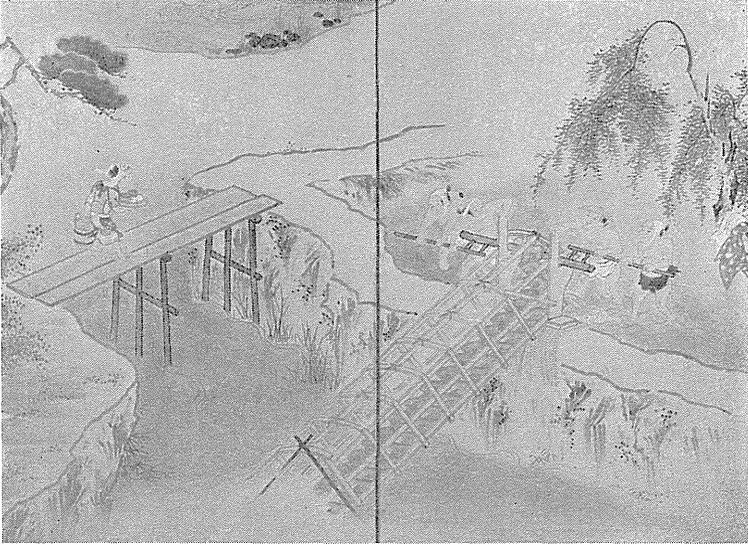


図200 竜骨車（農耕次第図屏風、小阪作兵衛所蔵）
近世前期に畿内を中心に普及した揚水機

良、灌漑では踏車や竜骨車の利用、肥料においても
ほしか 干鯛や油粕あぶらかすなど金肥の使用、そして品種の改良と二
毛作の普及など、農業技術、生産手段の大幅な進歩
がみられたのである。

これにたいして、先述のように、領主は役人を増
加して本百姓体制を確立するために小・中農層を保
護・育成して、年貢・諸役の増徴をはかったのであ
る。そのため、高持百姓の中には、年々の年貢上納
に困って、しだいに田畑を売り渡すものもあらわれ
た。田畑の売買については、すでに寛永二十年（一
六四三）に幕府は「田畑永代売買禁止令」を出して
いる。このことは、売買される結果、ある特定の農
民に田畑が集中し、持高の低い者がさらに田畑を売
却し困窮するのを防止するためであった。しかし実
際には、農民は年貢上納が不可能となれば、田畑を
売却するしか道は残されておらず、全国いずれの地

域でも田畑の売買が行なわれたのである。しかもそれでも困窮がきまれば、身売り・離村などという現象をみることになる。当地域の村々では、その事情をつぶさに物語る史料はほとんど残ってはいないが、例外であったということとはできない。田畑の永代売渡証文は決して少なくない。

田畑の売買

それでは、実際の田畑売買状況はどうであったろうか。比較的早い時期の数例だけをあげてみよう。三条村での田畑売買証文の早いものでは、万治三年（一六六〇）、源二郎が上田五畝二歩（高七斗六升）を丁銀四拾目で久兵衛に永代売却している。源二郎は、さきあげた寛文三年三条村百姓持高表の源二郎と同一人物とみられ、かれは当時一四石四八七合を所持しており、買受人の久兵衛は同じ表での久兵衛とみられ、寛文三年当時二石一斗五升三合を所持していた。久兵衛家は、約一〇〇年後の明和六年（一七六九）には本役人で高一〇石余を持つ村内第二位の高持であり、また酒造高約八〇石の酒株を所持するまでに成長している。ついで、加兵衛が天和三年（一六八三）・貞享二年（一六八五）の両年に、あわせて上田二反三畝三歩・中田三畝八歩・下田一七歩・下々田一六歩、合計二反八畝四歩（高四石九升五合）を、同村の三郎兵衛に合計銀九九二匁で売り渡している。元禄六年（一六九三）には市兵衛が、中田一畝四歩（高一斗四升七合）を同じく三郎兵衛に銀三七匁で売り渡している。三郎兵衛はまた、天和三年深江村の孫左衛門から下田二反一六歩（石盛を一二とすれば、二石四斗六升四合となる。）を銀八〇〇目で買得している。

三郎兵衛は、以上の数例だけでも高六石六斗四升六合ほどの田地を銀一貫八二九匁で買得したわけであるが、おそらく、先述のような総屋としての商業活動によって、それらの資金を獲得していたのであろう。三郎兵衛・

市兵衛・加兵衛は、いずれも寛文三年の検地帳にはその名前での登録はみえないが、元禄三年の三条村絵図にはそれぞれの家とその大きさが記されている。三郎兵衛の家は三間半×五間で、庄屋次兵衛の家三間半×四間半よりも大きく、村内最大の家であった。後に掲げる明和―享和期の持高変動表^(四五九ページ)で清兵衛と記しているのが三郎兵衛家で、もとより本役人である。なお、市兵衛の家は二間×三間である。市兵衛の子孫は持高変動表の明和六年には半役人で六石二升九合を所持しているが、天明三年(一七八三)・享和元年(一八〇二)には半分の三石余となっている。

田畑を売却した者たちの売却理由は、いずれも「御年貢米に指詰り申ニ付」と、年貢上納に困窮したことから田畑を売却せざるを得なくなったのである。右の売却人のうち加兵衛の持高も不明である。しかし、先に述べたとおり、寛文元年(一六六一) 芦屋村へ^{つくろ}出作していた五人中の一人で、その出作分は三畝一三步、高四斗四升六合であった^(四三五ページ)。加兵衛は右の売却で合計二反八畝四歩、石高にして四石九升五合を手放しており、元禄以後は三条村の史料にその名をみない。おそらく、没落してしまったのであろう。天和三年の「永代売渡証文」の但し書きに「加兵衛身躰つむれ御役義相勤不罷成候ハ、」と記しており^(四四三ページ参照)、元禄三年の三条村絵図では二間×三間の家に住んでいることや、右の売却石高から考えて、加兵衛は少なくとも村の中農層であり、おそらく役家であったと思われる。寛文―元禄期はまた、このような変動のはげしい時期でもあったのである。

戸口の変遷 以上のような変動が農村内部における階層の分化をひきおこしていくのであるが、その状況をたどる前に、戸口の変遷にふれておこう。農村内部の経済的な発展や衰退の状況は、戸口の増減に密接な関係を

表27 家数・人口の推移

	芦屋村		打出村		三条村		津知村	
	家数	人口	家数	人口	家数	人口	家数	人口
寛文9年(1669)頃	97	597	88	638	32	169	11	81
貞享4年(1687)頃	122	784	111	912	34	211		
明和6年(1769)	182	785						
寛政元年(1789)					42	162		
文化2年(1805)	180		161		45	197	21	
文政2年(1819)	181				43	190		
明治5年(1872)	236	842			35	155	22	119
明治17年(1884)	248	1052			42	176	20	103

寛文9年は「青山大膳亮様領知調」、貞享4年は「尼領村々調書」、明和6年は「芦屋村差出明細帳」、寛政元年以後の三条村は「宗曾人家御改帳」、他村は雑史料によった。

参考のため掲げた明治5年は壬申戸籍、同17年は同年調査の各村誌によった。共に寺は加え、神社と寄留は除いた。

すれば、妥当性をもっていると思われるから、状況は次のとおりである。

もっているからである。しばしば述べたとおり、生産力の発展は寛文―元禄期に江戸時代を通じて最も急激な進展をみせたが、そのことは戸口の増減とどのように関係したであろうか。またその後の戸口の動態はどのようなものであろうか。残念ながら、この分野においても、現存史料から知りうる範囲はきわめて乏しいのである。しかし、とにかく各種の史料によって家数・人口の増減を一応表示しだのが表27である。史料の性質上やや不確かなものを含んでいるが、少なくとも概況の把握にはさしつかえはないであろう。

まず、寛文九年ごろと貞享四年ごろとをくらべてみよう。その間はわずかに一七年ほどにすぎない。芦屋村・打出村・三条村ともに家数・人口が大幅に増加している。この大幅な相違は、史料の性質の違いから生じたおそれもないではないが、三条村の家数は、先に屋敷持百姓の項^(四四一―四四一)でいささか検討したところから他の数字も一応信用してよいであろう。そうすると、村々の増加

芦屋村 家数二五軒（二五・八パーセント）増 人口一八七人（三一・三パーセント）増
打出村 家数二三軒（二六・一パーセント）増 人口二七四人（四二・九パーセント）増
三条村 家数二軒（六・二五パーセント）増 人口四二人（二四・九パーセント）増

この増加率は江戸時代を通じて最も大きなもので、以後にその比をみる時期はないのである。芦屋村と打出村では、村高は打出村の方が大きい、家数では芦屋村が、人口では打出村がまさっているのである。両村とも家数、ことに人口の大きな増加は、先に述べた新田開発が大きく作用していると考えられる。三条村は新田開発の点では小さく、家数はわずかに二軒の増加であるが、人口はやはり大きくのびている。人口二一人というのは、江戸時代を通じて三条村最高の数字なのであった。これらのことは、何よりもまず、農業生産力の急速な上昇に起因していた。しかもまた、このような農民の成長を背景に、領主側の年貢・諸役の増徴策も進められ、従来の役家体制の変化・解体や、新役家の増設もおし進められたのであった。芦屋村・打出村の家数の大幅な増加には、それがよく反映されているのである。

貞享以後の状況では、芦屋村は約八〇年後の明和六年には、家数一八二軒になり、六〇軒、四九・二パーセントを増している。家数の年間増加率は、寛文―貞享期には一・五パーセント（芦屋・打出とも）を示していたのに、ちょうど半分の〇・七五パーセントに漸増にすぎない。しかも人口の増加はほとんど全く停滞しているのである。このころ以後、幕末にかけては家数・人口ともに停滞をつづけていたと思われる。打出村は文化二年の家数しかわからないので、推測の域を出ないが、家数の増加率も芦屋村とほぼ同じで、同様に江戸後期では家数・

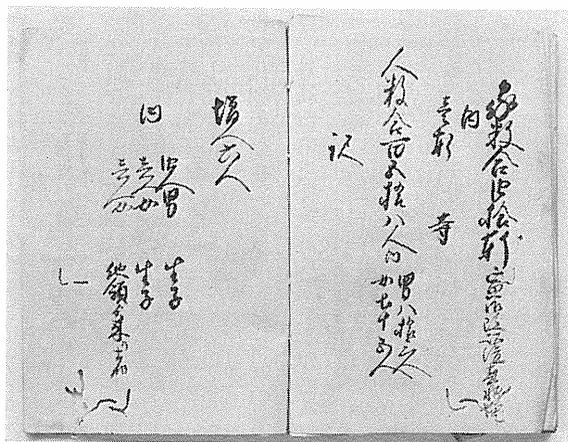


図201 天明3年三條村宗旨人家御改帳に記された家数と人数（五味嘉兵衛文書）

人口ともに停滞していたと考えると誤りないであろう。三條村は寛政元年で家数は四二軒とわずか八軒、二三・五パーセントを増しているが、人口は一六二人で、かえって四九人、二三・二パーセントを減じている。三條村には寛政以後、幕末期にいたる宗旨人別改帳があり、ほとんど毎年の家数・人口を知ることができる。しかし年々の異動はかなりあるが、家数は四二―四五軒、人口は一七〇―一九〇代を上下し、他村同様にすつかり停滞をつづけているのである。なお、芹屋村では明和六年に牛四八匹、馬なしということが知られるが、三條村では牛数が寛政元年二三匹、同二年二一匹、これ以後幕末期までは一七―一八匹であった。

貞享から明和・寛政期へかけて、人口がふえない割合には家数が漸増しているのは、分家などによっていわゆる家持百姓が増加したことを物語っている。たとえば、分家の可能性について考えてみれば、先にも述べたように、持高一〇石以上級の百姓が分家を行なうことができたであろう。いま打出村の場合、貞享―寛政のちょうど中間の元文四年（一七三九）の百性別持高（四六三・六）をみれば最高が四九石余で、一〇石以上の者が二五名である。かれらがすべて実際に分家をしたというのではなく、ここでは可

表28 三条村百姓持高別人数の変遷

年次	石高																	計	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		17
寛文3年(1663)	7	1	2	0	3	3	3	0	1	1	2	1	1	2	2	1			30 ^人
明和6年(1769)	3	3	6	3	5	7	6	2	4	0	2								41
天明3年(1783)	2	3	0	5	9	3	7	3	4	1	0	0	1						38
享和元年(1801)	4	2	3	6	3	10	4	3	3	1	0	0	0	0	0	0	1		40

寛文3年は檢地帳による(表24参照)。宗円寺、道場(照樂寺)、村分を除く。

明和6年以下は表29参照。以下、照樂寺、八幡田、歩屋敷、村持分を除く。

能性を示しただけであるが、この時期の打出村家数的五〇軒の増加の中にはこのような分家も存在したかもしれない。家数の増加・停滞、人口の停滞という問題に付けても、さらにこの時期における中小農民の成長、階層の分化、村落の構造の変化に眼をむけねばならないであろう。

百姓持高の変化

これまで述べてきたように、種々の要因が作用して、村落の構成そのものもしいに變化してきた。このことは、さらに農村内部における階層の分化を大いにながした。このような傾向は、当地域の村々においても当然考えられるところであるが、これを明らかにする史料はまた乏しいのである。そこでまず、百姓の持高の推移をみることで、階層分化の在り方をたどってみたい。それも、現存史料の在り方から、三条村の場合についてやや知ることができるだけで、他の三か村についてはほとんど述べることができないのである。

三条村百姓の持高別人数の変動を寛文から享和期までまとめたのが表28である。この表から明らかにするように、寛文三年(一六六三)の檢地が行なわれた当時、一〇石以上の持高を有する有力な農民は九名で、全体の三〇パーセントを占めていた。ところが、明和―享和期では二―一名で、四・九―二・五パーセントに激しく下降している。これは、先にふれた一七世紀後半における家数・人口の増加と関連

し、分家や田畑売買がさかんであったためであろうと考えられる。それと同時に、有力農民が減少し持高が平均化されたこと、つまり中農層が比較的安定してきたことに起因する。この現象は時代が下るほど顕著になっている。中農層とみられる持高一〇石未満五石以上の者についてみれば、寛文三年では八名で二六・七パーセントであったが、明和六年では一九名、天明三年では一八名、享和元年では二一名に増加し、それぞれ全体の四六・三、四七・四、五二・三パーセントの比率で、ほぼ半数を占めるようになった。この現象は中農層への集中と、かれらの農業経営の安定を示唆するものである。たとえば、牛の保有状況についても、寛政二年（一七九〇）の牛数は二一匹で、本役人が一四匹、半役人が七匹を保有しており、四名を除いて、他の一七名は、すべて持高五石以上のいわば中農層以上の農民であったことから、右の事情がうかがえるであろう。前に述べた新田開発における正徳以後の開発者が、ほとんど中農層以上であったことも、その理解を深めることができる。

寛文の検地帳に名請人として登録された者のくわしい持高表は、先に掲げておいた^(四三九)ページ。同様に、明和六年、天明三年、享和元年の個人別持高を算出して、その移動を示したものが表29である。この表の中で寛文検地の名請人と同名で同家と考えられる者が四名みられる。そのほかにも別名で同家と推定できるものもあるが、この四名の持高の変化を追跡してみよう。まず善兵衛は、寛文検地当時、村内きつての特高一五石三〇六合を所持していたのであったが、明和期では半分の七石〇四六合に減少し、そのまま享和期に至っている。五兵衛も善兵衛同様、六石一三六合から三石〇三四合と半分に減っている。治兵衛にいたっては、一一石八三〇合であったのが、わずかに一石以下の〇石六二〇合まで大幅に減少して、天明以後はその持高を失ったようである。このような治

表29 三条村百姓持高の変動

	明和6年(1769)			天明3年(1783)				享和元年(1801)		
	田畑	新田	計	田畑	新田	屋敷	計	田畑	新田	計
石 合	合	石 合	石 合	合	合	石 合	石 合	石 合	金	石 合
9840	607	10447	8849	56	299	9204	8073	56		8129
9186	978	10164	2931	915	685	4531	1409	914		2323
8820	134	8954	8750	58	165	8973	8915	58		8973
八 兵衛		8461	8461	12919	64	12983	16847	64		16911
忠 兵衛		8401	8454	5931	54	334	6319	5459	54	5513
又 兵衛		8303	8330	8037	27	260	8324	7373	27	7400
長 兵衛		7372	7464	7864	216		8080	5715	216	5931
善 兵衛		7044	7044	6801		239	7040	7058		7058
善 左衛門		6898	6988	3955	90	460	4505	5365	90	5455
次 右衛門		6895	6933	6637	38	169	6844	6627	38	6665
弥 右衛門		6813	6873	6550	60	260	6870	5422	60	5482
市 左衛門		6286	6326	7606	40	195	7841	4398	40	4438
七 兵衛		5966	6171	6522	137	139	6798	6672	316	6988
市 兵衛		6029	6029	3243		83	3326	3230		3230
市 兵衛		5557	5978	3824	238	682	4744	3638	441	4079
伊 右衛門		5792	5881	5875	179		6054	8438	89	8527
吉 左衛門		5659	5831	5540	172	117	5829	5828		5828
伊 右衛門		5727	5786	4296	59	143	4498	4439	59	4498
作 右衛門		4930	5191	8138	261		8399	9656	265	9921
善 右衛門		5111	5116	5108	6		5114	5088	6	5094
武 兵衛		5076	5076	6186		356	6542	6467	32	6499
清 兵衛		4704	4752	5970	48		6018	5847	48	5895
太 兵衛		4475	4717	5487	237		5724	5487	230	5717
仁 兵衛		4481	4481	4473			4473	3116		3116
伊 左衛門		4428	4448	7049	20		7069	7006	20	7026
重 兵衛		4415	4447	3055	102		3157	3055	109	3164
喜 兵衛		3876	3921							
伝 兵衛		3228	3344	2978	116	174	3268	1939	76	2015
五 兵衛		2954	3034	2768	80	551	3399	3319	80	3399
七 兵衛		2919	2919	4556	45		4601	3192	12	3204
嘉 右衛門		2805	2825	3921	20		3941	6012	20	6032
作 右衛門		2504	2552	3653	48	529	4230	4989	48	5037
藤 兵衛		2262	2496	629			629	629		629
四 兵衛		2448	2470	3694	270	200	4164	5615	270	5885
市 兵衛		2213	2261	3986	48		4034	2527	48	2575
吉 兵衛		1815	1891	1814	76		1890	1814	76	1890
源 兵衛		1422	1492	1218	70	230	1518	3880	70	3950
忠 右衛門		1039	1045	908	6	130	1044	1988	6	1994
長 右衛門		755	827	666	72		738	829	74	903
次 兵衛		131	△489	620						
照 兵衛		△182	108	290			290	△182	108	290
八 兵衛			190	190	108	182	190			
步 兵衛		70	70	70			70			
七 兵衛		25	25							
村 兵衛						117				
長 兵衛										
伊 兵衛								230		230
助 兵衛								145		145
計	197135	4808	202614	199460	4226	6699	203382	197736	4120	202038
	△671							△182		

(注) 1. 明和6年三条村持高寄覚帳、天明3年三条村名々田畑持高帳、享和元年三条村御物成勘定帳より集計。史料の性質により多少の誤記・誤算がある。村高総計は202030のほずである。
 2. △印は屋敷である。
 3. 人名は時代により変わるものがあるが、該当を推定して表示している。

兵衛家の没落をどう理解したらよいのであろうか。治兵衛（次兵衛・佐治兵衛）家は、寛文期には芦屋村への出作を行なっているし、元祿五年（一六九二）、宝永元年（一七〇四）の青山氏時代の新田開発はもとより、松平氏時代の正徳三年（一七一三）、享保九年（一七二四）にも有力な新田の開拓者であった。しかも、表13で明白であるように、天和三年（一六八三）〜明和四年（一七六七）ごろまでたびたび庄屋をつとめたほどの家柄であったのである。ところが、明和六年にはわずか〇石一三二合の田畑と〇石四八九合の屋敷、合計〇石六二〇合をもつにすぎず、しかもこれ以後消滅したようである。隠居・分家や死去ということも考えられるが、おそらく明和六年灘筋上知令が出される激動の時代に、何らかの事情で没落したのではなからうか。

残りの一名、六兵衛は寛文検地で九石五二二合を登録された村内第一〇位であり、明和六年では一石足らずを増して一〇石四四七合となっている。その限りではあまり変動はないようにみえるが、明和の一〇石四四七合は村内第一位の持高なのである。ところが六兵衛は、天明三年には九石二〇四合、享和元年は八石一二九合と下降線をたどっている。

一方、このような傾向とは逆に、明和―享和期の三二年間に持高を増していった者もみられる。八郎兵衛の場合がその代表である。かれは、明和六年に八石四六一合で村内第四位であったが、天明三年には一二石九八三合で第一位となり、さらに享和元年には他をひきはなして一六石九一一合を所持するまでに上昇した。明和の次の安永年間には村年寄、ついで天明三―八年ごろは庄屋を勤めるようになっていく。八郎兵衛家はのち文政年間にも年寄、ついで天保以降幕末期の庄屋であり、天保十五年（一八四四）ごろには津知村庄屋を兼帯した。この幕

末の八郎兵衛が尼崎の西御見立新田まで開発したことは先に述べたとおりである(四三六)。八郎兵衛家の明和―享和期の石高倍増やその後の発展は、おそらく農業以外に多角的に経営の場を広げたことによつていたと思われ。たとえば、幕末期の史料では八郎兵衛が水車稼働人を使つて水車を経営していたことが知られる。これなどもさかのぼつて考えることができるかも知れない。明和期における灘筋の芦屋川・住吉川流域の水車業の発展は、全国的にみても特筆すべきもので、その対策は幕政の重要問題にさえなつた時期であつた。

明和六年の持高表で五石以上の高持のうち、享和までに一石以上を増加した者は、八郎兵衛を入れて四名である。逆に減少した者は一〇名である。しかもその結果は五石への集中と、五―九石の中農層が全体の半数を越えるにいたつたものである。三石以下の小農層は明和では二二人で二九・三パーセント、天明では五人に減り一三・二パーセント、享和では九人で二二・五パーセントである。享和の九人のうち二名は長五郎と伊助で、他地域から来住したものが高持として新規に独立したのである。いまこれを除くと、七人、一七・五パーセントになる。あまり変動はないようにみえるが、こめうち二石クラスから一躍五石以上、ここである中農層にまで上昇した者が三名みられる。さらに細かく明和―享和期の持高表をみていくと、わずか三二年間であるにもかかわらず、意外に持高の変動件数が多いのである。各年度の史料の性質に起因する微差と考えられるものを除いてみても、変化のないものは数名にすぎない。三条村の明和―享和期は、平均持高の五石を中心に、中農層への集約化が進み、その意味において中農層という階層が安定したといえよう。しかしそうはいつでも、その内部においては、たえず持高の移動がくりかえされ、決して固定化してはなかつた。しかもこの時期では、ただ単に

石高の変動だけで農民の階層を考察することはもはや不可能なほどに、田畑による農業以外の商業経営面での活躍がいよいよ重要性をもってきているのである。

次に、打出村についてみれば、探りうる史料がまったくないので、いま元文四年（一七三九）の「御年貢米取立算用帳」を集計して個人別持高表を作成してみた（表30）。これはもともと年貢の実際の算用帳であるから、正式の持高と相違するところがあるかも知れないが、この表の持高総計九二〇石余が、このころの打出村の村高とほぼ一致するので、個人別持高の数字もほぼ信用できるであろう。新田をⅠ・Ⅱにわけて計算表示しているのは、前に述べた新田開発の打出村のところを参照されたい（^{四三二}三ページ）。

打出村は村高が大きいだけに、持高の最高の者は四九石七七〇合で、一〇石以上が二五人である。いまこの表のうち、伊勢田・寺・宮・脇当田・道場・念仏田・伊勢講田・斎田・本頭田・愛宕田の社寺や講関係、および村惣作、そのほか浜芦屋・兵庫津・西宮・大阪など打出村以外の者の所持と考えられるものを除いて、打出村百姓一九〇人の持高別人数とその比率を示してみると、

三五石以上	四名	二・一パーセント	一五―一〇石	一名	五・八パーセント
三五―二五石	〇名		一〇―五石	二四名	一二・六パーセント
二五―二〇石	六名	三・二パーセント	五―一石	七五名	三九・五パーセント
二〇―一五石	四名	二・一パーセント	一石以下	六六名	三四・七パーセント

となる。持高の多い考はごく少数であるが、五石以下は七四・二パーセントに達し、約四分の三がこれに集中し

表30 元文4年(1739)打出村持高表 御年貢米取立算用帳による集計

第四節 村落構造の変遷

四六三

	本田畑		新田Ⅰ		新田Ⅱ		持高計				
	石	合	石	合	石	合	石	合			
甚右衛門	42,397	7,373					49,770		市兵衛	4,297	4,312
善吉	25,366	15,202	1,138			41,706		三十郎	2,794	1,462	4,256
善八	28,811	8,157				36,968		源久	2,796	1,246	4,042
善藏	22,462	13,324				35,786		久四郎	3,596	360	3,956
仁左衛門	21,250	3,444		154		24,848		作左衛門	3,169	650	3,819
次左衛門	16,145.3	8,688				24,833.3		五郎右衛門	3,160	479	85 3,724
善六	20,716	3,483				24,199		甚兵衛	2,901	816	3,717
善右衛門	15,178	6,585				21,763		源十郎	2,697	915	3,612
源太夫	14,375	6,730	54			21,159		七右衛門	2,962	500	3,462
利兵衛	15,322	3,910	810			20,042		八左衛門	628	2,744	68 3,440
与次兵衛	15,695	2,675	595			18,965		孫二郎	2,264	1,124	13 3,401
弥惣衛門	14,998	1,436	1,200			17,634		甚四郎	3,320	3,320	40 3,360
清右衛門	15,071.3	2,256				17,327.3		甚次郎	3,357		3,357
平八	12,315	2,736				15,051		次兵衛	2,853	493	3,346
次郎左衛門	10,173	4,290				14,463		与三右衛門		3,230	10 3,240
九右衛門	8,614	5,413	141			14,168		文八	3,097		3,097
五郎右衛門	12,976	1,009				13,985		弥十郎	2,159	930	3,089
孫左衛門	10,545.1	2,426	765			13,736.1		嘉兵衛	3,078		6 3,084
三郎兵衛	11,678.4	1,225				12,903.4		十兵衛	2,564	493	3,057
孫右衛門	12,639					12,639		六太夫	2,570	460	3,030
九郎左衛門	12,174	424				12,598		脇当田		2,998	2,998
六右衛門	9,474.5	3,092				12,566.5		長右衛門	2,772	189	2,961
彦左衛門	10,687	1,813				12,500		道場	1,513	1,409	2,922
四郎兵衛	9,785	1,667				11,452		久右衛門	2,504	408	2,912
助兵衛	8,259	1,810	484			10,553		庄次郎	2,901		2,901
伊勢田	7,303	1,769				9,072		由右衛門	2,654	159	2,813
太右衛門	6,118	1,563	852			8,533		次郎兵衛	2,789		2,789
助三郎	6,298	1,868				8,166		弥兵衛	1,311	1,449	2,760
源七	5,606	2,327				7,933		利右衛門	2,134	585	2,719
弥左衛門	6,716	798				7,514		六郎兵衛	2,714		2,714
忠右衛門	4,924	2,524				7,448		太兵衛	2,031	649	2,680
藤右衛門	4,720	2,553				7,273		平兵衛		2,507	40 2,547
源兵衛	7,230					7,230		喜右衛門	1,763	742	2,505
次郎右衛門	5,139	2,015				7,154		新左衛門	1,331	1,067	2,398
留右衛門	5,639	1,404				7,043		太郎兵衛	2,363		2,363
又左衛門	6,229	668				6,897		源四郎	1,856	506	2,362
利左衛門	4,921.5	1,965				6,886.5		平藏	1,849	469	2,318
半七	5,947	787				6,734		喜兵衛	1,547	699	2,246
宇左衛門	5,539.5	1,047				6,586.5		又兵衛	1,856	387	2,243
小右衛門	5,476	874				6,350		勘十郎		2,210	2,210
彦兵衛	5,316	806				6,122		九左衛門	1,104	1,008	2,112
彦左衛門	5,619	352	42			6,013		八兵衛	1,335	735	2,070
伊左衛門	2,605	3,264				5,869		六兵衛	1,579	452	2,031
甚九郎	5,356	431				5,787		次右衛門	1,707	320	2,027
新十郎	1,505	4,249				5,751		伊兵衛	1,659	313	1,972
寺	3,006	2,674				5,680		三次郎	1,501	420	1,921
源太郎	4,981	672				5,653		藤左衛門	1,814		1,814
与右衛門	2,470	2,835	150			5,455		弥市右衛門	1,227	531	1,758
伊兵衛	3,178	2,254				5,432		市兵衛	1,303	440	1,743
新助	4,285	1,080				5,365		教隨	1,439	278	1,717
角兵衛	2,992	2,145				5,137		太左衛門*	1,666		1,666
三右衛門	4,523	302				4,825		清兵衛		995	627 1,622
平四郎	1,520	3,571				4,591		利右衛門		1,567	1,567
菅	2,900	1,639				4,539		七郎兵衛		1,520	32 1,552
勘四郎		4,415	109			4,524		念仏田		1,514	1,514
弥兵衛	3,578	936				4,514		忠兵衛*	1,500		1,500
平兵衛	3,717	795				4,512		権四郎	1,486		1,486
与三左衛門	3,868	550				4,418		甚五郎	1,239	175	1,414
吉左衛門	3,296	1,086				4,382		作右衛門	1,264	105	1,369

庄右衛門	300	1,003	44	1,347	松右衛門	158	162	320
半左衛門	1,345.6			1,345.6	愛宕田		320	320
源四郎*	333	1,004		1,337	彦兵衛	190	99	24 313
清左衛門	1,027	295		1,322	長右衛門	132	173	305
四郎助	510	809		1,318	平兵衛	291		291
長左衛門	1,250	54		1,304	七左衛門	273		273
庄右衛門	1,096	199		1,295	伝十郎	196	72	268
九郎兵衛	223	1,048		1,271	久左衛門	260		260
久兵衛	769	488		1,257	佐兵衛	227.5	21	248.5
与左衛門	1,186			1,186	源太夫	132	9	103 244
権四郎	1,092	21		1,113	吉十郎		243	243
庄兵衛	837	178	47	1,062	小兵衛*	147	85	232
権兵衛		1,061		1,061	伝三郎	180	42	222
勘右衛門	149	887		1,039	又十郎		220	220
五兵衛		919	46	965	文庵*	219		219
喜左衛門	72	874		946	与惣衛門		216	216
八郎兵衛*		904	30	934	新兵衛		199	16 215
助太夫		889		889	助左衛門	8	199	207
源九郎		858		858	中右衛門	104	102	206
与九郎	798	44		842	権兵衛		197	197
太左衛門	280.3	528		808.3	半二郎	93	75	25 193
惣市郎	587	138		725	市左衛門	150	41	191
伊勢講田	680			680	弥三右衛門*		183	183
半三郎	138	490		628	次郎兵衛	22	159	181
五兵衛*		617		617	太郎兵衛		174	174
八右衛門	348	269		617	佐次兵衛	169		169
庄三郎		515	97	612	惣兵衛	84	71	155
市兵衛		335	269	604	三十四郎*		149	149
斎田	593			593	又四郎	90	58	148
新左衛門		588		588	徳左衛門	120		120
仁右衛門	292	275		567	長左衛門	120		120
庄兵衛*	541			541	にし村惣作	120		120
忠兵衛		529		529	仁右衛門	54	64	118
太郎右衛門*	523			523	佐兵衛	54	64	118
五兵衛	320	177		497	喜兵衛	147		117
庄兵衛*		462		462	五兵衛		90	90
久蔵	410	30		440	伊右衛門	84		84
五郎左衛門	402			402	東庵	73		73
九郎左衛門	80	320		400	惣作		60	60
本頭田	234	161		395	七兵衛	60		60
新兵衛		383		383	いと後家	60		60
新番七郎	96	272		368	正元	54		54
九兵衛		355		355	又右衛門		48	48
与兵衛	162	179	12	353	中右衛門	42		42
七郎右衛門	100	249		349				
佐次兵衛	132	214		346				
嘉左衛門	242	9	81	332				
					總計	667,960	244,629	8,288 920,877

(注) 1. 本田畑の總計は、田589,293.4、畑78,666.6。

2. 新田Ⅰは正徳以前成立の古新田(總計114,091)、西新田(41,968)、丑新田(23,384)、巳新田(22,927)、辰新田(3,591)、申新田(5131)、新屋地子(3,869)、岩ヶ平新田(29,668)。

3. 新田Ⅱは正徳以後成立の正徳巴新田(2,358)、切添新田(3,223)、享保巳新田(852)、元文二巳新田(655)、元文三午新田(1,200)。

4. 同一の人名はすべて別人である。

5. *印をつけた人名は、浜芦屋太左衛門、兵庫津忠兵衛、車源四郎、くすりや八郎兵衛、西宮魚屋源兵衛、西宮神成屋五兵衛、大坂大村屋庄兵衛、水車太郎右衛門、西宮つばめや庄兵衛、釘屋小兵衛、西宮文庵、瓦屋弥三右衛門、丹波屋三十三郎と肩書きがある。

ている。一人当たり平均の持高は四石六六四合で、平均以上の者は一九〇名中五〇名で二六・三パーセントを占めていたことになる。したがって、打出村では、比較的持高の大きい者と小農層とに大別される。このような状況をふくめて、この表は多くの興味ある問題を含んでいる。しかし、傍証となる史料がないので、ここで憶測を展開することはさけて、ただ参考資料とするにとどめておこう。

家格・身分制の動揺

村落内の階層分化は、日常の村落生活、つまり祭礼や儀式・行事などにも多分に影響をもたらした。このことは、家格や従来の身分制にまでおよんだことはいうまでもない。このような事情を物語る例として、三条村・芦屋村でおこった事件にふれておこう。いずれも一九世紀初頭に発生している。

まず、三条村の場合をみてみよう。寛政十二年（一八〇〇）、同村の村社八幡宮の宮座当番、火灯印形の支配をめぐって、いざこざがおこった。三条村の二三軒（内一軒は絶家）のうち半数の一一軒の者が他の一一軒を相手どり訴訟をおこしたのである。訴状によれば、「三条村は、源五兵衛という者が三条と村号し開発して以来、代々榮えて現在に至った。この間、代々兵衛を名乗り分家ともあわせて二三軒となった。そして、たがいに身分の高下なく住み来り、京都吉田御殿の許可を得て八幡宮の火灯支配を行なってきた。ところが、寛政二年（一七九〇）に神社仏閣神主火灯の御触書が廻り、その際一一軒の者が自分たちだけに限るとして届け出たことを同十年ごろからうわさに聞き、翌十一年から加人方を掛け合ったが加人させてくれない」と述べて、これまでの「村中まわり持ち」の宮座当番の在り方を理由に、一一名を火灯印形支配に加えてほしいと訴え出たのである（五四五べ）。

つぎに、芦屋村の場合をみてみよう。文政二年（一八一九）、芦屋村の一八一軒のうち一〇九軒の者が宮講七

二軒の者を訴えた事件がおこった^(五四七〜七六)。一〇九軒の者が訴えた内容と理由は以下のごとくである。

一、当村では、往古より庄屋・年寄・百姓代の勤役は百姓一統の入札によって選出してきた。ところが、最近年寄伝九良から惣分（一八一軒全部）の入札は許可しない。また、持高の大小にかかわらず宮講七二軒以外の者が、村役（村方三役）につくことを認めないと申し伝えられた。

二、七二軒のうちには、最近没落して土地・屋敷を借りて生活し、そのうえ年貢米の未納の者さえ出ているほどである。また、さきの庄屋も不始末があり、村民一同大いに困惑している。

三、このような七二軒の者だけに村役を独占されるのは甚だ迷惑である。

四、それにもかかわらず、年貢上納・夫役の負担は差別もなく、そのうえ七二軒の者は家格を主張し村内での優位を保持しようとしている。そのため、村方の人気は散乱し、年貢納入の状況は悪い。

五、以上のような事情であるので、惣分百姓の入札をもって、三年ごとに村役を改選すべきである。

と、このような内容をしたためて五条役所に、その取り扱い方を依頼したのである。これに対して、訴えられた宮講七二軒の者は、同役所に次のような内容を記した返答書を提出した。

一、われわれは、中世以来芦屋村の村政を維持してきた、いわば開拓者の家柄である。

二、古来、毎年九月十五日には、七二軒の者たちで氏神芦屋天神社の祭礼を営んできた。

三、一〇九軒の者が多く居住する枝郷（浜・茶屋・山新田）はわれわれが開発したものであり、水車の建設も開発してきた。

四、このたび訴えた一〇九軒の者たちは、他国・他村から移って住みついた者たちで、村役の選出について異論をさしはさんできたが、もとより村役は本郷である東芦屋・西芦屋に限り、七二軒のうちでつとめてきたのであって、枝郷の者にはつとめさせたことはない。

五、村役入札については、文化七年（一八一〇）庄屋九平が、役好と私欲をもって惣分百姓とのなれあいであつたのであって、それとても本郷の二か所七二軒のうちからの選出であつた。

六、年貢勘定・村方諸勘定についても、毎年百姓一統が立ち会つて行なつてゐる。

と、このように返答し、従来どおり七二軒のうちから村役人を選出し勤めさせてほしいと願ひ出ている。

右の二つの例にみられるように、村落内での農民間の対立は、単なる感情的な喧嘩出入りではなく、身分・家格をめぐるさまじまの思惑と利益がからんだ対立であつた。階層分化のあまり激しくなかつた近世前期においては、持高の多い者が村政や種々の行事、祭礼儀式をめぐつて指導的役割を演じて優位を占めていた。しかし、持高の変化で階層分化が展開されるにしたがつて、下降する者や、逆に上昇して村政についてもしだいに影響をおよぼす者もあらわれてきた。その結果、相変わらず家格をふりかざして村政にたずさわろうとする者への対抗も当然おこつたのである。右の芦屋村の場合でも、訴えた理由の一つに、家格の優位を示そうとする七二軒の中には「年貢上納の難渋」な者のいることをあげている。それは、とりもなおさず階層が分化した結果もたらされたことを語つてゐる。

右の二つの事件は、いずれも村社の祭礼儀式、宮座の当番をめぐつておこつたことに注目される。宗教的儀礼

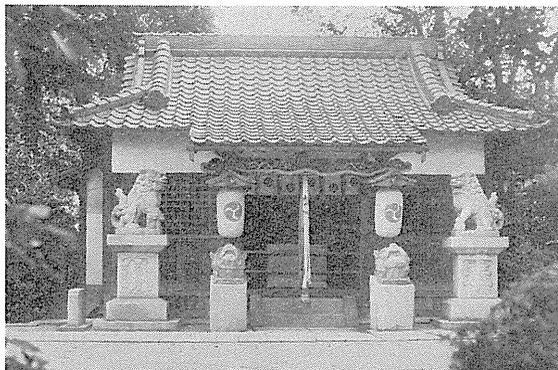


図202 旧三条村社八幡宮社殿

が村落内の日常生活にまで多くの規制・束縛をおよぼしていたのであるから、それらの行事を行なう中心をなす者は、他の農民との間に家格において相違を示し、その発言は村民の生活に大きく作用していた。芦屋村の宮講七二軒と、三条村の兵衛中の一一軒は、いずれもともに近世初頭以来、村落内で指導的立場にあった家柄の者たちなのであろう。

三条村では、宮座当番は「村中まわり持ち」であったという。たしかに元禄五年（一六九二）の「三条村寺社御改帳」では「村中廻り持」となっている。おそらく、二三軒の均等当番が、寛政二年の「神社仏閣神主火灯之御触書」が出されたのを契機として、訴え出た者以外の一一軒の者たちによって、独占されてしまったのであろう。そのためこのような訴えがおこったのである。この事件の判決はどうなったか。とにかく、訴えた者は一名を除いて他はすべて半役人であったことが推定されるし、一九世紀の初頭に村落内の主導的立場を宗教的行事を媒介として強からしめようとした傾向がみられるのである。

また、芦屋村のそれは、近世後期においても相変わらず、家格をたてに祭礼行事を独占しつづけている者への

反発であつたらう。それに対して、七二軒の者の中には持高を減じ下降した音も多分にあつたのであろう。宗教的儀礼の支配権を維持することで、いわば新興の者への対抗を示し、自らの家格を保とうとしたのであつた。

このように、江戸時代も中期以降になると、農民の持高も大いに変動して、村落内でのさまざまな問題を生んできたのである。それらは、大むね階層分化がもたらした結果であつたといつてよい。

右にみた例のほか、身分制が混乱してくる事實は十分に認められる。たとえば、結婚についても、同じ家格・身分の者同志の間で行なわれるのが慣習であつた。ところが、たとえば寛政二年（一七九〇）の「三条村宗旨人家御改帳」をみれば、そのような慣習は打ち破られて、本役人と半役人との間で縁組みが行なわれたことがみられる。このように、近世初期以来の古い家格・身分は、中期以降になればさほど問題とはならなくなつたのである。つまり、従来の家格・身分はしだいにくずれていつたのである。

第五節 村落経済の発展

一 山野利用の推移

市域の後背北部一帯の山野は、地域の住民が共同利用を行なう入会山野^{いりあひ}であつた。しかしながら、近世封建社会が成立して、領主による領国支配が進められるにともない、山野利用のうえにも大きな変化がもたらされるに

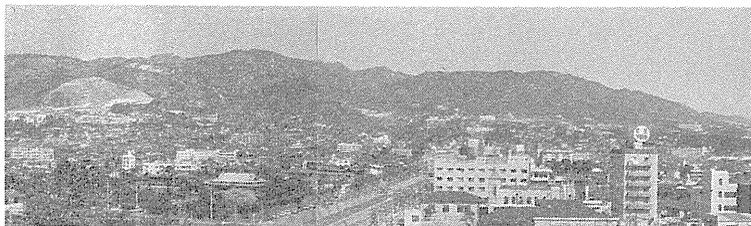


図203 芦屋の山野

至った。その第一点は、新たな領主による山野の領主権が確定されたことである。このため、住民共同の利用地であった山野に、領主権に基づく御用林野が新設されることにもなった。そこから、地域の山野は領主林野と農民利用の山野に分割区分されるに至った。このように地域の山野が両者に区分されたことは、また新たな利用慣行や権利関係を生む要因にもなった。さらに、時代の推移にともなう村落社会の成長や変貌によって、利用関係や権利関係も変容を示した。本項ではこれらについてそのあとをたどるのであるが、まず山野の権利関係から述べることにしたい。

旧慣行の容認

田畑・屋敷地など耕地については検地を通じて領主権の形態や、その把握する量をもいち早く明確になし得た近世封建領主も、山野については直ちに全体的な把握の方法を明確には打ち出していなかった。このことは、文祿三年（一五九四）摂津・和泉国などの検地にあたって示された「御検地御掟条々」によっても知られるのである。ここでは、山野・河海については「山手銭や浜小物成は石高を算出しないため、村々から指出せだしを出させ、これによって見はからい、年貢を定める」と定められた。つまり、山野・河海の年貢賦課は、石高によらず、村々から指出（台帳）を出させ、その数量を見はからったうえで年貢額を決定する、というのである。現実の問題として、山野について耕地同様に実測を行なうことは至難であった。そのため

もあつて、山野などについては村々から広狭の面積を申告せしめ、これを基準に机上計算で年貢額を算出決定したのである。

耕地に対しては「一郷も二郷もなで切り」にしても検地を強行しようといった領主権力も、山野については右に述べたごとくきわめて消極的な態度で臨み、村々の申告を基準にする大まかな方法によつた。

したがつて、当地方における山野の検地にあつても、その詳細は不明であるが、村々からの申告に基づく方法がとられ、そこでは、中世社会における山野の利用慣行や権利関係が容認されたと考えられる。たとえば、後に詳述するところであるが、寛延三年（一七五〇）芦屋村と打出村では、二か村の入会山の帰属いりあひやまについて、西宮社家郷五か村・本庄九か村との間に続いた争論に勝訴を得た。この二か村入会の慣行は、早く中世社会に求められ、弘治三年（一五五七）以来、近隣地域との間に発生した争論に際しては、そのつど二か村持山であることを認めた裁許状が出された。かように、芦屋・打出二か村の入会山が中世以来の持山であつた事實は、太閤検地をはじめとする近世封建支配権力によつて、二か村持山の慣行が先例にまかせて有り来たりのごとく承認されてきたことを物語るであらう。

領主権の確立

山野に対する領主権が、権力の行使である検地を通して確立するのは、一般的には体制の制度確立と表裏をなすものである。しかしその具体的な動きは、領主側が示した「蔵入地の増加」という一面からもとらせることができる。たとえば、承応二年（一六五三）に、尾張藩では蔵入地増加の一方法として、従来地方知行者の支配下にあつた林野の蔵入地化を行ない、その地の新田開発を進める方策がとられた。蔵入地の増加

は、直接的には領主財政を潤おすことになるが、一方では地方知行者にあつた林野の知行権―小領主権を消滅することにもなつた。つまり、林野の蔵入地化における過程において、従来からの小領主的な知行権もまた、高次な領国大名の領主権に吸収されて消滅し、山野に対する領主権の一元化がもたらされて、より強力な封建支配体制が確立されることになつたのである。

芦屋地方の農民が日常生活や農業生産などのために直接利用する山野に対し、幕府や領主側がとつた具体的な方策は確かめがたい。しかし、近世封建領主は領国経営をおし進め、自らの支配体制を強化確立していく過程において、農民利用の山野に対しても領主権をおよぼし、これが蔵入地化をなしとげていった。そこから、中世以来の利用慣行が容認されて芦屋・打出二か村の持山とされた山野に対しても、山年貢としての「山見取米」の賦課貢納がみられることになつた。たとえば、享保二十年（一七三五）の「打出村御年貢米取立帳」によれば、同村の山見取米として米一石五斗七升一合三勺の貢納がみられる。また三条村に課せられた山見取米について文化三年（一八〇六）の「尼崎領寅歳免定」をみると、米一俵二斗七升であつたが、この賦課額は享保八年から九年（一七二三―四）に改正決定をみたものであつた。

右のように本来は農民利用の場であつた山野が蔵入地とされ、山年貢が村々から収納されたことは、当地方の山野に対する領主権が成立したことを表徴するものであつた。こうして山野の領主権が確立されたことは、従来村落に容認されてきた山野の利用慣行をいちじるしく低下せしめ、農民利用の諸関係に大きな支障と規制をもたらすことにもなつた。そのため、従来は事実上の山野利用権者として日常生活や農業生産などのうえで自由に山

野の利用をなし得た村落や農民は、山野の利用面でも支配領主権の下に組み入れられ、ここにより強力な封建支配体制が実現をみることになった。

御用林の設定

農民利用の山野を蔵入地化し、山年貢を収納することによって成立した山野の領主権が、その権力を行使した具体的あらわれの一つは「御用林」の設定であろう。この御用林は、領主側が農民利用の山野を供与するにあたって、その一部を分割して自らの需要に宛てた占有林地であり、御立林とか御林など名称は所によって異なるが、実体は領主権に根ざした藩有林である。そのため御用林における農民の利用や、地域内への立ち入りなどは、直ちに領主権を侵害する行為として処断され、農民や村落にとっては「立入禁止」的な場として存在した。

当地の御用林の設置については、いまその時期や詳細を明らかにできないが、明和六年（一七六九）の「芦屋村差出明細帳」にはつぎのことが記され、芦屋地方に設置された御用林の一端を知ることができる。

一、松御林式ヶ所

但し下草落葉ハ先年より村方へ被下候、松木は池川堤普請仕候節ハ御願申上、松本被下置候、杭木柵柱立仕来申候、

右のように芦屋村内に設けられた御用林は二か所あり、明和六年当時の林相は松林であった。このうち一か所の所在地は前掲明細帳によって知られるが、それは芦屋川の上流、鷹尾（城山）の地域であった。ところがこの御林については、設定の当初はとにかく、明和六年ごろには住民に利用を許し、下草・落葉は村落住民の

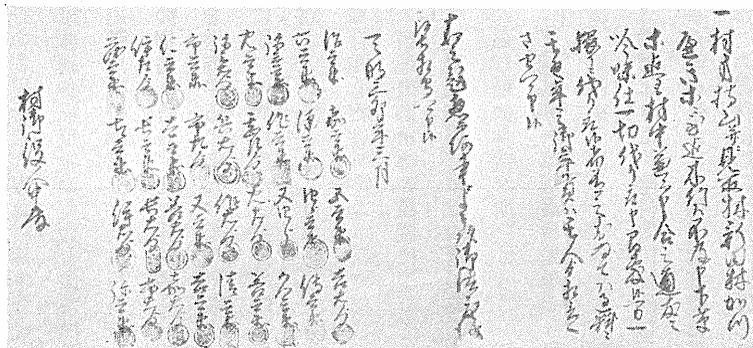


図204 天明3年(1783)三条村御用林鎌留め申合せ(小阪作兵衛文書)

利用に供与されていた。さらに山内の松木は池川堤などの破損修復にあたって資材として給付され、杭木・柵柱などに使用されたのである。このように鷹尾の御林が果たした機能の一つは、農民に供与された山野のそれと内容的に同種のものであった。

だが、三条村の地内におかれた御林の場合は、右と内容を異にした。たとえば、明和八年(一七七二)の三条村では、口上書をもつてつぎのように申し出ている(左武雄文書)。

一、当村御林之内、字急げ山東原鎌留之場所、此度下草枝折等仕罷有候^ニ付、此節御林御見廻り様方之掛御目^ニ、段々御吟味被遊候^ニ付、

(中略) 一言之申分も無御座、(下略)

右のように三条村に設けられた御林は急げ山の地域であった。このうち東原は当時鎌留めの場所であったが、村足による下草下枝などの採取を山見廻り役人にとがめられたのである。つまり明和八年当時の会下山一帯の山野は領主によって鎌留めされた利用禁止区域であり、そこでの入山用益は厳禁されていた。領主側による鎌留めがどのような事情からとられたものかは不明である。だが享和元年(一八〇一)の三条村では御林内の松木

古株を掘り取ったかどで訖証文を提出しており（小阪作兵衛文書）、これらのことから鎌留めは、山野の資源を保護育成することによって荒廢を防ぎ、土砂の崩壞をまぬかれようとした治山治水策によるものである。

実際、当地方に設けられた御林は、鷹尾（城山）・会下山の立地から知られるように、芦屋川や高座川の源流地域を占めている。それはまた当地方の農業生産や住民の日常生活にとって不可欠の用水源一帯の地域が、領主によって掌握されていることでもあった。したがって、領主権の象徴ともいべき御林設定の要因は、領主側の自給林野としての面もさりながら、より基本的には農用河川の水源地を支配者側が確保し、用水資源のかん養林野としてその管理を行ない、もって村落や農民の自由利用を規制する勸農策の一つとしてみるべきではなからうか。近世封建領主が領国支配を貫徹するにあたって、農民支配を実現するための原点として採用したのが、御林＝御用林の設置であつたといえよう。

村落の利用権

山野に対する領主権が成立し、御用林の設置がなされても、それが直ちに農民の山野利用を否定するものではなかつた。山野の領主権が山野の蔵入地化を通して成立したことは、また一面において蔵入高―年貢の収納と確保を目的にしたものであつたとみられるであろう。そのため、年貢の負担者である農民の日常生活や、年貢を生み出す農業生産に支障を来たす山野支配は許されなかつたのである。むしろ年貢の確保や増収をはかる領主側にとっては、農民に対する山林原野の供与は当然認めなければならなかつたのである。前述した芦屋・打出二か村持山の農民利用が、近世期においても先例にまかせて有り来たりのごとく容認されたことは、右のような領主側の山野に対する在りかたを如実に示すものであつた。

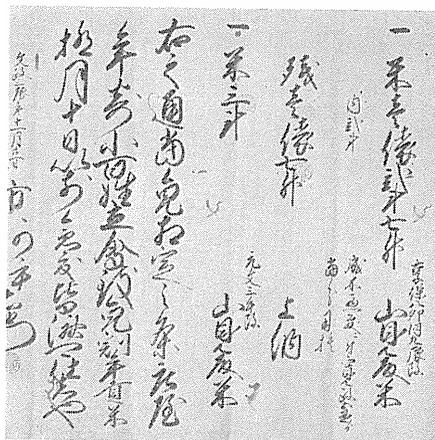


図205 三條村山見取米免定
(小阪作兵衛文書)

利用が排除され、立ち入りさえも禁止されるのが常であつて、供与村落の占有利用が行なわれることになつた。村々は右のような利用権の公認料として、また供与された山野の占有利用の代償として、領主から賦課される山手米―年貢免納の負担義務者に位置づけられることにもなつた。

しかし当地方においては、右に述べたことを明示する史実は不詳である。だが先述したように、三條村をはじめとする村々の年貢免定や年貢米取立帳によつて、年々「山見取米」の貢納がなされたことは確かである。この山見取米が右に述べた村落利用権の公認料そのものであつた。このように当地方の村々においても山年貢の貢納

このように農民の利用を認めた山野は給所といわれ、一般的には供与山野の面積・年貢の賦課額、利用村落名を明記した山野台帳―支配公帳の作成がなされた。こうして山野台帳に山野の直接利用者である村落名が明記されることは、その山野に対する利用村落が確定され、かつ領主側の支配公権による村落利用権の公認でもあつた。そのため、従来から守られてきた村落や農民の慣行的利用権が、支配公権によつて公認された山野の村落利用権として成立したといえるのである。したがつて、支配公帳に登録された供与山野や、そこでの利用村落は、その利用権を公的に保証され、供与村落以外の村々によるいつさいの

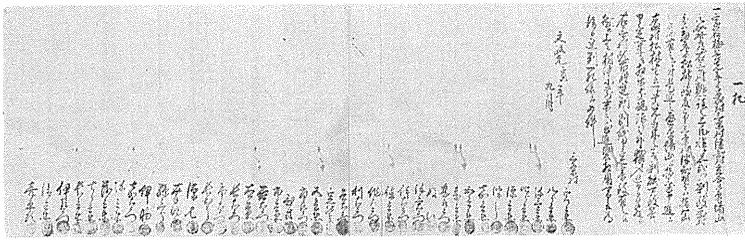


図206 入会山梅谷分割連判証文（小阪作兵衛文書）

がなされたことは、領主側から農民利用の山野が供与され、その地における村落の利用権や占有利用が公認された事実を物語っている。したがって、寛延三年に裁許を得て芦屋・打出二か村の勝訴をみた持山は、二か村が利用権を公認された農民利用の山野であったのである。

入会山の分割支配

農民利用の山野は入会山とよばれ、芦屋・打出両村持山の

ように二か村¹¹複数の村落が利用権をもつ山野と、一村に限られる山野もあった。いずれにしても山野の利用権は村落に帰属し、管理の責任は村落が負った。そのため住民の山野利用は村落の管理下に行なわれ、かつ共同利用を原理とする利用形態がとられた。

三条村・津知村もまた、右に述べたような農民利用を公認された山野を有し、その一つは梅谷と称されるところであった。この地が占める山野面積や貢納される年貢額は確かめたいが、利用権を有する村落は三条・津知・森村の三か村であり、これら三か村が共同利用する三か村入会山であった。ところが文政元年（一八一八）九月に至り三か村では、従来からの慣行を改め、これを分割管理して利用することとした。それは同年九月の「一札」^{（小阪作兵衛文書）}によると、先年より森村・三条村・津知村三か村立ち会いの草場山であったが、「此度右三ヶ村熟談之上、凡積リヲ

以てつ割二致、森村分ハ当年より松林ニ致度被申、三条村津知村分ハ指支之筋有之候ニ付、是迄之通り草場山ニて指置くというものである。つまり地域を二分し、森村は自村に宛てられた地を松林に、三条・津知村はひき続き草場山として利用することにした。そして年貢の貢納については、森村分とした松林の生育をまつたうえて分割負担することに定めた。したがって、今後は「相互に支配限りのほか、猥りに入り込み申問敷候」と、分割地の占有利用を申しあわせた。

右のように元来は三か村の入会地として共同利用が行なわれてきた梅谷の地が、どのような事情に促されて分割利用に至ったかは判然としない。だが引用した一札の文言によつて、この地の利用に対する村落の希望が松林にあり、また草地として存続するといつたように、村落ごとの利用内容の変化が入会地の分割利用をもたらす一因となつたに違いない。こうして、本来は複数の村々によつて共同利用され、かつ共同管理にまかせられてきた入会山が分割され、より細分された村落に限定される村持山へと変貌していった。このことは、中世以来の慣行に根ざした山野の利用慣行や形態が解消され、個々の村落経営に基づく独自の山野利用と経営が要請された村落社会の成長や変貌によつてもたらされたものである。しかし、入会地が右のごとく分割され、一村限りの村持山的な占有利用を招来しても、制度的には、なお三か村が共同管理を行なう三か村入会山であることにはかわりなかつた。

梅谷の割山支配

本来村々の共同利用の場であつた入会山が分割され、村々の占有利用と経営が行なわれるようになると、そこでの利用内容や経営形態にも変化がみられることになつた。たとえば文政元年（一八一八）

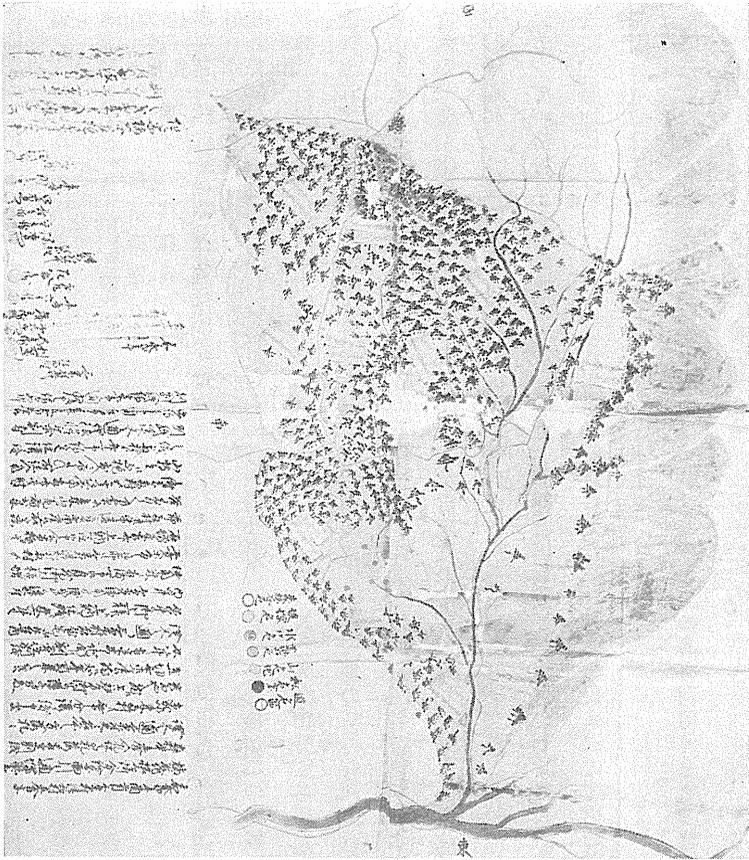


図207 梅谷割山証文絵図（神戸市左博文書）

以来、梅谷の半地の占有利用と経営を行なってきた三条・津知村では、その後嘉永二年（一八四九）に至って同地の新たな経営に踏みきった。これが実施にあたってつくりられた「割山証文絵図」によると、それは次のとおりであった。

三条村・津知村では、両村の入会地である梅谷の地を一三か所に分けて村民に譲りわたし、彼らによる占有利用を認める「割山」経営を行なうこ

表31 梅谷割山配分調

割山番付	落札者名	負担年貢米
1	衛兵 六	73 ^合
2	〃	〃
3	衛兵 八郎	〃
4	衛兵 八六	〃
5	衛兵 茂	〃
6	衛兵 五	〃
7	〃	〃
8	衛兵 八郎	50
9	〃	73
10	衛兵 六	〃
11	〃	53
12	〃	20
13	〃	20
計		800

賦課され、二か村から貢納されてきた。だが割山によって同地の新占有利用者となった四名の村民は、また同時に山野年貢の負担を負うことにもなったが、約定によって彼ら四名が負担すべき年貢米は八斗と定められた。ところが、領主側によって課せられた同地の年貢米は米二斗であり、残る六斗は二か村の徳用米として三条村四斗、津他村二斗の割りで村落収入に収納されたのである。このように二か村では入会地の割山支配を行なうことよって、梅谷においては「下草・立木・山荒者出来候えば両村より其諸入用相弁」ずると約定証文が述べるように、同地における一般村民の利用が排除されたから、一般村民に及ぼす影響が甚大であったという割山経営の側面にも注意すべきであろう。

こうして嘉永二年の梅谷割山の実施によって一三か所の占有利用者となった四名の氏名と年貢負担額などを示すと表31のごとくであるが、彼らの占有地の内訳は、六兵衛七か所三斗八升五合、八郎兵衛三か所一斗九升六合、

とにした。そして割山の利用者を選定する方法として入札を行ない、入札額の高下によって落札者＝利用者を決定した。こうして両村の村役人立ち合いのもとで行なわれた入札の結果、三条村民四名が落札者と決定され、彼ら四名に対して一三か所の地が譲り渡されたのであった。ところがこの梅谷一三か所の地は農民利用に供与された入会山野であったから、利用の代償である山年貢が

五兵衛二か所一斗四升六合、茂兵衛一か所七升三合であつた。しかも注目すべきは、彼らがすべて三条村民であり、かつ村内における最有力者であるとみられることである。八郎兵衛は庄屋、六兵衛は年寄、五兵衛・茂兵衛の両名は頭百姓として村落を代表し、約定証文にも名を連らねる三条村の支配層村民であつた。ことに八郎兵衛は、天保十五年（一八四四）ごろには津知村の庄屋を兼帯したこともあつたし、その活動は各方面に顕著なものであつた（四三六・四六〇ページ参照）。したがつて三条村や津知村においては、本来住民共同の入会利用にまかせられてきた梅谷一円の山野が、割山の実施をとおして一部有力村民の手中に帰し、彼らが独占利用を行なう私的占有地に転換されたのであつた。それは農民利用の山野として村々に供与され、住民が行なつてきた共同利用の原理を否定するものであり、従来の利用慣行を根本から変革する利用形態であつて、山野における新たな占有利用と支配者の出現であつた。そこから一般村民の利用地はいちじるしく縮少をみたにとどまらず、彼らは一段と山野利用のうえで厳しい規制に直面することになつた。

入会地から私有地へ　右のように梅谷の入会権者であつた三条村は、また一村限りの村持山を別に保有してきた。それは全体の面積を知り得ないが、会下山に所在する山野であつた。この地は村持山と称されて三条村が一村限りの利用を認められた村中入会山、つまり三条村の全村民が共同利用を行なう山野であつた。しかしながら寛政二年（一七九〇）の三条村では、この一部をさいて村民に譲渡している。その詳細は、譲受人の伊左衛門から同村役人に提出された「一札」（小坂作兵衛文書）によつて知ることができる。すなわち三条村持山の会下山のうち東西四〇間・南北末ノ方にて二〇間、西ノ方一三間、面積二反二畝歩の地が、見取米三斗の年貢高を付されて伊左



図208 三條村持山譲受け一札(小阪作兵衛文書)

衛門に分割譲渡された。この間の事情について一札はたんに「私、望み申候につき譲り請け申候」と記しているだけで詳細は不明である。とにかく、こうして村中入会を原則とした村持山が、個人に分割譲渡されたのであった。そして、分割されたこの地に対する年貢米―見取米三斗の貢納が伊左衛門によつて果たされることは、伊左衛門の占有利用地が村持山の内部に新たに設定されたことを意味した。さらにこの場合重要なことは、右のような占有地の設定によつて、この地が占有利用者の私的所有地に転化されやすかったことである。このことは伊左衛門の一札にも「右の見取山、後々年に至り、如何様の儀御座候とも村方へ戻し間敷候」と明記され、きわめて私的占有の強い譲受地であつたことが認められる。

このように入会地を分割して個人に譲渡し、その地における管理と利用を個人に認める方法は、入会山本来の姿ではなかつたはずである。それは梅谷三か村入会利用が改められて分割利用されたことにもあてられる。こうして時代の推移にともない、共同利用を本質とした利用慣行が変貌せしめられて分割利用にかわり、さらに個人に対する分割利用もみられることになった。そして村単位や個人による分割利用は、占有利用者の占有観念を高め、ついには入会地の私有的利用をもたらし、かつてみられなかつた利用慣行が一般化するに至つた。

利用権の売買

このような傾向はすでに近世中期ころには一般化し、占有利用地は個人の資産として相伝世襲されることにもなった。さらにこのころを前後する時代から「年貢上納銀に差しかえた」などの理由のもとに、換金を目的とした山野の「質入れ」や「売買」が農民相互間で盛んに行なわれるようになった。このような事實は、山野の個人占有が村々で認められ、かつ一般化したことを如実に示すものであろう。

田畑については寛永二十年（一六四三）に「永代売買禁止令」が出されてその売買が禁止された。だが山野については、住民の共同利用の場であったから、個人の占有利用は認められなかった。しかし時代の推移にともなう村落社会や農業生産の変貌につれて山野が分割され、個人の占有による私的利用が一般化されるに至った。

ところで、証文をもって山野の質入れや売買がひろく農民間で行なわれたことをもって、直ちに今日的な意味での売買・質入れと解することはできない。たとえ証文の上に売買の表示がなされてはいても、入会地の分割によつて個人の占有利用に帰した山野は、本来村々の入会地であり、制度的には村々が管理の責任を負う入会地であることはかわりがなかった。したがつて、農民に認めた権利関係の実体は、分割地域に限定付属する利用権であったとみるべきである。このような分割山野が利用者によつて世襲相伝され、ついには私的な資産とも化していったから、利用権もまた財産権的な権利と考えられるに至った。こうしたところから山野もまた売買譲渡の対象となり、村々もこの傾向を容認したのである。このような入会地をめぐる利用形態や慣行のいちじるしい変化の実態は、もはや入会山本来の公共的性格とは全く異質のものであり、それはむしろ次代において確立される山野の所有形態への萌芽でもあった。

山野の争論

村々の後背に広大な山野を負う当地方では、村落経営や住民の日常生活にとって山野利用は不可欠であり、山野に対する依存度もまた高かった。そのため山野の利用や境界をめぐる争論もしばしばみられ、中でも芦屋庄二か村（芦屋村・打出村）の持山については争論の幾つかが確かめられる。とくに中世末期ごろから近世初頭にかけては、この時期が社会の大きな転換期でもあった時代相を反映して、わずか半世紀の間に前後数度の争論がみられた。これらについては先にしばしばふれたように、山野の周辺に所在する芦屋庄二か村、西宮社家郷六か村、木庄九か村によって争われたのである。たがそのつど、弘治三年（一五五七）・永祿三年（一五六〇）の三好日向守長康裁許状の旨に従い、先例にまかせて芦屋庄二か村が進退すべきことが裁定された。

芦屋庄二か村持出における右の利用慣行は、近世封建領主によっても先例にまかせて容認され、農民利用の山野として二か村の入会利用権が公認された。だが、これは、さきの裁許状や村落からの指出などに基づいてなされたものであったところから、境界などはなお不明であった。そのため、二か村の利用権が確定した以後においても、西宮社家郷六か村や本庄九か村の住民による侵犯はあとを絶たなかったとみえ、寛保の山論、さらにそれが発展して延享・寛延年間には、ついに公儀の裁許をおおぐにいたった決定的な山論がみられた。

寛保の山論

寛保二年（一七四二）の芦屋・打出二か村では、両村の入会山の利用と境界について西宮社家郷六か村の非法を訴え、これをただすべく領主の裁定を願った。争論というものが常にそうであるように、社家郷六か村から述べられた反論は芦屋庄二か村の主張とは大きく異なるものであった。寛延三年（一七五〇）二月十七日の「山論裁許状」（芦屋市役所所蔵）はこのような点についてもつぎのように述べている。

芦屋庄二か村……往古よりの持山へ社家郷の者が入りこんで狼藉し、かつ社家郷の持山であるとして横領しようとしている。

社家郷六か村……この山は従古から広田・西宮両社の山で社家郷六か村の持山であるが、芦屋・打出二か村では新道をつくり、山内へ入りこんで新儀を策している。山の鎮守である西宮社の末社白山権現の石の宝殿は武庫山の峯通りに鎮座し、山隣りは本庄山で、郡境を示す炭ヶ尾・石釜・烏帽子岩の境目の大石は明白であるのに、芦屋庄二か村が横領した。

右で知られるように、双方が主張した第一点は境界の侵犯であり、第二点は山内での新儀狼藉であった。このうち境界の侵犯については、先述したように、山野の村落利用権の成立が先例にまかせて容認されて来たが、結果として不分明な境界を明確になし得なかつた領主権の消極さによつてもたらされたといえるのである。また第二点の山内における新儀狼藉の内容がどのようであつたかは不明であるが、伐木採草を中心にした用益であつたに違いない。このように住民が山野に深く入りこんで伐木採草などの用益を行なつたことは、また当時の農業生産が上昇して山野への依存度が前代にまして高まつたことを物語るものである。

この山論にあつて両者の領主である尼崎藩が示した解決策は、争論の当事者による和解の促進であつた。このように村落間でしばしばみられた争論に際して領主側が示す解決策は、当事者による和解の説得であり、大庄屋など特定の調停者を指名して和解を取とりあわせる方法をとるのが一般的で、領主側はつとめて事件への介入をさけ、村落間で処理解決せしめた。こうした領主側の意図が効を奏し、程なく両者間で協定となり、立会絵図が作

成されることになった。ところがその段階において「本庄九か村より横訴せしめるところ」と裁許状が述べるように、木庄九か村の村々から異議が出された。そのため三者の協議がもたれ、これは「無程、庄屋・年寄は和熟して内済を告げ」て三方立会絵図が作成され、ひとまず争論は落着をみることになった。

延享・寛延の山論

三者によつて立会絵図がつくられ、落着がもたらされたかにみえたこの争論は、その後の一部村民の動きによつて新局面をむかえ、ついに公儀訴訟へと発展した。ことの起りは、木庄九か村の一つである中野村の中からみられた。右でみたように立会絵図の作成については、村々の庄屋・年寄がこれにあつた。この際、木庄九か村、中でも中野村においては、絵図作成に関する一件の経過が庄屋・年寄の村役人によつて専断執行され、百姓代をはじめとする村民に対しては不問のまま処理されたのであつた。このため、村役人の専断を不服とした村民は、また立会絵図に明記された山野の境界についても異議をとなえ、本庄九か村側が伝える古証文・古絵図を証拠に再訴をはかつた。延享四年（一七四七）五月二十一日には、二四名の村民が一味同心の連判状をもつて結束を固めている（小坂作兵衛文書）。立会絵図の作成による境界確定を否定する村落は中野村に限らず、裁許状に「九か村百姓代抽而令再訴」とみられるように、本庄九か村の村民たちは百姓代を先頭に結束を固めて再訴を求めたのである。この際、木庄九か村の村民から主張された争点は、「本庄山内東西拾七町程之内六町、芦屋庄より絵図二載」せて横領されたというものであつた。これに対する芦屋庄二か村の返答は、「持山東西拾八町之内、東拾貳町は西宮、西六町は本庄より横領申掛」けたというものであつた。こうしていったんは落着をみた争論が、領主側の意向に反して本庄九か村の村民によつて再訴された。争点の一つが郡境の確定とい

う大問題でもあったところから、尼崎藩の裁定も不可能となり、大阪町奉行所の手に移され、幕府の裁許をまつ公儀訴訟に発展したのである。

かくして争論の解決にのり出した大阪町奉行所においては、寛延二年（一七四九）二月十三日に至り稲垣藤左衛門・奥谷半四郎の両名を実検使に、手代江口伴左衛門・新明政右衛門、祐筆高野用藏・同金吾、竿取市右衛門の総勢七名を現地に派遣して調査糾明をなした。その結果判明した事実はずぎのことであったが、便宜上個条書きによって示そう。

《社家郷の主張に対する裁定》

① 郡境は高塚・いもり山・烏帽子岩・石釜・炭ケ尾・石祠まで見通しというが、それはたんに聞き伝えであつて確証はない。

② 打出村地頭林・同岩ヶ平新田・溜池二三か所の武庫郡内所在の証として、武庫郡越木岩新田の検地帳・名寄帳・算用帳を提出したが、越木岩新田は明暦、岩ヶ平新田は延宝年間の検地であり、その間二〇余年の経過があり、かつ越木岩新田検地帳には岩ヶ平新田高の記載がない。よつて申し立ては聞き伝えを根拠としたものであるから採用しがたく、右の地面はことごとく菟原郡に属すると決定する。

③ 仁川奥の茨谷の内に社家郷の土砂留丁場があるというが、その有無をもつて郡境の証拠とはなしがたい。

④ 字中畑のうち、古畑荒地は社家郷開発の跡というが、これまた聞き伝えで証拠とはならない。

⑤ 石祠下の字炭ヶ尾と称する所は社家郷から西の尾を指し、本庄から東の尾を指して喰い違つており、芦屋

庄山内には炭ケ尾の名称がなく、社家郷・本庄ともに聞き伝えであるから証拠とならない。

⑥ 芦屋庄から新道をつけたというが、検分のところ古道に違いない。

⑦ 社家郷から提出された書物・絵図などはすべて不都合で証拠とならない。

《本庄九か村の主張に対する裁定》

① 東西一八町のうち西六町の境は中垣石・花石・伏石・切口・烏帽子岩・石釜・炭ケ尾・石祠で、北は六甲峯通りを持山というが、伏石・切口はなく、中垣石は芦屋庄では涼塚と称しており、吟味のところ芦屋村と三条村の境印であり、かえって芦屋庄が申し立てる西の境目に該当し、山内に芦屋村の弁天宮が年久しく安置されている。このことは本庄持山でない証拠である。

② 字三畦畑は本庄では畑の場と称して古畑荒地の跡があり、享保年間に本庄が開発したというが、吟味のところ証拠がない。

③ 証拠として提出した絵図・書付・古状などは採用しがたい。天文二十四年（一五五五）の三好修理大夫の裁許状が証拠というが、そのころは本庄が横領したので芦屋庄民が逃散ちよっかんしていたときであり、弘治三年（一五五七）三好日向守（長康）裁許状によると芦屋庄は前々の如く山を進退し、木庄横領の境目書物はすべて反故ほんこにするよう裁許している。また天正十年（一五八二）の池田紀伊守（忠勝）裁許状にもこのことが記されており、本庄所持の書類は全く不用のものである。

④ 寛保二年本庄の庄屋・年寄が内済のときに取り替わした証文にも、古来のとおり西六町、北は石祠から二

のこし桜ヶ株まで地頭林はもちろん南北見通し芦屋庄支配に相違ないと記しており、芦屋庄持山であることが顕然である。

《芦屋庄二か村に対する裁定》

①西宮・打出村の境界という地頭林のうち栗林の寛文二年（一六六二）の皮剥松一七本は明らかに認められる。

②かき谷のうち打出村支配の銀山間歩は、持山の証拠がある。

③永祿三年（一五六〇）の三好日向守（長康）裁許状は現存している。

④元祿十一年（一六九八）に領主（青山播磨守幸督）へ提出した郡境書付の控には他村の連判がみられる。したがって芦屋庄持山の由緒ならびに郡境の証拠は顕然として間違いない。

芦屋庄二か村の勝訴

実検使の派遣によって右のような現地の実態を明らかにした大阪町奉行所において

は、寛延三年（一七五〇）二月十七日、大阪城代酒井讃岐守以下の衆議をもつて、西宮社家郷六か村・本庄九か村の申し立てを全面的にしりぞけ、芦屋庄二か村の申し分を認めた裁定を下した。かくしてここに武庫・菟原・有馬三郡の境界が改めて明確にされるとともに、社家郷・芦屋庄・本庄の境界も確定され、また「芦屋庄二ヶ村古来之通山進退すべし」、「山内向後社家郷・本庄より固不可妨之」と芦屋庄二か村の持山であることが裁定され、二か村の全西的勝訴がつけられた。これら裁許の全文は絵図に裏書きされ、絵図面には、裁許者である酒井讃岐守（宝殿・堀切川尻）、久松筑後守（立会峠・高塚）、小浜周防守（茨谷尻・中見山・栗）三名による境目箇所への加印がなされ

て、争論の当事者である芦屋庄二か村・西宮社家郷六か村・本庄九か村へそれぞれ裁許の証として下付された。寛保二年（一七四二）以来八年、さかのぼれば戦国時代以来二世紀の長期にわたった争論も、ここについて落着をみることになったのである。

こうして永年にわたった社家郷・本庄との争論に勝訴した芦屋・打出村の二か村では、芦屋村の希望もあつて同年四月にはこの絵図および古来の書類など一件書類の永年保管を打出村吉田善八方の土蔵に託した。ついで翌四年二月十七日、芦屋天神社の氏子中は、芦屋村助野利兵衛を施主として、勝利を祝して啓白文一軸を書し、これを「末代信用之思出ニ令神納」んとて奉納し、「神徳正ニ顕然たり、然れば則、神恩之忘事非本意、思ラクハ自今以後累年二月十七日為良辰之間、氏子中神前ニ詣、丹誠抽テ、速ニ奉札拝借也」と述べ、この日を良辰吉日として同社の祭礼日と定めた。

一一 水利と水論

水利は農業生産に欠くことのできない条件の一つであり、近世初頭以来の新田開発も用水の確保なしには実現し得なかつた。当地方でみられる用水利用の形態を概観すると、芦屋川や宮川の流水に依存した河川利用が支配的で、溜池利用はむしろこれを補充するものであつた。それはまた芦屋地方の農業生産が主として河川の用水に支えられて伸展したことを物語り、早くから用水の利用に関した慣行の成立していたことをも推測せしめる。だが前に述べたように近世期を迎えた当地方では新田開発が各地で盛行したから、これにともなう用水の利用と確

保が重要な課題となってきた。そのため、従来の利用慣行を克服した新たな利用慣行が形成されることにもなった。とくに芦屋川の流水は芦屋村に限らず木庄五か村にとっても主要な水源であったから、その利用をめぐる争論がしばしば発生した。こうした争論を通して利用慣行もまた変貌を示すのであるが、それはこの地方の村々

が年をおって成長発展を遂げた足跡の一端を示すものである。

天正十七年の芦屋川分水

芦屋川の用水利用に関する初見の

史料は、第一節で述べた天正十七年（一五八九）の「芦屋川水日数定」である。当時、この地方では芦屋川の用水利用をめぐる争いがみられた。だが争論は山路庄年寄衆の扱（仲介）が効を奏して落着した。五月十七日、芦屋村では用水の利用口数を区分決定した証文を後目の証として山路庄年寄衆へ出したのである。

現存する証文（三三四）^{（一）}は後年の書写になるものではあるが、これによって幾つかのことが知られるであろう。その一つは、当時すでに芦屋川水系に三か所の取水堰が設置されていたことである。このうち一の井手は、芦屋川の西側に設けられて、川西一帯に所在する村々の用水源であったとみられる。この井手は後に東川用水一の井手と称され、本庄五か村（三条・津知・森・深江



図209 城山からみた芦屋川



図210 芦屋川一の井堰あと（山芦屋町）

・中野）八〇町歩の田地に灌水される重荷な取水口であった。川東に設けられた二の井手・三の井手の二か所は、芦屋川の東に展開する芦屋村の取水口であった。このように芦屋川の流水は、三か所に設置された井手を通じて取水され、東西村々の田地に配水される重要な河川であり、ここに依存する田地の豊凶や村々の盛衰を左右する源流であった。そのため、芦屋川の利用をめぐる村々間の争論は古くから繰り返えされたとみられ、天正十七年の争論もその一つで、本庄五か村との争論であったかも知れない。とにかく、この争論に際しては第三者の山路庄年寄衆が仲介をつとめ、これによって芦屋村では、年寄をはじめ下百姓に至る全村民の申し合わせによって、用水の利用日数が定められ、争論の落着がみられた。それは前掲の証文で知られるように、一か月三〇日のうち一三日の取水を一の井手、残る一七日を二の井手・三の井手二か所で行なうこととし、さらに三か所の井手から「ほうぞ井手」に対して一日につき二反分、また年寄に対し一日につき二反分の用水を給水とし、二の井手の下水も右同様とすることが定められたのである。芦屋村では、さらに同月二十七日に至って、右の井手三か所についての細かい分水日割りを定めている。



図211 東川用水路(西山町)

東川用水仕法の推移

天正十七年(一五八九)

の仕法によつて一の井手分水日数一三日間を宛てられた本庄五か村の農業経営は、以後この分水によつて行なわねばならなかった。そして日割りにしたがつて取水された用水は一の井手口から引水井路を経て村々の田地へ配水されたが、その井路は「東川」と称されて流域村々の生産を左右する源流であつた。そのため用水の確保や共同利用については、村々の間で早くから利用慣行の形成されたことが推測され

るが、その実体については確かめがたい。だが時代の推移にともなう村々の成長と発展は当然考えられることであるから、利用の慣行もまた右にそつて変貌をみたに違いない。そこで現存史料から知られる東川用水利用の変化をつぎにみることにしよう。

貞享四年の番割り仕法

近世期に入つての最初ともみられる利用慣行の変化は、貞享四年(一六八七)のこ

とで、詳細は新慣行の成立にあつてつくられた同年七月二十二目の「東川用水番割帳控之写」(小坂作兵衛文書)によつて知ることができる。

その第一は、東川は芦屋村字一あひの井手から西南に流下する用水路であつて、流域には三条・津知・森・深江・

中野など五か村の田地七〇〇八〇町余が開かれて、これらに配水される幹線用水路であった。そのため東川の機能は文字どおり五か村の盛衰や生産の豊凶を左右するものであったこと。そして貞享四年に改められた仕法の眼目は用水の「番割」であったことが第二点である。

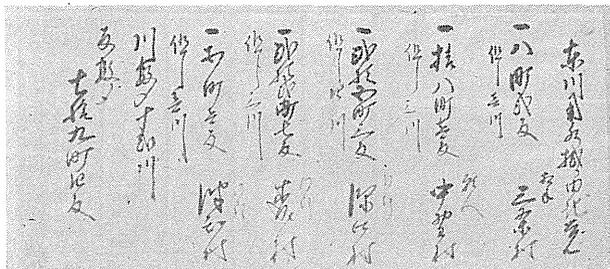


図212 東川用水掛り田地面積（寛政期ごろ）

表32 貞享4年番割り表

村名	番割り
西中野村	1・5・11
東深江村	2・6
西深江村	3・7
東森村	4・8
西森村	9
東三条村	10
東津知村	12
西津知村	13・17・23
東津知村	14・18
西津知村	15・19
東津知村	16・20
西津知村	21
東津知村	22
西津知村	24

番割りとは、たとえば山野の場合に村々共同の入会地が分割されて各村落へ配分されたように、村々の共同利用下にあった用水を分割し分水して個々の村落へ配分するという利用形態であった。用水は山野と異なり現実の分割が不可能であったから、その方法は日分けによる利用であって、さきに見た天正十七年の芦屋川分水日割り仕法もまたこの番割りめでめた。貞享四年七月、東川用水の利用について五か村が採用した番割りの制は分水日割り仕法そのものであった。こうした

仕法によって決定された番割りは中野村を番頭ばんがしらに以下表32のごとく編成され、年々の番初めは五月夏至げしの当日とされた。村々ではこの日割りに従ってそれぞれ番水利用を行なうことになったが、番水日数は深江村四日、中野・森村各三日、三条・津知村各一日で、

この一二日間をもつて一巡とし、以後はこの繰り返しと定められた。降雨によつて番破れのときは改めて中野村に戻つて振り出し、日照り続きの際は田辺村七左衛門と水掛り村々の庄屋が立ち会い、公平に取りはからうことに定められた。村々の番水日数に差違のみられたことは、東川用水に依存する村々の公平な利用を建てまえとするものであつたから、各村々の遠近といつた地理的環境、受益面積の広狭などが考慮された結果であろう。また井手取水口に近く用水路の川上に位置した三条村では、番割りの決定にあつて次のような特典を得た。

一、三条村(畦垣内)あぜがいち毎日分水

一、字くわん(颯音)おん田七畝歩毎日分水

一、七月十五日の水は西・東の番水にかまわず例年三条村へ遣す水つかわ

一、三条村・津知村が番水の水で根付けするときは、両日とも両村へ分水する。

こうした三条村への特典の供与は、直接的にはこの村と井手取水口間の井路筋が悪所であつて穴もり(漏水)の個所が多く、三条村が日常これらの修理・保守を担当したことによるものであつた。とはいへ三条村のこうした特典の取得は、後年に至つて下流村々との間に紛争をもたらすことにもなつた。また番割りの実施にあつて小路村の編入はなかつたが、番外として西番水のうちを見合わせて配水することと定めた。

以上が貞享四年に定められた東川用水番割りの制による番水利用の内容であつた。こうした番割り仕法がどのような事情で成立したかは明らかでない。だが、先述のように当時の芦屋地方では新田開発が盛行し、そうした傾向は本庄村々でも考えられるところで、農業生産の上昇が推測される。このような生産事情に促されて、用水

確保の必要から、番割り仕法が採用されたに違いない。それはまた「番」を「割」る仕様からうかがわれるように、本来は五か村の水利共同体が保持した水利利用権の「結番」けしばんを解体分割して、各村に「番を割」りつけたという新たな利用慣行の成立であり、利用権の「分割」であった。こうした意味の番割り仕法が成立をみたことは、従来の水利共同体の結合が解かれて、村々が用水利用の面で、庄のなから村としての自立化を果たしたという意義をもっている。こうした意味において、貞享四年の番割り制は、東川用水に依存する村々が中世社会の枠から脱却し、近世村落として自立を果たした記念碑でもあったといえよう。

畦垣内の分水石利用

貞享四年（一六八七）の番割り制成立から四〇年を経た享保十一年（一七二六）に至り、

三条村の畦垣内用水利用を難じた争論が下流村々からおこされた。この畦垣内用水は、東川用水路の穴もり修理などを三条村が担当することに対して認められた特典の一つであった。そこで、同年五月に下流村々（森・津知・中野・深江・小路村）が訴え出た「願書」（旧中野村有文書）によつて当時の状況をみると「近年は三条村が穴もり等も全然留めないで、村々から大勢番人をつけている。そのうえ畦垣内の近辺に畑かえし・藪開きなどを大分致し、川筋落川につけ替えて我儘に大水をし掛けてい」と、貞享四年の定めに違反した用水利用を非難している。こうした五か村側の主張がどの程度の事実を語るかは、利害を異にする争論文書の性格から断定しがたい。だが、五か村側が「古来の通り三反水のつもりに川口を留め寄」せて当初の姿に復することを主張したのは当然であろうが、新たな利用方法として「此以後は分石に仰せつけられたい」と願ったことが注意される。

この年にみられた争論は必ずしも下流村々が満足すべき結末で解決がみられなかったとみえて、三〇余年後の

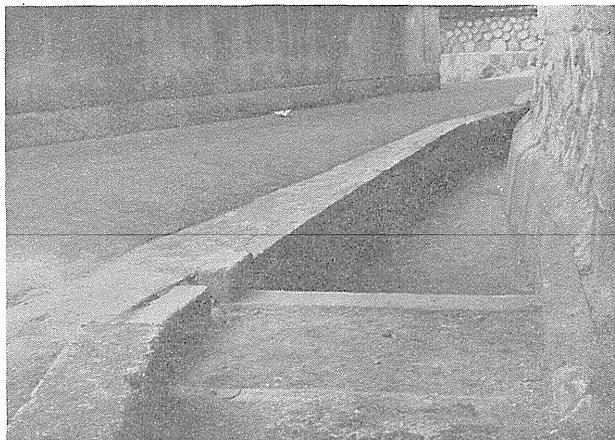


図213 畦垣内の分水取入れ口（三条町）

明和元年（一七六四）には、中野村から再び三条村の非を訴え出ている（旧中野村
有文書）。そこで、深江・津知・森村三か村の庄屋を会所に召して事情を聞いた奉行所では、一件の噺い（あつか仲介）を大庄屋機屋松井三右衛門に下命して和解をはかった。そのため、松井三右衛門は自ら畦垣内や川筋の検分を行なったうえで、翌二年八月、双方村々の庄屋・年寄・頭百姓立ち会いのもとで、つぎのような「あぜ垣内分水石」の設置が決定され、「為取替証文」（小阪作兵衛文書）が後日の証としてつくられて和解が成立した。

一、あぜ垣内えわかれ候本川幅四尺六寸

但底石幅九寸、川底より高老尺二伏置

一、あぜ垣内え分水溝口老尺五分

但溝口底石、本川伏石、水流一面の切抜

右のように解決方法として設置された「分水石」とは、取水口に幅九寸、高さ一尺の石を伏せ据えることによつて、取水の水位を常時一定にしようとする合理的な方法であつた。享保十一年に下流村々から願ひ出された分水石の設置は、ここによつてよく実現をみることになつた。

畦垣内用水の分水刻割り

明和二年（一七六五）以降は分水

石によることになった畦垣内の用水利用について、その後再び紛争がみられることになった。寛政十一年（一七九九）本庄五か村は東川用水一の井手取水の刻限について芦屋村と争い、それは後述のように翌十二年四月落着をみたが、中野・深江・障知村の三か村では続いて閏四月、畦垣内用水の利用について三条村を相手どり大阪町奉行所へ出訴した（「為取替証文」
旧中野村有文書）。中野・深江両村は流末のため用水が不足するので、その増加をめざしたのであった。程なくこの争論は双方の「地頭下げ」とされた。奉行所が直接裁決するのをさけて、村々の支配領主に処理させることとしたのである。これによって木村周蔵役所（天領支配の代官所）と尼崎藩郡代杉浦久平の双方による説得のすえ、一件の曖い（あつか仲介）が第三者である八幡村庄屋市郎兵衛・魚崎村先庄屋十兵衛（重兵衛）に命ぜられた。さらに代官所手付池田富右衛門・尼崎藩郡代杉浦久平の両人による現地の検分視察がなされて仲介が進められ、同年七月には和解が成立し争論も落首をみることになった。その内容は左のような定めであった。

一、畦垣内の分水は三条村へ毎日分水する。

一、中野村に対し、番割り五番目の日に限り午上刻から未下刻まで二時（どき約四時間）は三条村用水を融通する。

一、深江村に対し、番割り二番目の日に限り午上刻から未下刻まで二時（どきは三条村用水を分水融通する。但し番水が何回廻っても両村への分水融通は行なう。

一、右の分水時間中は三条村役人立ち合ひの上で畦垣内分水口をふさぎ留めて、東川筋用水といっしよに流水すること。

一、毎年七月十五日は順番にかかわらず三条村が引水すること。

一、字観音田七畝歩は毎日分水のこと。

津知村は三条村に接して流末とはいえないので融通分水は行なわれなかった。結局、貞享四年（一六八七）の番割りによって三条村が得た特典の一つである畦垣内分水利用の権利はかなり縮小されることにもなった。

一、**の井手取水の刻割り** 繰り返しふれたように、東川用水は芦屋川の西岸に設けられた一の井手から取水された。しかも、芦屋川の用水利用については芦屋村が本来の利用権者であったところから、時に占有的利用を行なうこともあつて周辺村々との間に紛争が発生した。寛政十一年（一七九九）から翌十二年にわたる芦屋村と本庄五か村との間におこつた一の井手取水刻限（時間）の争論も、その一つであつた。

寛政十一年七月に作成された「本庄五か村申合せ連判状」（小坂作兵衛文書）では、右の点について「近来芦屋村より彼是申、用水請取渡し刻限遅滞に及」（かむぼつ）んだから「早魃仕候」と述べ、そこで終日五か村相談のうえ「再応芦屋村へ掛け合いに及」（かむぼつ）んだのであつた。そのため芦屋村からは「先例の通り用水上げ落し仕候様」との返答がなされて、取水時間の適正厳守が約束された。だが、同年夏は至つて早魃日照りが激しかったため右の約束も十分には果たされなかつた。こうしたことから同年八月十八日に至り、五か村では芦屋村の非法を大阪番所へ訴えて公儀の裁許にまつこととした。ところが、近辺村々から和解の話が進められて同十一月、魚崎村先庄屋十兵衛が噉い人（あつか）に立てられ、その仲介によつて次の要項で和解がみられることになつて、訴状の願い下げを行なつた（三条・小坂作兵衛文書）。

一、東川筋用水は毎年夏至（げし）から日割・刻割番水に定め、暁六ツ時（とせ）から昼八ツ時まで五時、五か村用水とする。

一、川筋用水は五か村分の日数十二日と定め、順番が廻り終わつたら繰り返す。

ところが、右の要項で中野村を除く四か村は和済したのであるが、中野村だけは不服をとなえてどうしても承諾しなかった。中野村は用水の流末に位置した地理的關係からも四か村に比して不利であった。そのため同村だけが和解調停に不服を示すことにもなったのであった。そこで、取水の刻限についての芦屋村と五か村のものと主張を併記してみると、

芦屋村の申分〔芦屋村分……昼九ツ時〜明六ツ時〓八時
五か村分……朝六ツ時〜昼九ツ時〓四時

五か村の申分〔五か村分……朝七ツ時〜暮六ツ時〓七時
芦屋村分……暮六ツ時〜夜七ツ時〓五時

とあつて、それぞれ自村に有利な時間配分を主張した文字どおりの我田引水であつた。

十一月二十五日には芦屋村から返答書が大坂役所へ提出されたが、程なくこれは例によつて「地頭下げ」となつた。そのため改めて幕府代官木村周藏役所において尼崎藩郡代山口伝兵衛の立ち会いのうえで対談がなされ、魚崎村十兵衛・岡本村庄屋喜左衛門の両名が唆い人とされ、翌十二年四月二十五日に至つて刻割り・日割りの決定がなされて和解をみることになつたが、それはつぎのごとくであつた(小阪作兵衛文書)。

一、毎年夏至の日から番水をはじめ、十二日をもつて本庄五か村の番水を一巡する。

一、番水の刻割りは、本庄五か村分として毎日卯の上刻から未の下刻までの五時とせとする。但し中野村は十二日間のうち二日間は寅の上刻から未の下刻まで六時とせとする。

一、芦屋村の番水刻限は申の上刻から寅の下刻まで七時とする。但し中野村の二日間当日だけは申の上刻から

丑しの下刻までの六時とする。

こうした刻限によつて取水する五か村の日割りは「前々之仕来相用」い、表33のごとくであつた。

以上が一の井手取水刻限の定めであつたが、用水堰留めその他修繕補強などの諸経費、入人足などは従前の

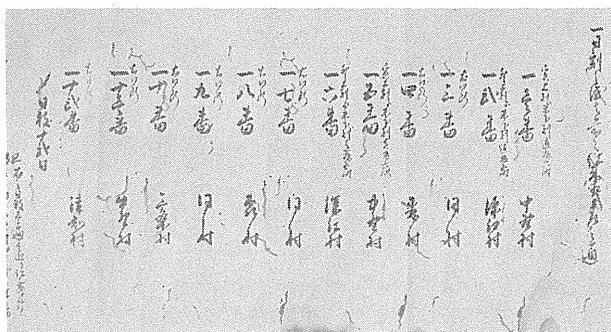


図214 寛政12年本庄5か村東川番水刻限(小阪作兵衛文書)

表33 寛政12年番割り表

村名	番割り
中野村	1・5・11
深江村	2・6
森村	3・7
三條村	4・8
津知村	12・10

慣行どおりに双方村々立ち合いで決定することとし、番水使用にあつては双方村々から各村一、二名の肝煎きまひりを頭百姓からえらんで立ち合わせ、毎日の井手取水刻限を定法どおり取りはからわせたことにした。また五か村の用水引水については流路の上下において差等もあつたから、流末村々の引水にあたっては川筋での支障を起こさぬことが五か村で申し合わされた。そして、五か村の番水が二巡をみたときは三巡のはじめにおいて一か

年に一日休番して、その日は芦屋村の用水とすることが定められた。こうした和解の条項を記した証文がつくられ、争論当事者である中野・深江・森・三條・津知・芦屋村の庄屋・年寄・百姓代、さらに曖い人両名による連署がなされて、ここに争論は落着をみた。

一の井堰立会普請村々の確立 寛政十二

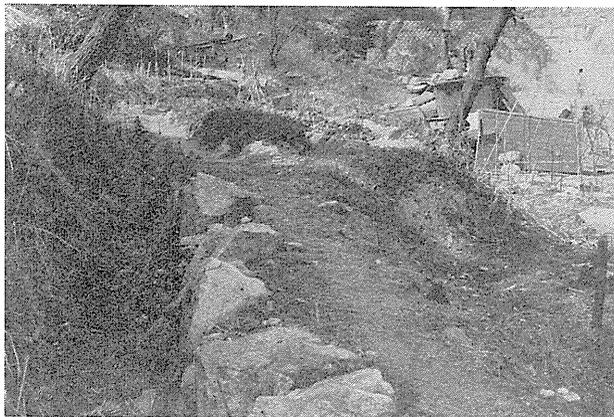


図215 東川一の井手あと（山芦屋町）

年（一八〇〇）の番水刻割り証文にもいうように、芦屋川一の井手取水堰の修繕などについては、利用村々である芦屋村と木庄五か村（中野・深江・森・三条・津知）の双方立ち合いで決定するものであった。ところが、文化八年（一八一二）六月に入り、大雨による芦屋川の満水から一の井堰が大破におよび、これが修復をめぐる利用村々の間に争論がおこり、程なく打出村がこれに加わることもなつて争論が一段と複雑かつ激しさを増すことになった。そのため解決も長びくことになって、村々の間に和解の成立をみたのは翌九年五月のことであった。そこで、「東川壺之井手用水井堰出入書付控」（旧中野村
有文書）によりつつ、これをみることにしよう。

文化八年は春先から時に大雨があり、とくに六月二十五日・同三十日は大雨であつたから芦屋川が満水になり、ために一の井手堰施設も大破したのであつた。七月早々に本庄五か村から芦屋村へ対し復旧の申し入れがなされた。だが芦屋村ではこの申し入江を拒否した。こうして双方の交渉はしばしばくり返されたが、出穂期を控えた本庄五か村では、七月二十一日、芦屋村の不承知を非として大阪町奉行所へ訴え出た。これは例によって「地頭下げ」となり、双方の対談がくり返されたが、一向に不調であつた。対談の不調をもた

らした最大の要因は五か村側の申し分にあつた。五か村からの申し入れは「有来りの一之井手より余程川下え取
下ヶ、新規井堰拵^{こしらへたき}度趣」、つまり従来からの取水井堰場の復旧修繕とは異なり、下流地点に新規の井堰を設置
しようとしたものであつた。これに対して、芦屋村では「東川井堰揚ケ口相替り候ては、芦屋村之内、山芦屋新
田御田地用水差支」を理由に、五か村からの普請^{かしく}申し入れを拒否したのである。たが五か村、とくに中野・深江
両村からは、山芦屋新田は面積も少なく、用水は新田の上手に設けられた油稼ぎ水東四輛の余水を引水すれば事
が足りるとして、しばしば新規地点への井堰設置を申し入れたが、ついに芦屋村の同意が得られなかつたのであ
る。かくして話し合いが続けられるうち、八月二十三日に至り、打出村が一の井堰は自村も立会堰場であると願
書を支配役所へ指し出したことによつて局面は一転した。

打出村は、芦屋村が一の井手から取水する番水の一部を利用してゐた。つまり打出村と芦屋村は一の井手に依
存する利用慣行Ⅱ井組を形成してゐた。したがつて当時の一の井手取水堰については、芦屋村と本庄五か村、芦
屋村と打出村という二つの井手組織が共存したのであつた。本庄五か村と打出村は井組の構成からは全く無関係
であつたが、一の井手に関してはともに芦屋村を軸にして共通の井手に依存するといふ複雑な関係でもあつた。
そのため先の本庄五か村からの井堰復旧の申し入れは、芦屋村を通して打出村へも達せられた。たがこの申し入
れは復旧に事よせた新規場所への新設であつたから、芦屋村はもとより、汀打出村もまた芦屋村との立会い利用に
基づく権利を理由に不承知を唱え、従来の普請入用の請取証をそえた願書を提出したのである。こうした打出村
の願書を調査した木村周蔵代官所では打出村の主張を認め、八月二十四日、これを中野・深江村に達し、あわせ

て村々対談に及んで争論のなきよう申し達した。

中野・深江村では九月二十七日に至り、去る寛政十二年の一の井手番水刻割りの決定に際して打出村が不参加であったことをもって打出村の立会いを否定し、かえってその不当を難じた口上書を木村周蔵役所へ提出した。かくして双方の主張が平行線をたどりつつ九月を過ぎて十月に入った六日に至り、五か村側では「畢竟水組同志之儀で争論ニ成り候ては何分歎ケ敷候間、在来之場所にて破損相繕あいつくろい、用水差支のないよう致度」との口上書を差し出し、解決の糸口が得られることになった。ついで十月三十日には近隣村々からの仲介もなされて、十二月一日には双方村役人の連署口上書が出されるところまでいった。

しかし争論は、なお落着をみることなく翌九年を迎えた。五か村では、四月、訴訟貫徹を目ざして結束をはかった申し合わせを行なった。さらには五月には植付けを控えた用水の必要から、普請の着手を至急進めるために大阪町奉行所へ訴状を提出した。だが程なく「地頭下げ」となり、争論の解決が川辺郡山本村庄屋丈右衛門・同郡大西村庄屋佐兵衛、菟原郡大石村庄屋清右衛門、武庫郡今津村庄屋伊人の四人に命ぜられた。その仲介によって対談が行なわれ、同年五月つぎのような和解条項が成立して一件の落着をみたのである(取替証文・旧中野村有文書)。

一、一の井堰破損の普請は、今後中野村・深江村・森村・三条村・津知村・芦屋村・打出村の七か村が立会い相談し、いつなりとも滞りなく行なうこと。しかし七か村のうちで我意をもって妨げを申す村があつて相談の決しないときは、その村を除外して時を移さず早々に普請すること。

一、急雨出水で井堰が切れ流れ大破のときは、互いに我まをいわず、実意をもって早々堰留めること。

一、井堰小破のときは水取番の村が至急に修繕し、そのことを村々へ廻状で通知し、修繕の程度により村々が立ち会うこと。但し急破のときであつても芦屋村へは連絡すること。

一、井堰の修復経費ならびに人足等の分担割合は、本庄五か村八分、芦屋・打出村二分とし、村々立会いのうゑで割りあてること。

一、今度の争論は井堰だけに限るものであつて、用水には無関係であること。

和解条々で明らかのように、本庄五か村側にとつては当初の主張を貫徹し得たものとはいへなかつた。五か村側が主張した新井堰の設置は否定された。さらに争論の結果として、打出村が新たに井堰普請の際における立会村として公的に承認されて登場した。打出村の出現と井堰立会権の獲得は、五か村にとつて予想外のことであつた。五か村側からすればまさに「今更立会仕度く申立てられ候儀は全く新規に相成候様」なことと考えられたのである。だがこのような予想外のこと新規の事実として和解調停事項の一つに確定したため、五か村側では一件落着について「誓約儀定」を申しあわせ、将来への事態に備えて村々の結束をはかつた。それは「此一件の儀井堰普請ハ打出村新規立会にてのみの済口証文仕候えども、全く此儀、ぜひひ用水引方ニつき出入差発ハ必定と存ぜられ候」と誓約儀定証文の第一条に記したように、次にくるものは用水引方の争論であろうと予見し、それへの対策を事前に申し合わせたのであつた。つまり五か村側に映つた打出村の動向は一の井堰用水組合への参加を究極の目的としたものとみえたのであつた。そのため一件和解の証文中において「此度出入の儀は井堰のみの儀ニ御座候、此表用水ニ抱不申儀ニ御座候事」と定められた一条は、争論双方というよりはむしろ本庄五か村

側の憂慮を表明したものと見えよう。

ともあれ打出村の動向に対する五か村側の思惑^{おもむく}や態度、あるいはここに述べてきた幾つかの用水争論なども、つまるところは、限りある芦屋川の用水に依存する村々において、上昇発展を求めて苦闘した農民のたえまない足どりからたらされたものであった。

溜池の利用

農業生産における用水利用の一つは溜池であった。だが当地方にあつては、たびたびの水論や

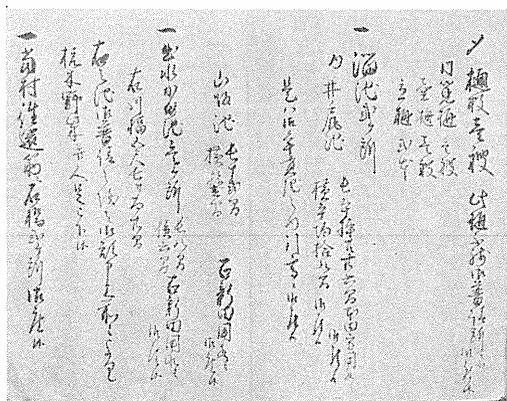


図216 明和6年芦屋村差出明細帳に見える芦屋村の溜池(猿丸吉左エ門文書)

利用慣行の改変などから推測されるように、芦屋川などの河川に依存した度合が高かつたものとみられ、溜池の占める役割は相対的に僅少であつたことが特徴的であつた。たとえば明和六年（一七六九）ごろの芦屋村の村高は六三九石一斗二升七合を算したが、この生産に不可欠であつた用水利用についてみると、つぎのことが知られ、溜池利用のわずかであつたことが確かめられよう

〔明和六年芦屋村差出明細帳〕猿丸吉左エ門文書。

一、溜池式ヶ所

内井ノ尻池

長平口共廿六間、本田方用水二御座候
横平均拾八間御座候

是ハ御年貢地之内、引高二御座候

山坂池

長十式間
横拾老間
古新田用水二御座候

右のように当時の芦屋村に設けられた溜池は二か所にすぎず、両池をあわせた池床面積も二反余歩といった小規模な溜池であった。このほか古新田用水に「出水かま池壺ヶ所長八間横六間」もあるが、こうした溜池の実態と六三九石におよぶ村高をみると、この村の生産が芦屋川に負うところきわめて大きかったことが知られるのであるが、このような傾向は芦屋村に限らず打出・三条・津知村にあつても例外ではなかつた。

とはいえ河川利用にも限界があつたところから、これを補充するための用水源として溜池の設置がなされたのである。こうした溜池築造の一つに打出村の岸作池がみられる。打出村は芦屋村にまさる地方きつての大村であり、もっぱら宮川や芦屋川にたよつていたが、また早魃の激しい村柄でもあつた。そのため、はやく寛永十二年（一六三五）ころには藩主戸田左門氏鉄の勸農策によつて溜池（岸作池）が新設されている（吉田善八文書）。

其村日損依有之、新池申付為掘候、其池地三反三畝式拾歩、此高式石九斗七舛之所、従当暮御勘定二立可申候者也、

乙亥

正月廿八日（奉行三名連署）

右で知られるように、新設された溜池の用地は三反三畝二〇歩の広さであり、それは二石九斗七升の石高があると認定されたのである。こうした溜池の新設や新田の開墾に対しては、これが奨励をもちかて一定期間は免租（無年貢）の特典が与えられるのが通例である。打出村に新設された溜池もまたこうした一つであつたとみられるが、「乙亥」年（寛永十二年とみられる）からは免租の期間あけによつて課税地とされることになり、そのため「当暮より御勘定に立」てることを命じたのが右の文書であつた。したがつてこの溜池築造の年次は右の乙亥

年を若干さかのぼる年次と考えられよう。

なお、幕末期に、猿丸又左衛門安時が開いた奥山池や、芦屋村・打出村および本庄五か村によって築造された立会山字横道むぎの新溜池については、後節にふれることとしよう。

三 産 業

菜 種

近世における畿内地方での商業的農業をとりあげると、綿作地帯、蔬菜栽培地帯、米・菜種作地帯という三つの商品作物の地域グループが、摂津・河内・和泉の地域にほぼ一八世紀の中ごろには形成されたといおもてう（古島敏雄『日本農業史』）。そして一九世紀に入ると、西摂津や河内の石川郡方面は主要な菜種作地帯となった。それは表作おもての米の商品化と密接にからんで裏作の商品的作物生産という特徴をもつものであったが、とくに西摂地域では絞油業・酒造業といった加工業部門と結合した商業的農業への展開をみせたのであった（八木哲浩『近世の商品流通』）。

右のように加工業部門と結びついて商業的農業へ発展した菜種栽培は、また米と並んで当時の農村における主要な換金作物、つまり現金取得の収入源でもあった。そのため菜種栽培の進展は、一つには全国的な灯油需要の増大という経済事情によることはもちろんであったが、直接的には、農業生産の発展上昇に欠くことのできない農用肥料の購入資金、年貢上納金といった農業再生産資金の取得をはかった農民側の需要増大も要因の一つであった。たとえば、地域の芦屋村では「当村砂地ニテ地性軽ク御座候」ために、土質改良の方法として「干鯛・干粕・油粕・醬油粕」といった有機質肥料の使用がみられ、これらは「銀子屎シ」である購入肥料であることが知

られる（明和六年「芦屋村差出明細帳」）。こうした肥料代金は「稲作壹反ニ付銀三拾匁から四、五拾匁迄」を要したが、この程度の投資では「十分成儀ニ無御座候」と述べられたように、これでは農民が望む施肥量に不足していることが知られるのである。それはまた、明和六年（一七六九）当時の芦屋村における農業再生産にとって、必要不可欠の購入肥料代銀が人手困難であったという事実を証することであり、こうした面からも、現金取得の収入源である菜種の栽培が促進増大されることになった。

なお右の場合注目されることは、農業肥料としての苜蓿・青草などの自給肥料の利用が、芦屋村の明細帳にみられないことである。こうした自給肥料の使用は、当時の農村では広く行なわれた一般的施肥の一つであった。だが同帳にその記載がみられないことは、当時この村がすでに自給肥料への依存を断つたとみるべきではなからうか。とにかく、一八世紀も後半ごろの芦屋村にあつては、従来からの自給肥料に依存した農業経営から脱して、干鰯などの購入肥料を主体とした経営への転換が推測され、前記の事情もこうした生産条件の変化を反映したとみられるであろう。したがって、こうした農業経営の転換を可能にした条件としての現金収入である菜種栽培も、右の時点では相当規模に展開されたとみるべきであろうし、さらに格段の増大を要求される主要条件ともなった。事実、明和ごろの芦屋村における購入肥料の施肥は前述したように「十分成儀」ではなかったから、ますます現金取得のため菜種栽培が促進増大されることになった。そして、こうした芦屋村でみられた状況は、ひこの村だけの特異現象ではなく、むしろ当地方を含む西摂一帯の地域で進行していた。かくて一九世紀に入ると、この地方は畿内屈指の菜種作地帯へと発展したのである。

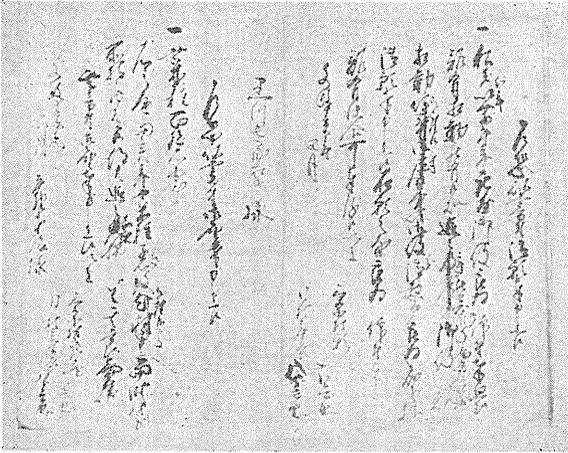


図217 諸事奥印控の菜種売払い証文控（小阪作兵衛文書）

表34 文政年間三条村の菜種収量と販売先

年	収量	販売量	販売先
5	95.3	石	
		33.02	住吉谷水車絞株の者へ
6	98.08	62.3	芦屋谷水車絞株の者へ
		98.08	芦屋谷水車絞株の者へ
7	89.6	89.6	芦屋谷水車絞株の者へ
8	92.3	32.3	八部郡兵庫津川崎西出町日向屋善右衛門
		30.0	武庫郡西宮横屋筋木村屋龜太郎
		30.0	菟原郡御□吉田□右衛門
9	89.8	60.8	菟原郡住吉村水車絞株
		20.0	武庫郡西宮横屋筋木村屋龜太郎
		9.0	八部郡兵庫津川崎西出町日向屋善右衛門
10	110.5	24.0	六一内水車分株芦屋村中田屋利左衛門
		12.0	六一内水車絞株兵庫津西出町日向屋善右衛門
		32.0	六一内水車絞株住吉村万屋辰次郎
		11.2	六一内水車絞株西宮横町筋木村屋龜太郎
		31.3	只今村方に所持仕置有之分
11	109.6	6.2	六一内水車絞株兵庫津西出町日向屋善右衛門
		88.0	六一内水車絞株西宮横町筋木村屋龜太郎
		15.4	只今村方に所持仕置有之分
		31.3	去年売残分、分株住吉村米屋庄左衛門
12	106.7	14.0	六一内水車絞株兵庫津薬師前綱屋藤左衛門
		27.0	六一内水車絞株兵庫津西出町日向屋善右衛門
		3.1	六一内水車絞株西宮横町筋木村屋龜太郎
		62.3	只今村方に所持仕置有之分
		15.4	去年売残高、只今村方所持仕置有之分

(注) 六一は当時の油稼水車株61輛をさしている。

しかし、この一八世紀から一九世紀にかけて西摂地域が発展する中で、市域村々の菜種栽培の展開を知ることができない。だが三条村については、一九世紀前半の文政年間のうち数年分の菜種の収量、その販売先を知ることができる。そこで、次にこれらを表示して当地方村々の様相をうかがう手掛りにしよう（小阪作兵衛文書、神戸市・左博文書）。

右で知られるように年々の三条村菜種生産量は一〇〇石前後を算した。この一〇〇石におよぶ大量の菜種生産がみられることは、これが田地の裏作生産たけによつて生じたとは考えられず、畑地への作付も相当規模でなされたと推測されよう。それにしても、このような大量の菜種の生産量が知られることは、三条村の村民がいか程に菜種栽培に力を注いでいたか、という事実を如実に語るものである。このような三条村の事例から推測されることは、三条村民だけに限られたこととは思われず、芦屋・打出・津知村という市域村々に共通したことであったに違ひなからう。

絞油水車　ところで、西摂地方が菜種の栽培地域として発展した契機の一つは、前述したように統油業・酒造業といった加工業と結合したことにあつた。それは具体的には、六甲山麓の急流を利用した水車利用による絞油業に求められ、その時期は享保年間（一七一六〜三六）ころといわれている。そして、水力利用化よつて生産性の高い絞油業は、最初は西日本の各地域からこの地方へ輸送されてきた種物を原料にしてきた。こうした水力利用による絞油業は、大阪などの旧来の手工業（人力株）に脅威を与え、そのためにしばしば幕府の統制の対象となつた。しかし、この加工業はしだいに後背地農村に普及し、二毛作率の高い地域に菜種作を急速に普及させたという。

摂津のうち西摂である武庫・菟原・八部の三郡に広がる六甲山系南麓の地帯は、海浜に向つて傾斜をなしている。このうち灘目といわれ、東は武庫川から西は生田川に及ぶ海岸、とくに芦屋地域から西方一帯の地域を南流する河川には、すでに元祿年間（一六八八〜一七〇四）ごろから水車の建設がみられた。そして当地方の主要河

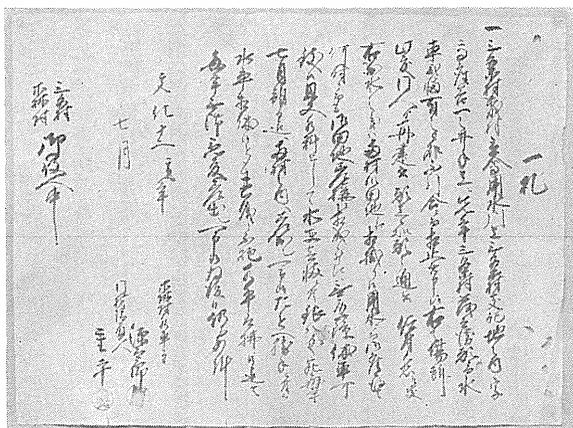


図218 水車建設願い一札（五味六兵衛文書）

川である芦屋川にあっても正徳二年（一七二二）に打出村の吉田善八、享保五年（一七二〇）には大阪の山田町の播磨屋与兵衛がそれぞれ水車建設を願い、許可を得ている。しかし、右の時期に設けられた水車の機能が果たして絞油・精米のいずれであったかは不明である。ところが、時代の下降にもなつて建設された水車については利用の用途も確かめられるが、その多くは絞油を目的とした水車建設であつた傾向がうかがわれて興味深い。たとえば、明和六年当時の芦屋村では水車一輛がみられたが、その内訳は「油屋稼車六・米踏粉挽車五」で、絞油水車が優位であつた。また天明年間（一七八一〜八九）の当地ならびに近隣村々に所在する水車数についてみると、芦屋一一・三条二・田辺五・岡本一〇・野寄一五・横屋六・郡家三・住吉三六、計八八輛の多数を算したが、その内訳は油車四人・米車四〇と、ここでも絞油を同数の一一輛であつたが、天明度における内訳は油車一〇・米車一という変化がみられて、水車稼業における絞油業の支配的位置と、これへの転換が顕著であつたことを知る事ができるであろう。

このような芦屋村における水車稼業の絞油業への急激な転換をもたらした要因は、直接的にはこの村をはじめとする周辺村々からの原料菜種の入手と供給が可能であったという、菜種栽培の盛行に裏打ちされたものであったといえよう。こうした推測は、前項でみた三条村の豊富な菜種生産量からも充分に考えられることである。村々におけるこうした大量の菜種生産に支えられて、芦屋川・住吉

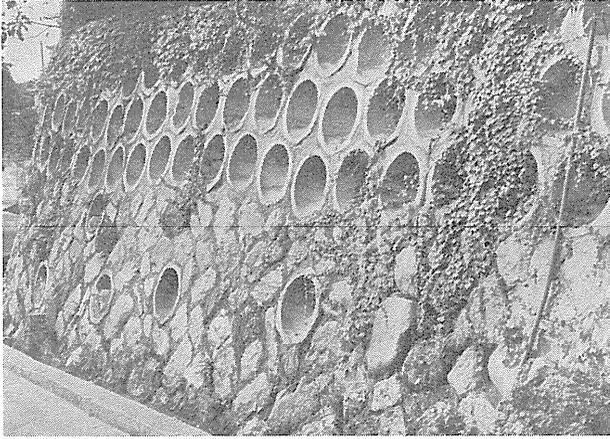


図219 石垣に転用された水車臼（山芦屋町）

川水系の河川に、絞油を目的にした水車が建設されていった。それはまた、一方では原料としての菜種の需用を増大せしめることにもなって、ますます換金・商品作物としての菜種生産の増大をもたらした。こうして西撰一帯の地域は、畿内における主要な菜種作地帯を形成するに至ったのであるが、それは、拡大再生産を志向した農民による菜種栽培が、水車を利用した絞油業という加工業と緊密に結合したところからもたらされたものであったと結論できよう。

菜種の売払いと国訴

当地方の主要な商品作物であり灯油の主要原料であった菜種は、関東地方ではほとんど自給できない都市生活の必需品であった。そのため灯油価格の安値安定化を企図した幕府によって、菜種―灯油の流通に対しては早くから統制が

加えられたが、その方針とは逆に灯油値段は逐年上昇をみた。そのため、元禄十一年（一六九八）油種ならびに油の買占め禁止を命じて統制の強化にのりだした幕府は、その後もしばしば令を発して流通ルートを厳格に統制していった。かくして一八世紀後半の宝暦九年（一七五九）から十一年にかけて大阪種物問屋二〇軒、綿実問屋一〇軒、出油屋（油質問屋）一三軒を指定し、商品となり得る種物・油はすべて大阪問屋に独占せしめ、在々絞油屋の種物買入れを禁止した。ついで明和三年（一七六六）三月には手作り・手絞りの油を例外として他の種物はすべて大阪問屋に廻送し、また油は大阪出油屋から買い取ることが命ぜられて、在々絞油業が全面的に否定された。幕府によるこうした流通ルートの統制強化は、当時水車稼業を中心にして発展しつつあった灘目地方の在々絞油業を否定し、大阪の特権商人（株仲間）の独占を保証することによって、幕府自身が流通機構を掌握することにもなった。

だが、大阪株仲間問屋の独占化に対し、在々生産者はいち早く同年五月から六月にかけて運帯を深め、大阪への種物廻送を拒否する抵抗を示し、武庫郡五か村農民の愁訴・抗議運動がみられた。こうした村々農民の動向によって、程なく明和七年（一七七〇）には在方仕法替えがみられ、摂・河・泉在々の絞油業者は株仲間加入を真加金上納によって認められ、絞油稼ぎが公認された。だがこの仕法替えは、在々絞油業者を在方株に繰りこむことによって、大阪株仲間問屋へ従属させることを意味するものであったから、絞油業は認めても、絞油はすべて大阪出油屋（問屋）へ廻送されるのであって、在方絞油屋の自由取引まで承認したものではなかった。

右のようにたびたびの統制を通じて種物・油の流通機構を掌握した幕府は、寛政九年（一七九七）四月に至っ

て、摂・河・泉在々での日用油は、以後大阪の油仲間から仕入れて小売し、直小売してはならないと令して、大阪の問題・仲買の独占機能を強化するとともに、種物の生産農民に対する直接統制を次のように行なった。すなわち、菜種の売払いについては従来農民の自由販売であつたのを禁じ、在々で種物を売るときは在方株をもつ紋油屋だけへ直売りすることを命じ、仲買行為や干鯛屋への販売・質入れを禁止した。こうした菜種自由販売の統制は、結局、農民が生産する菜種の販売価格を低価にみちびき、買いたたきによる菜種生産の利を損なうことにもなったから、同年十月には早くも摂津の武庫・川辺・豊島郡の村々から、従前どおりの自由販売を願つた歎願書が出され、以後、禁令の撤廃を要求した運動が摂・河・泉在々の村々||農民の間で、広範に根強く展開されることになった。

(1) 文化二年の国訴

寛政九年の菜種自由販売の禁止について、これが撤廃を求めた生産村々||農民の訴願運動は高揚を示し、文化二年(一八〇五)には「国訴」の様相を呈するに至つた。当地方においても、菜種の売払についての運動が、村々によつて積極的に展開された。ところで、当地方で行なわれたこの運動は、後で述べるように、武庫郡・菟原郡七四か村連合で展開されたが、これはさらに摂・河両国の村々五六八か村の共同訴訟に発展拡大された。こうした広範囲におよぶ村々連合の形成は、当然のことながら私領・幕府領といった支配関係をこえ、さらに郡・国の枠をもこえて拡大された経済的行動||農民闘争であつて、このような大規模な訴願運動が「国訴」と呼ばれている。国訴はまた、肥料高値や綿の流通規制に関してもおこっているが、文化二年の国訴は、菜種・油に関する農民的流通機構の自由の回視を要求したものであつた。

それでは、右のように撰・河五六八か村の連合にまで発展した菜種の国訴における当地方村々の動きは、どのようであろうか。この点について見ることにしよう。

文化二年七月五日、菟原郡のうち天領の芦屋・打出・深江・青木・中野・西青木・横屋・魚崎・田中村、および尼崎藩領の三条・津知・森・中野・小路・北畑・田辺・岡本・野寄村、計一八か村では、「菜種売捌手狭うりぢまてぎらにて百姓難儀二付」いて「菜種手広売捌てびろ」きの願書を村々庄屋・年寄運名で大阪西奉行所へ提出した。だがこうした願書は「御趣意二不叶」との理由で却下された。そこで同日、一八か村は字句を改めた同様の口上書を武庫郡村々惣代と運合して西奉行所に提出した。だがこの口上書もまた内容において公儀の禁令にふれる所ありとして願下げにするよう命ぜられた。改めて同年八月七日、菟原郡一八か村・武庫郡五六か村、計七四か村が連合して訴状を提出し、菜種生産村々農民の要求を表明したが、これもまた受理してもらえず、願い下げのやむなきにいたった。そこで、こうした村々からの訴状に共通した「菜種売捌手狭」となった事由を要約して示すと次のようであった。

一、菟原郡の在方株仲間である水車油稼の者たちは、近年時の相場にかかわらず安値の買入れ値段を申し合わせて買いたたいている。

二、しかも、当年五月ころから、油稼の者たちは新規に目代・手先という者を置き、これらの者をして買いらせ、直買をしない。こうした目代・手先は時の相場では一粒も買い取らず、格別安値に買いたたいている。もともと彼らによる仲買いは寛政九年の株仲間直売買の仕法に反している。

三、また目代・手先に対して無益の口銭を出しているが、その額だけ農民からは安値に買い取るため油稼の者たちの損失とはならず、これがすべて百姓の負担となり、菜種も減産になるであろう。したがって、右のような申合せ値段や目代・手先による仲買いを禁止してほしい。

こうしたことから知られるように、明和七年（一七七〇）の仕法替えによって在方絞油株を公認された灘目地方の絞油業者は、寛政九年（一七九七）の在方株仲間への菜種直売買の特権的制度を巧みにとらえ、生産農民に加えられた自由販売禁止策を支えにして、彼らの経済活動を非合法的に展開せしめたのである。

こうした菜種生産農民と水車絞株業者との対立関係は、当地方に限らず撰・河両国の村々で顕著にみられた。

すなわち、同年八月二十五日には豊島郡・川辺郡八三か村、同じく河内の丹北・八上・丹南郡四四か村、丹北・丹南・錦部郡二四か村によって、当地方と同趣旨の要求が展開された。次いで同二十七日には、菜種・綿作の主要生産地である撰・河両国の村々五六八か村という大連合からなる国訴が展開され、菜種ならびに油売買手広の要求が奉行所に出された。こうした国訴を背景に、閏八月五日菟原・武庫郡七四か村ではかさねて「新規目

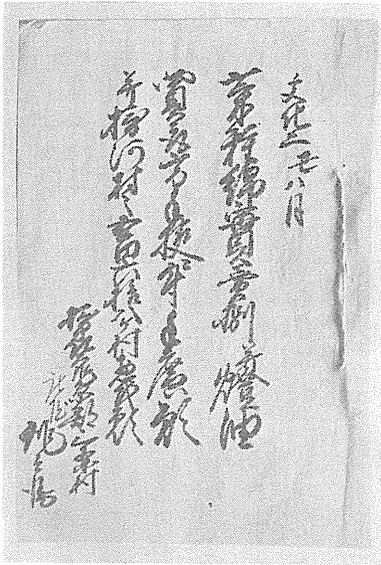


図220 撰河568か村国訴状写し
(小阪作兵衛文書)

代・手先の廃止、正道直売買」を要求した。

(2)農民の勝訴 右のように、たびかさなる農民側の訴訟に接した奉行所においては、閏八月十八日に至り七四か村代表を奉行所に召し出し、つぶさに村々の実情をたずね、翌十九日には村々から返答書が出された。これによると、当時在方株絞油屋によつて新設された当地方の目代は三名（菟原郡大石村二、石屋村一）、目代手先は一二名（武庫郡西宮五、鳴尾・東新田・浜田・小曾根・西武庫村各一、菟原郡田辺・魚崎村各一）であつた。

そして右の目代・手先一五名の仲買人が、当地方村々の生産した菜種を仲買りすることは、寛政九年の「直売買」の令に違反した行為であつた。さらにこうした仲買人を絞油屋が抱え置くことは、「無益之費」として農民側が受けとめ、この無益の費用がすべて生産農民の上に転嫁される結果、菜種の値段は至つて安値に買いたたかれ、ために農民は困窮して相続もできかね、菜種の作付も減少すると認識したのであつた。そして、このような事態の基である新規目代・手先の禁止を主旨とする農民側の願ひは、ついに貫徹されるにいたつた。十月五日には水奉油稼の者たちから、今後は定法どおりに直買をするという「口上書」が奉行所に提出されたのである。

これによると、当時灘目地方の油稼水車は二組よりなり計六一輛であつた。そして菟原・武庫郡内の村々で生産された菜種はすべて右の水車油稼の者たちへ直売される仕法であつた。だが近年は追々と原料の菜種の買入れ量が不足し、休車も出るような実情である。こうした原料不足の原因は、須磨から西宮周辺にかけて諸商人が数多く入りこみ諸商品（干鰯・諸肥・米）の代物・代銀として菜種を引き取り、その値上りを待つ者などがいるからである。そのため、油稼の者たち一同の相続の基と考えて、抱（かかえ雇人）同様の三人に直買御免許の鑑札を持た

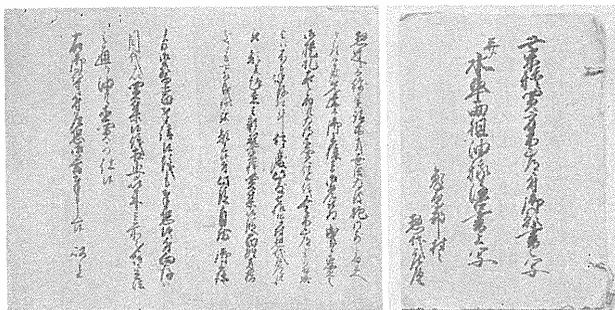


図221 灘目油榦水車両組口上書（小阪作兵衛文書）

せて、不正道とは考えずに買い集めさせたところ、百姓から「指支さしつかえ」ると訴えられた。したがって「向後八目代ヲ以買集候儀相止メ、以来は前々より御定法の通り油共直買可仕候」と口上書は結んでいる。かくして七月五日の訴状提出以来三か月を経た十月五日、右のような水車油榦の者たち一同による口上書の提出によって目代の廢

止が誓われ、ここに菟原・武庫郡七四か村の村々農民の要求が貫徹され、農民側の勝訴として落着いた。同月中に目代三人の取り放しが奉行所から命ぜられていた。

(3) 国訴に至る村々の動向

ところで、以上みてきたように、当地方の村々農民が共通の課題を掲げ、これが解決のための国訴に結集して行動し得た前提としては、何よりもまず村々による自主的な組織の結成が不可欠であった。この場合、こうした村連合の農民闘争の形成は忽然として自生的に出現したものでなく、当然のことながら組織の編成へ向けての村々の努力と準備の成果であった。とはいえこのような事柄については、事の性質上隠密のうちに運ばれる場合が常であつて、史料もまた極限されることが一般である。

さて文化二年の国訴関係史料で注意されることの一つは、この農民闘争が村々の庄屋・年寄といった有力農民の主導下に展開されたことである。

うした事実の背景となる要因は、彼らこそ村々にあつては有力農民であつたから、菜種の売買や価格の変動に対しては最も敏感に対応する立場にあり、それだけに最大の影響をこうむる農民であつた。こうした農民側の立場で国訴の主導者を見ると、訴訟文書に村々の代表者として名を連ねた庄屋・年寄層の位置が理解されるであろう。したがつて、灘目絞油業者が設けた新規の目代・手先が仲買いを展開し、生産者の菜種売捌きが手狭となるに及び、最大の被害者は庄屋・年寄をはじめとする有力農民層であつたに違いない。そのため、こうした局面を開開して、自由かつ最も有利に販売せざるを得ない条件におかれた農民こそ、庄屋・年寄といった有力農民層であつたと考えられる。さらに彼らは、村落の利害を代表する公的地位にもおかれた農民であつたから、公私両様の条件に促されて、国訴＝農民闘争を貫徹する組織の編成に直面するに至つた。

かくして前述のように武庫・菟原郡七四か村の連合が果たされることにもなつたが、こうした組織の編成は文化二年六月を前後するころとみられる。この月二十五日に、武庫郡上瓦林村年寄久左衛門から、菟原郡三条村庄屋作兵衛、同深江村庄屋作右衛門の両名にあてて私信一通が出されている（小阪作兵衛文書）。そこにみられる内容は、菜種一件に関する西接地域村々の動向をうかがうに足りる数少ない史料の一つと考えられるので、次に全文を示しておこう。

此間は御苦勞奉存候、然ル処、今朝武庫郡之内、武庫庄村孫左衛門殿より御状送り放下候儀は、菜種子一件
二付、河辺・豊嶋両郡集会二付、武庫郡より両三人も出席可致様被仰越候間、藏人村小右衛門殿并下子両人出
会可致積りニ御座候間、此段御左右可申上候、右一件二付其御郡よりも各様方御出席被遊、河辺・豊嶋之存寄

も承り合候ハ、可然哉ニ存候、何卒御出会被下候ハ、下子共大慶奉存候、併其御郡儀ハ河辺・豊嶋より返言は無御座候へ共、下子存付ニ候間御勘弁被成下、何レ共被成下度、たのミ入申候、下子共へハ返言御座候ニ付、明廿六日朝飯早々行基昆陽寺へ参上可仕候、乍惶此段御承知可被下候、折節取急乱筆御宥免可被下候、已上

六月廿五日

上瓦林年寄

久左衛門

深江村庄屋

作右衛門様

三条村庄屋

作兵衛様

右で知られるように、文化二年六月中・下旬ころの西摂地域の村々では、菜種一件をめぐって多様な動きがみられた。中でも河辺・豊島両郡村々では、早くからこうした面での動きがみられて、六月二十六日には両郡合同の集会在河辺郡の古刹で著名な昆陽寺を会場として開かれる運びであった。このような村々による集会の内容は明らかでないが、菜種一件に関することから推測すると、それはおそらく両郡の村々を国訴に組織結集する代表者会議であったに違いない。書状は、こうした会同への参加をすでに決した武庫郡村々の代表が、菟原郡代表の参画を促したものである。

この場合注意されることは、六月二十六日の時点では、まだ河辺・豊島の両郡代表と菟原郡村々代表の相互間で、菜種一件についての連絡なり、ましては国訴に直結する何らかの動きなりが認められぬことである。そのためにこそ、昆陽寺における両郡村々の集会の機をとらえ、相互に面識をもつとみられる武庫郡の代表者によって

「両郡の存知寄も承り可然哉」という要請がなされたのであろう。したがって、このような書状を發した武庫郡上瓦林村年寄や、その受取人であるこれを宛てられた菟原郡三条村・深江村庄屋は、またそれぞれが属する郡内において村々の連合をはかり、国訴へ向けての組織編成を積極的に進めた推進者であつたに違いない。事実、こうした推進者の努力を背景にして、早くも翌七月五日には菟原郡一八か村が菜種一件の訴状を奉行所に提出したのであつた。

さらに同日、菟原郡一八か村・武庫郡五六か村の村々が連名で訴状を提出したが、それは七月二十四日に岡本村庄屋が三条村庄屋へあてた書状の中で「然ば先境より武庫郡へ度々御掛合御苦勞ニ奉存候、右ニ付、彼郡中、当郡同事ニ一心ニ相成、是以奉大悦候」と述べたように、両郡の連係は同事一心の緊密な關係にあつた。もちろん、こうした相互の關係は、右で知られるように中心的推進者の存在によつてもたらされること大であつて、これらの人々を中心にして村から郡へ、さらには国へと、支配をこえた広い範圍の連係が急速に實現されていったが、それは同事一心によつて巨大な力に転化した農民闘争Ⅱ国訴となつて結実し、すでに述べたごとく共通の課題をめぐりに克服したのであつた。

第六節 村民の生活

一 村落自治の展開

幕藩制支配と村落自治

江戸時代の村々は、幕府や大名の強力な支配下にあったが、原則として村落の自治が認められていた。もともと江戸幕府は、中世郷村制の発達にもなつて農民のあいだに成長してきた自治的傾向を巧みに取り入れながら、強力な支配体制を打ち立てたのであった。

村落自治の頂点に立つのは庄屋・年寄・百姓代の村役人であった。村役人については前にも述べたが、一面では支配者の命をうけてこれを村内に実施する支配体制の末端であった。しかしその反面、村役人は村民たちのあいだで選出され、村民の生活を守るべき代表であり、その社会生活全般にわたつて責任をもつて村を管理するものであった。支配者側の末端であり、同時に被支配者側の代表でもあるという矛盾した二面をもつていたのである。支配者は、郷村制以来の慣行を認めて村役人を村民たちに選出させるかわりに、その選出の責任を村民たちに負わせ、しかもその任免については絶対的な権限をにぎつていたのである。

村落自治の中核となつたものに五人組の制度があつた。五人組は原則として近隣の五戸をもつて編成され、村役人と各戸をつなぐ村民の最小単位の組織である。その長をふつう組頭とよんでいる。もともと戦国時代に武

士のあいだにも軍隊編成の単位として五人組や十人組がつけられたが、村民たちのあいだにも同様の組織があらわれつつあった。これを利用して広く制度的におこなわせたもので、すでに寛永十四年（一六三七）の「郷御条目」に詳細な規定がみえている。キリシタンや犯罪者の相互監察など治安維持の目的に利用されたが、また貢租の確納や相互扶助に重点がおかれるようになり、村民の生活はあらゆる面において五人組なしには考えられないものとなった。村役人からの命令なども、もちろん五人組を通じて各戸に知らされた。

支配者にとつてもつともたいせつな年貢などの賦課も、村々にたいしてであつて、決して支配者が直接個々の村民に割りあてるのではなかつた。毎年、支配者から年貢高が村へ通知されると、庄屋は村中の者を集めて、それをどのよう各人に割りあてるかを相談させ、村中一同の相談で各人の分担を定めるのである。それを免割めんわという。支配者にとつてはその定めた年貢を村が責任をもつてくれればよいのであつて、村内各人の分担は村落自治にまかせたのである。このように、なにごとによらず村内のことは村内の自治にまかせるとともに、その責任を負わせ、上からは指導と助言を与えることを立てまゑとしていた。もちろん、支配者は絶対的な権力をもつて支配しており、その意にそむかない範囲に限られた村落自治ではあつた。

村落自治を立てまゑとした一例として訴訟の例をあげてみよう。村民が訴訟をおこす場合には、まず五人組が仲裁し、村役人が仲裁する。この過程を経なければ訴訟は取りあげられなかつた。できるかぎり村落自治の範囲内で解決させようとしたのである。村と村との争いの場合でも、支配者は容易に裁決を下さない。なるべく村落自治の範囲内で解決がつくのを待つ。ときには大庄屋や近隣の庄屋などを仲介人としその「曖あひまい」で解決させ、な

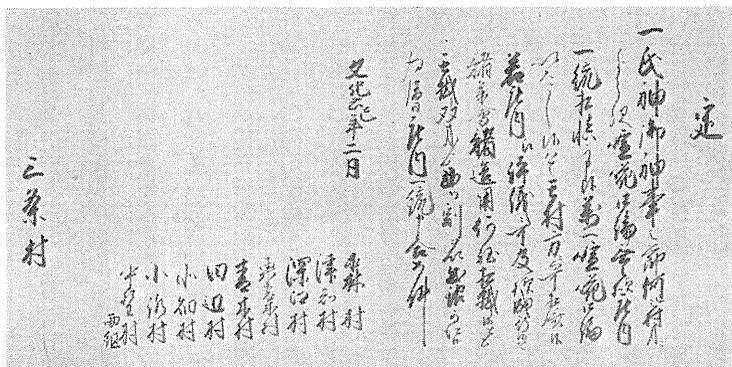


図222 文化6年、本庄9か村氏神神事の節喧嘩口論慎み申合せ
 支配関係を異にする村々の申合せの例 (小阪作兵衛文書)

にごとくも村民たち、被支配者間で解決させようとする。「下済」「内済」といって願い下げにさせるのである。支配者は裁決を下すことによつてあるいは反感をかうことを恐れ、またその解決について村民たち自身に責任を負わせるのである。まことにずる賢い巧妙なやり方であつた。

明和二年（一七六五）三条・津知・森・深江・中野各村の水論訴訟のときにも、一応の吟味はあつたが、結局は大庄屋横屋村の松井三右衛門の取喰いで、双方とも得心して内済で解決し願い下げている。文化九年（一八一二）の芦屋・打出・三条・津知・森・深江・中野各村の水論訴訟も、川辺郡山本村庄屋丈右衛門・大西村庄屋佐兵衛・菟原郡大石村庄屋清右衛門・武庫郡今津村庄屋伊人の四人の取喰いで下済対談行き届き願い下げになっている。このような例は数かぎりないのである。これらの結果、天領・私領の村々が支配関係を越えて約定で申合せを成立させる。支配関係を異にする村々が提携して申合せをする場合もしばしばみられることである。たとえば、後述のように、文化五年三条村・津知村など本庄九か村が、精

神的紐帯である本庄の氏神の御輿神役みこしについて申合せをし、翌年には祭礼の喧嘩を慎むべきことを申し合わせているのも、天領・私領を越えて展開している村落自治の一つの姿なのである。

村極め・村掟おきて

村民たちの自治をよく示すものが申合せである。村民たちは村落共同体の自治を守るため、なにかにつけて申合せをおこなった。もちろんその中には支配者からの命令に応じて村役人から指示されておこなったものも多いが、村民自身のみずからの村落秩序を維持・安定させるために村極め・村掟などとよぶ村法をつくっている。その内容は、時代や各地方の村落の性格によって差異があるが、たいがい村落秩序、とくに風俗取締り・儉約・博奕ばくち・盗人・年貢納入の厳守などを主たる内容としている。

村極めの中でもっとも例の多いのは儉約定めである。幕府も大名も江戸時代を通じてくりかえし儉約令を発しており、ことに中期以降領主財政が窮乏してくると、まことにおびたしいものがあつた。これに対応して村々でもしばしば儉約の申合せがくりかえされたのである。芦屋地方では村極めの類がすでにほとんど失われて詳しい内容を示すことができないが、次に儉約定めの一、二をあげて、村落生活の様相をうかがうこととしたい。

享和四年（一八〇四）の三条村の「儉約取締方取調書」は、もともと尼崎藩の指示にもとづき、村で取り極めて伺いで藩の承認をえたものであるが、末尾に総百姓が連署捺印してその実行を誓っており、村極めの形をとっているものといえよう。かなり長文であるから、その要点をあげてみよう。

一、耕作は昼夜怠らず、家業をもつばらにすべきこと。

一、尼崎城下へ出向くときには、衣類は襦・羽織とも、麻布か木綿布を着ること。

- 一、百姓の衣類はすべて麻布か木綿布に限るべきこと。
- 一、妻・娘の衣類は、すでにあるものは別として、今後は高価なものを買わないこと。嫁入持参の衣類も質素にすること。
- 一、結納は身分相応より軽くすること。
- 一、下男・下女の衣類は、木綿布を用いること。
- 一、男女とも帯・袖口・半襟は絹布類までは認めるが、緋縮緬の袖口は禁止のこと。雪駄、表付きの下駄はやめること。
- 一、女の髪飾りは、銀の櫛・こうがい・かんざし類は禁止、髪のかくりは、絹・縮緬・糸巻・水引・金銀錫の尺長掛けは厳禁のこと。
- 一、嫁入・養子・入習の持参荷物は、身分より軽くすること。
- 一、嫁入荷物は三荷以下に限り、粗末にすること。嫁入などには一汁一菜、酒三献に限り、簡単にすること。
- 一、祭礼のときもありあわせの二汁一菜を限りとすること。
- 一、伊勢参宮のさい、酒迎（参宮から帰ってくる人を出迎えての酒宴）放免は、神酒だけにせよ。贈答で土産物はしないこと。
- 一、雛祭や端午の節句の祝物や人形など、やりとりをしないこと。

図223-1 享和4年三条村取締方取調書（小阪作兵衛文書）

②中 尼崎藩の承認書き

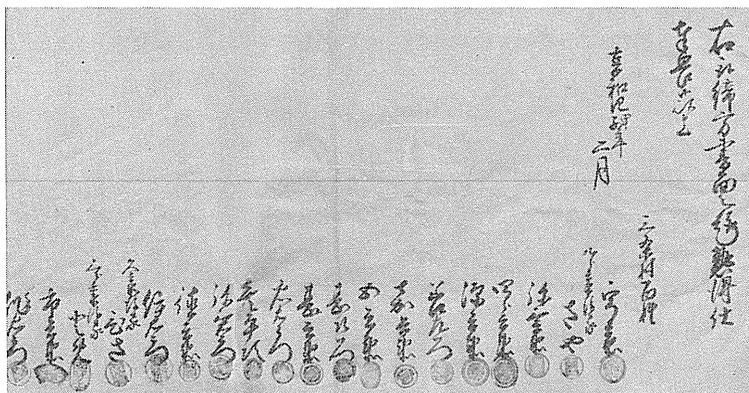


①前 儉約条項の最初



- 一、若者仲間の不正や不埒なことがままあるので、若者仲間という名目・行動をさしとめること。
- 一、村内において居酒小売、菓子類の販売は、先年も禁じたが、今後も厳禁すること。
- 一、百姓の家作りは、身分不相応な普請をしないこと。脇指のこしらえ、印籠・巾着・たばこ入れなど、今後随分粗末な物にすること。
- 一、年玉・歳暮・出産・七夜・髪置・袴着の祝儀、産着などのやりとり無用のこと。
- 一、大庄屋・庄屋・年寄への贈物は一切無用のこと。
- 一、年忌供養などは近來増長しているから、今後は簡単・質素にすること。
- 一、葬式も身分相応以下とし儉約すること。葬送も昼飯後から二時ごろまでにおこなえば参列者も都合がよく、入費も少なくて済むであろう。すべて仏事には禁酒のこと。
- 一、博奕・かけごと勝負などは厳禁のこと。

図223-2 ③後 総百姓の連判 (前ページ②、次ページ④につづく)



以上でも数条省略しているが、諸事儉約はもちろんのこと、日常生活の細部にわたって、こまごまと規制しあっているのである。同様に三条村では文化十四年（一八一七）村中が参会して申し合わせた儉約定めが残っている（左武雄文書）。

一、三月節句ひな人形・菱の餅取遣わし無用。但し無^{よつひにいな}抛^な方々は包みせずにて相済み申すべきこと。

一、五月節句^{ひな}餠^りもの・ちまき取遣わし無用。但し無^な抛^な方へは右同様にて相済み申すべきこと。

一、参宮・入湯諸事旅立の節、留主見舞・土産もの取遣わし無用。

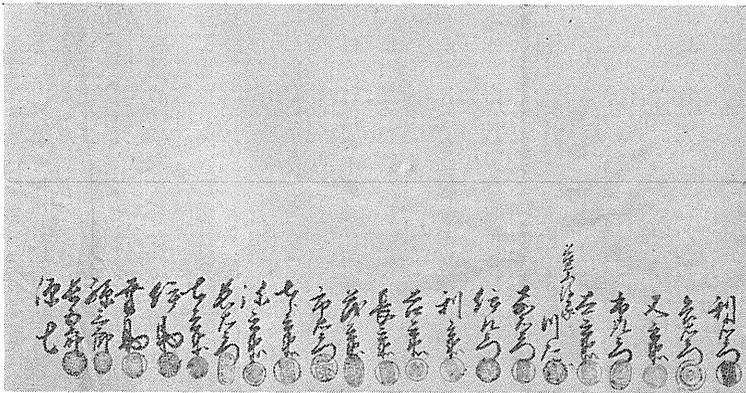
一、賀餅・舅餅・嫁の土産物取遣わし無用。

一、忌明・誕生日・帯の祝、はま弓、手まり・はね・はご板取遣わし無用。

一、仏事に付、同行中へ齋^{じゅう}非^ひ時^じ供養、何によらず志の品差し出し候こと無用。

但し他所の親類より志の品請け候節は、同行世話方へその断わりいたし指図受け申すべく候こと。

図223-3 ④終 総百姓の連判（前ページ③につづく）



一、両親の年忌に相当たり齋非時いたしたき節は、親類に限り申すべきこと。これも随分儉約いたし一汁一菜有合せものにて相済ませ申すべきこと。

一、諸事儉約料の義は、寛政十年六月に申し合わせ候とおり指し出し申すべく候こと。

一、ふち講儉約申定め儀は、文化九申年七月に申し合わせ候とおりにて相勤め申すべきこと。

右は、近年農方不引合にて村方困窮いたし、参会の上申し定むるのとおり、相背く者これあり候はゞ過料五百文ずつ村方へ指し出し申すべく候こと。

文化十四丑歳五月 村役人

(原文を読み下し文に改めた。)

先にあげた「儉約取締方調書」と似た内容であるが、領主財政ばかりでなく村方財政の困窮の度が増してくるにつれ、村民たちの自律性も増してきている。同様な申合せがくりかえされることは、一面ではなかなかそれが守られなかったことを意味し、ついにみずから違反の場合は過料五百文をさし出すことを明記するにいたつているのである。この定めの中にみえる儉約料については、寛政十年の申合せの通りとあるが、村中参会して右の定めをつくったとき、やはり念のため組頭の名で「儉約料寛」をつくり確認・励行を期している(左武雄文書)。

一、ひな物 銀拾匁 上分 同八匁 中分 同三匁 下分

一、幟物のぼり 右同断

一、禅門・尼の節、同行中へ齋非時相止め 銀拾匁 禅門 同五匁 尼

一、簀餅・舅餅・嫁の土産もの相止め 銀三匁

一、親年忌に相当たり節供養相止め 銀式匁

右の外諸事村中賦物くはりものいたすこと堅く無用。

一、忌の日茶煎ること無用。

右儉約料その節の世話方へ持参いたすべく候こと。

右のとおり、このたび村中参会の上、五ヶ年の間、堅く相守るべく候こと。

文化十四丑年五月 組 頭 中

(文読み下し文)

村民たちがどのような経費を儉約し、しかも自律的にいかにそれを励行しようとしていたかがうかがえるであろう。これら儉約定めなどのほか、たとえば職業にとまなう申合せなども多くあり、中には村落生活や自治をうかがわせるものがあるが、それらについては割愛しておこう。

一一 寺院と神社

寺院統制と宗門改あらため

神社と寺院を並称して、現在では「社寺」と呼んでいるが、江戸時代にはもっぱら「寺院」といった。宗門改など寺院が行政上に大きな役割を果たしていたからであろう。

幕府は寺院や神社にたいして寺領・社領を寄進するなど保護につとめたが、また強力な統制を加えた。慶長から元和にかけて寺院や神社に諸法度はつとを定め、ことに仏教を政治支配の強化のために大いに利用したのである。寺院法度の眼目は、諸宗ごとに本山と末寺、末寺と末々寺といった上下の関係で諸寺院を統一したことである。そ

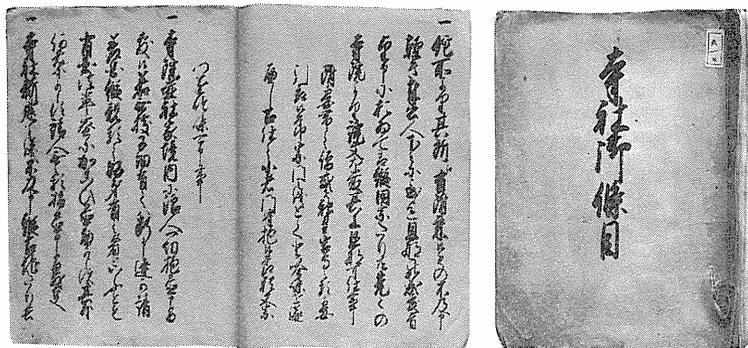


図224 寺社御条目（旧三条村共有文書）

のため、本山の権限は幕府に保障されてきわめて強大なものになった。

また、寛永十五年（一六三八）の九州島原の乱を契機として幕府はキリスト教徒の弾圧を激しくし、ついに鎖国策をとるまでになった。そこでキリスト教徒の取締りを徹底するため、国民を一人残らず近隣寺院の檀家になるよう強制し、宗門改をおこなった。つまり、国民はすべて必ず仏教諸宗派のいずれかに帰依し、いわゆる檀那寺を持ち、その寺の檀那中とならばならなかった。これを檀家制度と呼ぶ。檀那寺は、帰依者が確かに檀那でありキリスト教徒でないことを一々証明する重要な役割をもった。たとえば、村民が他村・他国へ移動する場合にも、必ず檀那寺から確かに檀那中であるとの証明書を発行してもらい、移動先の村役人・寺院に届けねばならなかったのである。この証明書を寺請証文・宗旨請状・寺請状・宗旨手形などと呼んだ。

宗門改は毎年春に村中の全員にたいしておこなわれ、その台帳が作成された。これを宗門改帳・宗旨人別帳などと呼ぶ。宗門改帳には、戸主はもちろんのこと家族全員の名前や続柄・身分・年齢等を一々明記し、ときには妻の出身地や一人一人の出稼・奉公・転居先・死亡などについ

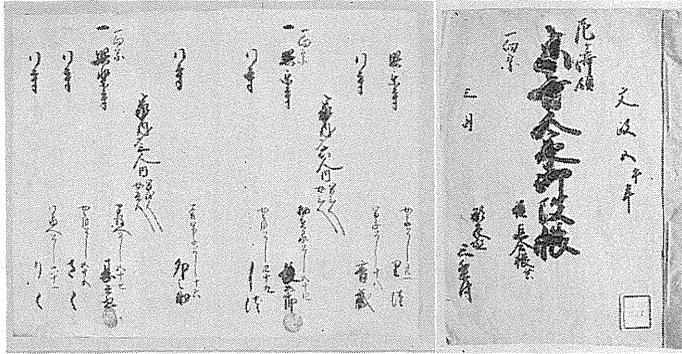


図225 三条村宗門改帳（五味六兵衛文書）

ても注記している。しかもそれらを檀那寺が証明し、村役人が確認する形式をとっていた。したがって、宗門改帳は現在の戸籍台帳・住民登録簿の役割をも果たしていたのである。このように江戸時代の人々はすべて、幕府のかかる宗教政策のもとに、寺請制度の中に組み入れられ、宗教の拘束をうけていたのである。

このような体制下にある当市域村々の寺院や神社について、まずその概況を当時の記録によって略記しておこう。

芦屋村の神社

芦屋村には法恩寺（薬師堂）・長福寺（安楽寺）と

天神社（現、芦屋神社）があった。

《法恩寺》 山号を塩通山と号し、行基の開基といい、在原業平が伽藍を建立したと伝える。この寺については、古代・中世の各章ですでにたびたびふれたが、一五世紀の末ごろ焼失の後は荒廢し、小堂を村中で建立、浄土宗知恩院末長福寺支配となった。堂守としては明暦三年（一六五七）ごろまで専故、その後宗清、ついで元祿四年（一六九一）長福寺賞誉の弟子宗猷という道心がつとめていた。元祿五年当時の堂（薬師堂）は、二間半四方、宝形作り、屋根瓦葺で、敷地は東西二二間、南北

一〇間。境内は東西五間半、南北一九間。馬場一間、横幅一間があり、境内は除地（免税地）であった。

江戸時代には寺院としての機能は十分でなく、むしろ薬師堂として近隣の信仰を集めていた。『摂津名所図会』などにも、湯本薬師堂といい、芦屋浜の潮がこの堂の下を潜って有馬温泉に湧出するという伝説がみえている。薬師堂の石にある円柱形の穴にはつねに水がたまっており、この水をつけると疣いぼがなおるといふ迷信があり、疣水を求めて参詣する者が多かったという伝承も今に伝わっている。

《長福寺》 浄土宗知恩院末寺で、大甲山と号した。開基で由来ともに不詳である。観応年間（一二三〇～五二）再建という伝承もあるが、もとより明らかでない。享保元年（一一七一）安楽寺と改称した。元和元年（一六一五）から元祿十年（一六九七）の間の住持は、中興開山九把（念誉）・真誉・諦存・広誉・了頓・信誉・相誉・証誉・覚誉・行誉で、元祿五年当時の規模は、本堂の桁行四間、梁行三間、屋根は藁葺。庫裡くりは桁行五間、梁行三間半、藁葺。門の跡二間。敷地は東西九間二尺、南北一九間で、年貢地であった。

《天神社》 芦屋村の氏神である。創建・由来ともに詳かではない。元祿五年当時、本殿は面五尺五寸、妻四尺八寸、御拝四尺五寸、屋根は伸葺のびがき（桧皮葺ひわだかきの一種）であった。この本殿はのち寛建二年（一七四九）に改築され、安永五年（一七七六）にも修葺されている。拜殿は桁行三間半、梁行二間。敷地は東西一八間、南北二二間。境内は東西六一間、南北九二間で除地。馬場五二間、横幅一間二尺、石鳥居高さ九尺があった。末社には出雲神、愛宕、多賀大明神、荒神があり、また門丸のくろ（森）、庚申塚、十王堂石ほこら、天照太神宮、大將軍塚、東山山神、西山山神、弁才天女、若社、同末社牛頭天王ごず、同才の神もあつた。これらはほとんど神主吉左衛

山論勝訴後、氏子中が奉納した啓白文にもうかがわれる。神社は、村落内の意識結合の場として、精神的紐帯の重要な役割をもっていたのである。

打出村の寺社 打出村には妙覚寺（妙福寺）・親王寺・照善寺・明覚寺と、神社および観音堂があった。岩ヶ平新田にも天神社がある。

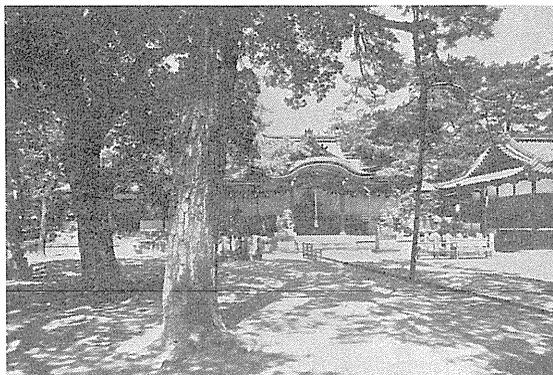


図226 芦屋神社（昭和初期）

門の支配であった。たまたま石ほこらと両山神は村廻り支配であった。それも明和六年（一七六九）の「明細帳」では、十王堂石祠だけが村支配で、山神も神主吉左衛門支配となっている。芦屋村の宮座については後に改めて述べる。

天神社の由来は明らかではないが、中世芦屋庄が設定されたころには、庄の氏神であったと思われる。先に述べた室町時代以来の芦屋庄と本庄・杜家郷との山論のさいには、庄民の決起・団結をはかる場として大きな役割を果たしたことは、寛延三年の

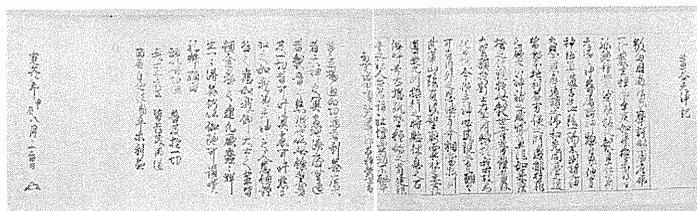


図227 蘆谷天神記（首部と末尾）、寛文4年筆（猿丸吉左エ門所蔵）

《妙覚寺》 中世末のころ高野山浄喜院の末寺として浄満寺があつたが、戦国時代の山論で天文二十四年（一五五五）芦屋庄の住民が逃散し、流寓の間に一部の者が真宗に帰依し、永祿三年（一五六〇）遷住してのも、浄満寺の跡を改めて妙覚寺としたという。慶長十一年（一六〇六）蓮如上人の門徒江州金ヶ森善従の直弟慶聞坊竜玄の孫善敬（善教）を招いて開基とした。元祿八年十二月二十日、打出村の大火で類焼したが、正徳五年（一七一五）第七代住職貞順が阿弥陀如来を請い受けて本尊とし、寺号を妙福寺と改めた。文政二年（一八一九）一五代住職広恵が本堂を再建している。

《親王寺》 承和十一年（八四四）阿保親王の住地に建立されたと伝えられる。天文二十四年の芦屋庄住民の逃散で流寓中に浄土宗に帰依したものが、永祿三年遷住の後、宗満寺の跡を親王寺に改めたという。長州藩主毛利家が阿保親王の裔孫大江広元の子季光を祖としたから、当寺を厚く崇敬し、種々の寄進宝物が蔵されている。知恩院末寺で、元祿十年ごろの住職は覚誓であつた。

《照善寺》 享保十七年（一七三二）、釈昇道が西本願寺から阿弥陀如来立像を請い受けて本尊とし、これまでの一回宗辻本道場を光明山照善寺と号し、正式の寺としたと伝える。寛政四年（一七九二）火難にあつてゐる。《明覚寺》 元祿十年ごろには東本願寺末寺の多田光遍寺下で、堂守が円知であつたことのほか、記録に乏しい。

《天神社と観音堂》 創建・由来とも詳かでない。寛文七年（一六六七）六月、初代宮守南嶺が願主となつて菅原道真の木像を寄進、天保元年（一八三〇）氏子が石鳥居を寄進している。なお宮守は南嶺以後、円悦・行善

・養淳・覚俊・利玄と続いている。寛政八年（一七九六）刊の『摂津名所図会』には生土神なまつかみと記している。

同神社境内には、寛文六年、同村の吉田善吉が願主となって観音堂が再建されている。棟札によると大工は深江村の次郎左衛門であった。元祿ごろの同堂の規模は、桁行一間半、梁行一間半で、屋根は瓦葺。拝殿は桁行一

間半、梁行一間半、こけら葺。庫裡は桁行二間半、梁行三間、瓦葺であった。観音堂に安直する藤原末期の作とされる十一面観音像については先に述べたが、寛文六年再建のさい、大阪から大仏師宮内法橋を招いて修理させている。

神社と観音堂のもとの開創年代は、いずれが古いかわからない。しかし、神仏混淆しんぶつこんごうの時代であるから、寺院が鎮守を祭ったり、神社が守復位をもち神宮寺を有したりするのも、しばしばみられる例である。明治維新の神仏分離令によって両者は分離することになるのである。

《岩ヶ平天神社》 岩ヶ平新田の天神社についても、その由来が明らかではない。元祿九年（一六九六）奉納の石灯籠が最近まで存し、由来の古さをしのばせていた。

《徳本上人の布教》 小槌町の名号塔で今も知られる徳本



図228 徳本上人名号塔（小槌町）

上人のことをここに付記しておこう。江戸幕府の仏教保護体制のもとで、僧侶の生活が安定し、戒律もそれほど厳しさが要請されなくなり、しだいに宗教独自の厳格さが失われていったのが一般的な傾向であった。そのようなかにあつて宗教人として、ただひたすら道を求め、諸国に布教・圧迫して活動をつづけていった僧侶もあつた。芦屋地方にも布教活動の足跡を残した徳本上人などはその好例であろう。徳本上人は、紀伊国日高郡久志村出身で、名蓮社号誉と号し、浄土宗に帰依して諸国に遊行し布教に従事した。晩年、箕面市の勝尾寺松林庵に閑居し、しばしば付近に布教して歩いたようである。芦屋地方におとずれたのも、そのころ、文化年間前後であつたと思われる。

三条村・津知村の寺社

三条村には照樂寺・宗円寺と八幡宮があり、津知村には日吉神社ひよしがあつた。

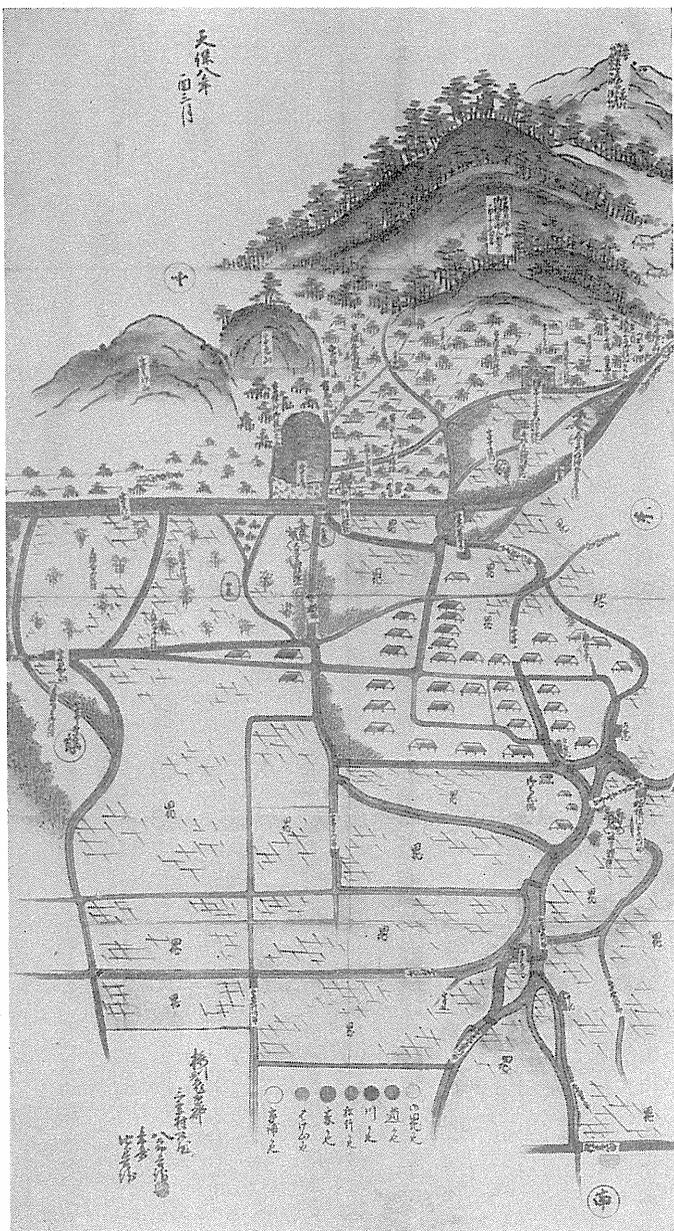
《照樂寺》 寺伝によると、開基の教伝は永正元年（一五〇四）に六五歳で没しているので、その開創は一五世紀後半ごろと思われる。貞享三年（一六八六）までは西本願寺末の撰津国川辺郡小浜毫撰寺下の三条村辻本道場と称したが、同年四月五日本寺から照樂寺という寺号を申し請けたのである。おそらく元和九年（一六二二）ごろ道順が中興し、玄香・正海と続いて信仰を集めたのであろう。ついで元祿四年（一六九一）教伝が継いでいる。元祿五年当時の規模は、本堂桁行四間、梁行二間半、それに二回半に半間の縁がつき、屋根は藁葺であつた。敷地は一四間に一一間、年貢地であつた。

照樂寺は寛政ごろになるとしきりに無住の状態が続き、毫撰寺役僧称讚寺が預かるところとなり、役僧は輪番としてつとめた。ついで文化八年（一八一二）に教音、同十二年に教勝が住持をつとめたが、それも同十四年教

三家村絵図（天保八年）

山ノ神 → 東墓 → 西墓

西、森村



← 会下山

← 宗田寺跡

← 照楽寺 高札場 ←

← 八幡宮

東、芦屋村

南、津知村

勝が病死してから文政九年（一八二六）四月に教乗が入寺するまで再び無住となった。教乗入寺の前年、文政八年に檀那惣代が庫裡の再建を正式に願ひ出ている。その大工は深江村の二郎左衛門で、おそらく寛文六年打出村観音堂を再建した大工次郎左衛門の子孫であろう。とにかく照楽寺もかなり荒廃していたことがうかがえるのである。

《宗円寺》 山号を普門山と号した禅寺で、元禄五年の「神社御改扣」には本庄九か村の氏寺としている。後に述べるように本庄九か村の氏神として稻荷大明神があるが、それと対応する位置を占めた氏寺と考えられる。しかし宗円寺の開基・由来ともに不詳である。ただ、天和三年（一六八三）の「銘々慶図并古キ事覚書之帳」によれば、明暦二年（一六五六）六月から寛文九年（一六六九）十二月までの一四年間、大阪平野町宮嶋屋彦太郎の兄で好鈍なるものが住持していた。好鈍が大阪へ帰った後、二年間は好鈍に奉公していた津知村太兵衛が寺の田畑も作っていた、ところが、延宝二年（一六七四）に大風雨のため、当時残っていた小寺もつぶれて廃絶したのである。本尊の観音菩薩は、万治三年（一六六〇）好鈍が本庄中に奉加させたものであった。元禄五年当時、屋敷一八間に一二間で、寛文三年（一六六三）の検地帳では、屋敷八間に一二間、三畝六歩のほか、下田二反一八歩、下々田四畝二歩、下畑六畝一歩、下々畑二反二七歩を有していたことが知られる。

《八幡宮》 開創・由来ともに不詳である。元禄五年の「神社御改扣」に「何百年以前より廻り持二仕候も相知不申候」といい、村中廻り持ちの支配が古くからのことであるとし、また近代になっても、境内にはおよそ數百年は経ているだろうと思われた巨松が三本残っていたことなどから、案外その歴史は古いかも知れない。三条

村の古くからの氏神は、本庄九か村の氏神である森村の稻荷大明神であった（後述）が、江戸時代には八幡宮が三条村の精神上の指導的役割を果たしていた。その支配をめぐって寛政十二年（一八〇〇）には村民同志の争いがおこっているが、そのことはまた八幡宮が村落内で大きな存在であったことを示している。これについては後に改めて述べよう。

元禄五年当時の規模は、本殿は一尺一寸四方、屋根は板葺、見世棚造りであった。敷地は九間に八間、境内は除地であった。当年の宮座御頭は茂兵衛がつとめていた。

このほか、三条村には弁財天・春日明神・山の神・大日堂跡が山手一帯にあった。

《日吉神社》 津知村の中央、旧字一ノ坪にある日吉神社は、創建・由来ともに全く不明である。境内に永正の紀年銘のある石籠せまがらが存することは先に述べたが、当社の由来の古さをうかがわせている。

三 信仰と社会生活

本庄九か村の氏神と三条・津知村

本庄九か村というのは、菟原郡内の村々で、当市域の三条村・津知村と、隣接する神戸市域の森村・北畑村・田辺村・小路村・中野村・深江村・青木村の計九か村である。本庄とよばれる地域的共同体が、いつどのようにして成立したのかということは、あまりよくわかっていない。もともと芦屋庄というのは、芦屋村・打出村にこの九か村を含めた地域であり、それが中世後期に分裂して、芦屋・打出両村の地域が狭義の芦屋庄となり、これにたいして九か村の地域が本庄とよばれるようになった、と解釈できる

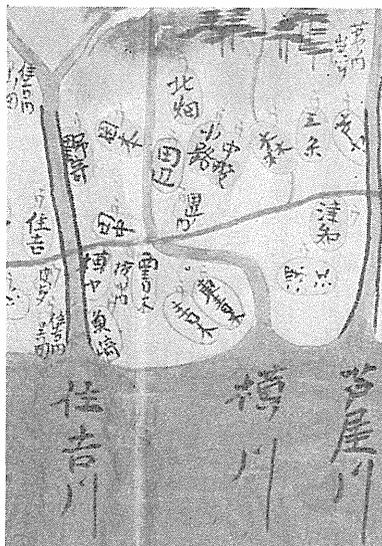


図230 本庄9か村

かもしれない。とにかく、先述のとおり戦国時代の戦乱や山論のさいには、芦屋庄と本庄との対立・抗争がみられたのであった。九か村はまた東川用水に関係する村々でもあった。

本庄九か村を結合する精神的紐帯をなしたものに、庄の氏神である稲荷大明神があり、森村に鎮座している。しかし、その勧請・由来についても明らかではない。稲荷信仰は宇迦之御魂神（倉稲魂命）という農業神を主神とする信仰で、稲荷神は中世を通じてあちこ

ちに勧請され、近世に入りますます盛大に信仰された神である。元祿五年（一六九二）の三条村の「寺社御改扣」には、その筆頭に「氏神稲荷大明神 森村ニ有り」と銘記している。津知村の史料は残っていないが、当然同様であったはずである。稲荷大明神は江戸時代を通じて、本庄九か村の氏神として、本庄統合の中心としての性格を持ち続けていたのである。しかし、実質的には時代とともにその性格を失って行きつつあった。近世という時代は、荘園を単位とする中世とはちがって、荘園制の崩壊のなから生まれてきた村を単位として生活するようになったからである。

寛政七年（一七九五）四月朔日、森村から津知村・三条村に次のような神役請証文がさし出されている。

本庄九ヶ村氏神、当村ニ御鎮座 正一位稻荷大明神御神事之節、神輿神役之儀ニ付、御庄内え及御相談二候処、庄内御集会之上ニて、神役之儀当村え御頼、此段無余儀相聞え、右ニ付一札御差入被下候ニ付、無滞神役相勤可申候、依之、応村柄ニ御心持次第御酒料可被遺旨、是又致承知候、右之通申談置候得共、氏子御村々繁栄之節、御勝手ニ神役御勤被成度節、無異儀差戻し可申候（下略）

と。同趣旨の一札は、各村々から森村へもさし入れられている。そのいうところは、稻荷大明神の祭礼のさいの神輿みこしの神役をどうするかということ、庄内の集会を聞いて相談した結果、余儀ない事情で森村に神役を任せ、そのかわり他の村々は村柄に応じて心持ち次第の酒料を出すことになったので、森村が神役を勤めますが、もし将来、他の村々が事情がよくなり神役を勤めたいというときは、異議なくお返します、というのである。しかも、このようなことはこれが最初なのではない。寛政四年の文書にも、御神輿の神役は往古から本庄九ヶ村が順番で勤める仕来りであったところ、近来差支えの儀があり、庄内一統相談のうえ、しばらくのあいだ森村に頼むことになった云々、ということがみえている。余儀ない事情とか、差支えの儀というのは、他の村々が経済的に苦しくなつて祭礼の負担に耐えないということなのである。その点では、森村とても同じことである。このことは、稻荷大明神への尊崇が変質し、本庄の氏神から、しだいに森村一ヶ村の氏神へと変移しつつあったことを示している。明和六年（一七六九）灘筋上知令で九ヶ村のうち深江・青木の両村が天領となり、支配関係がわかれたこともこれに影響しているであろう。現実には、かつてのような本庄九ヶ村の団結は、維持しがたくなつていくことの反映でもある。

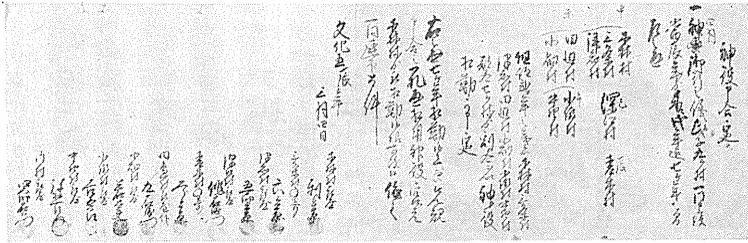


図231 文化5年、本庄9か村氏神神興神役申合せ（小阪作兵衛文書）

末尾の連署判、以下省略。

三條村・津知村は、稻荷大明神の祭礼に森村とともに「宮本の鉾」を担当する村々であった。その祭礼は「卯月卯の日に卯の花盛り夏のしるか面白や」と俚語にもてはやされたように、毎年四月の卯の日におこなわれてきたのである。祭礼は容易に消え去りはしなかった。文化五年（一八〇八）三月四日には、本庄九か村が次のような順番で再び神興神役をつとめる申合せが成立している。すなわち、当年は青木村、六年は深江村、七年は小路村・中野村、八年は田辺村・北畑村、九年は森村・三條村・津知村、十年と十一年は青木・深江の二村を除いた七か村が分担してつとめることとなったのである。三條村は文政七年（一八二四）大明神の普請にさいして銀七三〇匁を割り当てられ出銀しているし、同じく鳥居の普請にさいしても銀五二九匁を負担している。

三條村の八幡宮と宮座

稻荷大明神が本庄九か村の氏神から森村一か村の氏神へと変質して行った反面には、それぞれの村で氏神的な存在が成長していったことを考えさせる。三條村の場合、元禄五年の「寺社御改扣」の稻荷大明神の次にしるされた八幡宮がそれである。先に述べたとおり、その創建・由来ともに不明であるが、かなり古くから存在したとも考えられる。おそらくその規模は小さなものではあっただろうが、村人の社として強い結び付きを持っていたと思われる

る。庄の氏神稻荷大明神のかげにかくれて表面に現われることのなかった八幡宮が、しだいに大きく浮び出てくるのである。

八幡宮の祭礼は、元禄五年の「寺社御改扣」では、昔から村中の廻り持ちであるといっている。しかしこの場合、村中の全戸が平等な権利と義務で毎年順番に祭礼をつとめるということでは決してない。そこには宮座の祭礼組織があつた。宮座は座衆とよばれる特定の氏子で構成され、座衆の中から祭主役が選ばれて神事をつかさどるのである。座はいくつかの座株で構成されているため、特定の家に独占・世襲される性格を持つている。三条村の廻り持ちというのも、この座衆のあいだでの廻り持ちを意味していた。では、その座衆とはどのような家であつたのだろうか。

寛政十二年（一八〇〇）、八幡宮の宮座をめぐって訴訟事件がおこっている。これについては先に述べたが、双方の主張の要点は次のとおりで、座衆のこともうかがえよう。三条村は源五兵衛という者が三条と村号し開発して以来、代々繁榮して、何兵衛、何兵衛と名乗る兵衛家がふえ、二三軒のわかれができた、という。ところが、寛政二年に諸国神社仏閣取締りの御触書が出たとき、このうちの一一軒の者が八幡宮の村中廻り持ち支配を一一軒限りとして届け出た。やがてこれに気づいた残りの者は、「源五兵衛の子孫は昔から高下なく住んできたし、村中巡り持ち支配も兵衛一統の仕来りであつたのに、勝手に一一軒に限り、いくらいつても加入させないのは、仕来りにそむき、また神主筋などいい立てて家筋を隔てようとしているのだ。なにとぞ古例のとおり村中廻り持ちにするよう命じてほしい」と訴え出た。これにたいして一一軒側は、「兵衛の中でもともと源五兵衛の子

孫筋と家来筋など家筋がわかれており、村中廻り持ち支配にはちがいないが、神事のさいの座席などもはっきり改めてきている。故障を申し立てているのは家来筋の者たちで、宮座などなくなってもよいなどいい、話し合いがつかず、このままでは神慮にそかくことになる「云々と主張している。この訴訟の結果は明らかでないが、事実の裁決はおそらく容易ではなかったであろう。村中廻り持ちといっても、当時三条村の家数は四四軒前後あり、やはりそのうちの限られた家々によつて宮座が構成され、当番神主が選ばれていたのである。

ところで、八幡宮の宮座をめぐるこのような争いは、八幡宮の存在が村内で重要な意味を持っていたことを示し、庄の氏神の没落、村の氏神・鎮守の高揚を物語るものでもある。しかも、信仰だけの問題ではなく、村内における階層が分化し、身分構成がくずれてきた時点に生じた争いでもあった。それは庄屋・年寄などの村役人選出にも関係を持っていた。三条村の村役人は江戸時代のほとんどの期間を通じて兵衛中の者たかが選ばれており、村内の階層・身分構成は宮座と不可分の関係を保っていたのである。なお宮座慣行については後述の芦屋地方の民俗を参照してほしい。

芦屋村の天神社と宮座

芦屋村の氏神は天神社である。天神社は、中世後期、芦屋・打出両村の地域が芦屋庄とよばれた時代の庄の氏神であった。それが、近世芦屋村・打出村の成立とともに、しだいに芦屋村一か村の氏神へ、すなわち庄の氏神から村の氏神へと変移していったと思われる。

元禄五年（一六九二）の芦屋村の「神社御改委細帳」には、筆頭に「氏神天神社」とあり、「神主吉左衛門」とある。神主は代々吉左衛門がつとめていたようであることなどは、先に述べた。ところで、芦屋村の宮座に関す

る史料はほとんど残つておらず、三条村の場合と同様に、文政二年（一八一九）に村内でおこつた争論の史料がこれをうかがわせている。これについても先に述べたが、宮座の観点から再論しよう。

この争論は、芦屋村一八一軒のうち、宮講七二軒と残りの一〇九軒が村役人の選出方法をめぐつて争つているのである。双方の主張の要点は次のとおりである。一〇九軒側は、「当村の庄屋・年寄・百姓代の三役は、先例のごとく東西ならびに山手・茶屋・浜方の五か所の百姓が一体となつて参会し、人柄を見立て入札できめることになつてゐるのに、宮講七二軒の者たちは役家は七二軒にきまつており、入札も廃止するという。役家は七二軒にきまつてゐるといつても、現にそのうちには身上払底して地借り借家で年貢さえ納めかねる者がいるではないか。芦屋村だけはたとえ水呑百姓でも宮講百姓だからといつて村役人になれるのか。まことに不埒な話である。なにとぞ五か所大小の百姓一統の入札で村役人を選ぶように命じてほしい」と訴へ出た。これにたいする宮講七二軒側の返答は、「芦屋村は本郷二か所（西芦屋・東芦屋）と枝郷四か所（浜新田・茶屋新田・樋口新田・山新田）で構成されている。枝郷のうち樋口新田は尼崎の樋口屋九平が開発したが、そのほかは全部七二軒の者が開発したのである。七二軒の者というのは、永祿三年（一五六〇）山論逃散事件が決着して帰村し、芦屋村を相続して今日にいたらせた家々である。昔から庄屋役・年寄役は本郷二か所に限り、七二軒のうちから勤め、枝郷から勤めたことは決してない。入札というのも一〇年前、文化七年に先々の庄屋が馴合いではじめたのであり、その場合でも東西二か所に限り、七二軒の者を見立てて入札をしただけで、一〇九軒側の主張には全く旧来の儀は少しもない」といい、その中で特に一項目を立てて、「七二軒の由緒というのは、往古から例年九月十五日氏神



図232 芦屋神社の祭礼だんじり（昭和35年ごろ）

祭礼のさい、御供方・御神酒方の両講を取り結び、神前に備え奉り、七二軒の者ども神前に詣でて左右に座を改め、祭礼を営んできたのである」と、天神社の宮座支配の独占理由を説明している。

芦屋村ではこのように村内一八一軒のうち七二軒が特権的な宮座を構成し、氏子中といえども他の百姓には宮座を勤めさせなかったのである。しかし宮講七二軒のなかにも、すでに没落してゆく者たちが現われていた。だから、あくまでも村役人を自分たちで占有し、氏神の神事をつかさどる古い家柄であることを強調して、村落内の優位を保持しようとしたのである。これにたいして、新しく台頭してきた百姓たちは、そのような古い家柄意識を乗りこえ、村落内における自分たちの立場を高めようとして挑戦したのである。

芦屋村や三条村でみられたこのような村落内部の抗争は、決してこの地だけの現象ではなく、この時代い

たるところで同様の争いがみうけられる。その場合、閉鎖的・特権的な宮座は、身分の固定現象に密接に係り作用していたのである。

講集団の盛行

江戸時代には寺院教団の結束・維持をはかるために、各種の講が組織された。本寺―末寺の關係を通じて布教・説法活動が行なわれたのである。このうち、摂津十三日講は代表的な例であろう。石山本願寺合戦の天正四年（一五七六）七月十三日を記念して結成されたこの講は、一向宗門徒の布教についての組織的な活動を展開していった。寛文二年（二六六二）には、講の組織が広域に及びその活動に不自由をきたしたため、武庫川を境として、東を川東組、西を川西組として東西に分けることとなった。両組には当番寺院と在家大行司の制を作つて、月ごとに大寄講を開き、東西交流して年中行事を執行した。三条村では、寛政十一年（一七九九）の四月、西本願寺派の大寄講の当番となったが、当時照楽寺が無住であったために、寺役預りである小浜毫撰寺役僧称讚寺がこれを執行した。このとき参集した人数は、三百人に及んだほどであった。また文政九年（一八二六）四月、無住となつていた照楽寺に教乗が入寺し、その八月にも大寄講がおこなわれているが、参詣人は五百人という盛会であつた。また、打出村の親王寺でおこなわれた元祖講・明照講は、いずれも浄土宗の開祖法然上人をたたえるもので、毎月の例会日には本山の代僧がきて説教したのである。このような講は、本来の布教を目的とした組織であつた。

しかし、社寺の信仰のため村内で自主的に組織された講もあつた。当地方の講集団としては、伊勢講・大峯講・観音講・愛宕講・ふち講・和讚講・行者講・地藏講・同行講・上人講などが組織された。多くは社寺参詣を目



図233 大峯講と大神宮西講中のほり（旧三条村共有）

産としていた。伊勢講田などはその顕著な例である。いずれの講でも、毎月例会日そのほか、講の申定めが取り極められていた。

三条村では杜寺参詣を目的とした講組織のなかでも、大峯講・伊勢講がもつとも大規模であった。両講とも講中が年々代参することを目的としたものである。たとえば伊勢講は、東西の二組がつくられ、各組から毎年四、五人が一組となって代参した。そのさいは、伊勢参宮出立の願書を役所に提出しなければならなかった。講員は参宮のため掛金を積んで旅費にあてたのであるが、それでも不足する場合は、村にある伊勢講田からの費用を一時借用し、あとで利足をつけて講に返済することになっていた。文化三年（一八〇六）の伊勢講東西組の参加人数は三七軒であった。掛金は銀子六二匁三分七厘で、東組の世活人は甚兵衛、西組は伊右衛門がつとめ、東西組の講親は同じく伊右衛門がつとめていた。伊勢参宮は、大津へ出て鈴鹿峠を越え、松阪を経て、伊勢に至るので

的として、信仰を同じくする人々が組織したものである。さきの摂津十三日講のように布教を目的としたものではなく、これらは講の例会に集まり、共同で飲食し、談合する一種のサロンの要素を多分にもつていたのである。したがって各講は、講中の掛金を集め、これを運用し積み立てて講の財

ある。代参は講中のものに限定されるのであるが、三条村西組では、隣村の芦屋村、あるいは丹波の人も、一人か二人加わって代参しているような場合もみられた。

このような神事・仏事のための講は、しだいに金融を目的とした役割をも果たすことになった。講員は講から融資してもらい、利子をつけて返済するのである。そのため、純粋に金融だけの講も組織された。頼母子講などはそれである。これらは神事・仏事と関係なく、金融・収益だけの目的で結ばれた講である。中には、文政二年（一八一九）尼崎藩が農民から借財するためにつくらせた年賦講の一種の常盤講とまわなどというものもあった。

御蔭参り・御蔭踊り 江戸時代の人々の大旅行といえば、「一生一度の伊勢参り」といわれたように、伊勢神宮に参詣することであった。村々に伊勢講が結成されて、講中の伊勢参宮がおこなわれたのもそのためである。しかし、参宮には莫大な費用と日数を要したため、その機会を得ることは容易なことではなかった。当時の農民は封建領主の支配に束縛されており、たいいていの者は生活に追われているのが実状であった。したがって、奉公人といわれる下男下女の旅行などは思いもよらぬことであった。

しかし、江戸時代の農村は一八世紀ごろからしだいに階層分化が進み、畿内においては村方騒動や百姓一揆、あるいは国訴などがあいついで発生し、封建領主にたいする農民のエネルギーは大いに高揚していったのである。そのような情勢を背景として、農民は御蔭参りという、いわば狂信的な社会現象を生成させ、日ごろの憤懣を爆発させたのである。御蔭参りは近世を通じて五〇〜六〇年の周期で全国的に流行した。慶安三年（一六五〇）、宝永二年（一七〇五）、明和八年（一七七二）、文政十三年（一八三〇）、慶応三年（一八六七）には大々的にお

こっている。克明に数えあげれば、年次的におこっていたのである。

御蔭参りは、伊勢神宮の御祓札が天から降ったといううなうわさを契機として、まさに狂信的に伊勢へ群参したのである。そのさい、奉公人といえども御蔭参りだということで雇主からも大目に許容され、領主も比較的往来を自由にしたために、それは全国的な規模で展開されたのである。群参の宿泊所は無料で、沿道では領主・社寺・民衆などが施行と称して人々に食物その他の施し物を与えた。これらがまた群衆を促進する大きな作用をなしていたといえる。そこには「一生一度の伊勢参り」という社会的意識が根底にあったことはいうまでもないが、民衆のこのような行動は、むしろ封建社会における抑圧への大衆的抵抗とみるべきものであろう。

芦屋地方の村落には、御蔭参りに関する史料が残っていない。しかしそれは、この地方では御蔭参りが全く存在しなかったということではない。近隣の神戸・西宮・尼崎・豊中・大阪のすべての村々で大流行したのであるから、芦屋地方だけが無関係であったということはありえない。文政十三年の御蔭参りは、三月に阿波国ではじまり、たちまち明石・兵庫から芦屋・西宮・尼崎を通過し、付近の民衆も続々と参加して何万という大集団を成したほどである。当然、この時にも芦屋地方の民衆が大いに参加したことであろう。御蔭参りと同様に、御蔭踊りもこの時から天保のはじめにかけて大いに流行した。天保二年（一八三一）六月ごろには、尼崎や西宮地方で大流行し、熱狂的乱舞が展開された。その直後に天保の大飢饉がはじまったのである。

飢饉凶荒と雨乞い

芦屋地方の村々は、「土砂交りの田畑」が多く、干害のいちじるしく激しかったところである。そのため、江戸時代を通じてたびたび水利争論がおこっていたことは、すでにふれたとおりである。

江戸時代は自然条件に大きく左右される農業本位の時代で、飢饉凶荒は連年のように各地でくり返された。中でも享保・天明・天保の三大飢饉は全国的規模で、甚大な被害をもたらした。天保の飢饉のさいには、ついに大阪町奉行与力の大塩平八郎の乱を誘発させたほどである。

天明の飢饉は、三年（一七八三）七月信州浅間山の大噴火という異変にはじまり同七年にいたるまで、全国各地はたびかさなる風雨・水干にみまわれ、奥羽地方をはじめとして諸国ともに大凶荒となった。困窮した農民の中には、耕地を捨てて離村したり、妻子に身売りをさせたり、間引きまびといって養育できない産児を殺したりする者も少なくなかった。当地方においても、天明二年にはすでに、五・六・七月と夏中雨がふりつづき、六度の大風雨をうけて、稲は不熟、綿作は皆無といった状況であった。

当地方の凶荒について、これを直接語る史料はほとんど残っていないため、その状況を詳しく知ることができない。しかし、寛政二年（一七九〇）の長の干魃かんばつには、三条村では掘抜き井戸を掘り立てて灌漑にあてている。同十一年夏の「長々早魃、虫入、両度之大風」では、藩も救済のため「御手当米」を与えており、三条村は一五俵、津知村は四俵をもらっている。打出村では、嘉永五年（一八五二）、干魃のため溜池の用水を引き抜いたが、それも植付けに足りただけで、二番・三番草取りのころには白畑となった。しかも、銀三〇匁から四〇匁すきこも鋤込みの肥料を入れたのに、それもついに皆無となり、そこへ七月二十一日一昼夜の大風雨にみまわれ、田方は一面の白穂黒穂となって眼もあてられぬありさまであった。すでに文政六年（一八二三）の干損、同八年の風損、そればかりではなく、文政から嘉永の三〇か年のうち、まともに耕作しえたのは六、七年ぐらいしかなかったとい

う。そして、打出村は同年銀子五〇貫目を無利足五〇か年賦で借用したいと役所に申し入れている。

凶荒には天災も人災もあったが、当時の人力ではいかんともしがたいものがあつた。人々が水をつかさどる神々を信仰し、すがつたことも自然であつた。雨乞いの風習は全国に存在し、いろいろな行事が伝えられている。

芦屋地方では、日照りがつづく、村の主だった人が水神にこもり雨乞いをした。しかし、それでも雨がふらないときには、「ふか切り」を執行したのである。それは、芦屋川の上流、今の弁天社の大岩が舞台となつた。大岩のすぐ下に小さな滝がある。その上手にほとんど水平に長方形の大岩が川の中に横たわっている。これを俗に



図234 天保5年8月の「ふか切り」雨乞い
98日間の日でありつづきのため決行した。
天保15年、法印蘭雅画 (鎌田彦市所蔵)



図235 ふか切り岩 (まな板岩)

「まな板岩」とか「ふか切り岩」とよんでいる。雨乞いはこのまな板岩でおこなわれた。芦屋沖から大きなフカを捕えてきてまな板岩の上で料理し、その流れ出た血潮を水神の祭つてある大岩に浴びせかけるのである。そうすると、たちまち六甲山上の石の宝殿あたりから黒雲がわきでて、大雨となる。つまり、ふかの血で水神を汚し神を怒らせ、神はこの汚れをはらうため雨をふらすというのである。雨乞い行事については、以上のような伝説も存在している。なお、この水神は、いま芦屋神社境内に祭られている。

六甲山の周辺の村々では、同様な雨乞いの習俗が多く伝えられている。六甲山頂の石の宝殿で祈禱する場合は多いが、また生瀬川の上流の溝滝の高座岩でおこなわれる雨乞いも知られている。高座岩では、たとえば生瀬村（西宮市）は白馬や牛の血を岩に塗ったといい、名塩村（同）では黒犬の血を岩の上に流したといい、伊丹からも白鳥に乗って行き、その首を切つて岩に血を塗り、雨乞いをしたという。いずれも、神が汚れを洗い去ろうとして雨をふらすのだと伝えている。しかしこれらはもともと、岩は神のよります所であり、その神にいけにえを供える行事であつたのであろう。カニやカエルを用いて同様な雨乞いをした村々もあつた。芦屋の「ふか切り」もそのような古来の民間信仰を伝えているのであろう。

四 芦屋地方の民俗

ここで視点をかえて、近代に遺存した民俗慣行を通じて、芦屋地方の人々の生活を顧みてよう。

生業と年中行事

正月行事は、明治時代でも主として旧暦によつていたが、新暦の元日も一日だけ休み、新

曆と旧曆が並行しておこなわれていた。その後、新曆によって行事がおこなわれるようになるにつれて内容も簡略化され、古い伝承は消えてしまったようである。その片鱗(へんりん)ともいえるものにオシヤカノハナクソがある。ワラを一年の月の数だけ束ね、そこに大きな餅(もち)を二つかさねてつける。穂先には、一筋に小餅を五、六個ずつワラにまきつける。一般に餅花(もちばな)とよばれる正月の飾りもので、稲の豊かな実のりを形どり、床(とこ)や神棚(かみだな)におかれる。これは二つ作り、屋内の適当な場所にさげて乾燥する。このほか、注連縄(しめなわ)を作るが、とくにその年のノシロ(なむしろ)（苗代）にする場所には、土を少し盛って、中央に松と竹を立てて注連をしておく。

晦(みそか)の夕飯には、年越しソバを食べないで麦御飯に年越しイワシ(しおいわし)（塩鯛）をそえて食べる家もある。節分の行事と混同しているようではあるが、むしろこれが本来の姿とも考えられる。このあと、神社で焚(た)くフクビにあたりに行く。晦の晩は夜明かしするという。正月は一年を通じての最も重要な折目(おりめ)であり、晦の夜から元旦にかけて神事がおこなわれたので、その間は寝なかつたのが、こうした姿をとるのである。麦飯と鯛は、このときのハレの食制を残しているのであろう。

雑煮(ぞうじ)は、家族がまだ寝ているうちに、戸主が豆がらで煮る。主婦が関与しないのは、正月の神祭にかかわるものとして、他の神事と同様に女性を避け、男性が司祭したことによると考えられている。しかし、女性が神事に携(たづ)わっていたので男性がその準備をした遺風ともいえる。三升鍋に芋(いも)・午莠(ごぼう)・人參(にんじん)・大根・餅を入れ、自家製の味噌(みそ)で煮る。元日だけ雑煮を作る。

雑煮を祝うと、戸主はクワハジメに出かける。苗代にたてられた注連飾りの前に、一升ますに入れて持参した

米とゴマメをおき、く 飯で土をよせて帰る。仕事始めの日に各田地の土を三クワ掘って、酒やゴマメを入れ、田の札まいりにまわる地方が多いが、芦屋地方では農耕をはじめるにあたってまず苗代で田の神を祭った古い姿をわずかながら伝えていようである。

四日は、ヤマハジメという。焼いた餅二つを持って山に行く。各自で思い思いの場所をえらび、石の上に餅をおいて山の神に供え、そこで柴を二束刈って家に持ち帰る。

七日は、ナナクサガユ（七草粥）を炊く。

十四日は、夕方からトンドの準備をする。岩ヶ平では、みはん 宮番が神社の境内で、長さ一間ほどの神社の門松かまろを中心に立て、注連縄で巻きつけて組みあげる。各家からは、取りはずした注連飾りを持って集まる。

十五日、早朝に宮番が、火をつけるとふれまわる。あずきがゆ 宮番が火をつけると、村人は持ってきた餅を焼き、提灯ちようちんにトンドの火を移して家に帰り、この火で餅のはいった小豆粥あずきがゆを炊く。三条では、十五日大トンドの準備をする。各戸から真竹まだけ二本とワラ二束を出す。村の北にある山の神の石祠の前で組んでいたが、後にはふもとの畑でするようになった。まず長さ一間の松の芯杭しんかをうち、これに長さ三間の真竹をくくりつける。これを中心にして、まわりに円錐状に竹を立てかけ、縄で巻きあげる。集めたワラは、穂先をくくって二束で一組にし、巻かれた縄に掛けていく。十六日には一同はワラの松明たいまつを持っていき、山の神のふもとから火をつけて谷間を登っていく。大トンドに火をつけ、注連飾りや供え物をもやす。芯杭にくくりつけた芯竹を全部もやしてしまうと、役をしている者が意気地いけぢがないといつて、もえきらないうちに芯竹を抜きとったという。この行事は大正十年（一九二一）



図236 粃を種子池につける(農事次第図屏風、小阪作兵衛所蔵)

ごろまでつづいた。

二十日は、ハツカ正月・骨正月ほねというが、行事はない。仕事は休む。

節分は、行事はない。

三月三日は、ヒナマツリで、弁当を持って近くの山に行った。

四月三日に行く村もある。

四月中旬になると、ノシロ(苗代)を作る。

下旬には、粃もみが三ないし五升はいった粃俵を池に七日から十日間つけておく。ならした苗代は四尺おきに足でふみ、その部分の上を両方に少し上げて筋をつける。これをツユという。粃は夕方に池から上げて次の日に蒔まく。裏作をしない田をハルタといい、ここからす鋤きはじめる。粃蒔きまでにハルタ一番鋤きをする。田植えの七日ほど前にハルタ二番鋤きをして田に水を入れる。塗ぬり

畦あぜをして畦豆あぜまめを植える。このあと牛でもう一良鋤く。シロズキという。次に馬鋤まぐわで鋤き、ナラシ板でならす。

六月一日をアキノカカリ休みという。豆飯(ソラ豆御飯)を食べる。これがすむと、毎日が田植えて忙しくな

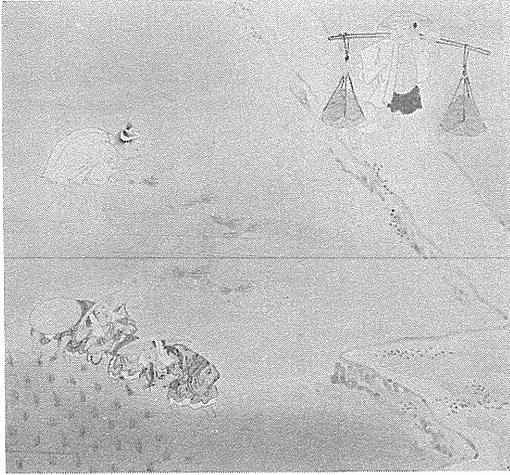


図237 田植え（農事次第図屏風、小阪作兵衛所蔵）

苗の背が八寸ほどになると、これを引いて田植えをする。現在は一人で四列植えるが、以前は同じ幅に五列植えた。数人が横にならび、畦にそって進み、畦ぎわの苗にそろえる。

サナブリは、北部の村では六月二十一日ごろの夏至げしに、南部では少しおくらせて七月二日ごろの半夏生はんげしょうの日におこなっている。この日までに田植えを終わって、一日休む。各家では赤飯を炊き、これときれいに洗った苗一束を神棚と神社に供える。サバずしをつくる村もある。サナブリのサは、サツキ・サナエなどのサと同意で、田の神の名称とされている。サナブリは、一般にサノボリといわれるもので、田の神が田から帰られる日のことである。仕事を休むのは、休養のためではなく、この日に田植えを無事に終了した感謝をこめて田の神を祭るからである。儀礼が姿を消すと、ハレの食事をとって休むだけという姿になってしまう。サノボリの前に、サオリとよぶ折目が一般にみられるが、これは田植えの前に田の神を迎えて守護を願う祭りをする日である。芦屋地方ではアキノカカリ休ミがサオリの意味を持っていたものと思われる。

苗が根づくとき、手があきしい、草がはえないようにクマデでカヤシ草をする。ひととおりに七日間ほどかかる

が、それが終わるともう一度同じことをくり返す。次は水を少し落とし、指にかねのツメをはめて田を掻いてまわる。大ナラシ・ナデ草という。

草取りのころ、ハガタメと違って、正月に作ったオシヤカノハナクソの餅をとって小さく砕き、煎ってお湯に入れ、豆と食べた。本来は旧暦六月一日の行事であつたと思われる。

次いで田に肥えを入れ、手でならして行く。アゲ草という。七月二十五日の天神祭までにこれらの仕事をほぼすませるようにする。

夏のもっとも重要な折目はお盆である。これと関連した葬送儀礼は次項に述べよう。祖先を祭る盆は、七月七日の墓掃除からはじまる。十三日の夕方には墓地に行き、お参りをしてくる。これで祖先をお迎えしてきたという。新仏がある年には、十四日の晩に新棚を軒につくる。芦を青いままで簾のように編んだ真菰で一尺四方に囲い、一三段の麻幹の梯子をかける。朝はボタモチをつき、麻幹の箸を一本つき立てて新棚さんに供える。十六日の朝、飾つてある蓮の花を持つて墓地に行く。これでご先祖さんを送ってきたとしている。ただ、新棚さんだけは、こわしたあと海に持つていって流した。祖霊を迎える姿は簡略になっているが、一面では新棚さんに古い伝承が残されていたようである。

十月十一日は、イノコである。子供たちがワラ束をつくつて、各家の前をついてまわりイノコボタモチをもらった。村によっては、家の外の物は何を取つてもよいというので、子供が畦豆や柿を取つたり、いたずらをしたという。この日は収穫祭の意味を持ち、神が各家を祝福してまわるのであるが、子供たちがこの神の来訪をつと



図238 千歯こき、カラサ打ち、粃すり（農事次第図屏風、小阪作兵衛藏）

千歯こきで粃をおとし、カラサで打つ。カラサは最近まで麦の穂を打つために使用されたが、ここでは稲に使っている。粃すりは、1人が臼につき、3人ですっているが、後には2人にへった。このあと、箕で米をより出し、ますではかって俵に入れる。初穂は神に供えた。

めるわけである。したがって、ボタモチは来訪者に供進する意味を持ち、子供たちの無礼講も許されたわけである。

十月十五日をイモマツリという。三条村ではタイモ（田芋）を入れた芋御飯を炊き、この浜でとれた太刀魚たちうおを食べた。サトイモを田芋とよぶのは南西諸島と共通し、芋作儀礼の残存を伝えている。

十月中旬から稲刈りをする。刈った稲は、長さ三間の竹にかけて一〇日間ほど干す。これをダテカケという。イネノキ、ウススリの後、唐箕とうみにかけ万石まんごくに通し、十一月中旬にはほぼ終了した。

葬送儀礼 芦屋地方では、葬式組むすしきぐみを同行どうぎょうとか和讃講わさんこうという。死者が出ると、まず家族が同行に知らせる。同行ブレという。仏は座

敷に北枕で寝かせる。枕もとに一本バナを立てる。シキビやマサキを使う。高盛り飯に箸を一本つき立てておく。この茶碗は出棺のときに割り、飯は入棺のとき頭陀袋ずたぶくろに入れる。村床屋むらどやに髪をそつてもらう。湯灌ゆかんは親類の者がする。そのあとの水は、集落より下流の川に流す家と、畳を上げて床下ゆかに流す家がある。和讃講の老姿がものさしを使わずに白い着物を縫う。糸は端をとめずにおく。この白衣を着せ、小鉤こはかのない足袋たびをはかせ、草履ぞうりをあと掛けにする。大正のころまで座棺を使つたところもある。夜伽よじやをして次の日にノオクリをする。

墓地は今では新しく整備され、旧来あつた集落単位のものゝ姿を消した。明治のころまでは土葬が一般的であつた。石碑は埋葬地に建てられていたから、単墓制であつた。しかし墓地には家単位の区画はなく、同行が適当な場所をえらんで掘るので、石碑があつても墓地内に散在して、どれどれが自分の家のものなかわからないくらいであつたという。また自然石を小さな土盛りの上に置くだけのものも多かつたという。墓地はハカというが、三条村にはベエ墓とモン墓の二つがあつた。これは祭祀組織でみられた兵衛と衛門の二つの構成員が、それぞれ別に墓を持つていたので、このような名称でよばれたのである。その景観に相違はない。宮座の構成だけでなく、墓地まで分けられている例はめずらしい。

葬列は家の縁側から直接外へ出る。出発のときに一束ワラをもやし、茶碗をわる。葬列の先頭には、家族の持つ提灯、次に孫が白装束かみしもの上下に草履をはき、握りを白いもので巻いた杖つえまたは竹を持つて行く。この後に輿こし、長男のつとめる位牌いはい持ちがつづく。餅・饅頭まんじゅう・菓子などの供え物は、列に加わる場合と、先に墓地に運んでおく場合がある。一行が墓地に着くと、棺を棺台の上で時計と逆の方向に三回まわし、終わりにわざとドスンと音を

たてて台の上におく。

埋葬には、血の濃い人から順に土をかける。土盛りの上に木の墓標を立て、前に供え物をのせるための石をおく。このほかは小屋をおいたり竹の囲いはしない。墓からの帰りは、途中で履物をぬいで素足で帰る。足を洗い、塩をまいて、清めてから家にはいる。次の日に、死者の着物を洗い、北向けにして干す。死者が迷つてもどつてくるから、迷わないようにするためだとしている。

儀礼伝承と組織

村落共同体の儀礼および運営は、特定の家筋の者によって営まれる場合が多い。一般に宮座とか講とよばれ、神祭にさいしては、構成員から代表者として頭屋とんやまたは頭人ちんじんをえらび、講員だけによる頭屋儀礼をおこなう。

三条村のお頭講ちんこうは、その一つである。村は衛門と兵衛の二つのグループからなっており、兵衛に属する家はかつて一二軒であったという。それらの家は順番に八幡神社の講をつとめる宿となった。当番の者は、元旦は自分の家の神棚に灯明をつける前に、神社の灯明をつけに行った。喪にかかると宿は次の順番の家にあわす。一月二十五日は、朝からお鏡・海の幸さき・山の幸を神前に供え、講員一同が神社に集まり、祝詞のりとをあげる。それがすむと宿の家にひきあげ、昼は元旦と同じ雑煮を出した。これにはイモマツリと同じように田芋たいもがはいっていた。お鏡は切つて各家に二切れずつ配った。行事のあとで、帳箱を次の宿の家に渡して任務のひき渡しとした。神田に相当する八幡田が古くからあり、経済的な裏づけとなっていた。戦後は、この行事も消滅した。近村のなかには、衛門株と称して衛門を名のる家だけの宮座的構成を持つところがあるが、三条村では兵衛にたいして衛門だけの

講が存した伝承はない。

頭屋儀礼の一面が、年齢階梯制の行事に関連して伝えられている。祭りがすんで、翌年の祭りの日までに男子が生まれると、父親が一升ますに米を山盛りにしたタカモリを持って、大将の家に頼みに行く。帳入りをするという。一月四日の行事の日に、一五歳になった者が高砂たかさぎ、一四歳が鶴亀つるかめ、一三歳が許す故ゆると題する謡うたをうたうので、これが同時に年齢階梯を示す名称にもなっている。これらをつとめた者が一六歳になると、大将になり、行事の当番をつとめる。一七歳になると行事の采配をふる世話ヤキの役につく。帳入りの順序にしたがって、さらに各役割に二名ずつが配され、年長者側をオジン、年少者側をオバンとよぶ二組になる。宿はオジンの大将の家がつとめる。喪にかかればオバンの大将が宿をつとめる。

祭りの一〇日ほど前から宿に集まって、世話ヤキから謡や作法を習う。謡がそろわなかったり、息がつづかないこともあった。「カラウス」といわれると一同が礼をするが、これも思うようにそろわないことがある。こんなときには、世話ヤキから焼いた餅を付けられることもあったという。役をつとめる子供にとつて、そのときのきびしさやつらさが、強く印象に残ったという。はなやいだ祭りではなく、厳粛な神事としての側面をよく伝えているといえよう。

一月四日になると、早朝からユルスユエ以上の子供八人が、担にない桶おけと、一合ますをのせた八寸の膳（高さ八寸の足つきせん）を持ち、「ワツカイ、ワツカイ、トシヨリ、ワツカイ、タカモリ三合」といって各家をまわった。一合ますに高盛り三杯であるから、各家から約五合ずつ集まることになる。このうち、約三升は粥米かゆとして宿におき、あとの

米は時価より少し安い値で買ってもらった。行事の準備は、すべて世話ヤキのいうとおりにし、大人たちは口出しがでなかつたという。

神事の中心となる御幣ごへいをホウモリという。大将のホウモリは左家ひだりで切ってもらうことになっていた。竹は女竹めたけのまっすぐなものをえらび、オジンの方がオバンの竹より太いものをえらんだ。各家のものは小さく、自分たちで作った。

朝の一〇時ごろ、「トンド ホツケラカスゾー」とふれまわる。ホウモリを作る左家ひだりから行列を組んで神社に向かう。まず世話ヤキ、次にホウモリを持った大将、三方さんぼうに洗米をのせて持つイケノミニワ（一四歳の子供の役名）、酒・杯を

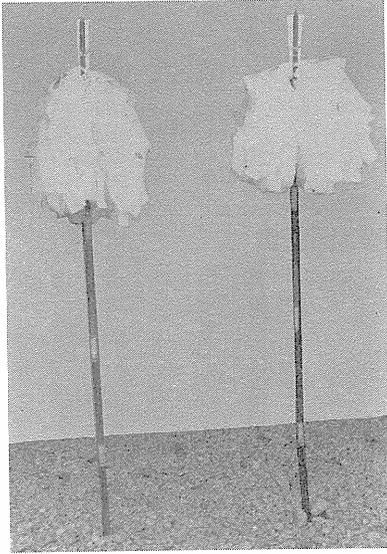


図239 ホウモリ

持ったユルスユエがつづく。各役ともオジンが先に行く。神酒と洗米は宿が出す。この列が村をまわると、各家から参加者があとにつづく。神社につくと、ホウモリを山の神の祠の両脇におき、神社に参る。参拝する子供たちにイケノミニワが箸で二つずつ洗米を手に入れてやり、ユルスユエが杯に神酒をついでやる。墓内には、中央に竹を立て、これに竹を円錐形によせて縄を巻いたトンドを前日に作っておき、各家から出したワラ一束を縄にさげて組み上げてある。まず左家ひだり

の主人が火打石ひうちいしで灯明とうめいに火を入れる。世話ヤキがこの火をワラにとり、大将にわたす。大将はアキの方かた（その年の吉方その年の吉方、えほう）に穴をあけてトンドに火をつける。燃えつきるのはお昼ひるごろになり、あとはそのまましておく。一同はこれから宿の家に向かう。宿の座敷では、床に向かつて左側がオジン、右側がオバンの座である。上座から、各二名の世話ヤキ・大将・高砂・イケノミニワ・ユルスエが向かいあつてすわる。これにつづいて年齢順にすわり、一番下座には、帳入りをする幼児が母親に抱かれて座につく。お粥ののつた祝膳しゆぜんが各々の前に出される。ここで一五歳の二人が高砂、一四歳の二人が鶴亀、一三歳の二人がユルスエをうたう。はじめの一節はオジンが一人であうたい出し、あとは二人でそろつてうたう。はじめの謡がおわると、給仕じゆしがお重おむかひをささげ持つて柳の箸しじゆで酢午すごぼろ芳ほう二本を塗膳ぬりぜんの上におく。次の謡の後には数の子、次はゴマメ二匹をおく。これがすむと、一同でお粥をいただく。各家から集めた高盛りの米を売った銭は、適当にかけて膳ぜんにのせておく。

子供の司祭する一連の行事に、一月十四日のフクビがある。この日、神社の境内に福火を焚くために、すりばち形に穴を掘り、上げた土でまわりに小さな土手をめぐらす。この中に人がはいらないようにホウモリの竹を立て、縄を張つておく。子供たちは福火に焚く木の根を集めてくる。これだけだと燃えにくいので、各家からサツカ（たき木）を二本ずつ出してもらう。夕方にアキの方から火をつける。この晩は、オバンの大将の家で、かやく飯、かす汁、水菜や菊菜のおしだしを出して、子供たちを接待する。このときに次の宿をきめる。村人は夜かかにこの火にあたりにくる。四日に使つたホウモリの竹に餅をはさんで福火で焼いた。子供たちは福火の番をする。啓家では焼いた餅を十五日の小豆粥に入れ、福火を持ち帰つて炊いた。福火の灰が菓になるといつて持ち帰

る者もあつた。

これらの行事は、子供によって差配され、大将は若衆の頭に似た存在のようであるが、この仲間にはいるのは、若衆入りの姿ではなく、年齢順による座入りの形をとっている。したがって、三条村における頭屋儀礼が、一切子供の手に委ねられて継承されたものといえる。お頭講の宿と、大将の宿の行事は、本来一連のものであつたと考えられる。四日のトンドの日に、最初に火をつけるのも、ホウモリを切るのも、兵衛の組に属してお頭講をつとめていた左八郎兵衛であるのもそのためである。お頭講が八幡神社を中心とした宮座員の株座的祭祀組織をとどめているのにたいして、子供の行事は山の神を中心とし、加入もやや開放的な村座的祭祀組織になつてゐる。特定の家だけで定まつた順序に宿をつとめる姿と、加入者の年齢順による宿の選出をおこなうという相違もこのことがみられる。本来はお頭講が主体となつた祭祀構成が、組織の変動によつて村座化する過程において、頭屋儀礼の一部が子供たちの行事になつたのであろう。四日の座がオジンとオバンの二組にわかれているが、ここではたんに座を左右におけるほどの意にすぎない。しかし、多くの宮座は、座席の違いによつて、左座とか右座とか、上座とか下座になり、村落構成員がいずれかの座に属する例が多いから、三条村ではこれをオジンとオバンの俗称で伝えていたといえる。あるいは兵衛のお頭講とともに衛門もこれに加わつて、オジン・オバンのいずれかを構成していたことも考えられる。

頭屋における宗教儀礼の主役は、多くの場合子供であり、重い物忌ものいみがとれない、祭礼には神のよりしろを持つて奉仕する。ここではホウモリを持った大将がこれに相当する存在である。古形をよくとどめたところでは、子

供たちが物忌の生活をする期間、老夫婦が後見として世話をするのが普通である。それが子供だけの儀礼になつたために、たんに名称だけをとどめ、大将の経験者が世話ヤキの役につくことになつたのである。そして大将をつとめた者が、お頭講の一員として頭屋をつとめる資格を備えた者とされたのであろう。

儀礼内容では、一月十四日と十六日に火を焚く姿がかさなりあっている。トンドは十五日の早朝、福火は晦日から元旦にかけて焚くのが一般の姿である。ところが小正月に福火を焚いたので、トンドは十六日になり、名称も大トンドとよんで四日のトンドや十四日の福火と区別したのであろう。福火は、幽祭のためのあかりになるほか、迎え火の機能も持っていたようである。トンドも、正月の飾りを焼却するためとはされながら、この火を小正月の朝に家に迎えるのであるから、福火と類似した意義を持っていたと思われる。火をつけるのに、夕方と早朝の相違があるから、迎え火としての福火にたいし、送り火のような性格を持っていたことも考えられる。十五日前後に、両者の行事をおこなつたのであるから、小正月を重要な折目にしていたわけである。

一月四日は、岩ヶ平では山始めの日で山の神を祭り、三条村では子供たちが山神社でトンドをする。山芦屋でもこの日に出の神を祭っていたから、共通した一つの折目であったことがわかる。細川道草氏の『芦屋郷土誌』によると、「毎年正月四日には山神祭を行い、村の子供たちが集ってお祭りをし、だんごをつくって、山芦屋のカラス塚に供える面白い風習があった」。また「歳末がくると七歳から十三歳位までの男の子が、その年の大将となつた家に集まって、水車谷にある数十軒の水車小舎をつぎつぎとまわつて粉米をもらい集めてくる」とある。これは子供が主役となり、その代表者を大将とよび、ここに集まるのは宿をつとめた姿ともいえる。神事の前に

各家から粉米をあつめ、これでだんごを作ったと思われる。山神の聖地をガラス塚とよび、ここにだんごを供えたわけである。これをカラスが食べたことで、供進の目的がはたせたとする民俗の名ごりがうかがえるほかは、内容・祭祀組織とも、三条村とほぼ同じ儀礼をなしたことを示しているようである。

山の神の祭りでも、打出村の儀礼は異なつた姿をしている。『草屋郷土誌』に「旧打出村字山ノ神六番地の丘墳上に小さな石祠があつた。祭神は大山祇神であつた。また牛廻しともいい、壇上には数株の松樹があり、毎年端午の節句の日、農家はその家の飼育牛を美しく手入れし、双の角を菖蒲でかざり、麦ダンゴ、茅巻一連と、塩いわしなどをもち、牛を引いてこの祠に詣で、予め待ちうけている牛廻人にたくして耕牛をひいて三回この祠をまわる奇習があつた。この風習は明治以来全くすたれた」とある。牛まわしは、芦屋の隣接地ではかなり一般的な行事であるが、山の神との関連はみられない。打出村の場合も、山の神の場所でおこなわれたというだけで、内容は農耕儀礼の一環である。農家では、労働力として貴重であつた牛を飾つて神社に参る春の予祝儀礼であつた。山の神が、春には田に降つて田の神になるという思想もあるから、山の神の前でこのような行事をしても、不自然ではなかつたようである。牛小屋を一般にマヤというが、かつては牛でなく、馬による儀礼であつたかも知れない。中世には、春の祭りに馬を飾つて神社に行き三回ひいてまわる儀礼があるが、たんに牛にかざらず、物のまわりをめぐり、春の予祝儀礼とした一面を伝えたものであろう。

岩ヶ平は、岩ヶ平天神社の氏予約一七軒で祭祀組織を構成し、定められた順番に宮番が世話をしている。分家が新たに加わることを希望すれば、宮番が一巡した後に追加し、加入希望者が多ければ、クジで前後をきめた。



図240 岩ヶ平の行者講の宿でかける掛幅

あとで会食をした。この日に次の宮番に役を渡す。神社の鍵、灯籠、神酒を入れる錫の徳利、三方、法螺貝ほら、行者講の掛軸、記録などを納めた箱が次の宮番に引き渡される。

秋祭は十月十七日で、各家では赤飯を炊き、重箱に入れて親類に配ったり、寄合いをした。若い衆が提灯を立ててまわり、宮番が神社に灯明をあげたが、行事はなかった。

十月二十五日は、戦前まで餅まきをした。二、三日前に宮番が各家をまわり、もち米を五合ずつ集める。これに宮番が適当な量を出し、約一斗にして二十四日に餅をつく。夕方からこれをお重に入れて神前に供える。二十五日は、宮番が朝から神社の本殿と拝殿のあいだで、前日に供えた餅をまく。宮番は、共同体儀礼の頭屋に相当する役であるから、十七日より、この日がむしる旧来からの祭礼の日であったと思われる。

神社の境内には役行者えんのまろしやの碑がある。八月十八日、夕食後、宮番が法螺貝を吹くと、村人が行者さんの碑のと

二月一日をフチ講といい、朝から宮番の家に集まり、神社の費用とか、日割り勘定などの計算をした。日割り勘定には、たとえば日照りになるとクジで二人が一組になって、六麓荘にある溜池の水を上から順に田に入れて行く場合のものである。この



図241 岩ヶ平天神社境内にある役行者の碑

と考えられる。

種子池講とよばれるものがあつたことを文政六年（一八〇〇）からの講中帳によつて知ることができるが、これによると、嘉永五年以降、記録の終わる大正六年（一九一七）にいたる期間は、講が二月一日に開かれている。この日は宮番を次に送るフチ講の日であるから、以前は種子池講ともよばれていたであろう。

ころに集まる。一同で般若心経はんにやしんぎょうを唱えたのち、子供たちに供えた菓子をふるまう。大峯山に参る者は、出発前の一日間は打出の浜に行つて身を清めた。神事を前にして、一定の期間は精進潔斎をつづけるのが普通であるが、行者講の中にその一面を伝えたものである。この講は、嘉永七年（一八五四）以降の掛銭帳があるが、嘉永六年七月十六日付の院号職・錦地職・袈裟の補任状各一通を有し、境内の石碑が安政五年（一八五八）に建てられているから、この時期から盛んになつたようである。講の司祭が宮番であるところからも、共同体の祭祀組織の中に、この講が取り入れられていったもの

第七節 近代への動き

一 幕末の世情

一般の動き 世にいわゆる天保改革は、老中水野忠邦の果断にかけた幕政の回生の処置であったが、社会経済政策における失敗は、すでに幕府の命運の長くないことを暗示していた。

すでに欧米諸国では産業革命をおえ、原材料の獲得と広範な製品の販売市場の確保を求めており、日本もその好対象地域としてしきりと接近が企てられていた。ロシア・イギリス・アメリカなどの艦船の訪れは、わが国内に攘夷論・開国論を沸かせた。嘉永六年（一八五三）のアメリカ水師提督ペリーの来航、翌安政元年の和親条約、同五年の通商条約の締結は、ついに「倒幕」運動に展開していったのである。開国貿易に始まる国内経済の破綻は物価の高騰をよびおこし、加えて風害・早魃による凶作飢饉と為政者の無策は人心の安定をそこない、塗炭の苦しみにたえ切れなくなった大衆は、各地において大規模な一揆や打ちこわしの行動にはしつたのである。下層武士も同じく困窮においこまれ、富商に身分を売り渡すなど階級混乱は激しくなり、幕藩体制の基礎は大きく動揺する有様となった。このような事情は下層武士を主体として攘夷倒幕の声をいやが上にも高め、大老井伊直弼の暗殺、生麦事件などの外人殺傷事件、各地の倒幕拳兵、蛤御門の変、下関・鹿児島湾の外艦砲撃、そして薩長を中

心とする諸藩連合などと幕府の退陣を迫る行動が実現し、また尊皇攘夷の方針は尊皇倒幕に転換していった。民衆もやり切れない鬱情を、乱舞、騒動、大一揆と象徴的な行動に現わし世の変革の訪れをまちわびたのであった。

摂津地方の動き 京洛に接し、大阪・兵庫の地を含む先進地域である摂津国の各地では右のような事情を敏感にうけとめ、あるいはうみ出していった。

各地では中期ごろにすでに農村分解をとげ、村内の階層分化もほぼ固まり、富農層は寄生地主としての位置を占め、貧農層は崩壊にいたる不安定な状況に立っていた。階層分化を進める諸因として、領主の増徴、臨時の調達とその要求をみたすための郷印借用、天災飢饉などの被害による事態を切抜けるための借用、それぞれの納入・返済の不能にもとづく家出、絶家などが挙げられる。

幕末においては風害、旱魃の災害がさらに大きく加わる。天保年間の天災は特筆しなければならぬ。とりわけ同四年（一八三三）九月には加古川近辺において五、六万人の窮民の騒動が伝えられ、大阪では買占めにたいする打ちこわしがあった。同七年には全国的に大飢饉が起り、各地に暴動が発生した。大阪では町奉行の無為に対する怨嗟の声は高く、見かねた大塩千八郎の挙（八年二月十九日）は余りにも著名な語り草となっている。ペリー渡来の嘉永六年（一八五三）に当国では古来稀な大旱魃に襲われ、五月下旬から約三か月の間なす術もなく仰天するばかりであり、当局も無策にすぎた。中農層までも家出する有様が見られるなど帳外^{はず}れ者が相ついだ。米価の変動が激しく、そのために年貢上納期限の変更を望む場合もしばしば行なわれたにもかかわらずその都度拒否されている実情であった。

天災、開国貿易によるインフレは当地方でも米価などに端的に現われた。安政ごろから漸次増勢を示していたが、文久年間に入り急騰し、慶応二年（一八六六）春ごろから未曾有の高値を示し、都市窮民や小前百姓たちはその日をしのぎかねる有様となり、ついには大阪市中および周辺の村々や灘目・兵庫あたりの菜種作地帯などでは、六月中旬ごろにいたり大変な騒ぎが起こっている。

時はあたかも幕府の長州征討や、外艦の大阪湾入航ショックによる摂海防備にともなう相つぐ宿駅への加助郷のために、農村地帯では農事はまったく余暇に行なわれるような錯倒した有様が見られる始末であった。救われることのない大衆たちは、内外対策に妙手をもたず右住左住する幕府諸藩が誅求をのみこととする姿勢を目のあたりにして、新しい事態の到来をうけとめる準備をしたのである。

芦屋地域でも右の事情にことなるものではない。文政六年（一八二三）の旱損、同八年の風損による被害は大きく、年貢米の減免をうけたが、以後毎年のごとく凶作が続き、嘉永五年（一八五二）にいたるまでの約三〇か年の間に平年作はわずか六、七年にすぎず、肥料その他諸物価の高騰に百姓一同は困惑しはてていた。ところが同年五月植付のち日早が続き、田地は養水を欠き、本田・新田とも大部分が二番草・三番草ですでに白畑となり養育の手段もなく、高持百姓の小百姓にたいする援助の方途もまったく絶えるばかりであった。こうしたところへ七月二十一日に一昼夜にわたる大風雨で少しは期待のもてた田地の種が吹き切れ、田方一面が白穂黒穂になり眼もあてられない有様で、天災とは申しながら手のものも落すほどに愁歎したのであらた（打出村風烈損
毛歎願書案）。前述のごとく翌六年の大早魃は当地も襲ったことであろう。当地は地味は薄く、はげ山の地先きにあつて土妙交りのた

め実りが少なく肥料を多分に投入することが必要である上に、このようなたび重なる災害に、農民は全くうちひしがれてしまう事態に追いこまれたのが実情であった。

養水の不足する地域であるだけに水論もしばしば発生したが、その争論の根絶のためにもその確保は急ぐ必要があった。芦屋村年寄猿丸又左衛門安時（二八二八〜一八八〇）が天保十二年（一八四一）から約二〇年の歳月を要して完成させた奥山池（芦屋村
字奥山）の開さくの意義は大きい。彼は村政の窮迫の打開に懸命となり、幕末から維新当時、一八村総代庄屋をつとめ、幕府および県令から、しばしば賞賜をうけた。さらに、元治二年（一八六四）四

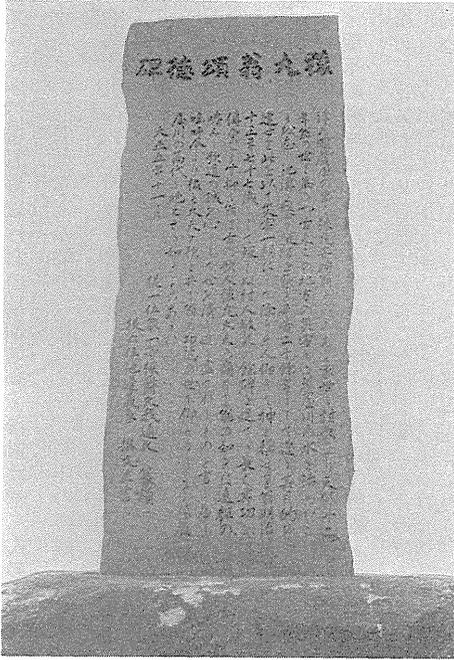


図242 猿丸安時頌徳碑（東芦屋町）

月には東川の上流、打出村・芦屋村両村の立会山字横道に新溜池も造成され、芦屋村・打出村・津知村・三条村・深江村・中野村・森村ならびに水車惣代との間に関係事項についての約定証文がとり替された（旧中野村タ
有文書）。こうして昔屋地域および関係周辺農村における養水をめぐる悩みや争いは、解決の方途をみいだしたのであった。

村民の最大の悩みはこうして排除され

てゆくが、苦しめ続けたのは加助郷や藩財政補てんの上納金の賦課などであった。弘化三年（一八四六）正月二十八日の尼崎城本丸の焼失の見舞金や、翌年の再建工事普請に当たつての領内各村に対する上納金（三条村の場合銀六丸匁六分四厘）の賦課、また年とともに増加する宿駅西宮駅にたいする加助郷役の負担（文久元年芦屋村の場合、一か年について人足一〇三人派遣、手宛銀九分宛）など、幕末農村の疲弊に一層の拍車をかけたことはいなめない。

一一 摂海防備と芦屋

朝幕の動き 江戸時代の鎖国下において外国との交流の門戸は長崎に限られ、清国・和蘭国の二か国だけが公けに出入が認められていたことは周知のところである。このことにもなつて、長崎奉行を配して警衛のことに当たらせていたが、時が幕末に移るにしたがい、ようやく海辺に外国船舶の訪れが伝えられるようになった。弘化元年（一八四四）には和蘭国王から親書をもつて諸国の動向を伝え、開国が望ましいという意見が届けられた。幕府は謝辞したのも、北辺を、ついで江戸湾付近の海防の対策を講じ、さらに摂津の海を重要防備地区に加えた。その理由は、将軍家の膝下として江戸湾を重視したと同じく、大阪湾沿岸が大阪はいうまでもなく朝廷の膝下京都の前庭でもあるからである。この措置対策が嘉永・安政年間ごろ以降の尊皇思想の高揚を反映するものであることはいうまでもない。

このような動向について京都方の憂慮は深まり、弘化三年八月には「海辺防備堅固」の勅令が幕府に対して下

されている。これをうけて嘉永三年（一八五〇）に幕府は諸藩に海岸防備を厳にするように命じている。尼崎藩は同年春いろいろ武器の修理を行ない、東の尼崎浦から西は生田川にいたる海岸防備につとめた。同六年に將軍宣下勅使東下があり、幕府は朝廷に対して海防のことについて種々意見を具申ししている。このように朝廷も幕府もともに海防に意を用い、摂海の防備にもとくに留意をしていたのである。その反映として摂海の警備に関して、安政元年（一八五四）二月には、代宮川上金吾助、同増田作右衛門は、摂泉播三か国の海岸警備のことについて大阪城代土屋寅直（土浦藩主）に上申し、川上金吾助代官所支配の菟原郡打出村・芦屋村および武庫郡中の村々は、尼崎藩松平遠江守が警衛を担当すべきであるといっており、同月二十六日に大阪城代土屋寅直は、異国船近海渡米の際における大阪の警衛に関して意見を幕府に具申し、とくに尼崎・西宮・兵庫辺および住吉・堺・岸和田・紀州境辺を肝要の地であるとのべている（大日本維新史 料第二編ノ五）。

とかくするうちに同年九月、プチャーチンのひきいるロシア軍艦が長崎から回航して大阪湾に入ってきたのである。同月十八日に紀州沖から大阪湾に入り、御影村・打出村・鳴尾村沖合を回り天保山沖に停泊した。大阪市中はもちろんのこと沿岸の各地域でも大いに驚いた（大日本維新史料 稿本・二九日条）。京都においても衝撃をうけ、近傍の諸藩の殆んどが派兵して湾岸諸地域の警備に当たった。大阪の警衛は同時に京都のそれであるという見解に立つてのことである。ロシア艦は十月はじめに退去したが、これを契機として幕府の摂海防備の態勢は一段と積極化された。安政二年（一八五五）十月には海防掛の勘定奉行川路聖謨が（とよま）尼崎から兵庫にいたる灘筋を検分し、海岸防備の意見（台場設置）を幕府に具申しした（同前、十一月六日条）。翌三年にはあいっいで安治川・木津川口に砲台を設置した（同前、七月十八日条）。

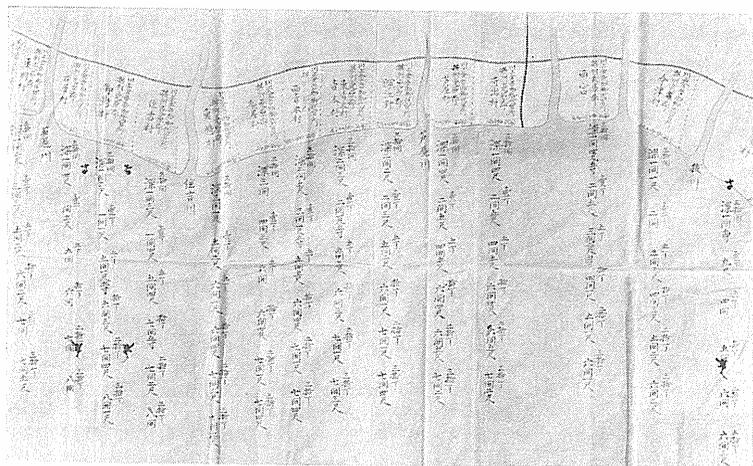


図243 海深絵図（山口県文書館所蔵）

さらに同五年六月には、従来江戸湾の海防に当たっていた諸藩のうちから鳥取藩・岡山藩・柳河藩・長州藩の四藩が摂海の防備のために派遣されてきた。このうち摂海防備一二条をあげてもっともつよく幕府の責任を攻撃していた長州藩が武庫郡平左衛門新田尼崎領界から西は八部郡西須磨村国境まで約九里の間を担当し警備に当たったのである。所領の錯雑すること警備地域の民政に立ち入ることはせず、民心を把握することに努めつつ要務を遂行した。陣営を兵庫のほか、打出村にもおき、文久三年（一八六三）五月まで警衛の衝に当たった。この期間に長州藩は海深の調査を進めていた。

打出陣屋

長州藩は万延元年（一八六〇）十月に陣営地を幕府から供与されるまでは兵庫の浜本陣絵屋鷹見右近右衛門宅に公儀所をおき、四か寺に分駐していた。また打出村の親王寺にも公儀所を設けた。長州藩毛利家の達祖阿保親王をまつる由縁の地である。同藩は文久三年二月十三日には阿保親王の臨時祭を挙行したことがあるからである。

文久元年（一八六一）三月二十三日打出村字広野の地に長州候により陣屋が設けられ、この日に上棟、屋敷は二町余（西田花居稿）、「葎の浦風」、総敷地五四三三坪（山口県文書館所蔵絵図）であった。

翌二年六月には久留米藩が代つて警備に当たつたが、同八月には竜野藩が、ついで元治元年（一八六四）八月には勢州藩がひきついでいる。

この間、文久三年四月には將軍家茂がみずから摂海の巡視を行なっている。帰京ののち五月十八日には、摂海防備について意見を朝廷に奏上したが、とくに西宮沢より以西播州境にいたる六、七里の間の防備について憂慮している（大日本維新史料稿本、四月二十三日、五月十八日条）。巡視の間に長州・竜野両藩に防備を命じて右のごとく交代が行なわれている。

文久三年八月十八日に薩藩を中心とする公武合体派が主導権をにぎり、三条実美以下の尊攘派公卿と長州・土佐両藩を中心とする尊攘派志士の主張がやぶれるという政変が生じ、いわゆる七卿の長州落ちの事態が起こった。

元治元年には三月に一橋慶喜が摂海防備の指揮を拝命し、五月には前年来神戸操練所で訓練をうけていた土が、西宮・今津・和

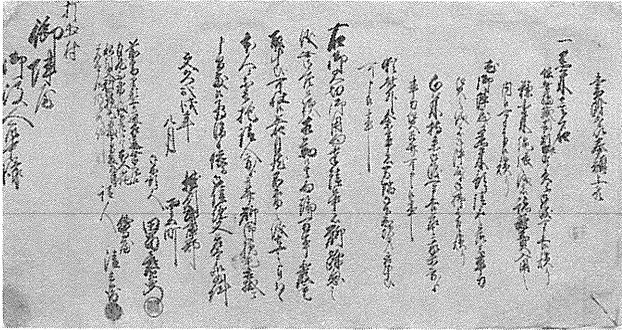


図244 打出村陣屋御用請書（西宮市田富哲蔵文書）

西宮町の田富彦左衛門が打出陣屋の米を取り扱うにさいして差し入れた請証文である。

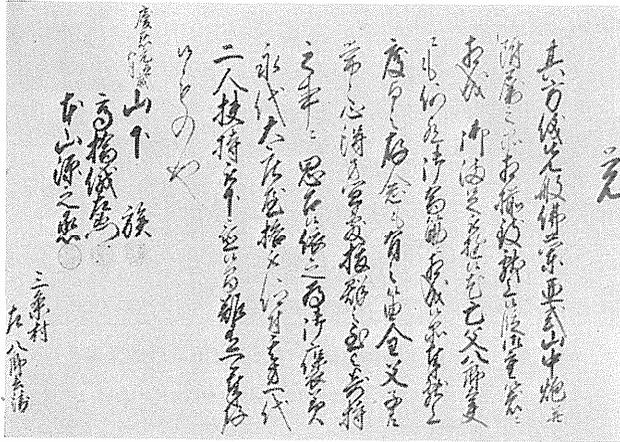


図245 左八郎兵衛大庄屋格仰付け書（神戸市左博文書）

田崎・神戸・川崎等の砲台に配置されてくるなど、大阪湾を中心とした世情はまことにあわただしかった。

同年七月情勢をみまもっていた長州藩は京都に入ったが、いわゆる禁門の変（蛤御門の変）をひき起こした。同藩は敗走し、十月に幕府の第一回長州征伐の軍が起こされた。

長州藩は変後八月に英・米・仏・蘭四か国連合艦隊の攻撃をうけ降伏するなど、不利な事態が続き、朝廷に恭順の意を示したが、これらの様相に対処してゆくうちに尊皇倒幕の方針をうち出した。ここに第二回征長の軍が起こされた。

江戸城を發した將軍は、慶応元年（一八六五）五月十六日に大阪城に入城している。この当時、將軍供奉を願った尼崎藩主松平忠興の所領三條村の庄屋左八郎兵衛は、フランス式山中砲および付属品一式を献上し、永代大庄屋格を仰せ付けられ、な

お一代二人扶持を下付されている（図245）。左家はそのほかたびたび同藩の江戸上屋敷の普請等に際して御用金を上納して帯刀御免、提灯八寸棒に御印を使用する御免をうけている（神戸市・左博文書）。

第二次征長の際においては、長州藩は軍制改革により新式の銃隊を編成していたが、これにたいして幕府軍は

士気・軍備の両面においていちじるしく低下していたため大敗北を喫した。慶応二年七月に将軍家茂は大坂城内で病没し、幕府の命運も倒壊寸前の姿となった。ついで条約が勅許された。

翌三年十月十日に将軍慶喜は大政を奉還したが、同日倒幕の密勅が薩・長・芸三藩に下され、各藩の藩兵は陸續と上京した。

長州藩では約一〇〇〇人の兵が三艘の蒸気船とそれに曳船される三艘の帆前船に分乗し、芸藩の軍艦万年丸に誘導され、十一月二十九日に西宮沖に到着した。しかし当時、まだ関東に下る幕兵二〇〇〇人ほどが西宮駅にいたため、長州藩は打出村に上陸宿営し、本営を親王寺においた。同年に加賀大聖寺藩から引きついで滞陣していた伊予大洲藩では、長州藩からの打出浜着岸の連絡申入れをうけとめ手配をした。

十二月一日長州藩の本営は西宮六湛寺に移されたが、布陣として騎兵隊・整武隊・鋭武隊・膺懲隊・第二騎兵隊をそれぞれ町内に配置し、病院も設置した。そのほか昆陽口に遊撃隊を分遣、振武隊（九四人）を打出村親王寺に駐屯させた。この駐屯中に西宮に「ええじゃないか」の乱舞が発生し、世直しを願う民衆の祈りもこめて急激に拡大した。

慶応三年十二月九日の王政復古は、こうした世情の間に実現し、遂に幕府は倒壊した。鳥羽・伏見の戦い（同四年）明治元年正月三日、慶喜の江戸への敗走（同八日）、大坂城の陥落（同九日）と急転する動きにより、新時代の到来は現実のものとなったのである。

このような情勢の中にあつて、打出陣屋の歴史的な役割は変貌を示したのである。明治元年（一八六八）正月

大洲藩に交代する備前藩兵が打出に向う途次、神戸で家老日置帯刀の藩士滝善三郎が英人を殺傷するという、いわゆる神戸事件が発生している。この報せは直ちに打出陣屋に伝えられた。ついで同二月には久留米藩、さらに四月に尾崎藩へ引きつがれたが、あけて明治二年三月下旬に至って取払われ、歴史のかなたに姿を消しきつたのである。